

目 次

1. 平成27年3月2日（月曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 議案上程（議第1号から議第44号まで）	15
9. 日程第5 提案理由の説明	15
10. 日程第6 報告2件	31
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、請第2号・陳第1号）	31
12. 散 会	32
13. 平成27年3月10日（火曜日）	35
14. 議事日程（第2号）	35
15. 開 議	39
16. 日程第1 一般質問	39
17. 福嶋議員 質問	39
18. 吉田議員 質問	48
19. 田畑議員 質問	58
20. 宮田議員 質問	73
21. 西川議員 質問	82
22. 内田議員 質問	94
23. 散 会	107
24. 平成27年3月11日（水曜日）	111
25. 議事日程（第3号）	111
26. 開 議	115
27. 日程第1 一般質問	116
28. 嶋村議員 質問	116
29. 田中議員 質問	120
30. 多田隈議員 質問	133

31. 前田議員 質問	154
32. 近松議員 質問	172
33. 松本議員 質問	197
34. 散 会	211
35. 平成27年3月12日(木曜日)	215
36. 議事日程(第4号)	215
37. 開 議	218
38. 日程第1 一般質問	218
39. 永野議員 質問	218
40. 徳村議員 質問	233
41. 北本議員 質問	247
42. 城戸議員 質問	270
43. 江田議員 質問	284
44. 日程第2 追加議案上程(議第45号)	299
45. 日程第3 提案理由の説明	299
46. 日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託	299
47. 散 会	303
48. 平成27年3月27日(金曜日)	307
49. 議事日程(第5号)	307
50. 開 議	310
51. 日程第1 委員長報告	310
52. 総務委員長報告	310
53. 建設経済委員長報告	320
54. 文教厚生委員長報告	331
55. 日程第2 質疑・討論・採決	347
56. 日程第3 委員長報告	363
57. 議会運営委員長報告	364
58. 日程第4 委員長報告	365
59. 公共施設等建設特別委員長報告	365
60. 日程第5 議員提出議案上程	370
61. 日程第6 議員提出議案審議(質疑・討論・採決)	370
62. 日程第7 決議案上程	371

63. 日程第8	提案理由の説明	371
64. 日程第9	決議案審議（質疑・討論・採決）	373
65. 日程第10	決議案上程	373
66. 日程第11	提案理由の説明	373
67. 日程第12	決議案審議（質疑・討論・採決）	375
68. 閉 会		377
69. 署名欄		378

第 1 号

3 月 2 日 (月)

平成27年第1回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
3	2	月	本会議	開 会 宣 告 午前10時 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第1号から議第44号まで） 5 提案理由の説明 6 報告2件 7 請願・陳情の報告（請第1号、請第2号・陳第1号） 散 会 宣 告
3	3	火	休 会	
3	4	水	休 会	
3	5	木	休 会	
3	6	金	休 会	
3	7	土	休 会	
3	8	日	休 会	
3	9	月	休 会	
3	10	火	本会議	一般質問
3	11	水	本会議	一般質問
3	12	木	本会議	1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
3	13	金	休 会	
3	14	土	休 会	
3	15	日	休 会	
3	16	月	委員会	・ 総務委員会
3	17	火	委員会	・ 総務委員会
3	18	水	委員会	・ 建設経済委員会
3	19	木	委員会	・ 建設経済委員会
3	20	金	委員会	・ 文教厚生委員会
3	21	土	休 会	
3	22	日	休 会	
3	23	月	委員会	・ 文教厚生委員会
3	24	火	休 会	
3	25	水	委員会	・ 議会運営委員会
3	26	木	休 会	
3	27	金	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

平成27年第1回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成27年3月2日（月曜日）午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第1号から議第44号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告2件
- 日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、請第2号・陳第1号）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第1号から議第44号まで）
 - 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
 - 議第 2号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
 - 議第 3号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
 - 議第 4号 平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 議第 5号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 議第 6号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 7号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議第 8号 平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算
（第3号）
 - 議第 9号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第10号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
 - 議第11号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
 - 議第12号 平成27年度玉名市一般会計予算
 - 議第13号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議第14号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議第15号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算

- 議第16号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第17号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第18号 平成27年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算
- 議第19号 平成27年度玉名市水道事業会計予算
- 議第20号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第21号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議題22号 玉名市名誉市民条例の制定について
- 議第23号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の制定について
- 議第24号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の制定について
- 議第25号 玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について
- 議第26号 玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定について
- 議第27号 玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定について
- 議第28号 玉名市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 議第29号 玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議第30号 玉名市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第31号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第32号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第33号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第34号 玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第35号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第36号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第37号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第38号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第39号 玉名市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議第40号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第42号 あらたに生じた土地の確認について
- 議第43号 字の区域の変更について

議第44号 市道路線の認定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告2件

報告第1号 専決処分の報告について 専決第1号

報告第2号 専決処分の報告について 専決第2号

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、請第2号・陳第1号）

請第1号 国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願

請第2号 将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設
建設を求める請願

陳第1号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市 長	高 寄 哲 哉 君	副 市 長	齊 藤 誠 君
總 務 部 長	西 田 美 德 君	企 画 經 營 部 長	原 口 和 義 君
市 民 生 活 部 長	北 本 義 博 君	健 康 福 祉 部 長	前 川 哲 也 君
產 業 經 濟 部 長	北 口 英 一 君	建 設 部 長	藤 井 義 三 君
會 計 管 理 者	宮 本 道 之 君	企 業 局 長	本 田 優 志 君
教 育 委 員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 查 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時01分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第1回玉名市議会定例会を開会いたします。

開会に続き、新議場の開場に当たりまして、議会を代表し、一言所信を述べさせていただきます。

本日ここに市長の招集により、議員全員がそろい、新庁舎の新議場における初の市議会定例会の開会を迎えることができますことを非常に喜ばしく感じるとともに、市政の殿堂たる新議場が開場いたします。この記念すべき瞬間に立ち会えますことを光栄に存じております。これまで築き上げられてきた玉名市政の歴史に引き続き、これからは我々が玉名市発展のために尽力された先人たちの意志を受け継ぎ、この新議場において玉名市政に新たな歴史を刻んでいくこととなります。どうか、この上は思いを新たに議会はもとより執行部の真に民主的な議会運営により、後世にわたり市政の殿堂たるこの新議場において、これまで以上に活発な議論、政策論戦がなされていくことを念願してやみません。希望に満ちた明日の玉名を築く立法の府として末永く市政に寄与していくことを心から願うものであります。

以上、新議場の開場に当たっての所信といたします。

それでは、議事に入ります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

17番議員 森川和博君、18番議員 高村四郎君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、2月23日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から3月27日までの26日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月27日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日、平成27年第1回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本議場での最初の定例会でございます。真新しい議場での審議に、議員各位同様、身の引き締まる思いでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今議会には平成27年度予算案を初め、国の経済対策予算に伴う本年度補正予算案等の議案を提案いたしております。御審議をお願いするに当たりまして、提案理由と市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきますとともに、予算案に計上しております主要事業について御説明を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さまに対し、御理解と御協力をお願いするものでございます。

本年に入り、厳しい寒さが続いておりましたが、2月の後半から気温のほうも幾分緩み始め、梅の花も咲きほころび春の足音がだんだんと近づいてまいりました。

さて、1月24日、過激派組織「イスラム国」とみられる集団により、人質にされていた湯川遥菜さんが殺害されるという痛ましい事件が発生し、その後、もう1人の邦人人質であった後藤健二さんも殺害をされました。邦人のみならず、全世界の罪のない人々を殺害するという卑劣きわまりない残虐さには、心の底から強い憤りを覚えるところでございます。お二人を含め、亡くなられた方の御冥福をお祈りしますとともに、二度とこのようなことが起こらないよう、ただただ願うばかりでございます。

日本列島は火山列島とも呼ばれておりますが、昨年11月25日、阿蘇中岳がマグマ噴火して以来、3カ月となりました。依然として活発な活動を続けており、予断を許さない状況が続いています。噴火に伴う降灰により、農産物への被害も深刻となっているところでございます。ハウスには灰が積もり、日照不足による作物の生育不良が心配され、また露地野菜の中には灰が入り込み出荷できないといった話も聞こえてきます。また、阿蘇は、世界ジオパークに登録されたばかりですが、阿蘇のみならず、熊本県への観光客への影響も心配されるところでございます。また、風向きいかんによっては、玉名地域の農産物への影響も考えられるところであり、一刻も早い鎮静化を願うばかりでございます。

毎年、大阪において農産物のトップセールスを行なっているところでございますが、今年は大阪のほかに2月5日から8日にかけて、観光部門と農産物部門の両面から

香港トップセールスを行なってまいりました。今回、JAたまなが従来から実施している香港での販売PR活動に参画し、官民一体での農産物PRに日程を合わせ、観光部門において、本市のインバウンド事業に向けた効率的な宣伝活動を行なってまいりました。

香港の方々の日本への旅行に関する市場動向を伺うために、JTB香港への訪問を皮切りに、約10万人を日本に送客する香港ナンバーワンの旅行会社でありますEGLツアーズや、数ある情報誌の中でも大手出版社であります角川香港を訪問し、九州を取り巻く観光の状況、本市の概要と観光素材や交通アクセスの利便性のよさをPRしてまいりました。また、香港の大手日本食品卸、青果物・加工品等、日本食品を幅広く取り扱う企業で、JAたまな産イチゴの卸販売を一手に担っている味珍味有限公司のフランキー・ウー会長、デニス・ウー常務らと香港の経済状況やJAたまなの農産物の販売等に関して意見交換を行ない、さらにイオン、ヤタ、ユニ、そごうの各百貨店にてイチゴであります「ひのしずく」の販売PRを行なってきたところでございます。玉名産の農産物が国内はもちろんのこと、海外でもトップブランドに育つよう、今後ともPR活動を積極的に推進していく所存でございます。

さらには、これに関連しまして、今回招請事業として角川香港から編集長に本市にお越しいただいたところでございます。本市では、観光資源である玉名温泉にお泊まりをいただき、先月22日に開催の「いちごマラソン大会」への参加でございました。のんびりコースへの参加でございますけれども、そのほか市内の観光スポット、さらには山鹿市や荒尾市にも足を運んでいただき、県北のすばらしさを感じていただいたところでございます。この訪問をきっかけに、香港で本市の宣伝をしていただき、将来的に香港から「玉名市横島町いちごマラソン大会」への団体ツアー客の参加のみならず、本市を含めた県北地域への観光客の誘客につながるよう、さらなる活動を推進していく所存でございます。

さて、私が市民の皆さまの負託を受け、2期目の市政運営を任せられて2年目を迎えております。1期目は「新庁舎建設の見直し」や「子ども医療費助成の拡充」など52項目の施策を6分野に分類した「チェンジ玉名」をマニフェストとして市政運営を行ない、結果的に全体として76%の達成率でございました。

「チェンジ玉名」の取り組みを終え、現在は2期目に策定した「輝け玉名「戦略21」」の実現に向けて取り組んでいるわけですが、その根底にあるのは市民の目線に沿った良質な市民サービスを低コストで提供しながらも、市民の満足度を向上させるものであり、「市民の一人一人の思いが通じる、市民のための市政」を基本姿勢としているところでございます。これからも引き続き「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現を目指し、市政のかじ取りに全身全霊を傾注してまいります。

本市は、これまで行政改革大綱に基づき行財政改革の推進に取り組み、行政体制の

整備や財政健全化に努めてきたところでございます。しかしながら、我が国は世界中のどの国も経験したことがない少子高齢化・人口減少社会を迎えようとしています。このことは地域経済、まちづくり、そして市政運営にも大きな影響を及ぼすものであります。

本市におきましても、高度経済成長期における人口増に対するための学校や市民会館などの建築物、道路や橋りょう、上下水道といったインフラなど、急ピッチで公共施設の整備を進めてまいりました。しかしながら、これらの公共施設が一斉に老朽化し、近い将来、その維持管理や更新に莫大な事業費が必要となってきます。社会保障経費が増大する一方で、大幅な税増収が期待できない中、それらの費用を生み出すには限りがあり、比較的健全な財政状況にある本市におきましても、平成30年代には大規模な財政不足が発生し、厳しい財政運営を強いられるおそれがございます。

私は、将来にわたって持続可能な行財政運営体制の構築と適切な行政サービスを提供するためには、歳入の確保と的確な財政支出に努めることはもちろん、行政改革大綱や公共施設適正配置計画などの行財政改革関係の既存計画を確実に実施していくことが重要であると考えているところでございます。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして、「平成26年度一般会計補正予算の専決処分」1件、「平成26年度一般会計及び特別会計補正予算案」など10件、「平成27年度一般会計及び特別会計予算案」など10件、条例案件といたしまして「玉名市名誉市民条例の制定について」など20件、そのほか「あらたに生じた土地の確認について」など3件、合わせて44件と報告2件でございます。

それでは、平成27年度当初予算案について御説明をいたします。

まず、国における地方財政の見通しですが、企業収益の回復等により地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障費の自然増や公債費が高い水準で推移するなどにより、地方は依然として大幅な財源不足が生じると見込まれております。このため国は地方財政対策として、地方公共団体が自主性・主体性を最大限に発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業」を1兆円計上しているところであります。

また、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額を対前年度当初予算比で5.3%減の2兆2,798億円としていますが、一般財源総額については、地方創生のための財源を上乘せして前年度の水準を上回る額を確保し、地方財政への対応を行なうこととしております。

このような中、本市の平成27年度の当初予算は、私の公約をとりまとめた「輝け玉名「戦略21」」に掲げた取り組みを着実に推進するため、「輝け玉名「戦略21」」実行予算として予算編成を行ないました。

行政経営、暮らし、経済産業、人づくり、安心・安全、まちづくりの6つの分野の中で特に早急に取り組むべきものとして、玉名市自治基本条例の制定、35人学級編成事業、境川改修事業などに新たに取り組むとともに、市民会館やサッカー場建設事業、小中一貫教育の推進など「輝け21」の具体化に向けた事業と市民に直結した事業へ重点配分を行なったところでございます。

また、国は現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却や経済再生をより確実なものにしていくため、消費税率10%への引き上げの施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に先送りすることになりましたが、昨年4月からの消費税率の引き上げによる社会保障充実のため、子ども・子育て支援制度を予定どおり実施するとともに、所得の低い方や子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、新年度も引き続き給付金を支給することといたしております。この結果、平成27年度玉名市一般会計予算案は対前年度比で0.5%増の総額302億800万円で、昨年度に続き過去最大の予算編成となりました。

それでは、当初予算の主な内容につきまして「輝け玉名「戦略21」」のスローガンである「市民が輝き、都市が輝き、夢が広がる玉名」の実現に向け、重点化した事業を中心に御説明をいたします。

まず、「市民の暮らし」の分野についてでございますが、子ども医療費助成事業につきましては、子どもの疾病の早期治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減のため昨年4月から対象者を中学生まで拡大し、実施しているところでございます。新年度も子供たちが安心して必要な医療が受けられるように事業を継続し、さらなる子どもの健全な育成と子育て支援を図ってまいります。

また、水害が多発する境川の改修につきましては、現在、県が管理している南大門橋下流の改修工事が行なわれている状況であります。新年度は、市が管理する築山小学校から南大門橋までの500メートルの部分の改修に向けた測量設計を実施し、河道の拡幅や堤防設置、既設堤防の補強に取り組むこととしております。

次に、「経済産業」の分野についてでございますが、6次産業推進につきましては、引き続き推進事業補助金による商品開発、任期付職員による積極的な営業を行なうとともに、新年度は平成26年度補正予算に計上していますバイヤーやマスコミ、飲食店関係者を対象とした産地見学・マッチング会を実施することで玉名市6次産品の情報拡散を図ってまいります。

また、食料・農業・農村基本条例につきましては、市の農業に関する施策の基本事項を定めることで、市民の食料や農業、農村に対する理解を深め、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため条例を制定するもので、今議会に条例案を提出しているところでございます。新年度はこれらの基本理念や施策の

基本方針を具体化し、的確に実施していくために、「玉名市食料・農業・農村基本計画」を策定することとしております。

次に、「人づくり」の分野についてでございます。サッカー場建設につきましては、平成26年第1回市議会定例会において、「玉名市サッカー場建設検討委員会条例」が可決されたことにより、8月に建設検討委員会を設置し、建設場所や機能・規模等について慎重に審議を重ね、本年1月26日に建議がなされたところでございます。今回、基本計画設計の予算を計上し、子どもから大人まで多くの市民が利用しやすいサッカー場建設を進めてまいります。

また、市民会館の建設につきましては、昨年8月、建設位置を合同庁舎南側の市民広場公園と改めて決定し、その旨を市議会公共施設等建設特別委員会に御報告し、現在、基本設計の作業に着手したところでございます。この基本設計は、今年度から2カ年で行なうこととしております。平成28年度に実施計画、翌29年度からは建築工事に着手をしまして、平成30年末の完成を見込んでいるところでございます。

また、昨年4月から市内全小中学校において小中一貫教育を実施しているところですが、義務教育の9年の中で、小学1年生から4年生の基礎・基本期においては学級担任制として、小学5年生から中学1年生の習熟・接続期は学級担任が中心となり、専科教科を増やして子どもたちの学習意欲を高めていき、中学校との滑らかな接続を図ってまいります。中学2年から3年生の充実・発展期は9年間の仕上げを行ない、進路に向けての取り組みを充実させていきます。本市独自の学習活動である「エンジョイ・イングリッシュ」は、本年度に研究指定校において実践を行ない、検証・改善を図った上で4月から全小学校で、平成28年度からは全中学校で実施をします。一方、「玉名学」は本年度から2年間、研究指定校において実践を行ない、平成28年度から小中学校で実施を予定しています。基本的な生活習慣、礼儀作法、日本の伝統文化や玉名の産業・歴史を学び、英会話力の向上を目指し、継続的に学習することで世界への順応力を持つ子供たちを育てていきます。

また、35人学級につきましては、人づくりを目指す本市の学校教育施策のかなめとして、平成27年度から国に先駆け市独自の学級編成基準を定め、教職員を配置することとし、現在1、2年生に加え3年生以上に拡大し、小学校6年生を通じて少人数教育を実施してまいります。きめ細かな指導により基礎学力の向上が期待できるものと考え、新年度は全小学校の3年、4年生に、平成28年度に同じく5年生に、平成29年度に同じく6年生に1クラス35人学級を導入いたします。

次に、「まちづくり」の分野についてでございます。国道501号と県道長洲玉名線を経て、国道208号を南北に結ぶ岱明玉名線道路新設改良事業、繁根木からJR砂天神踏切を経て松木に抜ける小浜繁根木線道路改良事業、さらに天水の県道熊本玉名線と

県道玉名植木線を東西に結ぶ竹崎1号線道路改良事業につきましても、安心・安全かつ円滑な通行を確保するため、早期の供用開始に向け、引き続き事業を推進してまいります。

次に、「行政経営」の分野についてであります。自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項を定め、市民自治の確立に向けた基本的な考え方を示し、法的基盤の根拠とする玉名市自治基本条例を制定します。新年度は、市民アンケートの実施、自治基本条例検討委員会で条文案を検討し、平成28年度の施行を予定しているところでございます。

また、学校規模適正化事業につきましては、平成30年4月開校を目指す中で、玉陵中学校の6小学校の学校再編を円滑に推進するため、新しい学校づくり委員会で校名、校歌、通学手段など新設校開設に必要な事項について協議を重ねているところでございます。新年度は、小学校新築及び玉陵中学校の大規模改修に係る基本・実施設計、建設予定地の用地購入費及び造成工事等の予算を計上し、学校再編を進めてまいります。

以上、平成27年度当初予算案につきまして御説明を申し上げましたが、あわせて平成26年度補正予算案も提案いたしております。

我が国の多くの地域が人口の減少と若者の流出といった看過できない問題に直面する中、国と地方とが相携えて、地方でも若い世代が安心して働き、結婚し、子育てができる環境を整え、人口減少を克服する。また、地方の活力を高めることによって地方の創生を実現し、地方の存続を図ることこそ今後の日本社会を維持していくための喫緊の課題であるとの考えのもと、国においては昨年9月「まち・ひと・しごと創生本部」が設立され、また同年11月には「まち・ひと・しごと創生法」も施行されました。

このような中、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、地域住民生活緊急支援のための交付金が確保されたところでございます。本市への交付金は、地域消費喚起・生活支援型として1億3,620万円が、また地方創生先行型として7,864万円が先月中旬に示されたところでございます。

そこで本市では、これらの動きに即応するため、1月19日「玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部」を庁内組織として設置し、平成26年度の交付金の活用方法など検討してまいりました。

今回の補正予算は、本年度予算の決算見込みによる調整が大部分でございますが、国の補正予算成立後の先月4日に、45歳未満の新規就農者へ補助する地域農業経営安定推進事業など3事業、総額で1億952万6,000円を専決処分したところでございます。

また、本市の「まち・ひと・しごと創生推進」のための取り組みにつきましてでございますが、地域消費喚起・生活支援につきましては、合併10周年を記念し、2割分

のプレミアムつき商品券を総額3億6,000万円発行し、玉名地域の消費者の購買意欲を喚起し、地元消費の拡大により地域経済の活性化を図ってまいります。このプレミアムつき商品券事業と連携して県の補助金を活用し、就学前の子どもを持つ子育て世帯に対し、商品券を販売する際に通常の販売額よりも減額して販売する事業を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることといたしております。また、本市の温泉における宿泊客は、新市合併以降、10万人から11万人で横ばいの状況であります。今回、温泉組合や観光協会と連携し4割程度の割引つき旅行券を発行し、ブランド認定品や6次産品推奨品と組み合わせた旅行商品を販売して、玉名温泉と小天温泉の認知度の向上を図る割引つきの旅行商品事業の実施など、3事業、総額1億4,325万円を計上いたしております。

一方、地方創生につきましては、人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5年間の目標や施策の基本的向上や具体的な施策をまとめた「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に係る経費など12事業、総額で1億833万円を計上し、経済対策に基づく事業の着実かつ早期の執行に取り組んでまいります。

以上、市政運営の所信と平成27年度予算の主なもの、本年度の補正予算について述べさせていただきました。

詳細につきましては、副市長、総務部長から提案理由の説明の中で申し上げますので、よろしく御審議を賜り、いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたします。お世話になります。

日程第4 議案上程（議第1号から議第44号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第44号市道路線の認定についてまでの議案44件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

ただいまから、議第1号から議第11号までの補正予算及び議第12号から議第21号までの当初予算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしております資料でございますが、資料1が補正予算関係、資料2が当初予算関係となっております。

今回、提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化と平成26年度国の補正予算に関連する取り組みに対応するため、補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは資料1の2ページをお願いいたします。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。この補正予算は、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく平成26年度補正予算に係るもので、早急に対応する必要があったため専決を行なったものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億952万6,000円を追加し、総額を313億3,956万4,000円とするものでございます。

歳出の6款農林水産業費は、1億952万6,000円の追加で、45歳未満の新規就農者への補助である地域農業経営安定推進事業、認定農業者の農業機械整備等に対する補助を行なう経営体育成支援事業。また、滑石漁港の土質調査及びしゅんせつを行なう水産物供給基盤機能保全事業でございます。

3ページの第2表繰越明許費については、経営体育成支援事業及び水産物供給基盤機能保全事業の繰越限度額を設定し、第3表地方債補正については、漁港整備事業を追加するものでございます。

議第2号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6億5,575万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を306億8,381万2,000円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、10款地方交付税は2億1,663万8,000円の追加で普通交付税の決定によるものでございます。12款分担金及び負担金は739万2,000円の減額、14款国庫支出金は1億460万2,000円の追加で、地域住民生活等緊急対策支援のための交付金などによるものでございます。15款県支出金は3,232万8,000円の減額で、子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業補助金などによるものでございます。16款財産収入は1,102万3,0

00円の減額、17款給付金は60万円の追加、18款繰入金は3億8,596万8,000円の減額で、財政調整基金繰入金などによるものでございます。19款繰越金は3億6,270万9,000円の追加、20款諸収入は2,031万円の追加、21款市債は9億2,390万円の減額で、庁舎整備事業債の減額などによるものでございます。

4ページでございます。歳出につきましては、国の補正予算「まち・ひと・しごと創生関連事業」を計上しております。まず、地域消費喚起・生活支援につきましては、子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業ほか2件、総事業費1億4,325万円。地方創生先行につきましては、今後5年間の目標や施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業」ほか11件、総事業費1億833万円を計上しているところでございます。

5ページでございます。2款総務費は1億261万7,000円の追加で、総合戦略策定事業費の増、庁舎建設費の減などによるものでございます。3款民生費は1億5,092万8,000円の追加で、障害者介護給付・訓練等給付事業の増、4款衛生費は1億515万2,000円の減額で、予防接種事業の減などによるものでございます。6款農林水産業費は1億2,571万1,000円の減額で生産総合事業の減、団体営農業農村整備事業の増などによるものでございます。7款商工費は1億7,256万9,000円の追加で、「スーパープレミアム付きキラリかがやけ玉名商品券事業」などの増。8款土木費は6億422万8,000円の減額で、岱明玉名線道路新設改良費の減などによるものでございます。9款消防費は780万4,000円の減額、10款教育費は2億3,297万1,000円の減額、11款災害復旧費は600万円の減額でございます。10款の教育費の玉名中武道場改築事業につきましては、平成25年度国の補正予算で事業採択されたことにより減額するものでございます。

第2表繰越明許費補正につきましては、総合戦略策定事業ほか17件を追加するもので、繰越設定金額の総額は3億9,966万円でございます。

第3表地方債補正につきましては、庁舎整備事業ほか11件の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

続きまして6ページでございます。議第3号平成26年度玉名市国民保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億4,153万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億8,771万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる増額及び6款介護納付金の決定による減額とこれに伴います歳入の調整ですが、平成25年度の赤字分につきましては、今回一般会計から繰り入れを行なっているところでございます。

議第4号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,904万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,818万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳入の1款後期高齢者医療保険料の決算見込みによる減額とこれに伴います歳出の調整となっております。

7ページでございます。議第5号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億7,666万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる増額と、これに伴います歳入の調整でございます。

議第6号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ336万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億3,387万円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款営繕費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

第2表地方債補正につきましては、簡易水道事業の限度額を変更するものでございます。

8ページでございます。議第7号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ959万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,761万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の決算見込みによる減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

第2表地方債補正につきましては、浄化槽整備事業の限度額を変更するものでございます。

議第8号平成26年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億3,811万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,101万9,000円とするものでございます。主な内容につきましては、歳出の2款事業費の地元協議による配水池新設工事等の減額と、これに伴います歳入の調整となっております。

9ページの第2表債務負担行為補正につきましては、新幹線渇水対策建設事業の限度額を変更するものでございます。

議第9号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的支出の補正につきましては1,700万円を減額し、総額を8億4,209万3,000円とするもので、原水配水費の決算見込みによる減でございます。

第3条の資本的支出の補正につきましては150万円を減額し、総額を4億4,938万5,000円とするもので、建設改良費の決算見込みによる減額でございます。

議第10号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入について2,284万7,000円を減額し、総額を16億3,822万7,000円とし、支出について10ページでございますが、1,470万円を追加し、総額を15億3,725万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入は長期前受金戻入れの減額、支出は減価償却費の増額などでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億3,190万2,000円を減額し、総額を6億4,497万1,000円とし、支出について1億4,284万3,000円を減額し、総額を10億2,442万7,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の施設建設費について国庫補助金の交付決定に伴う事業費の減額でございます。

次に、第4条企業債の補正につきましては、公共下水道事業の限度額を変更するものでございます。

議第11号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、11ページでございます。11ページの収入について1億37万6,000円を減額し、総額を5億1,163万2,000円とし、支出について841万5,000円を追加し、総額を6億2,971万8,000円とするものでございます。主な内容につきましては、収入は長期前受金戻入れの減額、支出は減価償却費の増額などでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、収入について1億3,494万1,000円を減額し、総額を2億7,026万7,000円とし、支出について1億3,700万円を減額し、総額を3億7,967万9,000円とするものでございます。主な内容につきましては、支出の施設建設費について県補助金の交付決定に伴う事業費の減額でございます。

次に、第4条企業債の補正につきましては、農業集落排水事業の限度額を変更するものでございます。

以上、議第1号から議第11号までの補正予算11件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

続きまして、当初予算について御説明申し上げます。資料2をお願いいたします。資料2の2ページでございます。

議第12号平成27年度玉名市一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算につきましては、総額を302億800万円とするもので、これは前年度に比べ0.5%、1億3,704万3,000円の増で、昨年度に続き過去最大の予算編成となっております。

まず、歳入について1款市税は前年度並の64億5,646万6,000円を計上しており、法人・市民税は企業業績の回復などにより2,130万円増の5億10万円、たばこ税は健康志向による本数の減少により1,800万円減の4億5,600万円などでございます。2款地方譲与税から3ページの10款地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の平成26年度収入見込みを勘案して計上しており、合計いたしますと対前年度比で120万円の減額でございます。11款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の1,100万円、12款分担金及び負担金は、対前年度比で4.3%増の3億8,270万3,000円を計上しており、保育所運営費負担金3億1,845万6,000円などでございます。13款使用料及び手数料は、対前年度比0.6%減の3億839万3,000円を計上しており、住宅使用料1億7,775万3,000円、一般廃棄物処理手数料6,117万5,000円などでございます。14款国庫支出金は、対前年度比6%増の36億9,548万4,000円を計上しております。障害者自立支援給付費負担金6億5,875万円、私立保育園及び認定こども園の施設型給付費負担金4億7,828万5,000円などでございます。15款県支出金は、対前年度比30.3%増の36億3,723万8,000円を計上しており、低コスト耐候性ハウス等を整備する強い農業づくり交付金6億147万7,000円、区画整備が完了し、用水路と排水路が分離されている農地に対して暗渠排水を整備する団体営農業農村整備事業6億4,170万円などでございます。16款財産収入は、対前年度比11.4%減の3,850万9,000円、18款繰入金は、対前年度比40.4%減の6億8,535万2,000円、これは本予算の財源調整として財政調整基金を繰り入れるものです。20款諸収入は4ページ、対前年度比16%増の3億1,375万4,000円を計上しており、中小企業振興預託金元金収入1億2,700万円などでございます。21款市債は、対前年度比12.7%減の34億7,600万円を計上しております。

次に、歳出でございます。1款議会費は、対前年度比11.2%増の2億7,692

万7,000円、2款総務費は、対前年度比41.3%減の29億1,255万3,000円を計上しており、市民会館建設事業1,621万5,000円、庁舎跡地等活用基本構想策定支援業務委託料1,245万6,000円などがございます。3款民生費は、対前年度比4.2%増の108億4,541万7,000円を計上しており、臨時福祉給付費1億2,149万2,000円、子育て世帯臨時特例給付費3,118万6,000円、子ども医療費2億380万円などがございます。4款衛生費は、対前年度比2.5%減の22億9,239万8,000円を計上しており、主なものは公立玉名中央病院事業負担金2,536万3,000円で、これは玉名地域医療体制づくり推進協議会への派遣職員3名分の人件費でございます。ほかに住宅用太陽光発電システム設置費補助金3,000万円などがございます。6款農林水産事業費は、対前年度比35.9%増の32億1,991万5,000円を計上しており、6次産業推進事業費1,650万2,000円、食料・農業・農村基本計画策定事業386万7,000円。

5ページでございます。経営体育成支援交付金7,714万7,000円などがございます。4款商工費は、対前年度比16.3%増の4億5,740万1,000円を計上しており、工場等設置奨励費補助金9,479万円などがございます。8款土木費は、対前年度比5.1%増の29億1,015万3,000円を計上しております。岱明玉名線道路新設改良事業7億3,854万2,000円、道路の舗装を行なう防災安全交付金事業1億1,410万円などがございます。9款消防費は、対前年度比4.8%減の9億4,424万2,000円を計上しており、有明広域行政事務組合消防費負担金7億2,758万1,000円、防災対策費として市防災訓練や自主防災組織育成補助金889万2,000円などがございます。10款教育費は、対前年度比44.0%増の29億1,907万5,000円を計上しております。学校規模適正化事業3億184万3,000円、小中一貫教育推進事業3,825万5,000円、35人学級編成事業503万円、そのほかサッカー場建設基本設計業務委託料2,000万円等を計上しております。12款公債費は、対前年度比3.3%減の33億9,791万7,000円を計上しております。

次に、第2表債務負担行為につきましては、総合計画策定業務ほか6ページまでの3件について期間及び限度額を設定するものがございます。

次に、第3表地方債につきましては、道路橋りょう整備事業を初め、全16事業について起債の目的、限度額などを定めるものがございます。

以上が一般会計予算でございます。

次に、議第13号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を107億3,460万6,000円とするもので、これは前年度に比べ12億3,925万9,000円の増、率にいたしまして13.1%の

増となっております。まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税は、対前年度比3.3%減の18億5,690万3,000円、3款国庫支出金は、対前年度比10%増の23億6,645万4,000円で、療養給付費等負担金16億5,511万4,000円などを計上しております。5款前期高齢者交付金は、対前年度比4.5%減の22億1,000万円、7款共同事業交付金は、対前年度比86.7%増の23億9,197万1,000円で、これは保険財政共同安定化事業の制度改正により歳入歳出とも大幅な伸びとなっているところでございます。

7ページでございます。歳出につきましては、2款保険給付費は、対前年度比4.5%増の66億5,493万9,000円を計上しており、これは医療費の伸びを勘案し、2億8,685万4,000円の増としております。

議第14号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を8億1,364万1,000円とするもので、これは前年度に比べ640万8,000円の増、率にいたしまして0.8%増となっております。まず、歳入につきましては、1款後期高齢者医療保険料が、対前年度比0.5%減の5億1,568万9,000円、これに関連しまして、8ページでございますが、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、7億7,750万2,000円を計上しているところでございます。

議第15号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を74億8,437万4,000円とするものでございます。前年度に比べ4億1,555万4,000円の増、率にいたしまして5.9%の増となっております。歳入につきましては、1款保険料が、第1号被保険者の保険料率の改正により対前年度比23.4%増の14億2,039万円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金11億561万8,000円を計上しております。歳出につきましては、9ページの2款保険給付費におきまして、介護サービスの利用状況などを勘案しまして、前年度に比べ3億9,528万2,000円増の71億9,439万円を計上しております。

議第16号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を1億5,092万円とするものでございます。これは前年度に比べ8,591万1,000円の減、率にいたしまして36.3%の減となっております。歳入につきましては、3款国庫支出金2,443万8,000円、6款繰入金4,203万円など計上しております。歳出につきましては、10ページの3款事業費は、天水東地区の配水管布設替工事費など9,822万2,000円を計上しております。次に、第2表地方債につきましては、簡易水道事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議第17号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算について説明申し上げます。

ます。歳入歳出の総額を3,337万7,000円とするもので、これは前年度に比べ372万2,000円の減、率にいたしまして10%の減となっております。歳入におきましては、3款国庫支出金を478万9,000円、6款繰入金1,142万9,000円などを計上しております。歳出につきましては、11ページの1款総務費1,609万9,000円、2款事業費は、浄化槽15基分の整備費等で1,437万円を計上しております。次に、第2表地方債につきましては、浄化槽整備事業について起債の目的、限度額などを定めるものでございます。

議第18号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算について御説明申し上げます。歳入歳出の総額を8億451万7,000円とするもので、これは前年度に比べ1億7,343万5,000円の減、率にしまして17.7%の減となっております。歳入につきましては、1款財産収入2,680万1,000円、2款繰入金は、基金繰入金7億7,771万5,000円を計上しております。歳出につきましては、1款総務費6,041万4,000円。12ページをお願いします。2款事業費として、石貫・三ツ川地区の配水池新設及びため池工事費等で7億4,410万3,000円を計上しております。

以上、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算について御説明申し上げましたが、平成27年度当初予算の企業会計分につきましては、企業局長のほうから提案理由の御説明を申し上げます。詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（作本幸男君） ここで、提案理由説明の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業局長、本田優志君。

[企業局長 本田優志君 登壇]

○企業局長（本田優志君） おはようございます。企業局企業会計関連の議第19号から議第21号までの当初予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議第19号平成27年度玉名市水道事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。資料2の12ページをお願いします。まず、第2条（業務の予定量）につきましては、給水戸数2万155戸、年間給水量485万9,701立方メートル、1日平均給水量1万3,278立方メートルを予定しており、主な水道事業といたしましては、小島地

区配水管布設工事及び雲雀丘地区配水管布設替工事等を予定しております。第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして水道事業収益8億7,940万2,000円で、支出といたしまして水道事業費用7億7,402万円でございます。第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入150万円、資本的支出3億1,574万6,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。第5条（一時借入金）の限度額は3億5,000万円と定めるものでございます。第6条（議会の議決を経なければ流用することのできない費用）といたしまして、職員給与費8,986万6,000円と定めるものでございます。第7条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から7,000万円の補助を受けるものでございます。第8条（棚卸資産購入限度額）を424万5,000円と定めるものでございます。

次に、議第20号平成27年度玉名市公共下水道事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。13ページをお願いします。まず、第2条（業務の予定量）につきましては、排水件数1万2,803件、年間総排水量376万9,000立方メートルを予定しており、主な公共下水道事業といたしましては、管渠・ポンプ場及び下水道処理場の修繕及び施設改良事業等で13億163万6,000円を予定しております。第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして公共下水道事業収益15億3,617万円で、支出といたしまして公共下水道事業費用14億9,911万6,000円でございます。第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入12億7,542万6,000円で、資本的支出17億6,864万9,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条（債務負担行為）は、水洗便所改造資金融資あっせん事業の事項及び浄化センター長寿命化支援事業を定めるものでございます。第6条（企業債）につきましては、補助・単独事業に伴う起債の限度額を6億6,680万円に定めるものでございます。第7条（一時借入金）の限度額は10億円と定めるものでございます。第8条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用をすることができると定めるものでございます。第9条（議会の議決を経なければ流用することができない経費）といたしまして、職員給与費1億4,633万8,000円と定めるものでございます。第10条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から4億4,213万6,000円の補助を受けるものでございます。

次に、議第21号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計予算の提案理由を御説明申し上げます。資料の14ページをお願いします。まず、第2条（業務の予定量）に

つきましては、排水件数1,581件、年間総排水量58万3,000立方メートルを予定しており、主な農業集落排水事業といたしましては、横島地区の機能強化事業等で1億2,349万8,000円を予定しております。第3条（収益的収入及び支出）の予定額につきましては、収入といたしまして農集事業収益4億6,155万9,000円で、支出といたしまして農集事業費用4億6,460万3,000円でございます。第4条（資本的収入及び支出）の予定額につきましては、資本的収入1億8,851万1,000円で、資本的支出3億1,038万1,000円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。第5条（企業債）につきましては、補助事業に伴う起債の限度額を4,960万円に定めるものでございます。第6条（一時借入金）の限度額は1億円と定めるものでございます。第7条（予定支出の各項の経費の金額の流用）につきましては、収益的支出内の各項間における経費の流用がすることができると定めるものでございます。第8条（議会の議決を経なければ流用することができない経費）といたしまして、職員給与費1,579万5,000円と定めるものでございます。第9条（他会計からの補助金）といたしまして、一般会計から3億4,515万7,000円の補助を受けるものでございます。

以上、平成27年度当初予算について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の委員会において御説明をいたしますので、御審議いただき、議案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

〔副市長 齊藤 誠君 登壇〕

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。私のほうから条例案件等の議第22号から議第44号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の2ページをお願いいたします。議第22号玉名市名誉市民条例の制定についてでございますが、これは広く社会文化の向上発展に寄与し、市民が郷土の誇りとして尊敬する者に対して、玉名市名誉市民の称号を贈ることについて必要な事項を定めるものでございます。内容といたしましては、功績卓絶な者に対してその功績をたたえることにより、市民の社会・文化の向上発展に関する意欲の高揚を図ることを目的として、名誉市民の称号を贈る条件、選定の際の市議会の同意、事績の公表、待遇及び特典等につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、合併前の玉名市名誉市民条例、岱明町名誉町民条例、横島町名誉町民条例又は天水町名誉町民条例の規定により、名誉市民又は名誉町民の称号を授与された者は、この条例に基づき名誉市民となった者とみなすものでございます。

4 ページをお願いいたします。議第 2 3 号玉名市附属機関の設置等に関する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法第 1 4 条の規定に基づき設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、従来、個別に規定しておりました附属機関について、包括的に整備するものでございまして、附属機関の設置の根拠と制定の趣旨、附属機関名、所掌事務、事務の内容、委員の定数と委嘱等の方法、委員の任期等について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

2 6 ページをお願いいたします。議第 2 4 号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市立小学校において 3 5 人学級編成事業を実施するに当たり、臨時教員の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、臨時教員の給与の種類、給与の支給、旅費等について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

3 1 ページをお願いいたします。議第 2 5 号玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定についてでございますが、これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、子どものための教育、保育給付にかかわる利用者負担額を定めるため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、子どものための教育、保育給付にかかわる利用者負担額、利用者負担額の減免等について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

3 3 ページをお願いいたします。議第 2 6 号玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定についてでございますが、これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次一括法の施行に伴い条例を制定するものでございます。内容といたしましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法の基準について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

4 7 ページでございます。議第 2 7 号玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定についてでございますが、これも議第 2 6 号と同様に、第 3 次一括法に伴い条例を制定するものでございます。内容といたしましては、地域包括支援センターの運営及び職員の基準について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則と

いたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

49ページをお願いいたします。議第28号玉名市食料・農業・農村基本条例の制定についてでございますが、これは食料、農業及び農村に関する理解を深め、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、食料・農業・農村のあり方についての基本理念、市、農業者、農業に関する団体、市民及び食料関係事業者の責務等、食料・農業・農村に関する施策、基本計画等について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

54ページをお願いいたします。議第29号玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてでございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除について、条例事項とされるため必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、この条例の施行の際に、玉名市教育委員会の教育長の職にある者が玉名市教育委員会の委員として在職する間は、この条例の規定は適用しないものでございます。

55ページをお願いいたします。議第30号玉名市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、教育委員会の規則の根拠法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、条ずれが行なわれたことに伴い、条文を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

56ページでございます。議第31号玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは行政手続法の一部改正に準じて条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容といたしましては、法律又は条令等の要件に適合しない行政指導を受けたと思料した場合に中止等を求める規定を新設するとともに、法令に違反する事実がある場合において、処分等がされていないと思料するときに是正のための処分等を求めることができる規定を新設するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

59ページをお願いいたします。議第32号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、独立行政法人通則法に

根拠を置く特定独立行政法人が同法の一部改正に伴い廃止され、新たに設けられた行政執行法人に規定し直すために条文を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

50ページでございます。議第33号玉名市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは教育委員会委員長、教育支援委員会委員及び土地改良事業換地委員会委員の報酬について、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、法律の改正により、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置されることに伴い、教育委員会委員長の報酬額の規定を削るものでございます。また、特別職の職名において就学指導委員を教育支援委員会委員に、県営土地改良事業換地委員を土地改良事業換地委員会委員にそれぞれ改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、玉名市教育委員会委員長の改正規定につきましては、現に教育長の職にある者が玉名市教育委員会委員として在職する間は、この条例の改正規定は適用せず、改正前の条例の規定は、なおその効力を有するものでございます。

62ページをお願いいたします。議第34号玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の主な内容といたしましては、教育長の給与から扶養手当及び勤勉手当を削り、給料月額を59万2,000円に改定し、期末手当の支給率を市長及び副市長の特別職に準じた改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、経過措置といたしまして、条例の施行の際に現に玉名市教育委員会の教育長の職にある者が玉名市教育委員会の委員として在職する間は、この条例の規定に適用せず、改正前の条例の規定は、なおその効力を有するものでございます。

64ページをお願いいたします。議第35号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、単身赴任手当の月額を3万円に、職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じた加算額を7万円にそれぞれ引き上げ、再任用職員に支給していなかった特殊勤務手当、単身赴任手当及び宿日直手当を支給できるように改めるとともに、この条例における臨時職員の給与の定義から玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例に規定する臨時職員を除外するよう改めるものでございます。次に、第2条の規定におきましては、平成18年4月1日施行の給与構造改革に

おける経過措置としての差額支給、いわゆる減給補償額を平成27年度は3分の1、平成28年度は3分の2を減じた額を支給し、平成29年3月31日をもって廃止するよう改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。また、単身赴任手当の月額につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は3万円を超えない範囲内で、規則で定める額とするものでございます。

66ページをお願いいたします。議第36号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは車賃及び日当の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、自家用車を使用した場合の車賃を1日当たりから片道当りに改め、金額をそれぞれ350円、500円、1,000円に改めるものでございます。また、市が有する自動車及び自家用車を使用し、宿泊を要する旅行をする場合の日当を、熊本県内外を問わず半日当を支給するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

67ページをお願いいたします。議第37号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは農地法の一部改正に伴い、農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧にかかわる手数料を徴収するため、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、農業委員会で行なうこととなった農地台帳記録事項要約書の交付及び農地台帳の閲覧、事務にかかわる手数料を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

68ページをお願いいたします。議第38号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、公立保育所での保育や利用者負担額の徴収について規定を改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

70ページをお願いいたします。議第39号玉名市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、条例で定めることとされた保育所における保育が必要な事由が児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定されたことに伴い、条例を廃止するものでございます。なお、附則といたしまして、こ

の条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

71ページをお願いいたします。議第40号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、平成27年度から平成29年度までの保育料率を7段階から9段階へ階層をふやし、保育料につきましては各段階とも増額とするものでございます。また、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定を制定、附則に追加するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行し、平成27年度以降の年度分の保険料について適用するものでございます。

73ページをお願いいたします。議第41号玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市水道事業の給水区域を追加するため、条例の整備を図るものでございます。改正の内容といたしましては、伊倉南方地区配水管布設工事に伴い、隣接する天水町竹崎の一部が給水可能となるため改正を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

74ページをお願いいたします。議第42号あらたに生じた土地の確認についてでございますが、これは本市の区域内にあらたに生じた土地を確認するために、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容といたしましては、玉名市大浜町にございます玉名漁協について漁業者の就労環境整備のため公有水面埋立てにより、平成10年度から漁港施設の増築を行なってまいりましたが、その竣工に伴い、あらたに生じた土地の確認を行なうものでございます。

75ページをお願いいたします。議第43号字の区域の変更についてでございますが、これは本市の区域内の字の区域を変更しようとするために、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。内容といたしましては、議第42号で御説明いたしましたあらたに生じた土地を玉名市大浜字大栄に編入することに伴い、字の区域を変更するものでございます。

76ページをお願いいたします。議第44号市道路線の認定についてでございますが、これは道路法第8条第2項の規定によりまして議会の承認を得るものでございます。今回、認定する路線は、開発行為に伴い玉名市へ帰属された1路線と烏帽子、九番及び大開地区の圍場整備事業に伴い、玉名市へ換地処分登記が完了した13路線の計14路線でございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告2件

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第1号専決処分の報告について、専決処分第1号ほか1件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の82ページ、83ページをお願いいたします。報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告第1号の内容といたしましては、平成26年5月20日、午後4時35分ごろ、市道榎原寺田橋線において、市職員が運転する公用車が相手方が運転する軽自動車と衝突したため、前方バンパー及び右前方フェンダーを破損させ、同氏を負傷させたものでございます。相手方への損害賠償として、市は80%に当たる146万693円を負担するものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。報告第2号の内容といたしましては、平成26年11月18日、午後3時30分ごろ、玉名市民会館駐車場において、市職員が運転する公用車が相手方車両の乗用車と接触し、後方バンパーを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる9万8,958円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、いずれ公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済から全額支給されております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第1号、請第2号・陳第1号）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第1号 国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願。

請第2号 将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設建設を求める請願。

陳第1号 玉名市政治倫理条例に関する陳情。

以上、請願2件、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明3日から9日までは休会とし、10日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないま

す。一般質問を希望されておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、明3日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時57分 散会

第 2 号

3月10日 (火)

平成27年第1回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成27年3月10日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋議員
 - 2 23番 吉田議員
 - 3 20番 田畑議員
 - 4 15番 宮田議員
 - 5 6番 西川議員
 - 6 8番 内田議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 13番 福嶋議員

- 1 「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかぜタクシー」について
 - (1) 「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかぜタクシー」で運行の違いがあるのか
 - (2) 補助の方法の違いはあるのか
- 2 玉名市食料・農業・農村基本条例の制定について
 - (1) 玉名市の食料事情、農業にどのような影響があるのか

2 23番 吉田議員

- 1 教育問題について
 - (1) 放課後活用と土曜活用、そして学力向上について
 - (2) 平成27年2月24日付熊本県教育委員会通達の学力向上を目的とした土曜授業の取り組みについて
- 2 九州経済調査協会が発表した「都市再構築と地方創生のデザイン」について
- 3 玉名市民会館の舞台技術者について
- 4 2020年東京オリンピック選手、強化合宿地の誘致について

3 20番 田畑議員

- 1 行財政改革について
 - (1) 職員の権限と責任の範囲について
 - (2) 行政区の統廃合について

- (3) 鳥獣被害対策の成果と処置について
 - (4) 地方創生の国政策に対する市の施策について
 - (5) ふるさと納税の過去7年間の成果は。実績と今後のあり方について
 - (6) 1市3町合併後10年経過の検証は
- 2 防災計画は万全か
 - (1) 避難指定施設は
 - (2) 非常食、防災備品の備蓄は
- 4 15番 宮田議員
 - 1 玉名市の地方創生について
 - (1) 玉名市の現状
 - (2) 新幹線は生かされているのか
 - (3) 玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部は立ち上げたのか
 - 2 日本一明るい市を目指す
 - (1) LED照明で防犯灯・外灯を倍増する政策
- 5 6番 西川議員
 - 1 児童・生徒の状況の把握と高校との交流について
 - (1) 現在の小学校・中学校の児童・生徒の状況の把握はなされているか。特に不登校児童・生徒については、具体的な家庭環境も含め、十分に状況の把握はなされているか
 - (2) 市内の4高校の生徒の状況の把握も含め、高校との交流はなされているか
 - 2 市民会館の建設場所について
 - (1) 今後、高齢化社会の中、福祉センターの活用がますます増す中、市民広場は大切な空間であり、景観計画を考える中でも市民広場への建設は許されないと考える
 - 3 玉名市サッカー場建設検討委員会の建議書の変更について
 - (1) 今年1月26日付で玉名市サッカー場建設検討委員会から建設についての建議が提出されたが、この建議に対して、市から変更の提案がなされている。検討委員会の建議に対するこのような対応は許されるのか
 - 4 地方創生に関する玉名市の取り組みについて
 - (1) 地方創生は地方行政の力の出しどころである。今後の5年間、10年間の玉名市の農業の具体的な計画やビジョンは描いているか
- 6 8番 内田議員

- 1 玉名市旧庁舎の解体・撤去とその跡地活用策について
 - (1) 解体・撤去の財源と跡地活用策との関連は
 - (2) 解体・撤去の目標時期は
 - (3) 跡地活用の答申を踏まえた市長の考えは
- 2 玉名市静光園老人ホームの民営化について
 - (1) 玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会の検討経緯と方向性について
 - (2) 国庫負担金・県補助金の取り扱いは
 - (3) 地方債3億3,230万円の償還済額と償還計画は
 - (4) 地方債の一括償還は
 - (5) 土地建物の無償譲渡・有償貸し付けについて
 - (6) 民営化に伴う入所者及び家族への説明責任は
 - (7) 民間事業者への募集方法とその範囲は
 - (8) 民営化に伴う運営協議会等の設置は
 - (9) 墓地整備の方向性は

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 1 番 | 北 本 将 幸 君 | 2 番 | 多田隈 啓 二 君 |
| 3 番 | 松 本 憲 二 君 | 4 番 | 徳 村 登志郎 君 |
| 5 番 | 城 戸 淳 君 | 6 番 | 西 川 裕 文 君 |
| 7 番 | 嶋 村 徹 君 | 8 番 | 内 田 靖 信 君 |
| 9 番 | 江 田 計 司 君 | 10 番 | 田 中 英 雄 君 |
| 11 番 | 横 手 良 弘 君 | 12 番 | 近 松 恵美子 さん |
| 13 番 | 福 嶋 讓 治 君 | 14 番 | 永 野 忠 弘 君 |
| 15 番 | 宮 田 知 美 君 | 16 番 | 前 田 正 治 君 |
| 17 番 | 森 川 和 博 君 | 18 番 | 高 村 四 郎 君 |
| 19 番 | 中 尾 嘉 男 君 | 20 番 | 田 畑 久 吉 君 |
| 21 番 | 小屋野 幸 隆 君 | 22 番 | 竹 下 幸 治 君 |
| 23 番 | 吉 田 喜 徳 君 | 24 番 | 作 本 幸 男 君 |

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） おはようございます。無会派の福嶋です。はえあるこの新庁舎での一般質問の一番バッターをいただきまして本当に光栄に思っております。きょうはもう3月10日というのに、風花が舞うと言って、雪を見まして、本当に寒い日になりました。そういう中で傍聴の皆さんも御苦労さまでございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行ないます。

1番目に「みかんタクシー」と「いちご、しおかぜタクシー」について。

このことにつきましては、平成25年12月議会において、公共交通網の整備についてという質問の中で、「みかん、いちご、しおかぜタクシー」の実績と成果を質問しております。先の質問では、「みかんタクシー」については、導入期間も長く補助金も縮減、利便性も向上して導入効果は上がっているとの答弁でした。「いちご、しおかぜタクシー」につきましては、利用者数も順調に推移しているが、運行期間が2カ月しか経過していないということで、これから効果・検証を行なっていくとの答弁があったように思います。この予約制の乗り合いタクシーの導入は、運行区域内の市民にとりましては、路線バス運行時よりもうんと利用しやすく、便利な交通手段になっているということを確認しております。

そこで質問なんですが、「みかんタクシー」と「いちご、しおかぜタクシー」の運行の状況、システムといいますか、どういう形で運行されているのか、便数等々お示してください。

また、それぞれの利用の状況を、実績をお示してください。

3番目に、それぞれの補助の方法とどれだけその補助の金額が上がっているかを答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） おはようございます。

議員の「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかぜタクシー」の運行の違いがあるのかについてお答えをいたします。

まず、運行の違いでございますけども、「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかぜタクシー」は、いずれも利用者の予約に応じて運行する乗り合いタクシーで、路線バスの廃止に伴います代替手段として運行をしております。平成18年12月から運行を開始いたしました「みかんタクシー」は、廃止された路線バスが運行していたルートに準じた天水町と熊本市河内町を結ぶルートを1日4往復、熊本市と共同で運行しております。料金は片道200円、運行ルート上であればどこでも乗り降りが可能というふうになっております。一方、平成25年10月から運行を開始いたしました「いちごタクシー、しおかぜタクシー」につきましては、これも廃止された路線バスが、これにつきましては廃止された路線バスが運行していた地域を中心とした区域を運行区域として、1日8回運行をしております。各区域内は片道200円でありまして、どこでも乗り降りが可能でございます。区域外は六田、玉名市の六田地区、玉名駅、玉名中央病院、文化センターの4カ所に乗降場所を設けまして、各区域内から片道300円で利用ができるというふうになっております。この「いちご、しおかぜ」につきましては、「みかんタクシー」と違いまして、運行ルートが決まっておりますので、予約の状況に応じた運行ルートの組み立てを、タクシー会社さん、運行事業者がその都度行なっております。

続きまして、「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかぜタクシー」の利用状況はどうかということでございますけども、まず、「みかんタクシー」の利用者でありますけども、昨年、平成26年4月から今年の1月までの10カ月間で2,632人、1日にしますと10.3人となっております。月平均で約260人の方に御利用をいただいております。一方、「いちごタクシー、しおかぜタクシー」の利用者は、同じく、去年の4月から今年の1月までの10カ月間で、「いちごタクシー」、こちらは横島方面から玉名方面に来るタクシーでございますけども、が4,889人、1日当たり16.3人、「しおかぜタクシー」、これは岱明から玉名駅方面に来るタクシーでございます「しおかぜタクシー」が6,360人、1日当たり21.2人となっております。月平均では「いちごタクシー」が約490人、「しおかぜタクシー」が約630人の方に御利用をいただいております。

続いて、補助の違いはどうかということでございますけども、補助の方法の違いはあるのかという御質問と思えます。「みかんタクシー」の運行事業者に対する玉名市からの補助金は、走行距離に応じたメーター運賃から利用者料金を差し引いた額を補助しております。平成26年4月から今年の1月までの10カ月間の補助金額は174万2,627円、配車1台当たり2,001円となっております。一方、「いちごタクシー、し

おかせタクシー」双方の運行事業者に対する市からの補助金は、「みかんタクシー」の補助金算定方法と異なりまして、走行距離に関係なく、1日当たり3万2,000円から利用者料金を差し引いた額を日額として補助をしております。平成26年4月、去年の4月から今年の1月までの10カ月間の補助金額は、「いちごタクシー」分が891万7,375円、配車1台当たり3,939円、「しおかせタクシー」分が873万300円、配車1台当たり3,597円となっております。

なお、「いちごタクシー、しおかせタクシー」につきましては、開始したそれまでの路線バスに2路線への過去の補助金額の範囲内で行える限り多くの方に利用していただけますよう運行水準を設定をいたしまして、予約の状況に応じた運行ルートを組み立てを、その都度、タクシー事業者さんが行なっております。そのため、走行距離に応じた「みかんタクシー」の補助方式にした場合、最も効率的な運行ルートの組立てと、その妥当性を検証する必要が生じるなど、走行距離に応じた補助方式には「いちごタクシー、しおかせタクシー」にはなじまないということで、日額での補助を行なっているところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 13番、福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

今回なぜ、私がこの質問をしたかと言いますと、実は、市民の方から相談がありまして「おかしいんじゃないか。」という電話がありまして、補助の仕方が違うのはおかしいんじゃないかと、市民の方といますか、タクシーの運転手さんからなんですけれども、市のほうに、その人じゃなくて別な運転手さんからおかしいという相談をした。相談があったと聞きましたけれども、そういうのはなかったですか。その場でいいですから部長、どうだったですかね。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の御質問でございますけども、乗り合いタクシーにつきましては、利用者の方であったり、いろんな方々の意見を運行開始後、意見・要望というのを全部取りまとめております。いろんな要望であったり、意見であったりですね、あっております。

多分、今議員がおっしゃられることというのは、去年の6月だろうと思いますけれども、多分、タクシー運転手の方じゃないかなというふうな、担当が申しておりました。その中でやっぱり「みかんタクシー」と「いちごタクシー、しおかせタクシー」の同じ市内なのに取り扱いが異なるのはおかしいというふうな意見があったというふうなことはここに資料としても持っております。その中で先ほど申しました理由は、担当が申したというふうなことは記録上にも残ってますし、申しております。ただ、なかなか理解

が難しかった、理解しにくかったというか、そういうふうなところはあったかというふうなことは担当のほうから聞いております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 先ほどの部長の答弁の中にもなぜ違う方法でやっているのかというのが少し説明がありまして、「いちごタクシー、しおかぜタクシー」においては、ルートが決まってないと、そういう中で同じようなやり方はなじまないということでした。この予約制の乗り合いタクシー、「みかん、いちご、しおかぜ」につきましては、市から公共交通マップというわかりやすい資料も配られておりますし、周知もだんだんされていくことだろうと思っております。ただ、「みかんタクシー」の場合には、前の質問のときにも言いましたけれども、地域住民等々が一緒になって立ち上げて、練って、私どもも参加して練り上げて、困って困ってしょうがないから練り上げてつくった制度でした。そういう中で、タクシー会社の方もよろこんでおられますし、市も700万円近く補助金を出さなければいけなかったのが、今先ほど説明にもありましたけれども170万円程度でおさまっている。ところが「いちごタクシー、しおかぜタクシー」におきましては、そのバスへの補助金の予算内、バスに出してた補助金を出しているんですよ、それぐらいは出していいんですよという形で行なわれている。先ほど言いました「みかんタクシー」はタクシー会社も、言いましたようによろこんでおられるし、市もよかったし、補助金がうんと下がってよかったし、利用者も1日10.3人平均ということの答弁がありました。バスのときに1本のバスに、1ルートのバスに1日で1.0人を超せばいいと、随分努力したんですよ。乗ってみたり、利用平均人数を上げるために地域の人で乗ってみたりしたんですけれどもだめだったということで、今は1日平均10.3人の利用があるということで、非常に住民の方からも、市民の方からも喜ばれていると、損する者がいないというような形で、私は受けとめております。ただ、「いちご、しおかぜタクシー」で何で文句が出たのかなというのが、聞いてみますと、「みかんタクシー」の場合は走行距離でやるからタクシーの運転手さんも自分の働き分をそのままもらえると、反映すると、ところが「いちご、しおかぜタクシー」におきましては、例えば、3,000円分走っても定額であるために、運転手さんには2,000円分ぐらいしか入らない。そういうシステムになっているようです。「いちご、しおかぜタクシー」の場合はメーターなしで走行するということですので、その辺が運転手さんにとっては非常に不満が出てきている。そういう中で相談があったわけです。

それと、この会議の中で、それを立ち上げるときの会議の中で、余分な金が出た場合はどうするのか。1日平均3万2,000円を日額で払うけども、それだけ使わなかった場合はどうするんだというときに、市のほうから会議の中で「会社の運営費に充つる

ですたい。」というような言葉があったというようなことも聞いております。それは非常に補助金の出し方としてはおかしいんじゃないかと思っています。市長がいつも言われます「節約の精神で、市民にツケを残さない。」という形でいつも言っておられますが、非常に無駄遣いのように思いますけれども、私はこの補助のあり方には納得できません。その辺のことを答弁願います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の今の御質問というのは、補助のあり方がおかしいというふうなことでしょうか。

○13番（福嶋譲治君） そうです。

○企画経営部長（原口和義君） この乗り合いタクシーにつきましては、地域公共交通会議というのが組織としてありまして、区長さん初めタクシー事業者、県の公共交通関係担当者、それと行政と色々な人の中で組織されておるわけですけど、バス事業者。その中で話し合いをして、廃止になったバス路線をどう公共交通の手段がなくなった地域の人たちをどう助けていくかというふうなところから話が始まっております。それで、この補助の方式に、いろんな区域であったり、金額であったり、いろんなところを協議しながら地区の説明会をして、それとこの補助の方法は該当するタクシー会社さんと協議を重ねて、結果、出てきたというところでございます。ですから、例えばそのタクシーの運転手さんの方がそういった御不満があるというふうなことであれば、その会社の中で話をさせていただいて、当然、年に何回もタクシー会社の方々とは、費用のことに関してだったり、今後の運行のことであったり、先ほど申しました事業者からの要望であったり、苦情であったりというのを話す機会があります。ですからそういったところで、そういった声を出していただければ私たちとしてもタクシー事業者さんとどんどん前向きな、前向きなというか改善するところは改善して協議をしていきたいというふうに思っております。

ただ、この補助制度につきましては、全く公共交通の手段がなくなる場所について国の補助をもらって、先ほど議員もおっしゃったとおり、利用者の方も幾らかの人数がおられるわけですから、やっぱり充実させたものにしていかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 非常にもっともな答弁だとは思いますが、「みかんタクシー」もバスのコースを外れて迎えに来てくれるんですよね、これはもう会社、運転手さんたちの、外れてと大きくは外れませんが、その区域内だったらということで、非常に成功している例をなぜそのまま、まず使ってみなかつたのかという疑問があります。片

方はメーターを上げないで走るということを聞いておりますので、その辺は全然違いますし、労使の関係のことに言及されましたけれども、それはもう当然、最初から考えておくべきだった問題じゃないかと思います。今からそういう話を労使の、社長さんと従業員の運転手さんの間に任せてうまくいくんでしょうか。それに片方は3分の1に減っているのに、片方の、もう一方の新しく始めたのはほとんど変わらない。少し減ったのかどうかわかりませんが、ほとんど変わらない。大体、2,000万円程度だったのが、891万7,375円ですか、190万円と870万円、ほとんど変わらない。節約できるという部分があったのに、節約できてないというふうに私は考えますけれども、どう考えられますか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 節約できるという意味がちょっと、どれだけ先ほどちょっと説明いたしました、冒頭の答弁の中でお話しましたが、以前のバス路線の補助の範囲内でやるというふうなことを申し上げました。実績でございますけれども、廃止2路線、これは岱明の鍋農協から高道、滑石通って玉名駅に来る路線の代がえとして「しおかぜタクシー」です。それと、横島から大浜通って玉名駅方面に来るやつが、路線の廃止されたバスの代がえが「いちごタクシー」というようなかっこうで今、運行しております。これが平成24年の1年間の実績でございますけれども、2,186万1,000円、約2,000万円ほど市から補助をいたしておりました。今回のこの乗り合いタクシーあたりにつきましては、補助金としては約2,000万円、それと国の補助がございますので、この歳入が560万円、実質的に一般財源として1,500万円、ということは約年間700万円ほど減少した。補助金が減少したというふうなことでございます。ただ、減少したら万歳ということではなくて、やっぱり先ほど申しましたとおり乗り合いタクシーをもっと使っていただくように、先ほど議員おっしゃったとおり、パンフレットであったりそういったPRを重ねていかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） ちょっとかみ合わない部分があるかもしれませんが、
「みかんタクシー」の場合はほぼ3分の1、4分の1近くまで、3分の1の補助金に下がっているわけです。バスに補助していたときよりも、それで利用者はうんとふえているわけです。「いちご、しおかぜタクシー」の「いちごタクシー」におきましては、16本多く、16本が上り、下り8本、8本の16本の運行がされているわけですが、私の聞いたところでは現行10本程度しか使われていない。人数は上がってる、もちろん人数は上がっているからそこに集中してるということでしょうけれども、余分な

金が出てるんじゃないか、出ているというふうに私は思います。その辺は払わなくてもいい部分が補助されているんじゃないか。国の補助金等々利用して、市の出し分は減っているとおっしゃいますけれども、全然見直す気はありませんか。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今、福嶋議員の補助を見直すつもりはないかということですが、去年これもまだ始めて時間もそうたっておりません。当然、そのバス事業者の方であったりとかですね、補助のやり方だけじゃなくて、そのいろんな要望であったり改善すべきがあるならば、当然それは見直し検討も当然出てくるだろうというふうには思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 見直すことも考えることがあると、考えなければいけないと、これから運行状況を見てということですね。運行上見直すべきところがあれば見直すということですね。

○企画経営部長（原口和義君） そうですね、いろんな話をしてですね。

○13番（福嶋譲治君） 今の状態ですと、業者さんに悪いんですけども、業者さんのためだけに補助金がいって、補助金がいってると、補助金だけを見たときに。もちろん利用者のためになるような予約制のタクシーですから、乗り合いタクシーですから、そうなんですけれども、先ほど言いました運転手さんと労使の関係の中で使われる側、運転手さんのほうから非常に不満がたくさん出ているということです。その辺は検証して見直すべきところは見直すというふうなことをお願いいたします。それから補助金のほうも最小限でおさまるようにお願いしておきます。

1番の「みかんタクシー」と「いちご、しおかぜタクシー」については見直す可能性があるので、期待して見ております。また、変化がなければまた質問させてもらう場合もあります。1番については終わります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次に、玉名市食料・農業・農村基本条例の制定についてということで質問いたします。

玉名市は、米・麦・大豆はもちろんトマト・イチゴ・ミカンを初め、ナスやアスパラガスなど、農協の資料を見るとありとあらゆる農作物が生産されております。まさに農業田園都市といえると思っております。そういう中で、今議会に「玉名市食料・農業・農村基本条例の制定について」ということが議案として上程されました。玉名市の環境に合致した条例の提案だと思っております。農業農村の役割や機能についての言及や地

産地消の推進などもこの条例の文言の中に明記されております。この条例が議決され制定がなった場合には、玉名市の食糧事情、農業、また農村に具体的にどういった影響が生まれるのか。また、行政としてどのような活動、政策がされるのか示していただきたい。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。

福嶋議員の玉名市食料・農業・農村基本条例の制定についての御質問にお答えいたします。

我が国の農業や農業者を取り巻く状況は、TPPへの参加問題を初め、農産物の輸入の自由化や食生活の多様化等により農産物の価格が低迷するなど、農業は厳しい状況にあり、これらに起因して農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等、食料・農業及び農村をめぐるさまざまな問題が発生している状況でございます。これらの課題を乗り越え、今後本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、競争力のある農業を確立することはもとより、農業が本市の基幹産業であることを再認識する必要があります。玉名市民の一人一人が食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産されている農産物の地域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承を図り、将来にわたって安全で安心な農作物が安定的に生産、供給されなければなりません。よって、食料・農業及び農村のあり方について基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、玉名市、農業者、農業に関する団体、市民及び食品関連事業者の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業及び農村の持続的な発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現を図ることを目的とした玉名市食料・農業・農村基本条例の制定を本議会に提案をいたしております。

さらに、この目的や基本理念を実現するために、審議会を設置し、基本理念や施策を具体化し的確に実施していくための「玉名市食料・農業・農村基本計画」を平成27年度から28年度にかけて策定をしております。この基本計画は農業者、農業に関する団体、市民及び食品関連事業者等の意見を反映し、計画目標をおおむね10年後とし、農業情勢の変化を勘案し、必要と認めるときは基本計画の見直しを行なってまいります。

今後は基本計画に掲げる施策を計画的に推進することにより、農業を本市の基幹産業として育みながら魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、この進むべき道を明らかにするため計画の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

この条例が本当に玉名の独自の条例だったら、もっと本当にすばらしかったなというふうに、そういうことであったならばやや遅きに失したという、私個人としては考えております。もう荒廃園が、田んぼにしましてもミカン畑等々周辺の外回りの山つきの農地では、非常にふえております。棚田、三ツ川あたりの棚田あたりでは、もう荒れ始めたら2年もほっておいたらどうしようもない荒地になっております。ミカン畑もそうです。平野部の水田はなんとか維持できると思いますけれども、そういう中でこの基本条例がそういうところを守っていけるのかなと、非常に私も農業者でありながら、悲しいかな疑問に感じるところであります。これだけ立派な基本条例ができるわけですから具体的に書いてあります。本当にこの基本条例が生かされて、玉名市が農業が中心の市であるということがずっと10年後を見据えてつくったという目標があるということですが、なかなか具体的にできることが、思っていらっしゃることがあれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

これまでは、この条例ができる前はどちらかというと行政型で仮に予算の執行、あるいは新年度計画等を立てていたという状況です。この後はこの条例ができた形ではそれぞれに農業者、あるいはそういう食品関連業者、農業に関するいろんな団体の方からこれから先、あるいは現在の問題等も含めて、意見を出してもらって対応する形になることが一番この条例の目的かなと思っております。

それと、現在、先ほどいわれましたいろんな意味で耕作放棄地、あるいは中山間地で田畑が荒れている形はこれまでも国・県、あるいは市の単独事業等でいろいろ対応はしている状況であります。しかし、それ以外に今まで行政に声が届かない部分を今後審議会で挙げてもらって対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市の担当のほうでも、市の農業・農村地域の状況を十分把握されて、市に行けばどこのどこあたりはどがんなつとると、農政に聞けば把握しているというような形で、把握していただいて、玉名の農業が全体的に生かされますよう。トマト、イチゴ等々は関西方面では、玉名のトマト、イチゴを中心になって販売されております。本当に玉名の農業というのは期待されている部分もありますので、ほかの農作物におきましても各地で名前を売れますよう、それが市の発展につながりますよう、条例にも期待しまして私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋議治君の質問は終わりました。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） おはようございます。市民クラブの吉田喜徳と申します。市長並びに教育長を初め、執行部の皆さん明確なる答弁を期待申し上げ、早速入りたいと思います。

1、教育問題。放課後活用と土曜活用、そして学力向上について。私たち議員8名は、去る2月18日茨城県牛久市奥野小学校を訪問しました。牛久市教育委員会並びに学校長、ほかの先生方から「うしく放課後カップ塾」とカップ塾と名づけておられます、「うしく土曜カップ塾」について説明を受け、その後放課後カップ塾を授業参観しました。スクールアシスタントは、その日は茨城大学教育学部の女子学生の方でありました。学力格差向上に効果が上がっているという校長先生の説明でした。

2番、2015年2月24日付、県教諭の通達は土曜授業の目的として学力向上を明確に打ち出す。玉名市教育委員会にもその通知、通達があつていると思います。脱ゆとりが全国的に加速する現状において、私は、土曜授業について県の具体的通達を受け、教育委員会でも真剣に取り組むべきだと考えます。いかがでしょうか。放課後活用と土曜活用について、取り組みの現状と御見解をお尋ねしたい。

大きい2番、「都市再構築と地方創生のデザイン」について。九州経済調査協会が2月24日都市再構築と地方創生のデザインを発表しました。その内容を見ると居住地や商業施設が中心部の町なかに回帰していると指摘、人口減少に直面する地方都市が活力を保ち、また活性化させるには人口を戦略的に集約し、民間投資、民間投資を促すべきだと提言しています。このことを踏まえ私は、今旧庁舎跡地とその周辺がどうなるかなと市民のとりわけ玉名町小学校区周辺の人たちの関心の高いことに思いを入れて、質問に取り上げた次第であります。白書は生活に必要な商業や医療、福祉施設の操業が可能とされる1平方メートル当たりの人口が2,000人を基準に、それ以上の人口がある地域を集住地区、それ未満を周辺地区と設定しております。

1つ、この集住地区が玉名市にあるのか。また、それに近い集住地区があるのか。ある場合、どの地区、地域なのか。

2番、旧庁舎と周辺の第1保育所、教育会館、文化センターを含めたその一帯に民間活用、民間活用、活力を考えておられているのか、いないのか。

3、政策的に集住地域を創設し、定住人口活性化に結びつける考えはないか。

大きい3番、舞台技術者について。公共ホールの舞台技術者は講演やイベント開催の際、照明や音響、舞台装置の操作や設備の維持管理など、つまり大事な裏方さんについての質問であります。しかし、これは資格、つまり専門性を有します。玉名市民会館の

現状はどうなのでしょう。幸いに新市民会館の基本構想が実現したとして、立派な市民会館が出現したとして、その裏方さんの大事な、出演者にとっては大事な舞台、今申し上げました舞台技術者は、現状のままでいいのかお尋ねをいたします。

大きい4番、2020年に東京オリンピック選手、強化合宿地の誘致について。先の議会でも一応、触れましたけれども、本日は具体的に推進の意味において質問をさせていただきます。

先のオリンピック、これは昭和39年ですね、5つの金メダル、これはレスリングだけでも5つの金メダルでした。2019年、このことは、レスリングについては後ほど申し上げることにいたしまして、2019年ラグビーワールドカップの試合会場に、熊本県熊本市が決定いたしました。また、同年女子ハンドボール世界大会も既に決定しているようであります。歓迎と祝福の拍手を送りたいと思います。さて、東京オリンピックもあと5年と迫る中、これをただ地方の一自治体として見過ごしていいものなのでしょうか。玉名市も一役買って、同時に全国から、そして世界から注目されて市の発展、活性化につなげたらどうでしょうか。その1つが強化合宿地の誘致であります。種目を絞ればやはり先ほど申しましたレスリングではないかと思えます。オリンピック参加国の60カ国にレスリングは上っているようであります。なぜレスリングなのかと私は申し上げたい。1965年昭和40年、先ほど申しました東京オリンピック金メダリストの花原選手及び市口選手が、当時の根性の八田と異名をとどろかせられた八田一朗監督とともに来玉し、レスリング教室を本市で開催されました。当時の全国で優勝した玉名農業高校、現北稜高校を初め多くの学生が参加し、市民も参加されました。現在は、玉名工業高校は全国で活躍はもちろん、輝かしい成績を残しています。1960年昭和35年、第15回熊本国体及び1999年平成11年第54回熊本未来国体において、レスリング会場となり天皇皇后両陛下をお迎えすることができました。両国体において。2020年東京オリンピックに向け、熊本県では独自に指定育成選手を45人、2014年度としてその中で玉名市では5名の強化選手、育成選手を出しております。そのうち5名の中の3名がレスリング選手であります。うちその中に女性レスリングをやっている女性の方もおられます。2014年、平成26年第69回長崎がんばらんば国体において、玉名工業高校1年荒木大貴選手が、少年フリースタイル50キロ級で優勝しました。これは広報たまなの表面の写真入りで報道されておりました。など、当校はすばらしい成績を更新中であります。全国で名門校となっております。これらの歴史的、あるいは現状においてレスリングはふさわしいというようなことを私は申し上げたのであります。それでは運動のこれを取り上げていただければ、運動の展開はまず市の方針を決定して、実行委員会等にふさわしいものをつくっていくのではないだろうかと思えます。しかしこれを市長、市長がやっぱり決断しないとですね、前に進まないわけであります。し

かし市長命によるのか、あるいは自主的に職員の方が自主的に行なったのであるか、既にレスリングと絞らないでそういう検討を1回目したことがあるとお聞きしておりますが、それは確かでしょうか。また、オリンピックバッジ等の作成、販売等でも盛り上がるんじゃないかと思えます。これは国会の答弁する閣僚の皆さんにおいても、全員じゃありませんけれど、あるいは先だって国会みんなで陳情をした際、ホテルのフロントの皆さんが全員オリンピックの、まだ地方には普及しておりませんが、つけておられました。こういうのは盛り上がる一つのあれだと思っております。あるいは署名運動であります。私は大学設立に従事したときに、当時の160数区の区長さん方をお願いして、1軒1軒この署名運動をしていただきました。そして1軒から1,000円いただきました。しかし、このオリンピック推進運動は1,000円はいただかないで、署名運動をしていく、盛り上げにつなげていけばいいんじゃないかと思っております。あるいはレスリング玉名市の協会、熊本の協会と一緒にやっていかなきゃならない、そちらのほうとの交流であります。それからJOC、IOCへとアピールし、世界レスリング協会へのアピール、各国レスリング協会の招聘状とこういうぐあいにざっとシナリオを考えますとなっていくんじゃないかと思えますが、これはやはり先ほど申しましたように市長の決断と考えでありますので、お聞きしたいと思えます。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） こんにちは。

ただいま御質問いただきました吉田議員の放課後活用と土曜活用、そして学力向上についての質問にお答えいたします。

議員が訪問されました茨城県牛久市で実施されております放課後子ども教室推進事業については、本市でも3小学校、校名を申し上げますと陸合小学校、高道小学校、玉水小学校で実施されています。実施主体は、本市教育委員会の生涯学習課が担当しております。学校の教育課程に位置づけられた活動ではありません。市がコーディネーター、安全管理員、学習アドバイザーを配置し、地域の人材や大学生ボランティアなどを活用したさまざまな活動が工夫されております。そのため学校は余裕教室などを教育活動に支障を生じない範囲で、放課後の活動場所として提供するという事業形態をとっております。小学校1年生、2年生、玉水小学校においては3年生も含みますが、その希望者を対象に週2回、午後3時30分から5時までの90分を基本に学習活動、体験交流活動などが行なわれております。3校とも少しずつ形態は違いますが、2日間の活動のうち、1日は宿題や予習、復習、英語活動などの補充学習、もう1日は百人一首、茶道、おやつづくりなどの体験交流活動に取り組んでおります。ただ、本市では同事業による

土曜日の活動は行なわれておりません。その他の学校におきましては、各学校の実情に応じ、放課後の時間を補充学習、児童会、生徒会活動、部活動などに活用しております。また、土曜日は多くの学校で部活動が実施されています。なお、本市の児童・生徒の学力につきましても、12月に実施されました県学力調査の結果を見ますと、小学校ではすべての学年、そして教科で県平均を上回ることができております。一方、中学校では半数以上の教科・学年で県平均を下回っています。しかし、その下回り幅については、年々小さくなってきておりまして、全体的に向上の傾向があります。このことは本市が設置しております学力向上対策部会において、中学校区ごとに小中学校が連携して取り組む共通実践事項を設定し、授業改善や学習習慣の定着などに積極的に取り組んできた成果の現れだと考えております。

引き続き、第2番目の土曜事業についての本市の現状と県教育委員会の通知を受けての本市としての今後の方向性に係る質問にお答えをしていきます。

土曜授業につきましても、平成25年1月に県教育委員会から小中学校における土曜日の授業の実施にかかる基本的な考え方などが通知され、土曜授業を実施する場合には、家庭、地域と連携した授業や学校行事、保護者や地域の方への公開授業、いわゆる授業参観でございますが、それや学習発表会などの内容で、半日を単位として、月2回以内の実施が適切であることが示されております。そして本年2月24日付で、県教育委員会により出された小中学校における土曜授業の一層の充実に向けた通知では、先に示された実施内容に、通常の教科等の授業がつけ加えられ、学力向上に係る課題解決の一方策として、土曜授業の活用が効果的であるとの考えが示されました。

本市の各小中学校では、土曜日や日曜日を授業日に振りかえて、地域や保護者との連携した授業、体験交流活動、学校行事などを実施する形での活用がなされております。9月議会でお答えいたしましたとおり、2学期制の導入や長期休業の短縮などにより、必要な授業時数が確保されていることや、児童・生徒の学力につきましても、小中連携のもと、一定の成果を収めている状況があります。さらに、本年の各学校への調査の結果、早急な導入を必要としている学校がなかったことなどを勘案し、現在のところ文部科学省や県教育委員会が提唱しているような形での土曜授業は実施しておりません。また、土曜授業を導入するに当たっては、現在土日を中心に年間を通じて計画されている部活動の大会や対外試合、さらに地域でのスポーツ、文化活動などの調整を初め、職員の勤務の振りかえなどの課題も考えられ、先進事例等をしっかり検証していく必要があります。市教育委員会といたしましても、県内で土曜授業を導入している市町村が少しずつ増加している状況や今回の通知の意義を重く受けとめ、今後さらなる学力の向上を目指す上でも、各学校の状況や保護者の考えを含めたニーズを把握するとともに、放課後の有効な活用もあわせ、必要に応じて適切な判断をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の九州経済調査協会が発表した「都市再構築と地方創生のデザイン」についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、九州経済調査協会が2月24日に2015年版「九州経済白書 都市再構築と地方創生のデザイン」を発表をいたしました。その白書では、議員がおっしゃったとおり、生活に必要な商業や医療、福祉施設の操業が可能とされる1平方キロメートルの人口2,000人を基準に、それ以上がある地域を集住地区、それ未満を周辺地区と設定をしております。

そこで1点目の御質問でございますけれども、玉名市においては、集住地区が1カ所、旧本庁舎の周辺、旧本庁舎から西へ1キロメートル、北へ1キロメートルの範囲でございます、が設定されております。また、白書では、集住地区及び周辺地区をさらに人口の増減をもとに、5つのタイプに分類されており、本市は八代市や長崎市と同じく集住地区の人口の減少幅が小さい「相対集中都市」に該当をしております。

2点目の御質問ですが、旧本庁舎に加え、第1保育所や文化センターの敷地の民間活用につきましては、平成26年11月20日の「玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会」からの答申内容に沿ったものであれば、民間事業者からの整備の提案も27年度設置予定の「玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会」で検討されるものというふうに考えております。

次に、3点目の質問の政策的に集住地域を創設し、定住人口活性化に結びつける考えはないかについてでございますけれども、先ほど申しましたとおり、本市には集住地域が既に1カ所ございますが、定住人口をふやしたり活性化させる定住促進策につきましては、既に集住地域に限らず市全域で行なっております、27年度に策定をします「玉名市総合戦略」の中に盛り込んでいくことになるのではないかとというふうに考えております。

続きまして、玉名市民会館の舞台技術者の現状についてという質問にお答えをいたします。

現在の玉名市民会館につきましては、一般社団法人玉名市自治振興公社が指定管理者として現在、管理運営を行っております。公園やイベント開催の際は、舞台、音響、照明などの操作は、専門知識や経験が必要とされる業務であるため、イベント利用者と入念な打ち合わせを行ないまして、現在は3年から26年の経験を積んだ自治振興公社職員6名が対応をしております。なお、有名な歌手や高額な入場料の催しにつきましては、主催者側の専属スタッフで対応をしているというふうに聞いております。

それから、市民会館の基本構想が実現したとして、舞台技術者は現状のままでいいのかという御質問でございますけども、今現在、自治振興公社では舞台技術者の技術の向上を図るために、熊本県公立文化施設協議会主催の技術研修会に毎年参加をし、舞台技術の向上や他施設職員との意見・情報交換を行なっております。また、他施設に新しい機械、機具等が導入された際には、その施設へ出向き、先見的な操作技術の習得を積極的に努めておるといふふうに聞いております。今後も自治振興公社職員で技術習得並びに管理、運営について充実、向上するよう自治振興公社に指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員の2020年東京オリンピック選手強化合宿地の誘致についてお答えをいたします。

現在の取り組み状況といたしましては、本年1月26日に2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うキャンプ地誘致に向けた最初の事前協議を開催しております。参加者は市の観光振興部長及びスポーツ振興部署の職員と関係団体からは玉名の観光協会、玉名の温泉観光旅館組合、玉名市体育協会の方々でございました。協議内容は、国や県の推進体制と全体スケジュール等を市側から説明をいたしまして、また、2008年の北京オリンピック大会での熊本市のドイツ水泳チーム熊本合宿の取り組み事例を参加者に共有したところでもございます。その他キャンプを受け入れする競技種目の選択及び練習会場の施設整備に課題があるなどの意見が出ておるところでございます。

今後は、この事前協議を開催していく中で、吉田議員意見のレスリング競技も含め、玉名市にあります競技種目団体へ誘致支援の働きかけを行なっていきたいと考えておるところでございます。また、キャンプ地の誘致に限るわけではございませんけども、今後増加していく海外からの観光客等の受け入れ態勢を整備するために、観光部署において多国語の音声ガイドサービス並びに多言語の観光パンフレットを作成する予定でございます。キャンプ地誘致につきましては、地域の活性化のため、市民が一体となって取り組み、本市の魅力を全国に発信できるよう前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 教育問題について1つ、2つお願いしたいと思います。

以前ですね、看護福祉大学の学生さんが、空き家を利用して放課後、牛久市で言えばカップ塾みたいな、サポートしておられるというようなことを聞きますけど、これはお聞きになっておりますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 民家を活用してのことについては聞いておりませんが、実際に看護福祉大の学生さんたちが、先ほど申しました学校における放課後子ども教室推進事業、こちらのほうでは手伝いをさせていただいておるところでございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 積極的に、ちょうど茨城大学教育学部とか御当地はありましたけれども、すがすがしいですね。本当余り学生といえば、年齢の差がそうないもんですから、非常に子供たちもよろしく、直接授業を受けるわけではないんですけども、先ほど申されました宿題とか、いろんなことに取り組んでいるすがすがしい姿を見てきました。これはやはり学力向上もさることながら、学力の格差ですね、特に中央へ行けば行くほど塾等がございますので、また、経済的理由もありませんので、非常にそういった意味でもお父さん、お母さんにも、保護者にも喜ばれているというようなことございました。どうかまた、さらに推進していただきたいと思います。3校じゃなくて、もう既に始めておられるようでございますけれども、普及していただければと思います。

それから土曜授業も現在のところは、教育現場、学校におかれましては、いろんなまだ解決をしなきゃならないことが錯綜しているようで、そう学校としての希望はないようにとの御答弁でございました。このことについては脱ゆとりとかあるいはクラブ、部活動ですね、民間で請け負っていただく、やはり民間の監督さんとかコーチの人が把握、指導されるというような状況がだんだん、だんだんとふえているんですね、玉名市にあっても民間の方、そこの学校の先生が監督やコーチとしてというようなこともないところもございますけど、だんだんとそういうふうにもその点の心配は解除されていくんじゃないだろうかなと思いますので、やはり国や県が土曜授業を推進している以上は、これは真剣にまたこれからも取り組んでいただくことが大事じゃないかなと思いますので、もう1回御心境をお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 学生さんたちの九州看護大学の学生さんたちのいろんな学校へのサポート等もこの放課後子ども教室だけでなく、いろんなところでのサポート等もあっておりますし、また、地域の保護者の方々からも丸つけとかあるいは読み聞かせ、そのほか、放課後じゃありませんけれども地域の方々をいただいているところで

そして今後の土曜授業につきましては、やはり解決すべき課題がたくさんありますので、先ほど答弁いたしましたように、土曜日曜の部活動が今入っております、そういったものをやはり整理しながら取り組んでいかないとどうしてもできないところがあります。それで県教育委員会といたしましても、小学校等の部活動の社会体育への移行の方向性も示しておりますので、本市でもそれらについては対応を考えていかなければならないというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） やはり本人たちに、いわゆる児童・生徒にとっても、保護者の皆さんにとっても格差、非常に学力向上ももちろん大事ですが、非常に関心の高い心配事だと思うんですね、もう格差解消のために習熟度別というようなこともやっておられると思います教科によっては、玉名小学校はやっておられるんじゃないかと思いますが、こういうようなことにおいても今非常に6小学校の統廃合の問題とか小中一貫教育の問題で教育委員会におかれましては大変だと思いますけど、時代が時代で、そういうふうなことにまだいろいろありますけど、学制の問題ですね、6・3・3・4制の見直し云々、大変でしょうけど鋭意努力をしていただきたいと思います。

次に、原口部長、幸いに旧庁舎付近は集住地区だと、先ほどはそういうようなとらえでよろしいんですね、この地域。

○企画経営部長（原口和義君） そうです。

○23番（吉田喜徳君） でありますならば、現在の跡地の云々が非常にやはり注目を、重視されるんじゃないかと、こう思いますね。したがってましてみんな市民の方は、「あとにはどんなのが来るんだろうか。」「何ばしなはっとだろうか。」が関心ですね、それで鋭意努力をしてもらいたいと思いますけど、図書館じゃなくて、図書室、いわゆる文化センターを含めた教育会館、第1保育所、このあたりの整備、活性化につながるようなことを、これについてはいかがお考えでしょうか。また、取り組んでおられるのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ちょっと議員の御質問の前に、先ほどの答弁の中で、玉名市自治振興公社を一般社団法人と申しましたけど、一般財団法人に訂正をさせていただきます。

それで、今、吉田議員から質問がありました跡地の検討につきましてでございますけども、先ほど答弁申しましたとおり、27年度に入りまして庁内の組織で「玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会」というのを設置をいたします。新年度に入り次第、早々に立ち上げて検討をしていきたいというふうに考えております。

この中で、委員会の所掌事務としまして、庁舎跡地等の一体的な整備及び活用を図る基本構想の策定、それと、跡地等への子育て支援施設の配置計画に関する事、それと、本庁舎跡地等駐輪、駐車場、交通拠点及び公園の配置計画に関する事。それと、文化センターの機能拡充及び改修計画に関する事。この4点をその検討委員会の中で審議、結論を出すようにしております。27年度できるだけ早い時期に方針を決めておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） ありがとうございます。

次に、舞台技術者でございます。研修に現状の、これは免許とかというのはあるんじゃないかなと思いますけど、どうなんでしょうか、部長。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 舞台技術者についてでございますけども、舞台技術に関する資格につきましては、音響や照明などの技能認定の資格があるというふうに聞いております。資格取得の条件としては、一例を申し上げますと、音響技術者技能認定1級は、実務経験年数5年以上から受験が可能であり、講習、筆記及び実技試験が実施されるというふうに聞いております。ただ、これを置かなくてはならないというふうな法的な根拠というのはありませんので、先ほど申しましたとおり、しっかり研修などをやっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） やはり資格を持った人を育成していただきたいと、このように思います。

800席、300席という新市民会館ができればですよ、同時にこれが何かで催しが開催されるとすれば、どちらにも照明だの、あるいは音響だのが設置されるんじゃないかと思いますが、こういうときにはなんかお聞きしますと、先日、講演がございましたね、若尾文子さんとか西郷輝彦さんたちの、ああいうときには向こうから連れてきな場合は、専門家をですね、そういうようなことを伺ってますから、大概持っとなはるというようなことですから、それは安心しますが、300席、800席が同時に行なわれたときには、幸いに同時に行なわれるようにそういうふうに繁栄すればいいんじゃないかと思いますが、部長いかがお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今御質問ですけども、今現在6名の職員で対応しているというふうに聞いておりますけども、今議員おっしゃったとおり、同じ日に大きなイ

ベントがあるということも可能性ありますので、その辺はその6人の方々を含めてですね、また新たにいろんな資格を持った職員さんあたりを育てていくというふうなところも早急に取り組むべきことかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 終わりに、僭越ですけど市長にお尋ねいたします。

強い決意だと受けとめました。ただ、先ほどから申し上げましたように、レスリングに限らず、例えばその中にはバドミントンとか、あと強化育成アスリートに対してありますけど、とにかく一つ申し上げますと、ワールドカップ、10年前の2002年ですかね、日韓共催のサッカーワールドカップで、これは大分県ですけど、中津江村長が本当に命運をかけて誘致されたんですね、市役所の職員、役場の方ですね、これは村だから、村の方の職員さんはですね、あるときには寝なしに、あるときには早暁に、あるときには夜中にということで、大変活躍された、御苦労なさったと、しかし、終わったあとは非常に活性化はもちろん、強化合宿があつてる最中も全国のテレビが放映して、我々も記憶にありますけど、地方創生ということもうたわれておりますけれど、そしてこれを幸いで成功させるためには大変ですが、成功したらいろんなことが波及してくるんじゃないかこのように考えます。そこで市長、どんな種目を考えておられる、あるいは現在考えておられなければ、第1回検討委員会等を開いておられるようではありますが、少し具体的にはいつごろこれを、いわゆる種目を絞られるお考えについてはどうなんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 吉田議員のオリンピックの合宿の誘致の件でございますけども、今、検討を進めている中で、種目につきましてはいろいろと出てきているという部分がございますので、そういうものを主に検討しながら、期日につきましては早いほうがいいだろうと思っておりますけど、適切な時期に期日を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 終わりに、今一度、その強化合宿の誘致について私なりに申し上げます終わりたいと思いますが、なぜレスリングを先ほど申し上げるかというのと、私は別にレスリングをやっている者でもありませんし、あるいはそれに傾注しているというような、こだわっているということでもございませんが、国体が35年と1999年に行なわれたときに、両陛下、昭和天皇と現在の陛下、皇后陛下がおいでになったというようなことは、これは一つの大きな玉名の名誉な存在じゃないかこのように思います

ので、それともう一つは、全国で玉名市のレスリングが玉名工業でしょうけど、注目されているというようなこと、再度申し上げますけど、5人の中で3人、女子も含めて3人が育成強化選手であるというような観点から申し上げているわけございまして、市長のさらなる御英断と推進をお願い申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番、田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 自民党の田畑でございます。と、胸を張りたいところですけども、最近の中央政界、知らなかった、知らなかったでまた倫理観が欠けているように思うところもございまして、ここは玉名の議会ですから質問に入りたいと思います。

行政改革についてと、見出しは大変大げさに書いておりますけど、中身は小さな本当に身近なことばかりでございます。まず初めに職員の権限と責任の範囲についてということで、私一言確認しておきたいことがございましたので、このような見出しになったわけでございますけど、ちょっと私事に少し先に触れさせていただきます。

私は、長年大阪のほうで小さな貿易会社でございますけども、そういった仕事をしておりました関係で、1時間1時間、1日1日の非常に時間の重大さに身にしみる経験しております。当初は、円の切り上げに始まりまして、固定相場だったものが流動為替に変わって、変動為替に変わって、毎日の為替レートに本当に気を抜く暇がないぐらいの神経を使った経験もあります。もう1日の対応の遅れが大きな損害となることも多々経験をいたしました。そのような多くの経験から、時間の停滞が非常に私の神経にさわるようなことがございましてですね、「時は金なり」のとおり、民間の経済は一刻、一刻動いているわけでございますね。私は行政マンの経験もございませんし、地方自治法の熟読も会得しておりません。そういった関係できょうの発言になったわけですけども、ある市民の業者の方より、市民の方より、許認可の申請を提出しているが、回答が非常に遅れているような感じがするので、できるだけ早く、1日でも早く回答してほしいという依頼がございました。私も余りそういうことに口出すのは好きなほうじゃございませんけども、政治倫理条例に違反するようなことでもないかと思ひましてで

すね、電話では大変失礼ですから、足を運んで、直接そういった趣旨のことをお願いしたわけでございます。そのことはそれでいいんですけど、その後、最終担当課と市民との間で、言葉不足といたしますか、お互いの認識不足といたしますか、いろいろな意味の疎通ができなくて、双方に意にそぐわない結果になったということがございました。一応、そのようなことを皆さん方に説明して、この件につきましては先日の質問の聞き取り調査のときに、その原因が、誤解がわかりましたので、これ以上のことはもう発言を控えさせていただきます。

行政の皆さんに許認可のそういった申請などに対しては、行政事務の迅速な対応といえますか、そういうことを特にお願いいたしまして思い違いも生じないように、今後対応をしていただきたいと、そういう思いでございます。

この件については、これで終わりたいと思います。

行政区の統廃合について、市民の方より、自分の区は戸数も大変少なくなりまして、人口減、高齢者が多く、若年層が少なくなったと、区を維持するのに大変な意味合いなことを言われました。区と区の合併は、区同士の同意があれば、法的な拘束はないですから、その心配ないですが、自主的な合併を進めてくださいということを言ったんですけども、行財政改革の面からもですね、ぜひ私も進めてくださいと話をいたしました。しかし行政のほうから将来的な行財政を考える見地から、区の統廃合が現実的な問題となるような話を指導的な見解を示してもらえないかとの話題でございました。そうすれば区同士の合併の話も自分のほうから切り出しがしやすいということでございます。私自身もこの統廃合は必要な時期にきているのではないかという思いをしております。以前にもこの件につきましては、この場を借りまして発言をさせていただいたことが記憶しております。時期的には真剣に考えるべき課題だと思えます。

我々議員には、我が身を削る思いで10年前非常に複雑な条例や規則のある市町合併を成し遂げ、満10年を経過しようとしています。市町村合併に比べますとこの合併はそんなに難しい問題ではないし、それぞれの区の習慣などは継承すればよいことでございます。決して、このことについて無理を行政にお願いしているわけではございませんけども、行財政の改革の面からも少しでも行政の方に意味するものがあれば答弁をお願いするところでございます。

自主的にできることであっても、ある程度行政のほうに指導すれば、割と楽にできる課題ではないかと思えます。

続きまして、鳥獣被害対策の成果と処置について。

この施策の当初イノシシの捕獲1頭に対しまして、2,000円の助成がございました。それを4,000円に引き上げていただき、捕獲頭数も大分多くなったように考えます。また、電気柵などの補助金をもって被害対策の施策もありますけども、イノシシ

の繁殖には追いつかないような状況のようです。玉名市の捕獲に対する助成金は、ほかの市や町の助成金に比較しましても低額の状態ではないかと思えます。ほかの市の8,000円や1万円までに引き上げるべきとは言いませんけども、せめてあと少し、1,000円でも引き上げていただければいいんじゃないかなと思うところですけども、さらなる電気柵にも上積みが必要だと考えます。

さらに捕獲したイノシシやシカの肉をジビエ料理に利用する施策はないのかと思うところです。料理に使用する肉の提供はやっぱり保健所の許可を得た、ちゃんとした処理場が必要かと思えますし、そのような施策を多面的な角度から検討する必要はないのかということをございます。また、捕獲頭数の確認ですね、捕獲頭数の確認、それがきちっとしておられるようでございますけども、今年は、今400何十頭ですかね、捕獲されたということをございます。しかし、最近非常に疑わしい、確認の方法に疑わしいそういった捕獲されるという方からちょっと聞きましたんですよ。それでこういった質問になりました。

それと、資料としていただきました、まち・ひと・しごと創生に関する要望一覧表を参考に見ますと、農林水産政策課の要望内容の中で、捕獲の担い手であるハンターですね、ハンター確保のために認定鳥獣捕獲等事業者制度を強化して、職業ハンターを確立するのなっております。また、期待される効果の中で、地方が鳥獣被害が大きいので、地方に仕事ができ、地方に働く場所ができると期待されるとなっております。どの程度の所得を仮定して職業ハンターと定めるのか、決めるのか。また、地方に仕事ができ働く場所ができとなっておりますその裏づけはどのような施策の立案計画があつてそのような期待が持てるのか、具体的にお示しを願いたいと思います。

また、補助対策事業の拡大及び補助額の上限の引き上げを要望するとその中でなっております。どの施策にどの程度の補助金を上げる内容を主張しておられるのか、確認を求めますとともに、補助対策事業の拡大もうたっていますけども、どの事業も拡大を意味するのか御答弁を求めるものでございます。

また、現在捕獲したイノシシなど、捕獲したハンターやイノシシなど捕獲するハンターやわな師たちは、みずから直接さばいている状況ですね、問題は必要のない、肉はとりますけど、骨とか頭とか皮とかですね、この要らない部分についてどのように処置されているのか、ちょっと疑問点もいろいろ聞かされました。情報がいろいろ寄せられまして、一つの例として、山の中に捨ててきたとか、あるいは柵のわなの仕掛けのえさにするとか聞きました。イノシシはイノシシ同士でそのえさにしてもなんか食べるらしいですね、そういったことでわなにも使うことがありますということをございます。そういうことであれば、イノシシ退治をしているのに、イノシシや野生動物の繁殖を助けているようなもんじゃなかろうかと、私はそう思うけどですね。だからできればハンター

仲間で団体をつくり、保健所の許可を取り、施設をつくる施策を推進する助成を考えてはどうかと思うところです。大きな施設は要りませんよね、物体が小さいですから。そういう方法はどうでしょうかということでございます。

処理されたイノシシやシカの廃棄される部分の取り扱いは、当然、この山の中に捨てとくとかそういったことは、法令で決められているわけですね、そういうことはできないようになっていると思います。しかし、今の状態でそれをしなくてはしょうがないような状況の中にあるわけですね、頭数を、イノシシやシカを取ってもですね。だからこれはそういったこともきちっとした指導をしていただきたいと思いますと思うところです。

それから、地方創生、国の政策に対する市の施策について。

先日の全協の場におきまして、国の地方創生政策の指針に沿って玉名市の施策が見えてきたわけですが、確かに全般的に平均点数どまりの文言が列挙されていると私は考えました。これは私の考えですが、現時点で最優先に取り組むべき問題は、やはり人口減少を食い止めるための国の政策として、出生率を上げることが優先ではないかと考えるところです。国の政策として自治体の要望は地方財源の確保を最も強く要望されております。自治体が消滅したなら、その危機感は全国で77%に達しているとのことです。もちろんこれは小規模の自治体が多いんだとは思いますが、県内の自治体が国に最も求める対策は、やはり地方財政の充実であり、72%の自治体が将来消滅しかねないとの考えを持っているようでございます。人口減少対策で国に要望する制度は、地方財政が24自治体となっております。人口減少に非常に危機感を持っている状況がよくわかっております。それから、まち・ひと・しごと創生に関する要望、一覧表の内容を見て、提案、要望内容の分類として5項目に分類されています。その中で、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるとの項目があります。いわゆる、婚活事業ですか、若い夫婦が玉名市に移住又は家を買って定住するときの助成金、出産第3子までぐらゐまでの出産手当など、子育てしやすい環境づくりのことだと思います。環境づくりといいましても、これは子どもの医療費、あるいは教育費の助成、住宅費の助成など含んだ環境づくりのことだと思いますけども、また、待機児童ゼロを見直す、要するにですね、待機児童を、ゼロを目指す計画性などは、この現代社会においても最優先に、これも取り組むべき施策だと思うところですが、この施策についてもどの課からも具体的に示されていないのがなぜかと、私は問いたいところです。

再度強調しますが、現在の日本でやっぱり最優先の課題は、少子化対策であり、出生率を上げることだと思います。この問題は国の根幹政策として取り組むべき問題だと思いますけども、やはり地方自治体でできることは、地方自治体で取り組むべきだと私は思います。

幾つかの質問形式をいたしましたけども、その質問に対する答弁はよろしくお願ひします。

また、ふるさと創生の取り組みの中に、市民生活の安心と申しますか、最近の社会現象と申しますのは、一歩外出しますと常に危険がつきまといます。犯罪や事故に巻き込まれることがよくあります。そのような観点から、せめて公民館あるいは公共施設あるいは公的な公園などにはぜひ、防犯カメラの設置をお願いするものでございます。

ふるさと納税の過去7年間の成果について質問します。

ふるさと納税による玉名市に寄せられた方々に対して、本当に心よりお礼を申し上げるところでございますが、納税された金額がどの程度なのか、そんな大きな金額にはならないと聞いております。過去7年間でどの程度なのか、新聞紙上やテレビニュースなどで、よく進んでいる、進んでいると申しますか、よく運用されている自治体の例が紹介されています。驚くほどの金額が寄せられた町や、企画した政策事業に対し、事業内容をネットで紹介したら企画金額の2倍の寄附があった例など、また、ふるさと納税された方々に地元の特産品や農産品、あるいは海産品などを謝礼として送る方法など、さまざまな特典が各自治体で行なわれています。玉名市に対するふるさと納税は、もう一工夫すればさらに期待ができるものと私は判断するところです。ぜひ、玉名市の活性化のために農産物や海産物、いろいろ特産物もありますけども、そういったものを工夫して、生産者の増収増益にもなって、さらなるふるさとの納税の増額になるのではないかなと思うところです。

1市3町合併10年経過の検証はということで書いておりますけども、先ほども申しましたとおり、10年前我々議員は、我が身を削る思いで合併を推進したように思い浮かびます。当時は国の指針のもとに自治体数が約半数程度になるほど合併結果になりました。当時、私は余り1市3町、1市4町の合併には疑問を持っておりまして、そんなに進んだ気持ちを持っていなかったんですけども、と申しますのは、玉名市を大きく分断する菊池川が流れ、左岸、右岸という非常に経済圏がはっきり分かれている状態で、左岸の衰退がますます大きくなることに心配をいたしました。平均した経済圏を救うためには、もう一つの大きな橋を、大橋をかけることが自由な往来ができて、左岸に経済の広がりができる、私はそのように確信を持っていたわけでございますけども、左岸にも経済の拠点が必要だとの思いです。現在も左岸は、右岸に比較して経済面で非常に格差ができています。土地の価格一つに取りましてもはっきりと価格差があります。左岸の伊倉を例に取りますと、昭和の合併で急速に衰退してしまいました。平成の合併でさらにその兆候があらわれているようです。合併10年後の経過した今、それを検証することによって、さらなる玉名市の発展活性化の指針とするべきであり、この節目に市民に対して日の当たる部分、あるいは日の当たらない部分、いろんな諸事業、行政上の

やっぱり陰と陽がございます。現実を正確に分析して市民に公開するべきであり、市民生活の向上と玉名市の発展につなげてもらいたいものがございます。

以上、答弁を聞きましてから再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 田畑久吉君の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 田畑議員御質問の職員の権限と責任の範囲についてお答えをいたします。

今後は許認可申請書類等の審査会等につきましては、民間経済の厳しさも承知しておりますので、現地調査を踏まえ速やかに対応したいと考えておりますので、議員の御理解をお願いいたします。

続きまして、3番の鳥獣被害対策の成果と処置についてお答えをいたします。

本市の農作物被害は、中山間部に生息するイノシシによる水稻及び果樹の被害、市内全域に生息するカラスによる麦類及び果樹の被害が大半を占めております。地域別の被害状況につきましては、小岱山に隣接する地域では、水稻及び果樹の被害が大きく、金峰山に隣接する地域では、果樹の被害金額が大きくなっております。農作物の被害金額及び被害面積につきましては、平成22年度約1,500万円、約47ヘクタールと非常に大きな被害が発生している状況がございます。そのような状況におきまして本市では、玉名市鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしまして、関係機関と連携して「寄せない、入れない、ふやさない」を目標にさまざまな対策を推進しております。

まず、「寄せない」に関する取り組みといたしまして、有害鳥獣による農作物被害多発地区で、有害鳥獣対策の説明会、座談会等を開催いたしております。また、市広報紙にイノシシ等を寄せない環境づくりに関するコラムを掲載しております。

次に、「入れない」に関する取り組みといたしまして、平成22年度より有害獣被害防護施設整備事業により、電気柵等防護施設の資材購入費を補助しており、現在までに約90キロメートルの施設整備を行なっております。また、イノシシによる被害が甚大な地域におきましては、有害獣生息実態調査として、地域に生息する有害獣の状況を業務委託により調査し、効果的な被害対策等の検討を行なっております。その結果を踏まえ、要望のある地区におきましては、国の公金事業である鳥獣被害防止総合対策事業に

より、広域的なワイヤーメッシュ柵による進入防止施設整備を行なっており、これまでに約28キロメートルの整備が完了しております。今後約43キロメートルの施設整備を予定しております。

次に、「ふやさない」に関する取り組みといたしまして、熊本県猟友会玉名支部の会員で組織しています「玉名市有害鳥獣捕獲隊」に業務委託することにより、年間を通して有害鳥獣の捕獲を行なっております。特に被害を及ぼすイノシシ及びカラスにつきましては、イノシシ1頭当たり4,000円、カラス1羽当たり500円の捕獲実績に応じた委託料を支払うことにより捕獲数の増加を図っております。また、平成26年度より有害鳥獣捕獲従事者の増員を目的として、玉名市有害鳥獣捕獲隊の予備隊を組織し、捕獲数の増加を図っております。

御質問のありました職業ハンターにつきましては、熊本県が鳥獣捕獲事業を行なう事業者を認定する制度でございまして、県南地域において平成27年度より試験的な取り組みが行なわれるところでございます。イノシシの捕獲数につきましては、平成25年度280頭であった捕獲数が、平成27年2月末現在で501頭と、約2倍の捕獲数となっております。このような取り組みを推進してまいりました結果、平成26年度調査の農作物被害金額及び被害面積は、約130万円と約10ヘクタールと大きく減少しております。しかし、イノシシの目撃情報と被害通報は増加しており、出没範囲の拡大が懸念されており、今後も関係機関と連携し、被害対策を推進していく必要があると考えております。

次に、捕獲した鳥獣の確認方法につきましては、国の要領に準じて職員が捕獲現場において確認することにより実施しております。その際、捕獲日時、捕獲場所、捕獲数、捕獲者名、確認者名を記載したボードを捕獲隊と写すことにより確認をしております。また、職員が他業務で現場に出動できない場合などは、捕獲固体の尻尾等を持参されたものを確認いたしております。捕獲した鳥獣の処分につきましては、埋葬及び焼却処分を行なうように、捕獲従事者、これは市捕獲隊と予備隊のことでございます。委託契約を結んでおります。

次に、他の地域から捕獲した鳥獣を持ち込み、報告しているという事例につきましては、市では確認をしておりません。また、そのようなことがないよう確認方法につきましては、周囲及び現地確認の徹底により発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

次に、イノシシ1頭当たりの捕獲に対する委託料の増額につきましては、周辺市町の状況に応じて検討をしてまいります。捕獲したイノシシの加工販売ができる仕組みづくりの検討につきましては、現在、捕獲従事者から要望等はあっておりませんが、職員を先進地や研修会へ派遣することにより仕組みづくりの検討に努めてまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田畑議員の2点目になります行政区の統廃合についてお答えをいたします。

現在玉名市内には、258の行政区がございます。本市における行政区とは、従来から存在します地縁による自治活動の集合体である自治会を行政区として位置づけております。合併前の各市町においてもその自治会を行政区として取り扱っていたため、地域性や歴史性などにより行政区の規模に相違があったところでございます。合併後は行政区をそのまま引き継いでおりますので、現状の行政区の世帯数の規模につきましては、多いところで624世帯、少ないところでは9世帯となっております。平均で94世帯となっております。このように行政区の世帯数の規模に相違があることから、地域性や歴史性などを考慮しながら、不均衡が生じないように可能な限り平準化に向けた行政区の統廃合を検討する必要があると認識をしております。また、今後は地方交付税の一本算定に移行していくことで財政面でも厳しくなることが予想されますので、行財政改革の観点からも行政区の統廃合は効率的な行政運営につながるものだと考えているところでございます。行政区の統廃合につきましては、市からの押しつけではなく、行政区からの自主性を尊重しながら協力する形で取り組んでいかなければならないと考えております。また、今月から来月にかけて258すべての区長を対象に実施します「行政区運営に関するアンケート調査」の中で、行政区の再編に関する調査項目も設けておりますので、その結果を参考にしながら、今後各校区の区長会長等で構成されます玉名市区長協議会とも十分に協議を重ね、協力を得ながら行政区の統廃合を進めてまいりたいと考えております。

それから5点目のふるさと納税についても続けてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという寄附をされた方の思いを実現するために、平成20年度に創設された制度であり、メディアなどで特集が組まれたことにより認知度が高まり、全国的に寄附額は増加傾向にあります。これを受けまして国は、個人住民税所得割額の特例控除額の上限を1割から2割に引き上げるふるさと納税の拡充を1月14日に閣議決定した本年度の税制改正の大綱に盛り込んだところでございます。また、平成25年度に総務省が実施したふるさと納税に関する調査では、5割程度の自治体で寄附のお礼として地域の特産品を送付しているという結果が出ております。しかし、その一方で、高額な特産品を送ったりするなど、自治体間で「特典競争」が生まれてきていることが制度の趣旨に反しているという声もあり、総

務省は特産品の送付について適切に良識をもって対応することとした通知を行ないました。本市における平成20年度から26年度までの寄附金の実績は、平成20年度以降、平成27年3月2日時点で、延べ181件、総額1,433万9,000円の寄附をいただいているところでございますが、議員御指摘のとおり、1年間で多額の寄附を受けている県外の自治体と比較しますとかなり少ない寄附金となっております。このため、本年度から1万円以上の寄附をされた方に対し、玉名市6次産品の中から3品程度を御礼として送るとともに、県外在住の玉名出身の人に対して発送している情報紙の「ふるさと玉名のいま」にふるさと納税の案内文を掲載したほか、民間が運営しているふるさと納税ポータルサイトに本市のふるさと納税の情報を掲載したことで、昨年度よりも問い合わせもふえ、寄附につながっているのではないかと考えられます。

次に、ふるさと納税の今後のあり方についてでございますが、議員が申されたとおり、寄附のお礼として、イチゴやミカン等の地元農産物の送付など、積極的に玉名の魅力を発信し、自主財源の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の国の地方創生政策に対する市の施策についてお答えをいたします。

国が示している総合戦略では、我が国は2008年の1億2,800万人をピークとして、人口減少局面に入っている。今後2050年には、9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。加えて、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いていると分析されており、そのため1. 東京一極集中を是正する。2. 若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現する。3. 地域の特性に即して地域課題を克服する、と大きく3つの基本目標が掲げられております。

そこで玉名市では、平成27年度に外部の方々による審議会を立ち上げて、その中でまず玉名市の人口ビジョンをつくり、その目標を達成するために、先ほども説明いたしました国が示されている総合戦略の3つの基本目標に即した「玉名市総合戦略」、平成27年度から31年度までの5カ年間の計画でございますけれども、これを策定をいたします。その運用に当たっては、明確な計画、実行、評価、改善のもとに、短期、中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行なうものであり、お金のばらまきにならない計画策定をする必要があるというふうに考えております。

また、平成26年度、今年度の今回3月補正で先行的に実施する12事業、補正で上

げておりますけども、これにつきましては本年1月19日に立ち上げました「まち・ひと・しごと創生推進本部」の第3回本部会議の場で決定し、そのあと3月2日開催の全員協議会の場でも説明をしたところでございます。定住促進策や観光振興策に加え、6次産業やLED防犯灯推進のための事業等を含む12の事業で、交付金額の合計は7,864万5,000円でございます。

議員御指摘の子育て支援策等につきましては、国の補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の利用を優先させることとすると定められていることや今回、子ども医療費への交付金の充当を検討したところでございますけども、子ども医療費につきましては、今回補正で計上しております先行的に行なう事業には該当しないという国の判断でございました。このことを踏まえ、十分検討した結果、消費喚起や生活支援のための事業として、玉名市民を対象としたプレミアム商品券事業や市民以外の方を対象とした玉名温泉・小天温泉ふるさと玉名旅行券事業がふさわしいと判断をしたところでございます。また、議員提案の公共施設への防犯カメラの設置につきましてでございますが、安心・安全のまちづくりを進める上で効果が期待されます。ただ、プライバシー保護の問題もございます。こういったことから防犯カメラ設置、子育て支援策、婚活、待機児童の問題等につきましては、定住促進策や観光振興策と同じく、平成27年度に策定いたします「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 田畑議員の1市3町合併後10年経過の検証はということについてお答えをいたします。

現在、熊本県が中心となって市町村と連携し、合併10周年の節目を契機として、このタイミングで合併の効果や課題を整理するとともに、住民や地域団体を通してアンケートを実施し、客観的かつ総合的な検証を実施しているところでございます。この検証作業では、熊本県立大学と連携し、検証を行なうことや学識経験者や住民代表による平成の大合併の効果を検証する有識者会議を設置し、意見を聞き取りながら、県では最終的な検証結果を3月中に公表するというふうにされております。なお、このアンケートは既に6月13日から7月7日までの県内在住の20歳以上の男女2,200人を対象として行なわれ、有効回答数が1,242名ということで、そのうち玉名市からは203名の対象者に対しまして回答が102名ということでございました。具体的には窓口サービス、専門職員によるサービス、情報提供、福祉、教育、公共交通など21のそれぞれの項目について1番目にとてもよかったということ、2番目に少しよくなった。3

番目には変わらない。4番目に少し悪くなった。5でとても悪くなった。6でわからないというふうに6つの中から選ぶように設定をされております。なお、玉名市分の集計結果につきましては、よくなった割合が高いのですが、道路や上水道等の整備や福祉の充実で、逆に地域の活気・にぎわいや産業振興・雇用対策についての項目が低い結果となっております。また、合併については、評価するが41.9%、評価しないが45.2%、評価できる時期ではないが12.9%となっております。熊本県では2月3日に有識者会議の第3回会合を開き、その中で行財政基盤の強化といった効果から、一定の評価に値すると結論づけた最終報告書案が提示をされており、本市におきましても県と同様の評価をいたしているところでございます。

今後は市民が合併してよかったと玉名市に住んでよかったと思えるような地方創生政策や「輝け玉名「戦略21」」に掲げているさまざまな施策を事業に展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） まず1番目の許認可申請などに対することにつきましては、行政の皆さん方も大変毎日の御苦労が大変にございますのでですね、御苦労はわかるんですけれども、そういうことに対してはやっぱり1時間でも1日でも早く回答をしていただくように、また、間違いの起こらないようお願いをしておきます。よろしく願います。

行政区の統廃合についても、前向きな答弁を頂きました。私も非常にそういったことが近々来るのではなかろうかという思いでこの発言をしておりますけれども、ぜひこの件につきましても、部長の前向きな答弁である程度納得はいたしましたので、今後とも前向きに取り組んでいただきますようお願いをしておきます。限界町村ではなくても限界行政区という言葉もありますので、その辺のことをある程度の戸数をもって、平均で90何戸とおっしゃったけど、300と10軒と15軒と平均したら90になりますけれども、やっぱり15軒、20軒たくさんありますので、その辺はひとつ調整して、その方向でもっていただければ幸いかなと思います。

それから3番目の鳥獣被害対策の成果と処置についてですけれども、やはり職業としたハンターを認める場合に、やはりどれぐらいのあれで職業として成り立つのか非常にその辺もちょっと疑問に思ってますし、一番私が心配するのは、先ほども申しましたとおり、捕獲したイノシシあるいはシカなどの要らない部分を、現実にはやっぱり山に持って、捨ててきたとかですね、よくあるんです、聞くんですよ。捨てた人が言われます。だからそれは事実であって、そういうことは実際、法的にもしたらいけないということは決まっておりますけれども、現状を見ますとやっぱりそういうことが多々起こっており

ますので、十分また指導をしていただくということ。それから、500頭ぐらいの捕獲がもう既に本年度はなっておりますよね、500頭あればある程度の処理場を、小さな処理場を設けて、そういったジビエ料理なんかを利用する方法も、料理屋さんとかそういうところに働きかけてする方法もあると思いますので、その方向でまた進んでもらいたいと思います。よろしく願いしておきます。

それから地方創生、国の政策に対する市の施策についてでございますけども、防犯カメラの件も答弁いただきました。これは当然、最近のいろんな事件、犯罪が起こりまして、その防犯カメラによって解決を見ることは多くあります。貴重な設備ですから、ぜひ、早急に、前向きに検討をお願いしておきます。

それと定住促進のことですけど、どこの自治体におきましてもそういうことを行なっておりますけども、平均的な施策では玉名市は極めて定住促進をすることには難しいと思うんですね、それでまず、待機児童ゼロ対策を早急に実現していただいたらどうかなと思うんです。これ市長、待機児童ゼロをすぐするよという宣言をしていただいたらどうかなと思うんですけど、こういうことはだれも議員は反対する者はありません。ぜひ、ひとつ高らかに宣言してもらいたいと思います。先月、牛久市のところに研修に行きました。先ほど私の前の吉田議員がその一部について触れましたので、その触れられた部分についてはもう色あせましたので省略いたしますけども、少子化で小学校の教室が空き部屋が多くなっていると、空き部屋がですね、そこを改良して保育所を開設したと、大変な好評を得て、近隣からの若夫婦移住者が多くなり、人口増が大変いい方向に向かっているということございまして。この施策は牛久市の市長が、牛久市は待機児童ゼロにするという宣言をされまして、それが各近隣の市町村に知れ渡りまして、大きな結果を、効果をもたらしたとのこと。何はさておき、これはトップの、首長のリーダーシップ、指導力の成果だと職員数人が口をそろえてそうおっしゃったことを私は本当に今でも忘れないぐらい記憶しております。ということでございまして、市長は、玉名市も思い切った政策を立てたらどうかなと思うんですね、私の自分勝手な考えですけども、例えば、若い夫婦が玉名市に家を建て、移住してきた場合は300万円ぐらいの補助をすとか、あるいは移住してアパートに住むときは100万円ぐらい補助すとかですね、これは例えの話ですけども、1子目の子どもの出産には例えば10万円、第2子の子どもには30万円、第3子には思い切り100万円ぐらいの祝い金を出してもいいのではないかと、そう思うところです。もちろんその居住していただくその期間は当初設定しておかないといけませんね、金だけもらってまたほかに移るといこともございまして、期間を設定してその辺をきちっとしたらもっといいんじゃないかなという、これは私の勝手な考えですから、何か市長のほうで思う考えがあれば御答弁をお願いします。

それからふるさと納税の過去7年間の成果ですけども、これは先ほど部長のほうからも言われたとおり、そんなに高額の金額になってないと思うんですね、だからまだまだこれから工夫する方法はあると思います。それによって私たちも自分の同窓生とか、中学校、高校、あるいは知り合いの同窓生とか大阪、東京におる人たちにもやっぱり声かけてですね、こういうのがあるからちょっとお願いするよといった運動もしなければいけませんし、そういうことでさらなる工夫をお願いしときます。

それから1市3町の合併10年経過の検証について、これにつきましても市民の声からいろんなことの声が届くわけですね、そういう場合にやっぱりわかりやすくきちっとした公的な書類をもって、公表するのが皆さん方にも一番いいかなと思うところです。この点につきまして非常に重要なことでもありますので、ぜひ、再度強い意思表示をちょっとお願いしたいと思います。

次は答弁いただいてから。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 田畑議員の再質問にお答えしたいと思います。

玉名市におきましても人口減少が続くというような中で、人口を食いとめるという施策、本来でありますと人口増に向けてというようなことでありますけども、現実人口が減少している、それを食いとめるために定住のための補助金等々も出しているというようなことでございます。そしてまた昨年からはありますけども、子どもさんの医療無料につきましては、中学校までというふうなことで、子育てしやすい状況をつくるということも定住のため、そしてまた人口増のためというようなことございまして、そういうものを含めながら、あらゆる施策の中で人口増を図るように努力をしているというような状況でございます。今、言われました待機児童につきましても、これも今後努力をしていって、待機児童ゼロになるような努力をしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、そういう方向につけて、そしてまたこれからの玉名市の人口がふえるような施策の中に、もちろん観光等も含めながら努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 20番、田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 待機児童ゼロにということは、本当に必要なことではないかと思えます。先月もちょっと資料をいただいて見ましたんですけども、入りたいところには入れない、入れない人をそんならこっちに行ってくれという無理な調整はしておられるようですけども、やはり入りたいところ、便利のいいところに入りたいのがやっぱり親御さんたちの気持ちだと思うんですね、そしてそういう施設の再構築とかですね、その辺を改めてお願いしておきます。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 防災計画は万全かという課題でございます。

まず避難指定施設はどうなっているかということでございますけども、その十分な周知徹底ができているのか。避難施設の十分な周知徹底ができているのか。一般的に公的な施設を指定してあるとは思いますが、災害の起きる内容によって避難場所は区別されなくちゃいけないと思うんですね、大地震、あるいはそれで起きる津波による避難、台風や大雨による災害など、災害は忘れたころにやってくるという言葉のとおり、常にいろいろな災害に対する準備、心構えが必要なことではないかと思っております。当然、だれもが認識はしているとは思いますが、急に起きた災害のときには冷静さをやっぱりなくすわけですよ、備えあれば憂いなしという言葉のとおりではございますけども、大きな津波などの発生の場合は、やはり海から押し寄せる波の影響で菊池川にしても境川にしても、河川が逆流して堤防を越えて川の氾濫が発生します。台風や大雨のときなどは前もって予報がありますので、ある程度は備えはできますけども、予報を超えた、予想を超えて起きたときの避難指示のあり方、あるいは伝達方法は万全かということでございます。現在備えてある防災放送の伝達で、玉名市内全域に放送障害はなく、伝達可能か、放送が聞こえない地域はないのか、ということで以前にもちょっとそういったことを質問したことがありますけども、また、急傾斜危険箇所に対する改善施策はどのような方向性をもって対応しておられるのか。

先ほど指摘しましたとおり、予報で知り得る災害の対応は準備して、万全を期すことができます。しかし予想以上の事態が発生して、緊急避難指示が出たときには、非常食や必要と思われる非常備品などをそろえて、避難する余裕などはありませんよね、あるはずがないです。当然でありますけど、我が命が最優先と考える行動が自然と起こるものと思われま。緊急避難に備えてある程度の備蓄が必要です。今まで玉名市においては、幸いにも大きな災害が起きてなく、平穏な日々を、平和な日々を送っています。しかし過去の災害を忘れてはいけないと思うんですね、平穏なときほど災害に備えるべきで、それもどこの施設に備蓄すべきか、場所を間違えてはいけないと思うんですね、と言いますのは、備蓄そこにあってもですね、周りの道が冠水してそこにいけないということも起こってきます。いざというときにはですね、そういうことが非常に重要な課題でもありますし、今現在、玉名市においてはどこの、どの施設にどのような非常食、非常備品を備蓄してあるのか。玉名市民に認識していただけるようお示しをお願いするものであります。

以前にもこの問題については一般質問いたしましたことも記憶しておりますけども、同じ事項の繰り返しで本当に申し訳ございませんけども、進歩が見られず答弁を要望します。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田畑議員の避難指定施設はについての御質問にお答えをいたします。

避難施設につきましては、指定避難所、指定緊急避難所、福祉避難所の3つに分類されており、玉名市地域防災計画において定めております。指定避難所とは、風水害、地震等の災害により住民や家屋に被害が発生するおそれがある場合に、被災者が一定期間滞在する場として円滑な救援活動を実施し、また、一定の生活環境を確保するために、市が指定した避難施設のことです。現在、市内の指定避難所としましては、小学校21施設、中学校5施設、大学1施設、保育園4施設、公共施設16施設の合計47施設があり、地区別に指定をしております。

次に、指定緊急避難所とは、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火災、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象など異常な現象が発生又は発生するおそれがある場合に、その危険を一時的に回避するために市が指定した避難所等のこととございます。現在、市内の指定緊急避難所としましては、桃田運動公園、蛇ヶ谷公園、岱明中央公園グラウンド、横島グラウンド、横島山の展望公園、天水グラウンド及び九州看護福祉大学の計7施設があります。また、福祉避難所とは、一般の避難所では避難生活することが困難な要介護高齢者、障がい者等特別な配慮が必要な人のためにバリアフリー化されており、相談や介助等の支援体制を有する避難施設のことです。市が特別養護老人ホームや社会福祉施設等9施設と協定を結び福祉避難所として利用できるようにしております。

なお、指定避難所及び指定緊急避難所につきましては、玉名市ホームページ及び広報紙、各世帯に配布しております洪水、地震のハザードマップを通じ市民に周知をしているところでございます。

次に、非常食、防災備品の備蓄はとの御質問でございます。

玉名市の防災備蓄品の状況といたしましては、平成24年度から随時計画的に、毛布及び食料品等の備蓄を行っており、今年度毛布100枚、アルファーマイ500食のほか、飲料水1,200本を購入したことで、現在、毛布300枚、アルファーマイ1,500食、乾パン400食、飲料水1,200本を備蓄しているところであります。現在はそれらを各支所で備蓄しておりますが、万が一、大規模災害が発生した場合、道路が寸断し支所から指定避難所まで必要な備蓄品を搬送することができない場合も考えられます。そこで被災した市民を守るためには、各指定避難所に必要に応じた防災備蓄品を配備しなければならないと考えておりますので、あらゆる大規模災害にも対応できるよう、各指定避難所に応じた備蓄計画を早急に作成していくこととしております。また、あわ

せて各家庭における日ごろからの非常食、防災備品の備蓄品確保につきましても普及啓発を進め、災害への備えを強化してまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田畑久吉君。

○20番（田畑久吉君） 非常に内容のある答弁でございましたので、改めて質問することはございませんけども、先ほど申し上げましたとおり、やはり大雨や川の氾濫で備蓄施設までいけないような場所に備蓄しておいてもその備蓄の役目が果たせませんよね、そういうことも考えられて神戸淡路大震災とか東日本大震災、それから今年の広島のと砂災害とか、人ごとと考えずに行政の皆さんも明日は我が身と思って、今後の対応に切実に対応していただくようお願いして終わります。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、田畑久吉君の質問は終わりました。

15番、宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 市民クラブの宮田知美です。

玉名市の地域創生「まち・ひと・しごと創生」推進の取り組みについて質問をいたします。

もうすぐ公立高校の合格発表がありますが、先日、今年度の高校入試状況が載ってありました。玉名高校は前年と変わらない出願率でしたが、玉名工業高校や北稜高校は、前年度5教科のうち4教科は1以上の倍率だったんですが、今年度は全く逆で、5教科のうち4教科が1以下の0.何%という感じの50%前後でした。急速に人口減少化が進んでいるように感じました。熊本市以外の阿蘇や天草、人吉など、郡部はほとんどが0.何%など、1以下です。この倍率の減少は、人口減少と比例していると思いますので、その地域の将来の発展数と同じと考えられます。また、玉名市の人口も平成25年は6万9,350人、平成24年から447人のマイナス。今年の平成26年は6万8,500人、平成25年から750人のマイナスです。合併してから10年間毎年平均の400人前後でしたが、去年は一気に700人の大台に乗りました。700人の人口減は10年で天水、横島が消えていく早さです。これは去年、死亡が出生を380人上回り、転出が転入を370人上回り、合計で750人減となった結果です。出生の低下は玉名市において若年層の女性が減ってきているからと考えられます。転出が多いのは、若者がやりたい農業を初めとする、若者の仕事場がなくなりつつあるからだだと思います。そこで、近年の玉名市の状況を知るという意味で、玉名市の人口推移と、玉名市には女性が大変多く学んでいる九州看護福祉大学がありますが、玉名市の公立中央病院や老人福祉施設など、また玉名市近郊の多くの企業にどれくらいの人が就職してとどまっ

ているのか、玉名工業高校や北稜高校、玉名女子高校卒の方々も含め、地元就職しているのか、あわせて質問いたします。

続いて、玉名市の財産と言うべき苦勞してつくられた誘致駅、新玉名駅を持っている玉名市は、新幹線効果による玉名市の発展度合いは進んでいるのか、ビジネスホテルや住宅展示場などの、少しは新玉名駅周辺を活性化やにぎわいを見せるような企業の打診や引き合わせはあっているのか質問をいたします。

最後に、玉名市のまち・ひと・しごと創生推進本部は立ち上がったのか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市の現状についてお答えをいたします。なお、すべての質問に対しまして、正確な解答ができませんが、できる限りの情報を収集したその結果を御報告いたします。

まず、人口についてでございますけれども、国勢調査によりますと、平成17年の合併時の人口は7万1,809人でしたが、平成22年には6万9,391人となり、平成27年の推計値では6万6,815人で、10年の間に4,994人の減少が見込まれており、年間では500人弱の減少ということになります。

次に、20歳から34歳までの雇用特性、これは5歳刻みのために、18歳からのデータはございません。20歳から34歳までの雇用特性についてでございますけれども、平成22年の国税調査で、熊本県全体のデータによりますと6.7%が第1次産業、22.7%が第2次産業、そして70.6%が第3次産業についているという結果が出ております。また、これもすべての高校は調べておりませんが、玉名工業高等学校の今年度の卒業生の進路先、就職希望者162人のうち、荒玉地区に32人、20%、それ以外の県内が17人、10%、県外での就職が113人、70%ということになっております。県外が多くなっている理由といたしましては、荒玉地区の企業の求人票が他県と比べ遅く来るため、どうしても先に来る企業を優先してしまうということが一つの原因になっているのではないかということもお聞きしております。

次に、農林水産業に携わっている方々の所得や平均年齢についてでございますけれども、所得に関するデータがありませんが、平成22年の農林業センサスによる農産物販売金額の平均で申し上げますと、1戸当たりおおむね530万円程度でございます。平均年齢につきましては、認定農業者の平均年齢が55歳、荒尾市から玉名市横島町までの漁業者の平均年齢が65歳ということになっております。また、平成25年度に九州看護福祉大学を卒業された学生の県北地域への就職者数は、全就職者数321人のうち25人、8%となっております。

最後に、市内誘致企業を対象にした調査によりますと、非正規職員の割合は全体の31.6%となっております。

次に、2点目の新幹線は活かされているのかについてお答えいたします。

まず議員御指摘の新玉名駅の周辺開発について、ビジネスホテルの建設や住宅展示場としての活用等の話があるということは、現在のところ承知はしていません。また、新幹線の駅があることはぜひたくであり、活用すべきであるという御提案であります。まさに議員御指摘のとおり、市内に新幹線の駅があるということは、玉名市にとりまして大きなメリットであるというふうに思われます。このような観点で、現在新幹線を生かしたまちづくりの推進策として、定住を促進する施策の展開や、新玉名駅をもっと身近に感じてもらえ、玉名のよさをPR、発信するための各種イベントを毎年開催されておるところでございます。定住を促進する施策といたしましては、定住補助金を活用していただいた方を対象に、新幹線を利用した定期券購入に対する補助制度も実施しております。また、新玉名駅を活用したイベントとしましては、NPO法人音楽のあふれる都玉名が8月に開催をします「夏の夜市・花火観賞イベント」でありますとか、「玉名稲！田んぼアート」プロジェクト実行委員会が8月から10月まで開催しております田んぼアート観賞イベントなどがあげられます。今後は御指摘のとおり、平成27年度に策定いたします玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、新幹線を生かしたまちづくりについては重要なテーマになるということが予想されます。特に定住者をふやすようなさまざまな施策について、新たに設置いたします玉名市総合戦略審議会とともに、さらなる検討が必要であると考えております。

最後に、玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部は、立ち上げたのかということについてお答えをいたします。

議員御指摘の玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部につきましては、本年の1月19日に立ち上げをいたしまして、その翌日の20日に第1回目の会議を開き、その後第2回目を2月2日、第3回目を2月23日に開いております。議題につきましては、第1回目が、玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱について及びまち・ひと・しごと創生推進のため、全庁的な取り組みについて、第2回目と第3回目がまち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的な実施についてを議題といたしております。

今後は、先ほどの田畑議員の答弁と同じくなりますけれども、平成27年度早々に外部の方々、産・官・学・勤・労等による審議会を立ち上げその中でまず、玉名市の人口ビジョンをつくり、その目標を達成するため、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたします。

なお、総合戦略の中身につきましては、今後議論をされることではございますが、先

行して平成26年度の国の経済対策で提案をしております定住促進や観光振興、子育て支援に対する事業も含まれ、さらに拡充していくことになると考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、部長のほうから答弁をいただきました。

まずは、この玉名工業の70%が県外に行ったと、その理由が向こうからの誘いが早かった。いわゆるこの熊本県においても誘いが遅いということなんです、それぐらいはすぐなんかできそうですね、早くするということはですね。それと、九州看護福祉大学の方々が、332人も学んでいながら、25人、いわゆる8%、これはですね、中央病院もほかの病院にも実習には行かれるんですよ。大体実習に行くところにとどまるというか、玉名にとどまってみようかなと思うのが普通なんですよ、ところが8%しかいないというのは、受け入れがとか、実習を受ける時の内容というか、そういったものが余り芳しくなかったかなと、いろいろなものをちょっと推測するものもあります。ですからそういったところを含めて、実習のときのいわゆる学生へのインパクトをもう少し地元の企業もそういった病院あたりも考えないかなのかなと思います。

いろいろな現状が部長によって表に出たんですが、やはり玉名市にとってやっぱり優先順位みたいなものがなんかこれから先の施策の中ではあるのじゃないかなというふうに思います。というのが、今回のこの地方創生といいますか、まち・ひと・しごと創生推進というのは、自分たちがやろうとしていることを頑張れば、ある程度国が面倒見てくれる。こんないいチャンスはない。また頑張れば頑張るほどそれを応援してくれる。こういうことって今までなんかあったような、まずなかったと思うんですよ、ですから総力を挙げてやっていくべきことだろうと思います。今回のこの3月の一般質問にも6名以上の方が質問をされるということは、この辺にこの玉名市の危機感と、それとまた捨ててはいない、だれも。玉名市というのはやればできる、また、地域じゃないかなとみんなが思っていますので、みんなが一丸となって頑張っていきたい、場所らしいそういう立地条件もあるんじゃないかなろうかと思えます。ですからそういう中において、じゃあ何を優先順位とするのかということは、先ほど前の質問者の田畑議員もおっしゃっていましたが、人口減少を食いとめ、人口増を目指すには、若い若年層の女性をふやすことが一番、そして既存の大きな職場は無論のこと、小さな職場にも若年層の女性が地元就職するように促す。いわゆる具体的ないろいろあると思いますが、例えば、初任給の上乗せなどを玉名市が補助するとか、そういった就労支援もあるのかなと思います。また、婚活、若い女性が今度は結婚しなければいけないので、婚活の仕掛けなども積極的に行なう必要があると思います。先だって、どこかで税金を使っての公務員限定の婚活パーティが話題になっておりましたが、結婚を促す仕掛けはそれがいい、悪いは別

として、いろんな問題があるかと思いますが、大事なことだと思います。今の私が思うに、今の若者たちは非常に優しいんですよ。しかし何となく女性や男性と触れ合う機会があるにもかかわらず、消極的で面倒くさがりが多いので、なかなか結びつかない、カップルにならないというような印象を私は受けております。ですから、できるならば昔おせっかいおばちゃんみたいな方が周りにおられましたですね、そういう方によってこの中で結婚された方もおられると思うんですが、婚活を積極的にお世話するおば様たちの復活支援なども積極的に取り組まれてはいかげなかなと思います。といいますのも、このお見合い制度みたいなものは、いつの間にか日本でなくなってしまったんですね、ですから、自分たちの知っている範囲内での婚活をやられているわけですが、アメリカみたいにホームパーティがあるわけじゃなし、そんな多く、それがなかなかこれが前のお見合い制度が消えるとなかなか厳しいものが、出会う場がないというようなこともありますので、そういうところも察して必要と考えますので、よろしくお願ひします。

今度、人口のことなんですが、今現在、大体6万8,000人程度ですが、これは戸籍が玉名市にある人というのは2万人ぐらい多いんですね、これよりも。8万8,000人ぐらいいるんですけど。ですから結婚されたら戸籍というのは移っていきますよね、ですから、男性の方が中心なのかなと思いきや、ほかにもほかのところにおいて、戸籍は玉名市に置いているという方が2万人もいるということは、8万8,000人ぐらいおられるというふうなことです。ですから、いつかはこの玉名市に仕事があれば帰ってきたい、また、定年後この自然豊なところに戻りたいという希望をつながれておられるのかもしれないので、玉名市が何らかの形で活性化したり、発展しているところを見せれば、戻ってこられる可能性というのはそういう方を伝えてでも多いんじゃないかなと思います。

新幹線の件ですが、新幹線をもってる効果は、玉名市の財産としてしっかりやっぱり先ほど部長がいつておられましたように、活用していく必要があるんじゃないかなろうかと思ひます。もう合併して、というか新幹線ができて3年過ぎようとしておりますので、やはり何らかの形で、この場所が活性化してくというのは、玉名市にとって県北の都と言われるような形に、新幹線の周辺が開発、発展がしていけば「ああ、玉名市は発展していつているんだな。」というようなイメージが見えてくるわけなんですね、ですからなかなかその内のほうから燃えているもの見えにくいけど、外側にそういったものが見えれば周りのものも元気づくし、また、福岡じゃありませんが、発展しているところが見えればそういつたところに人というのは、必ず、自然と寄っていくものじゃないかなと思ひます。

玉名市の次の立ち上げたのかということなのですが、プロジェクトは。これは1月19日に市長の今回は召集あいさつの中にも書いてありますが、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これはやはり今、あいさつもありましたように、市長の召集あいさつにも書いてあるように、着実にそれをやりながら、また先ほどから私たちが述べているように、玉名市に今ある、だれもが認める財産をしっかりと練って、選択しながら、今これが一番最重要課題だということに集中をして、やはり投資もある程度は覚悟してやるべきだと、私は近ごろは思ってきております。

まち・ひと・しごと創生推進本部は、田畑議員の質問の中に、審議会は立ち上げると、これは庁内組織だけじゃなくて、他の関係者との組み合わせはどうなっているのかということを開きたかったんですが、それはもうするという事ですので、ぜひ、自分たちだけの考えじゃなくて、そういう人たちを入れることによって、そういう人たちの協力も得られますので、ぜひ、農協であるとか、そのほかいろんな人たちを入れて、玉名市一体となって進んでほしいと思います。

これは最後に、私としては投資も覚悟しても、選択と集中をやる、こういうふうに私は思いますが、最後その辺のところを質問いたしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今議員の御質問ですけれども、選択と集中という話ですけれども、総合戦略の内容につきましては、平成27年度、先ほど申しましたとおり、外部の団体の方々が入ったところで5カ年間のプランがつくられます。当然その中でハードだけに特化していくというのは当然ないとは思いますが、いろんな事業に選択と集中というのは大事なところじゃないかなというふうに思います。当然、選択して集中してやるならば、当然それだけの費用はかかりますし、そういったところでその辺も含めて協議をして、一緒に協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 次に移ります。

日本一明るい市を目指す。初期投資は多少かかるものの、耐久性、電気代、つまり維持費が通常の電灯よりも安いLED照明で、防犯灯や外灯を倍増させ、市民が安全で、安心して暮らせる日本一明るい市にする政策を提唱したいと思います。

以前、住民の方が自分の家と隣2軒は他の集落とは離れているにもかかわらず、家の周りには防犯灯がないため、非常に暗くて危ないので区長さんに防犯灯を設置してくれるようお願いされました。しかし集落も小さく、人も減っているのです、これ以上の電気代は区の負担になるので、設置はできないと断られたそうです。このようなケースは

限界集落になりそうなところでは、これから先起こり得ることだろうと思います。部田見中地区では、2年前に区長さんの提案で、29基の防犯灯をすべてLED照明にいたしました。電気代は7,000円から4,000円に減りました。現在、早朝や暗い時間帯に健康維持のために多くの方が歩いておられます。走ってもおられます。区民の安心安全のために、暗がりをなくし、安心して歩くことができるようにと、また、犯罪が起きないようにと、この部田見中区では、浮いた電気代で防犯灯の設置増を提唱しているところでございます。何人かの人たちと玉名市における防犯灯や街灯設置について検討してみました。皆さん感じるのが、高速道路を降りてから、玉名市方面に向かう際の道路端や菊池川対岸から見た玉名市全体がなんか暗く感じる意見や、通学路など負担する地区が幾つもあり曖昧なところは防犯灯、外灯が極端に少なく、道路全体が暗いため人や物が見えにくく非常に危険との意見も多くありました。そこで、ほかの市、他市の取り組みを探してみました。埼玉県の東松山市は、国の地域の元気臨時交付金を受け、事業費1億8,250万円を経て、2014年までにすべてLED照明にかえる、その目的としては、東松山市も玉名市同様に修繕費や電気代は各自治会が負担していません。それは非常に負担になっておりました。そのためにLED照明を推進することにより、電灯の取りかえ作業や器具の老朽化による修繕費の低減と東松山市や各自治会の電気代の負担軽減を図ることを目的として1億8,250万円かけ、2014年までにすべてLED化にかえることを決断されております。そのほかの市町村も環境省の人口15万人以下の小規模な自治体に節電対策を支援するために補助金が、最高2,300万円ですが、交付されておりますので、LED照明を推進していく自治体がふえているようです。今の玉名市全体の防犯灯をLED照明に取りかえるにはどれぐらいの費用がかかるのか質問します。

冒頭にも述べましたが、初期投資は多少かかるものの、耐久性、電気代、つまり維持費が通常の電灯よりも安いLED照明で防犯灯や外灯を倍増させ、市民が安全で安心して暮らせる日本一明るい市にする政策を提唱したいと思いますが、玉名市の見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 宮田議員のLED照明で防犯灯、外灯を倍増する政策についてお答えいたします。

現在玉名市では、各行政区を初めとする管理団体が維持管理する防犯灯の設置及び電気料について補助を交付しております。新設建てかえは1灯につき既存の支柱に設置する場合は上限1万円の補助、支柱の設置を伴う場合は上限3万円の補助、また電気料につきましては、平成26年度は1灯当たり年額1,320円の補助となっております。

市内の防犯灯の設置灯数は、2月末現在で5,195灯、このうち13%の672灯がLED照明となっております。世帯が少なく住居間の距離がある行政区につきましても、この間の設置灯数が多くなることから、1世帯当たりの負担がふえることが考えられますが、本市といたしましては、防犯灯、外灯の設置維持管理をすることは財政的、また、市内の均衡を図る上からも特別な補助は困難と考えています。

LED照明の特徴としましては、従来の蛍光灯と比較すると初期費用は高額となりますが、電気料は45%削減でき、約7倍の長寿命で15年程度の耐用年数が見込まれることから、電灯交換の労力とその維持管理費用の軽減が図られます。現在では補助金の申請件数の約9割がLED照明となっておりますが、今回、議会におきまして、防犯灯のLED化を促進するために、LED照明に限って1灯につき既存の支柱に設置する場合は上限1万円を1万5,000円に、支柱の設置を伴う場合は上限3万円を3万5,000円に増額する改正と、電気料につきましてもおおむね半額の1灯当たり年額を1,680円の補助額をお願いしているところでございます。仮にLED照明の設置料金は2万5,000円とした場合、6年程度で初期費用が回収できることから、その後の電気料は割安となることから、その費用で増設することも可能となるものと考えているところです。

また、3月補正で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したLED防犯灯推進事業として1,010万円、620灯分の予算を計上していることから、十分に趣旨を説明し、管理団体の御理解をいただきながら防犯灯のLED照明化を推進してまいりたいと考えております。

行政区等の管理団体が維持する防犯灯を市が全額を負担して全灯LED照明に建てかえる費用はどれくらいかかるかということですかね、LED照明化されていない防犯灯数は2月末で、現在4,523灯であります。立替え費用を仮に1灯当たり2万5,000円とした場合には1億1,300万円かかります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、部長から答弁いただきました。

今、申請されている区あたりのその新しくしたいという人たちの9割は、そのままLEDにかえられているということで、いつかは皆さんLEDになるんじゃないかなと思うんですね、どの部落というか、区、自治会もですね、ただ、それだとふえることはあんまりないわけですね、取りかえ、取りかえですんでですね、その6年ぐらいすると大体LED化してしまうと大体お金が浮いてくるので、その分で増設は可能かなというようなことなんです、それでもそんなに暗がりになるわけじゃなくて、暗いところは暗いまま、なかなか増設は進まない、必ずしも最初言いましたように、菊池川の

向こう側を見ると、そのまま余り明るいイメージはない。高速道路から降りてきたら、道端あたりも本当に真っ暗ですよ、あぁいったのも多くの意見が出ておりましたが、その辺のところも何年かかるかわからない。ということで、全灯ですね、全部の市にある電灯をLED化すべて一遍にしてしまうと幾らぐらいかかるのか聞いてみましたら1億1,300万円、この1億1,300万円というのはどれぐらいの金額なのか、この庁舎が30億円ぐらいだったですかね、前建てようとしたのが60億円だったですかね、30億円ばかり浮いとるわけですよ、ということで大分浮いとるわけですよ、それで玉名市がいろいろお金は使い道あるだろうと思います。しかし、市のいわゆるイメージアップからすればこの1億1,000万円というのは、そんなに大きな数字じゃないと思うんですよ、一遍にしてしまう。そしてその市民の各自自治体から非常によろこばれる。そして浮いたお金でいわゆる各自自治体の方々に頼んで増設をしてもらおう。そうすると玉名市は一遍に明るくなると思うんですけど。今度の新庁舎に来られた方々の多く、「この前ちょっと庁舎に行ってきたですもんね。」と言われるので、「どがんだったですか。」と聞くと、「明るくて、心うきうきするですね。」と言われるわけです。前のところはどうでしたかとは余り聞きませんが、やっぱり大体、ほとんどの人が明るいところは心うきうき、元気になるんですよ、ですから、玉名市も景気によって明るくするのが本当は一番いいんですが、まずは、1億1,000万円の投資で、すぐに取りかえることのできる政策として、LED照明化を推進して、玉名市全体を明るくし、市民の皆さんが安心して、安全に暮らせる、日本一明るい市にするのも地方創生の一つとして、玉名市の大いなるイメージアップにつながる政策と思いますが、市長に何の通告もしていませんが、その辺のところちょっとどがんですかね、質問します。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 宮田議員の日本一明るいということでございますが、本当に明るい話でございますので、大変うれしく思っております。私もやはり明るいということは大変いいことだろうと思ひまして、今回、一括でやるということはなかなかやはり予算的に無理があるというようなことでございますけども、その一つの手段といたしまして、今回の地方創生の一つといたしまして、地域住民の生活緊急支援のための交付金を利用いたしまして、LED化を進めるということで約620基分の予算を計上いたしているというような状況でございますので、一気にやっていくということは難しい状況でありますけども、なるべく早い時期に全灯がLED化できるような体制でこれからも臨んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 市長の前向きな答弁ありがとうございました。

ただ、これ今のをLED、今あるものをLED化するだけじゃだめなんです。そのほかの倍増させないかとですよ、そうすると暗いところも明るくなるわけですね、歩きにくいところも歩きやすくなる。ですから早めに今、市長がおっしゃったように、早めにLED化して、その残ったお金というか、負担が浮いた分で各市町、町、いわゆる自治会のほうに、いわゆるなるべく多くつけてくださいとかですね、そういうふうなまた補助金を出すとかですね、そういった形でこの玉名市を明るくして、日本一明るい市にして、玉名市全体の皆さんを元気づけていきたいと思いますので、市長よろしく願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは。いつもんごつありがとうございます。6番新生クラブ、西川です。

まずもって訂正がございまして申し訳ありません。お手元に私の資料がありますけども、1番（2）になります。市内の4高校になっておりますが、済みません訂正5です。申し訳ありません。訂正をお願いします。

新庁舎になりまして、初めての一般質問ということで、気分的にも新鮮な気持ちになっておると、改めて責任を感じております。今後、先輩たちが今まで培われた玉名づくりを私も責任を持ってやっぱりしていかなといかなというふうな再確認をしております。また、一昨日になりますが、第66回の金栗杯の玉名ハーフマラソン大会がありました。選手の皆さんにとってみるとちょっと暑すぎるごたるよか天気で、応援のほうは本当に絶好のコンディションになりました。特に皆さんたちの裏になりますけども、ゴールまで208号線から700メートルか800メートルのほぼ直線道路というのは、直線というのは、今後すばらしい大会になるとじゃなかろうかなと、国内でもですね、そういう予感を与えてくれた大会でした。また、男女10キロメートルの大会のほうは、県外からも本当に多くの参加がありまして、特に高校生にとっては大切な大会になったる感じを受けました。その中で地元の応援者の方々ですね、ちょうど駐車場もありますし、市民広場もあってですね、なんか自分たちで選手とか応援の方々にも炊き

出しのごたるとのできんどかというふうな、そういう前向きないろんな案を出していたでいて、今後やっぱりそういうことで応援の方々も含めて、選手の方々も含めてオープンスペースを活用しながら、素晴らしい、楽しい大会にするようなそういう思いになったのも事実であります。また最後にとにかく、くまモンとタマにゃんの応援もありましたけども、ちょうど小さい子どもが1歳ちょっとぐらいだったと思います。2歳ぐらいですか、くまモンはえすして泣きよりました。ところがタマにゃんが来たら「にゃんにゃん、にゃんにゃん」と言って一緒に、最後にやっぱりその家族さんは、ちょうどハーフマラソンで入賞した選手の家族さんだったんですけど、最後にタマにゃんと一緒に写って楽しくやっぱり家族で写真に写られた姿が本当に心が温まったという、本当、雰囲気の変ったすごい大会になるなという感じを受けました。ちょっと長くなりましたけども、それでは一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、児童・生徒の状況の把握と高校との交流について質問いたします。

皆さん御存じのとおり、川崎において中学校1年生が殺害されるという悲しい事件が発生しております。17歳、18歳の子供たちとの交流の中で起こった事件で、中学1年生の生徒は不登校になっていたというふうに聞きます。この事件が発生する前に何らかの対応ができなかったのか、現在調査中であると思いますが、その中でまず、玉名において、小学校・中学校の児童・生徒の状況の把握がなされているか。特に不登校の児童・生徒についてはより具体的に家庭環境も含め、十分に状況の把握がなされているか伺います。

私も以前、地元の中学校のコミュニティスクールの委員をさせていただきましたけども、委員会の中で学校のほうから不登校の生徒さんの数とかは報告を受けておりました。教育委員会として、市内小中学校の不登校の子供たちに対する状況把握、また、それ以外のその他いじめ等も発生しているかどうかわかりませんが、それらも含めた把握が十分になされているか伺います。

それから続きまして、市内、先ほど訂正しましたが、5つの高校、約3,100名ぐらいの生徒さんが、中学校の場合は2,000名ちょっとですか、高校生の生徒さんがいらっしゃるんですけども、よし悪しの意味合いじゃなくてですね、管内の高校の生徒さん方の状況の把握も含めて、高校との交流をなされているかどうか伺いたしたいと思います。

玉名にはありがたいことに公立高校が3校、私立高校が2校、計の5校ということで、先ほど申しましたように、約3,100名の高校生、中学生は2,000名ちょっとということで、単純に考えて1,000名の高校生が玉名のほうには通ってきてくれると、ありがたいことです。そういう中でもありますけども、今回、川崎市では、高校生かどうかはわかりませんが、17歳、18歳の子供たちとの交流の中でこうい

うことが発生しておりますので、日ごろからの高校との情報交換も必要になってくると思います。現状はどうなっているか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 西川議員のただいまの質問に対しましてお答えいたします。

2月に起こった川崎市の中1男子生徒殺害事件は誠に胸の痛い凄惨な事件でございます。被害に遭われた男子生徒のご冥福をお祈りいたしております。

さて、小中学校のいじめ・不登校を含め、児童・生徒に係る問題行動の状況は、毎月学校から教育委員会に提出される定例報告によって把握しております。特に不登校につきましては、毎月継続して欠席状況の推移や変化について把握を行なっているところであります。また、学校では登校しぶりや不登校防止に日々努めているところであります。例えば、児童・生徒や保護者との円滑な信頼関係を築くために、「愛のゼロ運動」を初め、欠席児童・生徒及び家庭への段階を追って組織的に対応する「愛の1・2・3運動」これは欠席1日目に電話で連絡を行なって対応する。2日目になりますと担任が家庭訪問をする。それから3日目以降につきましては、担任だけでなく、学校が組織を挙げて対応する。これを「愛の1・2・3運動」と言っておりますが、そのような対応を市内では行なっているところです。児童・生徒が欠席しても家庭から連絡がない場合や児童・生徒からの連絡のみの場合には、欠席1日目でも家庭訪問を実施する。先ほど申しましたとおりですが、それによって保護者との連携を密に図りながら改善に努めております。また、校内で気になる児童・生徒につきましては、職員全体で共通理解を図り、その上で保護者と連絡を取り、その意向や考え方を尊重しながら、状況の改善に向けたかわり続けているところでございます。中でも長期間にわたり学校職員が会えない児童・生徒については、教育委員会も積極的に面会を試み、その安否を確認しているところでございます。その得られた内容については、子育て支援課や児童相談所にも情報提供を行ない、児童生徒の状況を関係機関が共有した上で、より適切な対応が取れるように努力しているところです。

一方、学校等警察連絡協議会や中高生徒指導連絡協議会などにおきまして、玉名警察署、青少年センター、市内の高等学校などの関係機関と連携することにより、情報共有に努め、事故の未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいるところでございます。

続きまして、2点目の市内の5高校の生徒の状況の把握も含め、高校との交流はなされているかとお尋ねについてお答えいたします。

先ほども申しましたが、玉名市におきましては、学校等警察連絡協議会などの会合において、玉名警察署、青少年センター、市内の高校など関係機関が連携して、情報共有に努めております。中高生徒指導連絡会でも関係機関から情報を出し合い、指導に生か

しているところがございます。しかし、中高の担当者の時間確保がなかなかできないことから、年間数回の連絡会の実施にとどまっているところでもあります。関係機関の担当者からは、直近の中学校・高校の生徒指導上の発生事例や継続的な指導が必要な課題等について、会合に参加するたびに情報提供をいただき、発生防止に向けた警鐘とするとともに、課題解決に向けた有効な資料及び具体的な方策とさせていただいております。

また、中高交流としましては、高校説明会、体験入学等を実施されております。生徒指導に係る情報交換は、高校から中学校へ訪問される連絡会や生徒指導連絡会などがあり、その場においても具体的な事例を出し合い、事件等の発生防止や早期発見、早期対応について話し合いを行っております。また、高校に通っていない該当年齢の青少年につきましては、玉名警察署の生活安全課と連携を図りながら、情報を共有しております。本年の青少年の犯罪の発生率は、昨年比べて低くなってきているとの連絡も受けております。そのほかにも、市教育委員会では、対応ができない玉名市在住の不登校の高校生についての相談を初め、玉名出身の生徒が通っている高校の生徒指導のあり方や対応内容についての相談のため、委員会を尋ねてこられた保護者もあり、小中学校に限らず、高校における不登校の深刻な状況も感じております。その際は高校生に対する県立教育センターの相談窓口を紹介するなどの対応を行っております。関係機関同士の連携強化も図っているところです。教育委員会としましては西川議員が懸念されております中高の連携につきましては、関係機関とともに喫緊の課題として、これまで以上に配慮していかなければならないと考えております。

以上お答えいたしました。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） どうも答弁ありがとうございました。

私も勉強不足で、今教育長のほうから説明いただきましたけども、それぞれのいろいろな関係団体を通じて生徒さん方の、児童・生徒の情報交換がなされておるといところを思いまして、本当に少し安心しましたというか、いろいろな子供たち、家庭環境ありまして、今、複雑な状況のところもあるのが事実だと思います。そういうところで今後とも、もっと高校はやっぱりなかなかそういう機会が少ないような感じも受けますし、そういうことで、これはまた逆に今度は、もう少し下がって小学校じゃなくて、保育園・幼稚園も関連してくる可能性も、まず出てくる可能性もありますので、そういうところで教育委員会のほうとしても、ぜひ、今後も子供たちを見守っていただきたいというようところで、意識をすれば子供たちはやっぱり変わってくるというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。また、私のところの校区でもようやく「ふれあいネットワーク」の組織ができました。「ふれあいネットワーク」といえば、どうしても年寄りの方々がメインのような形になってきますけども、いろいろな面でやっぱりそう

いうところも子供たちを含めたところで、地域全体で見守る活動がやっぱり必要になってくると、今後思いますので、よろしく見守っていただきたいというふうに思います。先ほど冒頭に申しましたように、高校は5校で3,100名近く、中学生が2,000名ちょっとということで、本当に玉名市としてもありがたい人口だと思います。大学のほうは1,500名ぐらいいらっしゃると思います。そういうところで子供たちをすくすくと、先ほどもありましたけども、宮田議員のほうからありましたけども、街灯だけじゃなくて、みんな心は明るいと思いますので、明るい玉名づくりのためにやっぱりみんなと一緒にやっていきたいというふうに思いますので、今後とも教育委員会のほうにはよろしくお願ひしたいと思います。再質問はございません。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) それでは続きまして、市民会館の建設場所について伺います。

27年度当初予算の中に、市民会館建設基本設計予算があります。入札率はかなり低かったというふうに思います。実施設計はあとになりますけれども、建設位置について伺いたいと思います。

玉名市民会館建設検討委員会の中で、5回の委員会が開かれております。そして基本計画が作成され、最終的に市長決裁によって建設場所が、今の市民広場となっております。この市民広場につきましては、現在の福祉センターの前の空間で、今後、玉名市ももう皆さんが言うておられるように、高齢化がますます増して、福祉センターの活用というのもますます多くなってくるし、大事な場所になってくると思います。その前の市民広場というのは、本当に大切な空間です。市では昨年、景観計画策定委員会が設置され、現在、委員会の中で計画の策定中ですが、その中に、「景観重要公共施設、ランドマーク等の設備には、景観に十分配慮する」という項目が載っております。検討委員会の中では、現在地付近が高い、現在の市民会館の付近に新しく建てるというのが高い評価になっておりましたけども、いろんな課題があって、市長決裁となり、結果的に市民広場というふうなことになっておりますけども、例えば、先ほど申しましたように、あそこに市民会館が建てば、当然、あの地帯は狭くなりますし、景観も含めて、全く景観に関係なく、本当に窮屈な、年寄りの人たちも影にもなりますし、あの場で本当にいいのだろうかというふうに思います。例えば、現在地の東側の農地になりますけども、あそこは都市計画の区域でもありますし、農振除外の必要もございません。今後40年後、50年後を見据えた場合に、市民広場への建設はどうしても賛成ができないというところで答弁をお願いいたします。

○議長(作本幸男君) 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長(原口和義君) 議員の市民会館の建設場所に関する質問にお答えさせ

ていただきます。

市民会館の建設位置につきましては、昨年9月議会時での全員協議会におきまして、合同庁舎の南側、現この市役所本庁舎の西側にあります市民広場公園と決定した旨を報告し、現在は昨年12月に条件つき一般競争入札により発注しました基本設計の作業に着手したところでございます。

建設位置を決定いたしました理由につきましては、公共施設等建設特別委員会での説明、また、昨年9月議会での一般質問への答弁と重複をいたしますけれども、用地拡張が必要ないことによる事業費とスケジュールへのメリット、また、現在の市民会館を利用しながらの建設が可能なこと、さらに市役所新庁舎を初めとする周辺公共施設の駐車場の共同利用も可能であるといった効率性などがありますので、建設位置として適地であるというふうに判断し決定をいたしましたところでございます。ただ、議員が御指摘のとおり、市民広場という空間をすべてではないにしろつぶしてしまうということと、実質的に福祉センターの駐車場として使われておるといふことへの対策など、市民広場に建設することによるデメリットについては検討段階で認識をしております、公園西側の駐車場はおおむねの公園の西側駐車場を残すことや、市民会館の前にも駐車場を設置することにくわえて、福祉センターだけではなく、周辺公共施設に勤務をいたします職員の駐車場所を変更するというところで駐車場問題については対応していきたいというふうに考えております。

それから、議員御指摘の空間についての御指摘でございますけれども、これは設計を進めるに当たりまして、景観や空間デザインの配慮に努める、コンサルタントと協議をしていくということは重要なことというふうに認識をしております。

それから最後に、議員御提案の現在の市民会館の東側の農地の建設につきましては、この建設位置の再検討を開始するに当たりまして、建設候補地を複数掲げる段階におきまして、担当課内、担当課の中で調査をした経緯はございます。確かに農振除外の必要がなく、南側の市道にも接しているというふうな、市道に接し、形状も良好であるというふうなメリットが確かにございます。ただ、用地の拡張に伴いまして用地買収費用、それと造成費用が必要になることは当然のことでございますけれども、それと開発行為申請時にそれに伴う調整池が必要になるといったそのデメリットが多いことから、その時点では候補地の一つには上がらなかったという経緯がございます。

冒頭申しましたとおり、現在基本設計の着手に入っておりますので、今後公共施設等建設特別委員会の中で、進捗等報告をしながら、協議をしながら事業の推進を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

これは今、原口部長のほうから答弁いただきましたけども、1つだけちょっと質問をさせていただきます。今、詳しい説明をいただきまして、今のところがベストだということはわかりましたけども、今現在、もしも景観計画の策定委員会が今開かれておると思いますけども、まだですか。その中でどういうふうな形になるかわかりませんが、市民会館の話が出て、そこが景観には不具合とかそういうこと、これは全く憶測ですので、何とも言えませんけども、そういう場合が出た場合には、場所についての再検討ということも考えられるかどうか、それだけちょっと質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 西川議員の御質問でございますけども、今、景観形成の審議会の策定の、平成27年度で策定するというふうな話らしいです。事務的レベルで事前に例えば打ち合わせをしたり、それにそぐわないような建物であるかどうかというのは、景観形成審議会ですかね、そちらのほうにも所管課のほうにも相談をいたしまして、立体的な景観については十分配慮して基本設計を策定していきたいというふうに思います。

それで、それに許可といいますか、できなかった場合、建設位置を変更することはあるのかということでございますけども、今現在では合併特例債を使ってやる予定でおりますけども、今のところ時間的には余裕がありますけども、そういった特例債の利用の期限というのもございますので、それによって場所を変えるかということについては、今現在は考えておりません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 今、答弁いただきまして、景観のほうの委員会とのコンタクトも取り合うというような部長のほうからの言葉をいただきましたので、ぜひそういうところを公表しながら今後計画を立てていただきたいと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは続きまして、玉名市サッカー場建設検討委員会の建議書の変更について伺います。

本年の1月26日付で、玉名市サッカー場建設検討委員会より、建設についての建議が提出されております。これに対しまして、市より委員会に対し、再度委員会を開き再建議の提出が今回なされております。内容は、当初の建議ではサッカー場2面と400メートルトラック8コースの陸上競技場の整備が盛り込まれておりました。再建議の中では400メートルトラックは現状では困難であり、今後検討するという項目を残して、サッカー場2面の建設となっております。このように当初委員会で十分検討がなさ

れたあとの建議に対して、委員会より委員会自体より主体的に再建議がなされたものではなく、市より再建議がなされていると、このようなことがまず今までであったのかどうか質問いたします。

ホームページにも載っておりますけども、3月3日付で変更の内容が載っております。陸上競技場整備の課題の指摘等々で、市から陸上競技整備の課題に指摘があって、平成27年2月27日に検討委員会を開催され、再検討をし、内容を変更したというところでの、先ほど申しましたように、市からの指摘というところでありまして、内容は屋外トイレがなくなるとか、駐車場が減ってくるとか、野球場への通路がもう片方がいけなくなるとか、もろもろの5つぐらいの条件があって、問題提起がなされ、再建議の提出になっております。繰り返しになりますけども、一度委員会が提出した建議について、このような再建議というのが今までであったかどうか、まず伺います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員のサッカー場建設検討委員会建議書の変更についてということで、これまで建議書の変更ということがあったのかというご質問ですが、まず、検討委員会の建議、それから変更の建議や提出されたその経緯について答弁をさせていただきますと思います。

平成26年第1回玉名市議会定例会において、玉名市サッカー場建設検討委員会条例を可決いただき、玉名市サッカー場建設検討委員会を昨年8月26日に設置し、サッカー場の建設方針に関する事項、それからサッカー場の機能及び規模に関する事項、その他市長が必要と認める事項について検討していただいたところです。玉名市におけるサッカー場及びスポーツ施設の現状や課題、近隣市、町の現況等について考察を加えたあと、望ましいサッカー場の建設に向けて、慎重な審議を重ねていただきました。この結果を本年1月26日に市長へ建議されております。この建議の主な内容は、建設候補地、施設の規模、市民から見た交通アクセス、公共施設適正化に伴う施設の集約化及び複合化による既存のスポーツ施設との連携等から検討した結果、桃田運動公園正面進入道路南側及び桃田運動公園金栗記念広場とし、規模についてはサッカー大会等の開催、運営を考慮し、桃田運動公園正面進入道路南側及び桃田運動公園金栗記念広場の位置にそれぞれ1面の計2面を整備することとなっております。また、桃田運動公園金栗記念広場にサッカー場整備を合わせて400メートルトラック8コースの陸上競技場も整備することとなっております。この建議においての桃田運動公園金栗記念広場に400メートルトラック8コースの陸上競技場を整備するためには、現在の金栗広場を北側へ大規模に拡張しなければなりません。この建議内容を市内部で精査する中で、屋外トイレの撤去、北側の駐車場がほとんどなくなる。西側園内の通路から、野球場への通行

ができない。また、既存の金栗広場メインスタンドと400メートルトラックとの第8レーンとの距離が2.5メートル程度しか確保できないなどの課題が出てきました。この課題の中で、特に北側の駐車場がほとんどなくなるということが大変重要でございまして、この駐車場は主に金栗記念広場の利用者及び隣接する野球場の利用者が駐車場として利用されておりますが、公園内の各体育施設の近くには、それぞれ一定台数の駐車場があるべきであると考えております。このような課題を解決し、桃田運動公園金栗記念広場を拡張して、サッカーグラウンドと合わせて400メートルトラック8コースの陸上競技場を整備することは極めて困難であると考え、玉名市サッカー場建設検討委員会に再検討を依頼したものでございます。そこで玉名市サッカー場建設検討委員会が、今年2月7日に開催され、市が提示しました課題についても御理解をいただき、検討委員会の検討の過程で示されておりました第2であります桃田運動公園正面進入道路南側の位置にメイングラウンドとサブグラウンドの計2面を整備することとする内容で建議書変更の文書、3月3日に市長へ提出されたところです。

なお、400メートルトラック8コースの陸上競技場を整備については、検討委員会の強い要望として、建議書変更の中に今後の整備を求めるという内容が盛り込まれております。市としましても、今後は変更後の建議書をもとに、玉名市サッカー場建設基本構想を策定するとともに、公共施設等建設特別委員会に諮りながら進めてまいりたいと考えております。また、検討委員会が求めておられます公認の400メートルトラックの陸上競技場整備の考え方については、基本構想の内容に盛り込みたいと考えておりますが、今後学校規模・配置適正化計画の推進による小学校の跡地を活用した整備も含めて、その実現について検討してまいりたいと考えております。

なおこの建議書の変更については、これまでであったのかということでございますが、一般的に基本構想の策定に当たっては、建設検討委員会等の組織をしまして、そこで建議書を提出をいただき、その建議内容も参考にしながら基本構想を策定するということとなります。今回はその建議内容の一部について課題が大きく、建議内容をそのまま採用することは極めて厳しいというような判断をしたところで、その判断については、やはり検討委員会のほうに丁寧に説明する必要があるというように考え、検討委員会のほうに再検討をお願いした次第でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） いま、伊子部長のほうから2月27日に再度検討委員会のほうに再検討をしていただいているということですので、その場での内容については、委員会の内容はどのような内容でありましたか。提出を、当初の建議とは違って、委員会の中で検討されておった2面のサッカー場というところには落ち着いたわけですがけれども、

トラックのほうは結局、そういうような状況があるけんが、この場ではなかなか今のところ難しいというようなところの提出をなされて、委員さんたちの御意見はどういう御意見が出ましたか。ただもう全員了解しましたというふうなところでの委員会で終わったかどうか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） サッカー場建設検討委員会のほうに再度検討をお願いしたわけですが、その中でやはり課題が大きいということに対して、当初の検討の段階で、やっぱり執行部の事務局の説明が不十分だったという御意見をいただきました。当然そちらのほうについては説明が少なかったのかなというような反省もしております。その反省のもとに、委員会で説明をした結果、変更はやむを得ないということでありましたが、400メートルトラックの整備については、やはり求めたいということで建議の中に盛り込まれたという経緯がございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） 委員会のほうでの内容についてはわかりましたけども、冒頭申しました金栗杯のマラソン大会、本当にこれを盛り上げるためにも、国内を盛り上げるためにも、前回の議会でも出ましたが、400メートルトラックがある、なしは余り問題ないと言われるけども、県下14市町の中で玉名だけがどうしても200メートルトラックがないというところもあって、地元の小中学生はそういう大会の時にはよそに行かざるを得んと、そういうふうな話も聞いております。そういうことで先ほど部長のほうからありましたように、今回の再建議の中に一番最後付近ですかね、400メートルトラックについても、部長からもありましたけども、今後は再度また、あの中に盛り込んでいくというようなところで説明があったと思いますけど、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回、建議を受けましたので、この建議に基づいて基本構想を作成していくこととなります。その中で400メートルトラックについても考え方を示していきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） よろしくお願ひしたいと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは最期になりますけども、地方創生に対する玉名市の取り組みについて伺います。

前もって地方創生については、ほかの議員さんたちも質問がされておりますので、重複するかと思ひますけども、もうこの地方創生というのは地方行政の力の出しどころだ

と、皆さんも御存じのとおりそういうふうに思います。昨年の県のヒアリングに対しては、玉名市が特に遅れていたというのは残念なところですが、今回、いろいろ部長さんたちの話を聞くと、少しずつですけどもやっぱり地方創生の予算も盛り込まれていますし、2、3カ月前に比べると、全然やっぱり違った意味があるというふうに感じております。国会において石破担当大臣が地方創生については、国から与えるのではなくて、それぞれの行政が独自に企画をし、我が市、我が町をどのように今後つくりかえていくか、すなわち創生していくか、具体的な自治体の施策に対して国は予算を出すというふうに言われております。今こそ玉名市の力の出しどころ、特に玉名市、玉名市と言いますが、それをつくっていくのは職員の皆さまであり、それに対して私たちの意見も必要になってくるとは思いますけども、職員の皆さんの中にはすばらしい提案がどんどんあると思いますので、今からそれを出していただいて、すばらしい玉名づくり、輝く玉名づくりをお互いつくっていきたいというふうに思っています。

その中で、私自身が百姓でもありますので、特に今回、農業の分野について伺います。

今後5年後、10年後の玉名市の農業に関して、具体的な計画、ビジョンは描いているのかということでもちょっと繰り返しになるかもしれませんが、伺います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） 西川議員の地方創生は地方行政の力の出しどころである。今後5年間、10年間の玉名市の農業の具体的な計画やビジョンは描いているのかの御質問にお答えをいたします。

先ほど福嶋議員への答弁で述べましたとおり、農業や農業者を取り巻く現状はさまざまな問題を抱え、大変厳しい現状でございます。これらの課題に対応するために、玉名市食料・農業・農村基本条例の制定及び基本計画の策定に取り組むものでございます。この基本計画の策定に当たり、農業者、市民、農業に関する団体、食品関連事業者、学識経験者、農業関係行政機関の職員等の委員から組織された審議会を設置し、既存資料の調査及び住民アンケート調査等を行ない、現状の特性及び課題を整理し、市における10年先の農業を見据えた将来像及び安定した農業や農業を通じた人づくり、まちづくりなど、食料・農業・農村の視点で基本的な方向性、目標を設定してまいります。また、将来像及び基本目標の実現に向けた施策、おおむね5年間を見据えた具体的な重点施策の内容を示し、より実現性の高いものとするため、可能な限り行動の主体を明示し、年次的な取り組み内容や数値目標を設定し、施策の評価や計画の見直し、点検が可能なものにしてまいります。その重点施策の行動指針としまして、安定した農業経営の確立、支えあう農業構造の確立、安全な食料の生産、農業が持つ多面的機能の保全及び

農業を正しく理解してもらうための策等を整備してまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。

今後、これはもう農業だけではありませんけども、すべての玉名市の産業になると思いますけども、まず農業に関して北口部長から説明いただきましたが、玉名には北稜高校という農業関係の高校がありますし、熊本市内にも農学部の大学もあります。それから先ほど申されたように、経済的なことが当然また経営の中には必要になってきますので、ぜひ地元のそういうふうなところの先生とかですね、経済関係の方とかも、ぜひ何かに入れていただければ、より具体的な、より身近な経営計画が立つんじゃないかなと、これは希望ですけども思います。

もう一度繰り返しになりますけども、私は今、農業について質問いたしましたけども、農業だけじゃなくて、すべてのやっぱり産業も含めたところでの計画づくりをぜひ、市としての5年後、10年後の計画づくり等々を実践していただきたいと、今、特に学校のほうでは、PDCAをよく言われております。もう30年ぐらい前、特に市長とかはですね、企業経営の中でPDCAはもう30年も前からずっとされておるわけですけども、短期、中期、長期のビジョンづくり、経営計画づくり等々、特にそういうことが今後必要になってくると思います。市長が「輝け玉名「戦略21」」と言われておりますけども、ぜひ、自分たちが主体となって「輝く玉名にする」というふうな意気込みを持って、行政、議会が一体となって新しい玉名づくりをする必要があると思いますので、そういうことで輝け玉名というと、なんか「おい、輝け玉名」という感じがしてですね、輝く玉名というと、自分たちが輝かんといかんというふうな雰囲気になると思っていますので、みずからが主体的につくりあげていく玉名づくりをみんなですていく必要があると思います。

以上です。終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

○議長（作本幸男君） ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時31分 休憩

午後 3時45分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

8番、内田靖信君。

[8番 内田靖信君 登壇]

○ 8 番（内田靖信君） 本日の最後の一般質問となります。8番、自由クラブの内田で
ございます。

まず、玉名市旧庁舎の解体・撤去とその跡地活用について、一般質問を行ないます。

1市3町の合併以来、最も大きな政策課題の一つでありました新庁舎が、旧庁舎跡地
やあるいは凸版工場跡地、また、この市民会館付近など、その建設場所と総事業費につ
きましては、市民の皆さん方の間、あるいは議会でのさまざまな議論があったところで
ございます。その紆余曲折を経て今年1月に十分な広さの市民駐車場を兼ね合わせた新
庁舎の完成式を迎えることができました。大きな課題をクリアした安堵感とさらにこの
地から玉名市発展の新たな第一歩が始まるものと期待、希望を抱いて今回の議会に望ん
できたところでございます。

さて、約3年になりますか、約4年にもうなりましょうか、新庁舎の建設場所が市民
会館付近と決定しまして、その旧庁舎の解体・撤去と跡地活用は一つの大きな課題とな
っていったところでございます。

まず初めに解体・撤去について伺います。旧庁舎は御案内のとおり、もう国道208
号線に面しておりまして、市街地の中心的なところに位置をしております。昭和34年
に建設して以来、約55年もの長きにわたりまして、旧玉名市の、そして1市3町合併
後の新生玉名市の市民サービスの拠点としてその役割を果たしてきたところでございま
す。そして、この新庁舎への移転以来、旧庁舎は密封された状態でセキュリティー会社
への委託により現在管理をされている状況にあります。その中であって、従来の駐車場
には文化センターを利用される方々やあるいは買い物、会食などさまざまな要求によ
り、昼夜を問わず多くの市民の方々が利用されているところでございまして、それに伴
いまして、約55年を経ている老朽化した、あるいは劣化していると申しますか、旧庁
舎の建物の周囲を多くの車両が、また、多くの市民が通行することとなっており、非常
に危険な形態が続いているところになっております。今後春から夏へと市民の活動は温
かくなるにつれまして、深夜にも及ぶ場合もございます。防犯上の観点からもそして防
災、さらに景観上の観点からも1日も早く解体・撤去をし、安全な空間をつくり出すこ
とが財産と生命を守る責任を有する行政、そして自治体の第1次的な責任でもありま
す。密封した建物は一般の住宅にもこれは言われておりますように、換気が悪く老朽化
のあるいは劣化の進展が特に早いと言われておりまして、擁壁等の落下により大きな事
故を引き起こすおそれが十分にあります。新庁舎が市民会館付近に建設されることと決
定してから、既に約3年以上もの月日が流れており、解体・撤去の方法やその費用の財
源についてもいち早く庁内で協議・検討を開始する必要があります。また、その十分な時間
もあつたはずです。長らく跡地活用の具体策もまともならず、それに伴うのか、解体・撤
去の確たる財源の見通しが立たないとして、現状のままの危険な状態が続けば、行政の

不作為ともなります。このような中であって、旧庁舎跡地の活用については、今年度平成26年度中に5回の検討委員会が開催され、11月20日に委員長から玉名市長へと答申がなされたところでございます。

そこで伺います。まず、解体・撤去の財源と跡地活用策との関連について伺います。

次に、解体・撤去の目標時期は今の段階でいつごろとされているのか伺います。

3点目に、跡地活用の答申を踏まえた市長は具体策として、どのような考えを持っておられるのか伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市旧庁舎の解体・撤去とその跡地活用策についてにお答えをいたします。

旧本庁舎の解体・撤去の財源と跡地活用策との関連についてでございますけれども、旧本庁舎の解体については、ここ新庁舎への移転後可能な限り早急に実施したいというふうに考えておりました。ただ一方、解体費用は1億円を超える高額なものとなると考えられまして、新庁舎跡地等活用検討委員会の答申にもありましたように、解体は可能な限り財源的に効果が高く、有利な方法で実施するべきとの強い思いもございます。

そこで財源的なお話ですけれども、その具体的な方法といたしまして、まずは、新市建設計画の変更申請の期限であります27年度までに計画期間の延長を含む、計画の変更を実施をして一般の起債よりも充当率や地方交付税の措置率が有利な合併特例債を活用することを考えております。また、この合併特例債の活用が難しくなった場合においても、現況では建築物の解体のみでは国の同意が得られることが難しい一般的な地方債を起すことが可能になるための条件である、市が管理するすべての公共施設等を対象に、現状や課題を客観的に把握、分析し、施設全体の管理に関する基本的な方針を示す公共施設等総合管理計画の策定を平成27年度中に実施し、策定するといたすことにしております。

また、本市の中心市街地の中核的な位置にあります旧本庁舎跡地をどのように活用するかについてでございますけれども、27年度に設置いたします本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会の検討結果を受け、平成27年度中には決定をしたいというふうに考えております。

続いて2点目の解体・撤去の目標時期はいつかということでございますけれども、現時点におきましては、来年度に実施予定であります旧本庁舎跡地に加えて、第1保育所、文化センターの敷地や建物についての一体的な活用方法を基本計画まで踏み込んで、検討し、市の方針を整理する先ほど申しました玉名市本庁舎跡地等活用基本構想の策定完了を見据えた平成28年度に解体・撤去が最も早い時期になるのではないかとというふう

に考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 跡地活用の答申を踏まえた市長の考えはということでございますけれども、先ほど企画経営部長が答弁いたしましたように、旧庁舎跡地に具体的にどのような機能や施設を配置するかにつきましては、これを決定する時期やタイミングを逸するべきじゃないと、私も十分に認識をいたしているところでございます。

その一方で、このことは財源の確保と同様に大切な、非常に大切なことで、重要な事柄であることから、拙速な判断を避け、議員や市民の皆さまの御意見や提言などを十分に拝聴するなどとして、慎重な検討を重ね、来年度中には決定したいと思っておりますので、御理解をいただくようお願い申し上げます。

また、跡地活用の具体的な方法は、可能な限り答申の趣旨、内容に即した形で、基本構想や基本計画を平成27年度に決定をし、早期に実現を図るべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは再質問ですが、まず、市長に伺いたいと思います。

解体費用が1億円を超える高額なものとの推定をされているということですが、これは今までにも私は十分な時間的余裕がありながら、解体・撤去の積算もせずに、財源の問題ともされております。そして27年度当初予算に解体費用委託料としまして、財産管理費の中に委託料として480万円を計上されております。本来、財源の問題を考慮するのでありますならば、解体・撤去の総事業費がどの程度になるのかを把握して、そしてまた財源の問題を議論すべきではなかろうかと思っております。本来ならば庁舎移転がもう既に決定した段階で、いち早く解体・撤去の積算は行なうべきでありまして、この点について私は、先ほどは市長は決定する時期やタイミングは逸するべきではないということですが、私はこれは余りにも時期を逸した遅い予算措置ではなかったかと考えておりますが、市長のこの点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 内田議員の再質問にお答えいたします。

この旧庁舎の解体につきましては、以前から答申を受けているというふうな状況でございます。早くしなければならぬということは十分に理解をいたしているところであります。しかしながらやはり予算等につきましては、長期にわたって、中長期にわたって考えていかなければならぬというふうなことでございまして、決して早いという

ことは言えないかわかりませんが、決して遅いということではなくて、この移転をして、十分に検討しながら跡地については対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 当然もう事業そのものは中長期的な視点からとらえて行なうべきであります。ただ、こういう総事業費がわからなくて、きちっとしたある程度の総事業費がわからなくて、財源の問題ということにもなっております。やはり先ほど来話もあっておりますが、防犯灯あたりを2億円前後ですべてというふうな話もあっておったようですが、1億円前後ならば自己財源でもいち早く安全な空間をつくり出すそういう方法も私はあったのではなかろうかというふうに考えております。

次に進みます。合併特例債の適用が5年間延長されております。これを受けて、平成27年度までに新市建設計画の変更し、合併特例債の活用をするという答弁でございます。その合併特例債の活用が難しくなった場合は、本年度中に公共施設の総合管理計画を策定して、一般的な財源を起こすとこのような手順になっているようでございますが、合併特例債の活用が難しくなるという自体はどういうことを想定されているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけれども、合併特例債の活用が難しくなったというのはどういうことか、どういうことが考えられるかということでございますけれども、今現在、新市建設計画の変更申請の準備をしております。これにつきましては、変更案の地域協議会への説明、県との協議、意見公募、手続きなどを経た上で、この議会の議決を得て、申請の期限である平成28年3月までに県に提出をするという手続になります。当然難しくなるということは、この中で、例えば議会の議決が得られなかったとか、その申請状況が遅れてくるというふうなことも想定、最悪想定されるということも考えられます。それと現状では、今年の6月議会での提案を、この建設計画については予定しておりますけれども、これがスムーズに建設計画変更が進んでいけば、当然、新しい新市建設計画の中で合併特例債の財源を使って解体をするというふうに想定をしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは結局はその議会のことはまた別ですよ、これは。事務的に遅れて、そういう事態になるということは、これはあってはならないと思いますですね、先ほどの答弁では今年の6月の定例会までにとということでしょうか。

○企画経営部長（原口和義君）　そうです。

○8番（内田靖信君）　それならばもうそのこれにほぼ新市建設計画を改定されるわけでしょうから、それを議会に諮って通過した場合は合併特例債の適用になるということならば、ほぼもう合併特例債を使った解体ということというふうに理解してよかろうと思いますですね、この件については。はい、わかりました。

次に、かつて庁内に玉名市の庁舎の跡地活用等の検討プロジェクトチームがありまして、その報告書も当然提出され、また昨年、検討委員会の答申も受けておられ、さらに平成27年度には庁舎跡地等の活用基本構想検討委員会を立ち上げるとこのようになっております。この検討委員会の構成はどのような構成を考えておられるのか伺います。

○議長（作本幸男君）　企画経営部長　原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君）　内田議員の質問にお答えをいたします。

玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会設置要綱に基づいて、この委員を定めております。委員長につきましては、私が委員長になります。それとあと委員としては課長レベルで防災安全課、企画経営課、管財課、子育て支援課、商工観光課、生涯学習課、コミュニティ推進課、建設課、建設管理課、以上の委員で検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君）　内田靖信君。

○8番（内田靖信君）　先ほどお話があっておりました4つの基本的な答申がなされておりますですね、結局これを細分化し、検討して、新しい活用策を最終的には、この委員会で内部的には決定なさるところという組織だろうと思いますが、ならばこれはもう部長がもちろんトップということもありえませんが、やっぱり副市長あたりが、この今まで何年も議論してきた政策課題でもございます。やはりきちっとした副市長あたりがトップに立って、この活性化策を最終的に事務方と協議をしながら、一つの案としてまとめるという方向がいいと思いますが、その点についてどのように市長お考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

○議長（作本幸男君）　市長　高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君）　ただいま企画経営部長が言いましたように、企画経営部長をトップとしてやるということでございますので、その過程には副市長にも報告ございますし、事務的にそういう話もちゃんとしながら進めていくということでございますので、そのような状況で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君）　内田靖信君。

○8番（内田靖信君）　やはりこれだけ大きな課題として残っているものでございます

ので、やはりこれは事務方のトップがそれになられて意見の集約をされたほうが私はいいではなかろうかと思っております。

次に、解体撤去の時期については、当初予算に庁舎跡地等活用基本構想策定委託料として、約1,200万円ほど計上されております。策定完了後の平成28年度になりますかね、最も早い時期という形になりますと、そうしますと当面2年間ほどは現状のままの状況が続くという形になろうかと思っております。昨年度には環境基本条例が制定をされております。また、先ほど来いろんな中で、景観計画の策定委員会も条例化されておまして、平成27年度中ぐらいには景観条例等々を制定すると、そういう運びだろうと思っておりますが、今の中心市街地にあと2年間も旧庁舎がそびえ立つということになりますと、これは生活環境上も、景観上も極めて、私はふさわしくないものと考えておりますが、この点について市長どのように、昨年来の環境基本条例、あるいは今策定を急がれております景観基本条例等々の背景と鑑みて、どのように思われるかちょっとこの点についてお尋ね申し上げたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵩哲哉君。

○市長（高嵩哲哉君） 急いでやるということはいいことだろうというふうに思いますが、財源等も考えたときに合併特例債を使うということでもありますので、その計画を出さなければならないということがございますので、そういう順序をしながら、的確に解体に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど申しましたように、これは景観の問題とも大きくかかわってまいります。できるだけ早く活性化策を決定されて、また、財源の確定をされる。1日でも早く解体されるのが玉名市のための観光にも、もちろんプラスになる、イメージのアップのためになると、そのように思っております。

旧跡地の活用策やそれに伴う解体・撤去費用、その他の財源については、これは私はいもう十分な検討期間があったものと考えております。自治体の本旨の一つであります、先ほども申し上げましたが、市民の生活あるいは市民の生命、あるいは財産を守るという義務もそれぞれの自治体は負っております。あのままの旧庁舎跡が約2年間もそのまま存在するということは、これは犯罪を誘発するおそれもございますし、また、建物の劣化等によりまして、落下物による事故、あるいは事件も起こる可能性もございます。市長は最終的にこの4つの、今検討委員会からの案が出ておりますが、この跡地活用をできるだけ早く決定することがひいては跡地の解体・撤去という早い手順になろうかと思っております。具体的にどのような方向性が、市長としてはベターだと考えておられるのか伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 跡地の解体につきましては、先ほど来より申し上げておりますように、検討委員会を経て合併特例債を使って、適切に解体をするということがベストだろうというふうに思っています。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 先ほど、先の一般質問の中で企画経営部長が4つの答申がなされておる、恐らくその範疇から出るということはなかろうかと思っております。その中で、できるだけ早くこの、もちろん新市建設計画の改訂も含めた作業を今からスピードをもって進めていかれるわけでしょうから、ぜひ、早めに市長のやはり具体的な思いをまた事務方には伝えていただくということも必要ではなかろうかと、そのように考えております。

[8番 内田靖信君 登壇]

○8番（内田靖信君） 次に、玉名市静光園老人ホームの民営化について伺います。

玉名市静光園老人ホームは、これは老人福祉法に規定をされた老人福祉施設でありまして、行政による措置施設となっております。平成17年、例の国による三位一体の改革の一貫としまして、老人保護措置費、いわゆる国庫負担金、県負担金が廃止をされまして、地方交付税による一般財源化が行なわれたところであり、また、平成18年には介護保険法の改正によりまして、また伴いまして、施設目的、入所要件、介護保険サービスの利用を可能とする老人福祉法の改正が行なわれてきたところでございます。

玉名市にありましては、玉名市伊倉に平成14年に開設をされました静光園老人ホームが運営をされておりました、現在50人の定数中、39人の方々が小高い丘の上の風光明媚な地で穏やかな生活を送っていらっしゃるところでございます。

さて、平成26年昨年の6月定例議会におきまして、玉名市静光園老人ホーム民営化措置として、その老人ホームを運営する法人の選定を行なうとしまして、運営法人選定委員会条例が玉名市議会に提案をされたところでございます。この唐突とも思われます条例提案に、民営化の妥当性、あるいは必要性を議論すべき検討委員会の設置もせず、また、民営化による玉名市市議会のチェック機能の低下などに大きな懸念があるとして、採決の結果、議第80号の玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会条例は否決となったところでございます。

これを踏まえまして、玉名市は平成26年9月定例会におきまして、玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会条例を提案され、また、一般会計補正予算におきまして委員等の報酬を計上をされたところでございます。玉名市養護老人ホーム静光園は、老人福祉法にうたっておりますように、65歳以上の方々が経済的、あるいは環境上の理由に

よりまして、居宅において老後を受けることが困難な方々を入所することにより、養護を必要とされる方々の重要なセーフティネットとしまして、先ほど申し上げましたように、平成14年7月1日に玉名市において開所がなされたところでございます。この施設の規模は敷地面積が1万3,116平方メートル、延べ床面積が2,707平方メートル、居室が定数と同じく50室ありまして、鉄筋コンクリートづくりの平屋建てとなっており、当時としましては相当の財源を投入されており、今の静かな環境の中に立派な施設がたたずんでおるところでございます。この総事業費は7億7,361万円で、その財源内訳としまして、国庫負担金2億864万3,000円、県補助金9,107万1,000円、地方債が3億3,230万円、そして玉名市の一般財源が1億4,160万3,000円となっております。

そこで伺います。既に3回ほどの検討委員会が開催されていると聞き及んでおりますが、その民営化検討委員会の検討された経緯と、その方向性について伺いたいと存じます。

まず2点目に、先ほど申し上げましたように、事業費として国・県合わせて約3億7,650万円ほどの負担金・補助金が交付をされておりますが、今回のように同一事業へと民営化する場合には、補助金の適正化に関する法律の関連において、補助金等の返還についてはなさなくていいのか、その点を伺いたいと存じます。

3点目に、地方債を建設当時3億3,230万円ほど発行をされておりますが、現在の時点での元金・利子の償還額と今後の償還計画について伺います。

次に、民営化したとしましても、地方債の残額はこれは玉名市が返済する必要がありますが、従来どおりの方法で返還をされるのか、また一括償還をされるのか伺いたいと思います。

5点目に、民営化をされるとすればさまざまな方法があると考えられますが、土地建物等は無償譲渡か有償の貸し付けか、あるいはその他の方法を考えられているのか伺います。

6点目に、民営化ということになりますと、特に入所者の方々や家族の方々はどのような、あるいはどのようにサービスが変化するのかと心配をされると考えております。玉名市としてはどのような方法により説明責任を果たされるのか伺いたいと存じます。

また、民営化ということになれば民間事業者への募集を行なう必要がありますが、その募集方法と範囲について伺いたいと思います。

また、民営化後の事業者の運営形態、サービス水準の担保等を確認、あるいは検討する運営委員会等の設置が必要になるものと考えておりますが、執行部の見解を伺います。

また最後に、昨年6月の定例議会においても一般質問であってございましたように、

先人の霊を慰めるためにも墓地の整備につきましては、これは一刻も早く取り組まなければなりません、この点についても執行部の見解を伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 内田議員の静光園老人ホームの民営化についての御質問にお答えいたします。

御質問が9点ほどあったと思いますけども、私のほうから7点ほど答弁をさせていただきます。

まず、1点目で玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会の検討経緯と方向性についてでございますけども、静光園老人ホーム民営化検討委員会は、議会の代表、学識経験者、社会福祉法人経営の養護老人ホームの施設長、入所者家族の代表、区長会代表、民生委員、福祉行政関係者など、養護老人ホームにかかわるさまざまな立場の8名の委員で構成され、1回目を平成26年11月18日に開催をいたしました。検討委員会設置に至る経緯、養護老人ホームまたは静光園老人ホームの現状と課題、静光園老人ホーム事業の検証、民営化の妥当性とそれに伴う課題について審議がされております。また、2回目を平成27年1月23日に開催し、静光園老人ホームの入所者、入所者の家族、それから職員の民営化についてのアンケートの結果について審議をされております。アンケート結果といたしまして、民営化については、「今よりよくなると思う」という意見もありましたが、反面「多少不安を感じている」という意見もございました。最後に第3回目を平成27年2月20日に開催し、先ほど申し上げましたアンケート結果に「民営化について不安を感じている」という意見がございましたので、第3回目の委員会の前に、入所者、入所者家族に対して民営化についての説明会を実施し、おおむね理解を得、その結果報告を第1回、第2回の審議内容を踏まえ、検討され、静光園老人ホームの民営化については、全会一致で妥当性があるという結論にいたり、3月3日付で静光園老人ホーム民営化については妥当であると市長に答申がなされたところでございます。

次に、2点目の国庫負担金・県補助金の取扱いについてでございますが、建物建設事業に国庫負担金2億864万3,000円、県補助金9,107万1,000円を利用いたしております。建物といたしましては、10年以上を経過いたしておりますので、建物の無償譲渡、貸与の場合には返還は生じませんが、建物の有償譲渡の場合には、譲渡貸与の場合には建物の総事業費の補助率に応じて返還が生じてまいります。建物は現在、無償の方向で検討をいたしておりますので、負担金・補助金の返還はないものかと考えております。

それから、5番目に質問の5項目目の土地建物の無償譲渡・有償貸与の件でございま

すけども、静光園老人ホームの土地・建物の処分方法でございますが、土地については譲渡先の社会福祉法人の負担の軽減が図られるような方法を今後検討してまいりたいと考えております。建物につきましては、県内の養護老人ホームが民営化された際は、多くが無償譲渡であり、民営化に際し無償譲渡は譲渡先社会福祉法人への大きな支援方法の一つととらえ、無償譲渡の方向で検討をいたしております。

6点目の民営化に伴う入所者及び家族への説明責任でございますけども、入所者や入所者家族のアンケートの結果の中に、「民営化に不安を感じている」という意見がございましたので、不安を取り除くため第3回の民営化検討委員会前の2月7日に入所者、入所者家族を対象に民営化についての説明会を実施いたしております。入所者負担金など、今までと変わらないこと、質の高いサービスが期待できるなどの説明を行ない、おおむね理解を得たと考えております。また、譲渡先の法人が決定した折にも、事業者と市の両方で十分な説明会の開催が必要と考えております。

次に、民間事業者の募集方法とその範囲でございますけども、養護老人ホームは社会福祉法により、第1種社会福祉事業と定められており、その第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することとされております。したがって、当然、民営化の対象は社会福祉法人となってきます。今後、市で十分な検討協議を行ない、今後仮称ではございますけども、「玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会」を設置し、募集条件、地理的範囲などについて協議をする予定ですが、募集につきましては公募条件の1つとして、静光園老人ホームの入所者が法人の運営する施設や専門職員と連携が図られることを目的に、社会福祉法人内で介護保険施設等を運営され、また、10年以上良好な運営をしている法人が適当ではないかと想定されます。

それから次に、民営化に伴う運営協議会の設置についてでございますが、養護老人ホームはおおむね65歳以上の高齢者が環境的、経済的理由により、行政が行なう措置施設でありますので、民営化されても行政は入所者の処遇についてかかわっていく必要がございます。また、譲渡後も静光園老人ホーム内で生じる課題の解決のために、譲渡先の社会福祉法人、入所者の代表者、入所者家族の代表者などを構成員とする連絡会議などの機関が必要と考えております。

最後に、現在、老人ホームの敷地内がございます遺骨を保管している施設でございますけども、墓地整備につきましては、今回の静光園老人ホームの民営化と直接は関係するものではございませんが、今後今対応を検討しているところでございます。また、現在、静光園老人ホームの敷地につきましては、分筆がなされておられません。今後、民営化に向け敷地確定の分筆作業が必要となってまいります。この際、この施設につきましても分筆を行ない、墓地整備が実施されるまで市が管理を行なわなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 私のほうから、内田議員御質問の3点目、地方債償還済額と償還計画は、それと4点目の地方債の一括償還はということで、お答えをいたします。

静光園建設に係る地方債3億3,230万円につきましては、平成14年度に財務省から平成33年度末までの20年償還で借り入れを行っております。平成26年度末の償還済額につきましては、元金1億8,449万7,000円、利子5,366万円、未償還額につきましては、元金1億4,780万3,000円、利子902万1,000円でございます。

次に、地方債の一括償還につきましては、静光園の建物が無償譲渡を予定しており、国庫補助金等の返還もございませんのでこれまでどおりの償還を行っていくことといたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） 再質問を、まず、これは市長に伺いますが、先ほど答弁の中で地方債については既に元金1億8,449万1,000円と利子5,366万円を償還されたと、残りの元金が約1億4,700万円と、あるいは利子が約900万円残っております。いずれにしても約半分弱、玉名市が将来にわたってこれは償還をすることとなります。また、建物の建築以来、先ほども申しましたように、平成14年度の建設でございますので、約12年前後といまだに新しく、老朽化も見受けられません。答弁にもありましたが、県内での老人ホームが民営化された場合の多くが無償譲渡であったことですが、私の知り得る限りでは、それらの多くは築30年以上もたった、俗に言います老朽化が進んだ建物があったゆえと受けとめておりまして、その建てかえには多額の当然自治体負担が生じるために民営化による財政の効率化を図ったという背景がございました。静光園の場合はまだ分筆も行なわれていないようですが、土地ももちろん広大で、また、建物も新しく、相当のこれは資産価値があります。民営化をすれば先ほどは民間事業者に配慮するというような表現もあったかと思いますが、やはり無償譲渡よりもこれは無償、有償は別にしまして、貸し付けの方法は取られないものかというふうに考えておりますが、市長の見解を伺いたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 老人ホームの再質問にお答えをいたします。

現在、先ほど部長のほうから申し上げましたように、一般的には無償譲渡ということがほとんど多いということでございますので、そのような方向性で考えておりますし、

また、貸し付けにいたしましても無償譲渡にいたしましても、最終的に責任は市が負うていかないかんとこの部分がございまして、民間委託しても中のサービスは変わらない、よくなるというような点もございまして、これからもそういう無償譲渡の方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それは当然、民間委託しましてもこの仕事そのものの管理、責任というものは玉名市にあることは、これはもう当然でございまして。先ほども申し上げましたように、まだ新しく、土地も広いところにあります関係で、他の市町村と同じくその無償譲渡ということは余りにも大きな財産を手渡すことになりはしないかということ、その1点でこのあたりはもう少し検討をされる価値がある課題ではなかろうかと考えておりますが、市長、部長このあたりは法的な全く有償、無償の貸し付けも問題はないということになっていきますか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） この無償譲渡につきましては、何年たっているから無償譲渡、貸し付けというような規定もございませぬし、いずれにどちらにいたしましても民間委託するということであれば無償譲渡をするということになりますので、多少早いかなという感じはいたしますけども、最終的に無償譲渡という形の方向性で、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） さっきもおっしゃいましたように、それはもう新しいから、古いからということではなかろうかと思っております。ただ余りにも広大で、まだ築12年前後の新しい建物でもございまして、それを玉名市が手放すということはどうかなという一つの大きな疑問を持っております。どうぞまた再検討をいただきたいと思っております。

次に、先ほど玉名の静光園老人ホームの運営は社会福祉法によりまして、国、地方公共団体又は社会福祉法人となっているとのこととございまして。これは玉名市の社会福祉協議会はその社会福祉法の定める対象となっているのかどうか、お尋ねしたいと思います。それは実は、御案内のとおり、玉名市より社会福祉協議会には今年度も約9,100万円ほどの補助金が計上されてございまして、このことから玉名市の社会福祉協議会が民営化の受け皿になることができるならば、玉名市が運営に関しても直接指揮・指導ができますし、議会の関与やあるいはチェックもできるのではなかろうかという疑問を持っておりますので、その点について玉名市の社会福祉協議会が法的にはこの定める

対象となりえるのかお尋ねを申し上げたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 社会福祉協議会のほうも社会福祉法人の法人格は持つておられますけども、あくまでも施設の運営という点がございまして、今、選考委員会のほうで条件等はお諮りして、今からその条件は決定してきますけど、先ほどお答えしましたとおり10年以上のそういう運営の経験があられるところをできればと、安心して民営化ができる体制を整えるようなところに委託したいというふうに、それによってそういう施設をされているところが民営化でとられますと同じようなサービスのほうが、今度入所の方がいろんなサービスを受けやすくなると、そういう利点もございまして、経験のあられるところをというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは今、民営化の形態にもいろいろありまして、指定管理者制度を活用する場合がありますですね、一般的に民営化する場合、これは社会福祉法人は指定管理者の受け皿ということにはなり得んということになりますか、それとも、法的には別に10年以上という制限を設けないならば社会福祉法人もこの選定の受け皿になり得る、そのように考えていいのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） あくまで養護老人ホームの場合は社会福祉法で、先ほど言いましたように第1種社会福祉事業と、この事業ができるのが国又は地方公共団体、社会福祉法人という形になっておりますので、社会福祉法人の一覧、熊本県の一覧がここにありますけど、こちらの中には協議会も入ります。一覧の中には入ります。ただ、そういう実績があられない形になりますのでですね、その点でどうかという点がございまして。具体的なその法人の選定の範囲とか、どういう社会福祉法人を選んでいくとか、そういう形での条件として、経営するのに先ほど言われたような土地とか建物の具合がどうかとか、受けられる以上経営の面もございまして、そういうのを含めたところで、今後設置します選定委員会のほうで協議をしてまいるという形でございまして。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは社会福祉協議会も法的には除外はされていないと、こういう理解でよろしいですか、ぜひ、今後は、今よく言われておりますのが、表現はちょっとなんですが、「稼げる社会福祉協議会」というような言葉も時たま見受けることができます。こういう形で受け皿になり得れば、先ほど申しましたいろんな運営等々も含めて、安心した運営ができるのではなかろうかという思いですので、ぜひ、検討をいただきたいと思っております。

また、募集の地域的な範囲はどの程度を考えられておるのか、地域としての範囲ですね、熊本全下を考えられておられるのか、城北あるいは玉名市を考えておられるのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 先ほど答弁しました環境的、地理的理由によりという、その地理的理由というのがその範囲のことをごさいますして、市内のそういう近くのあるところに限定するのか、もう少し広げて有明圏域とか、城北とかそういう形の検討でございますけども、できれば玉名の地元のほうでそういう形ができればよろしいんですけども、そのところも含めて先ほど言いました選定委員会に諮ることになります。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） それでは、最後になりますが、墓地の整備の件でお尋ねをいたします。まだ分筆もされていないということ、これはその墓地ということになりますと法律との関係も精査しなくてはなりませんでしょうし、いずれにしましてもただ入所されておりました方々のみたまを、そして当地においてやはり不運において、不運に亡くなられた方々のみたまを慰め、あるいは供養することはこれはもう自治体として当然のことでございます。この件につきましては、先ほど来、民営化とは関係なく進めるべきだということでございます。まさしくそのとおりで感じておりますが、分筆が終わり次第、これは一刻も早くその名称は墓地なのか、あるいは慰霊施設、あるいは供養施設なのかを含めて、早く整備する必要があると考えておりますが墓地を、あるいは市長の見解をお持ちならばぜひ伺いたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） このことにつきましては、懸案事項でございますので今後十分に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 内田靖信君。

○8番（内田靖信君） これは現状のままの放置、これはなかなか考えられません。民営化の前に何らかの具体的な整備をする必要があることは、これはもう執行部もそのとおりで受けとめておられると思います。1日も早くこの霊を慰める施設ができますことを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、内田靖信君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明11日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時40分 散会

第 3 号

3 月 1 1 日 (水)

平成27年第1回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成27年3月11日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 7番 嶋村 議員
 - 2 10番 田中 議員
 - 3 2番 多田隈 議員
 - 4 16番 前田 議員
 - 5 12番 近松 議員
 - 6 3番 松本 議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1 7番 嶋村 議員

- 1 行末川下流の岱明漁港航路整備について
 - (1) 新漁港航路の汚泥（ヘドロ）対策について
 - (2) 旧新川漁港内廃船の撤去について
- 2 新玉名駅を起点としてサイクリングロードができないか
 - (1) 史跡・観光地を結ぶロードマップをつくり、自転車で回れるコースの設定を望む

2 10番 田中 議員

- 1 新市建設計画に基づく今後の市政運営における財政見通しについて
 - (1) （仮称）玉陵小学校及び玉陵中学校、玉名町小学校、新玉名市民会館、サッカー場、公立玉名中央病院、旧玉名市役所跡地利用、玉名消防署建築、ごみ処理施設、同最終処分場など、公共施設の新設、移設が予定されているが、財政計画、おのおのの予算配分はどうなっているのか
- 2 有明海の水質改善について
 - (1) ノリ、アサリ漁の不振が長年にわたって続いているが、原因と玉名市としての対応策は
- 3 市役所周辺の職員及び通勤者への駐車場の状況について
 - (1) 市職員駐車場の整備費用、利用状況等、個人負担の有無について
 - (2) 他の官庁の駐車場の状況は

4 今後の農業政策は

- (1) 農繁期の労働力確保が重要な課題であると思うが、玉名市とJAの協力のもと、人材育成を図っていくべきではないか
- (2) 市内高齢者・若者の雇用を円滑にできるような農業人材バンクを設立してはどうか

3 2番 多田隈 議員

1 公園遊具について

- (1) 都市計画公園等の遊具の管理・修理について
- (2) 神社の境内・公民館の空き地等に設置してある遊具の管理・修理について

2 雇用促進住宅・市営住宅について

- (1) 耐震について
- (2) 今後の計画について

3 認可保育園について

- (1) 学童保育について
- (2) 延長保育について

4 16番 前田 議員

1 職員採用について

- (1) 平成27年4月1日における正規職員数と臨時、非常勤職員数は何人か
- (2) 合併時と今日における仕事の量や質はどのように変化しているか
- (3) 正規職員3分の1採用は合併後10年間経過で見直しが必要と思う。平成28年度からの方針を聞く
- (4) 職員の悩み、心配事への対応はどうしているか
- (5) 従業員援助プログラムの活用状況や休職者数（半年以上、1年以上など）を聞く
- (6) 休職から復職するときの対応はどのようにしているか

2 公立保育所について

- (1) 子育て支援新制度の開始に当たり、私立保育園のほとんどが認可定員の拡大をしている中で、公立保育所で定員拡大はゼロである。公立も定員拡大が必要ではないか
- (2) 最近の臨時保育士募集に対して、応募状況はどうか
- (3) 臨時保育士・給食調理師の仕事における責任の度合いは正規職員と比べて差異はあるか

- (4) 正規職員をふやすことへの見解を聞く
- 3 非常勤職員、臨時職員の処遇について
 - (1) 有給休暇は労働基準法どおりになっているか
 - (2) 交通費の支給はどうなっているか
 - (3) 報酬、賃金、交通費の引き上げについて見解を聞く
- 4 玉名市特別顧問制度について
 - (1) 制度の存在について
- 5 一般質問の対応について
 - (1) 議員の一般質問に対する執行部の認識について
- 5 12番 近松議員
 - 1 ミカン農家の窮状の原因、現状。その対策について
 - 2 市民目線の本気度を伺う
 - (1) 定住促進のための新たな施策
 - (2) セルフケア能力を高める健康づくりの施策
 - (3) 親が育つ子育て支援策について
 - (4) 介護予防対策と目標
 - (5) ライフステージごとの生涯学習計画は
 - (6) 生ごみの堆肥化と家庭菜園づくりをどのように進めるのか
 - (7) 予防接種被害の把握と予防接種を拒否する保護者への対応は
 - (8) 市民の力が発揮できる環境づくり
- 6 3番 松本議員
 - 1 サッカー場建設について
 - (1) サッカー場建設検討委員会建議書の変更について
 - (2) 建設後の運営計画について
 - (3) 建設の目的について
 - 2 地方創生について
 - (1) 玉名市が目指す長期ビジョン、総合戦略について

出席議員（24名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |
| 7番 | 嶋村徹君 | 8番 | 内田靖信君 |

9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。3月11日の本日、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました東日本大震災からちょうど4年を迎えました。この震災でとうとい命を奪われた多くの方々の無念の思いと最愛の御家族を失われた御遺族の皆さまの深い悲しみに思いをいたしますと哀惜の念に耐えません。

本日は国立劇場において天皇、皇后、両陛下御臨席のもと政府主催による東日本大震災4周年追悼式がとり行なわれるほか、被災地である岩手、宮城、福島の東北3県を初め、列島の各地で鎮魂の祈りを込めた追悼行事がとり行なわれます。

また、各公所、学校、会社、その他一般においても本日は弔旗、半旗を掲揚し、地震発生時刻には国民を挙げてそれぞれの場所で黙禱が捧げられる予定であります。

玉名市議会といたしましても、ここに弔意を表明し、この震災により犠牲となられたすべての方々に対し、哀悼の意を表しますとともに、依然として避難を余儀なくされるなど被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

また、地震発生時刻になります、午後2時46分には議場において全員で黙禱をささげ、心からの御冥福をお祈りいたしたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

ここで、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長、高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会一般質問に先立ちまして、議長のお許しを得、発言の時間を賜りましたことに対し、議員各位に深く感謝申し上げます。

あの未曾有の被害をもたらしました東日本大震災の発生から今日で4年を迎えます。警察庁のまとめによりますと3月10日現在、死者1万5,891名、そして、今なお2,584名にも上る方々の行方がわからない状況でございます。

また、復興庁によりますと、約22万9,000人にも及ぶ方々が転居や避難生活を余儀なくされております。ここに改めて亡くなられた方々に対しまして、御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されたすべての方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。

普段と変わらぬ日々を暮している私たちにとりましては、被災された皆さまが健康な心身を取り戻していただくためにも、一刻も早い安定した生活基盤の立て直しを願わずにはられません。行政といたしましては、この震災で得た教訓を防災対策に生かし

ていくことがとうとい命を落とされた犠牲者の鎮魂につながるものと信じております。いましばらくは寒い日々が続きますが、やがて暖かい春がまいります。被災地の皆さまには夢と希望が持て、健康と幸せを取り戻せる日が一刻も早く訪れますことを心よりお祈り申し上げ、震災から4年に当たってのあいさつといたします。本日は貴重な時間を賜り、ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） これより議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

7番 嶋村徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） おはようございます。7番、市民クラブ、嶋村徹と申します。よろしく申し上げます。

昨年一般質問いたしました行末川護岸の廃棄物の不法投棄及びポイ捨て防止のための雑木、竹林、竹やぶの伐採をお願いしましたところ、早速対応していただき、散歩される方々から今は車からのポイ捨てがなくなったと、景観もよくなり大変喜ばれており、担当課の方々には厚くお礼を申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問をしたいと思います。

まず最初に、行末川下流域岱明漁港が干満の差があり、漁船の出入りが非常にできない状況です。近年は特にヘドロの堆積が増しており、漁場の荒廃が急速に進んでおります。現在アサリ貝漁等壊滅的な状況となっているのも、このことが大きな原因の一つではないかと思われまます。先般ノリの採取の際、ノリ網を巻き込み船舶の身動きができなくなり助けを呼んだが、航行路の汚泥の堆積がひどく、すぐには救助ができず、潮の満ちてくるのを待ち手助けをしたということでございます。目の前にある事故がどうにもならなく一歩間違えれば大惨事になりかねない状況であったと聞いております。このような危険を伴うような状況は早急に改善しなければなりません。何とかして汚泥の除去を早急をお願いをしたいと思います。

2番目に行末川下流域右岸、上沖洲地区にある漁港でも汚泥の堆積がひどく、昨年豪雨時に堤防を海水が乗り越え、上沖洲地区で被害がっております。その後、長洲町で堤防のかさ上げ工事が行なわれておりますが、廃船が港の出入り口付近とほか2カ所に埋まったままの状態となっております。この港も台風時の避難港としての今も岱明町の漁船が係留されております。本市、長洲町、県と連携を取り、港のしゅんせつ及び廃船の処理をぜひお願いしたいと思います。

以上、2点について執行部の答弁をいただき、また質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。嶋村議員の新漁港航路の汚泥の対策についての御質問にお答えをいたします。

当市の水産振興の拠点である漁港施設は、第1種及び第2種の5つが指定されております。位置的には有明海の特徴でもある干潟に面し、干満の大きさ、濁りのある海水などの影響を受けやすく、加えて施設の完成から数十年が経過し、老朽化や水域のヘドロの堆積が進み、維持管理が厳しくなっている状況でございます。市としましては、平成25年度より国の事業である水産物供給基盤機能保全事業により、より効率的で効果的な施設の更新を行なうため施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、その結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、当該計画に基づく施設の保全工事を進めております。平成26年度には玉名漁港（滑石地区、大浜地区）の機能保全計画の策定を予定し、引き続き平成28年度までに全漁港の策定完了を計画しております。なお、新川漁港につきましては、平成27年度に計画策定を予定しております。その中で漁港施設の機能診断に加え、水域、漁港内泊地、航路の測量を行ない、この結果からしゅんせつや対策工事の比較検討を行なった上で策定した維持管理計画に基づき、維持保全工事ができるよう国や県と連携し進めてまいります。

次に、旧新川漁港内の廃船の撤去についての御質問にお答えをいたします。

水域沿岸の放置船、廃船については、全国的にも問題視されており、当市の漁港区域内においても陸上や水域への放置船や水域に沈没した廃船など多数確認されている状況でございます。市としましては、所有者に対し移動、処分を依頼すべく漁港内に掲示を行なっておりますが、自主的に対応される所有者は一部であり、また所有者の把握も困難な状況でございます。市では、平成24年度よりこのような漁港区域内の放置船、廃船の撤去、処分を進めております。平成24年度には玉名漁港（大浜地区）、平成25年度は横島漁港の放置船、廃船の撤去処理を行なっており、新川漁港避難港の廃船撤去につきましては、今年度末まで実施予定でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 嶋村徹君。

○7番（嶋村 徹君） 御答弁いただきました。漁協会員の費用で航路しゅんせつを行なっていましたが、到底追いつかない状況であります。アサリ稚貝においては例年発生するもヘドロともいえるこの漁場での状況下では成貝に達する過程で死滅しているとのことでございます。おそらく稚貝より成貝に近いアサリのほうが土壤に深く潜るため表

層下の貧酸素層と思われる部分までたどり着いた段階で死滅していると考えられます。タイラギ貝に至ってはここ数年稚貝の発生すら見受けられません。また、ノリ養殖においても近年色落ちが早期化しており減収が続いております。日々の作業の効率化が求められる中、航行路の汚泥の堆積が年々ふえ、干満の差が激しいこの海域では常時入出港のできない状況であります。何とか市が積極的に県・国に働きかけ、航行路のヘドロ除去を行なっていただきたいと思っております。玉名市には4つの漁協が存在しておりますが、いずれも同じような問題を抱えており、漁業の経営自体、危ぶまれるような状況であります。早急に国・県と一緒にやって行なってもらいたいと願っております。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 次の質問に移らせていただきます。

皆さまも御存じのとおり、玉名市には多くの史跡や観光地が存在しております。これらの史跡、観光地をまず市民がよく知り、そして玉名市のよさを発信し、多くの人たちにじっくり、ゆっくり楽しみながら自転車で回ってもらえるサイクリングロードができないか伺います。例えば、これは一つの例であります。新玉名駅を起点とし、まず博物館ころころピアで学習してもらい、レンタル自転車を準備してモデルコースを紹介し、地域の歴史探訪として菊池川流域には古墳が集中しております。大坊古墳、永安寺古墳、石貫ナギノ古墳を巡るコースの設定など、これらは5世紀から7世紀に築かれた装飾古墳で全国に20万基以上ある古墳の中でも装飾古墳は全国で660基ほどしかなく、そのうち195基が県内に集中しており、これは日本一の数であります。それに蛇ヶ谷公園はサクラ、ツツジの名所として知られ、山田の藤も見事であります。山城である日嶽城跡展望からの眺めはすばらしいものがあります。その眼下には築地の四十九池神社や開田ホテルの里などがあります。毎年睦合地区まちづくり委員会の方々が日嶽の参道の整備を行なわれており、地域の方々の触れ合いの場となっているところでもあります。また、高瀬地区には古くから菊池川の水門を利用した港町、商人の町として発展し、今も昔からある商店が立ち並び高瀬裏川には当時の石橋や石垣が現在も残っており、遺跡には繁栄の跡が見ることができます。さらに東南部に足を延ばせば夏目漱石の小説「草枕」の舞台となった前田家別邸や草枕温泉てんすい、草枕交流館などがあります。これらの交流施設や山頂からの眺めは絶景であり、雲仙・島原半島が目の前に広がります。南部地域では干拓による田園地帯が広がり干拓関係の遺産として加藤清正公の土木遺構である石塘、石塘樋門や旧玉名干拓施設が所在します。南部地域においては県北唯一の交流地点である「松原海水浴場」や国指定天然記念物「大野下の大蘇鉄」など玉名市にはほかにもたくさんの史跡が点在しております。このような場所と玉名温泉を結ぶコースを設定したサイクリングロードができればと思っております。このことは健康増進や親子、友人同士、グループのコミュニケーションの場としてもつながるのでは

ないかと考えます。

それでは、以上、執行部の考えをお聞きしまして、また質問をいたしたいと思いません。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 嶋村議員の新玉名駅を起点としてサイクリングロードができないかについての御質問にお答えをいたします。

サイクリングロードと申しますと、近隣では山鹿市から熊本市までの延長32.6キロメートルの熊鹿ファミリーロードがございます。正式には熊本県道330号、熊本山鹿自転車道線といいます。起点を熊本市中央区島崎1丁目として、同市北区植木町鏡田を經由し、終点が山鹿市石までの自転車専用道路でございます。中でも植木町から山鹿市にかけての区間は山鹿温泉鉄道の廃線跡とのことでございます。

さて、新玉名駅を起点としてのサイクリングロードの整備についてでございますが、山鹿市から熊本市にあるような自転車専用道路をつくらるとなると整備費用や整備後の維持管理など相当の経費が必要になるかと思われまます。そういった観点からとらえた場合における本市におけるサイクリングロードの整備の計画は現在のところございません。しかしながら、自転車を利用して玉名の史跡や文化財、自然や花木、町並みなどをゆっくり、ゆっくり見て回っていただくことは玉名の新たな魅力発見にもつながる可能性もあり、健康増進やコミュニケーションの場となるなど効果も考えられます。最近では、フットパスやオルレなど歩くことを楽しむメニューも多彩になってきております。そういった中、玉名の観光素材となり得る地域のさまざまな素材を、自転車をキーワードに情報を発信していく手法も必要かと考えられます。本市の場合、既存の道路網を活用した形でのコース設定が考えられ、利用者の安全性の確保などさまざまな課題もありますが、今後文化課など関係機関等とも連携し、史跡、観光所在をゆっくり、ゆっくり回遊し、温泉で汗を流して帰れるようなサイクリングコースの設定などについて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 嶋村徹君。

○7番（嶋村 徹君） 御答弁ありがとうございました。

文化課、商工観光課と連携し、サイクリングコースを半日コース、1日コース、宿泊コース等ができればよいと思いません。本市の観光拠点である玉名温泉を有し、温泉の中心にある立願寺公園しらさぎの足湯では無料で足湯が楽しめ、県内外の人たちに楽しんでもらいたいと思いません。また、史跡探訪としての学びの場、親子、友達同士の触れ合いの場となれば玉名市も明るく活力のある町になるのではと提案いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、嶋村徹君の質問は終わりました。

10番 田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） おはようございます。市民クラブの田中でございます。通告の順に従って、質問させていただきます。

昨日の3月10日は東京大空襲から70年、本日3月11日は東北大震災から4年、そしてあしたは九州新幹線新玉名駅が開業して4年となります。私にとっても非常に思い深いものがあります。特に4年前の東北大震災のときにはちょうど国会中継を見ておりましたときに震災が起こり、その後ずっと津波であるとか原発事故の報道までテレビにかじりついて見ていたのを非常に思い深く思っております。その当時は民主党政権でまさに政治というものは、非常に国民にとって大きな損害をもたらす、一生懸命、真剣に選ばなくてはいけないものだなとその当時改めて思ったものであります。

それでは、本日は私個人の質問というよりも日ごろ市民の皆さんからいただきました御意見、質問を市民の皆さんにかかわって申し述べるつもりでまいりました。執行部の皆さんの誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

まず、新市設建設計画に基づく今後の市政運営における財政見通しについてと題しております。既に新庁舎は約39億6,700万円を投じて完成いたしました。建設には合併特例債が使われています。これからも玉名町小学校20億円、(仮称)玉陵小中学校20億円と、さらに周辺整備に数億円、新市民会館に20億円、サッカー場建設に10億円、横島町体育館、さらに玉名中央病院の建てかえ、また、有明広域圏事務所の管轄所管ではありますが、玉名消防署の建てかえ、玉東清掃工場焼却炉最終処分場の建設、また天水支所の改築等々、大規模、小規模の公共施設の改修、新設計画がめじろ押しであります。これに加えて、旧玉名市役所の跡地の利用計画の予算も必要だと見込まれており、いったいどれくらいの予算が必要なのか、私には見当もつきません。ちなみに今のところ予定にない岱明支所改築費用と、岱明中央公民館建てかえ費用まで加わってくるとなると非常に不安になるばかりであります。昨今の建築資材、人件費の高騰を鑑みれば現在の予定の1.5倍近くの建設費がかかるかもしれないとも考えられます。執行部の詳細な財政計画をお伺いたします。

そして2番、ノリ、アサリの漁の不振、有明海の水質改善について、ノリ、アサリ漁の不振が長年にわたって続いているが、原因と玉名市としての対応策をお伺いたします。この件に関しては、過去に何人の方が一般質問をされ、担当委員会でもおそらく活発な議論がなされていることと存じますが、御承知のとおり有明海の水質は

年々悪化し、赤潮の発生により多大な被害があり、アサリの生産もほとんどない状態が続いています。最近、有明海におけるノリ養殖に使用される有機酸が水質悪化の原因だとして許可をしている水産庁を有明海沿岸漁民が提訴する事態にもなっております。私は不漁の原因は一つではなく、下水処理水を含む家庭排水、主に稲作による農薬、除草剤、ジャンボタニシの駆除剤などの使用時の農業排水、大量の豪雨による雨水、さらには近年の護岸改修によるコンクリート等のあく、そしてその上にノリ養殖の有機酸処理液の不適切な使用が考えられるのではないかと思っているところであります。悲しいことに私自身は科学的なデータは何一つ持っておりませんので、何が原因であるかというのは断言できません。しかし、人口減と市役所の移転、新幹線の開業効果で海岸部の生活環境が今後悪化していくことは予測できる事実であります。執行部の対応策等の見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。田中議員御質問の仮称ですけれども玉陵小学校など各施設建設に係る事業費についてですが、すべて平成27年度事業の総事業費でお答えをいたします。

初めに（仮称）玉陵小学校建設及び玉陵中学校大規模改修につきましては、約20億円、玉名町小学校校舎改築が約20億円、旧庁舎跡地等整備が約5億円、玉名市民会館につきましては、今年度基本設計に着手したところで事業費は23億円以上を見込んでおります。サッカー場建設につきましては、約11億円でございます。次に、公立玉名中央病院につきましては、今後玉名地域の医療体制づくりの協議を進めていくことから建設位置、事業費とも未定でございます。次に、玉名消防署につきましては、老朽化に伴い、平成27年度から建設候補地を検討する見込みであるということ消防本部から聞いておりますが、事業年度及び事業費につきましては、現時点では未定であるということでございます。次に、東部環境センターにつきましては、平成26年度から平成28年度の3カ年で施設延命化事業として総事業費約28億円で設備補修工事が計画され、本市の負担は約1億4,400万円でございます。また、同最終処分場につきましては、平成27年度に第3期の堰堤建設工事が約1億6,000万円計画され、本市の負担は約970万円となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 田中議員のノリ、アサリ漁の不振が長年にわたって続いているが原因と玉名市としての対応策はの御質問にお答えをいたします。

近年、当市水産業のノリ養殖業、アサリ採貝業の不振については、ノリは色落ち被害によるもので成長に必要な海水中の栄養分を植物プランクトンが奪うため発生するものでございます。アサリは底質の悪化、これは水底を構成する物質が泥質化することや食害生物による被害等でアサリの死滅がございませう。特に平成21年度に大量発生したアナオサの繁茂や平成24年度の九州北部豪雨災害による土砂の堆積が漁場環境の悪化に大きな影響を及ぼしたものと考えております。

そこで平成25年度において、国の有明海東地区水産環境整備事業により大規模なみおの堆積物の除去、底質改善などによる漁場環境の改善を行なっております。また、平成27年度には海底に砂をまいて生育環境を整備する覆砂事業の有明海東地区水産環境整備事業に支援を行ない、アサリ貝の資源回復に向けた取り組みを行なっております。さらに市におきましては、アサリ稚貝育成事業により、稚貝放流、干潟の耕うんなどによる環境の改善や覆砂等の事業を市独自の事業として実施しているところでございます。今後も県水産課と連携しながら漁場環境の改善と資源回復に努めてまいります。

次に、酸処理剤の使用につきましては、昭和59年の水産庁次長通達、ノリ養殖における酸処理剤の使用についてを遵守し、全国漁業協同組合連合会、全国海苔貝類漁業協同組合連合会の認定品の中から熊本県漁連が選定し、地元漁協を通し各生産者に配布をしております。使用につきましては、酸処理剤に関する実施要領に従い、ノリ養殖管理技術の補助的手段として活用しており、残液及び容器の処理も漁港に設けた残液処理槽に回収し、産業廃棄物処理業者での処理を行なっております。また、県内のノリ養殖関係漁協でつくる熊本海苔養殖生産安定対策推進協議会は酸処理剤の適正使用に関する監視並びに巡回指導を行なっており、週に一度担当組合が海上で酸処理作業時における使用状況の調査及び抜き取り検査後の成分検査、港内での残液処理等の調査を実施しております。あわせて生産者の自覚と意思向上の取り組みの徹底を図るために組合は各生産者から病気対策の誓約書を提出させており、適切な使用がなされていると報告を受けております。今後も県水産課とともに関係機関の指導をしてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） それでは、財政について伺います。

たくさんですね、新設改良等の公共施設がありますので、単純にもう100億円程度の行き先が決まっています、中央病院等は一説によると100億円から160億円と言われております。ですから、中央病院はもちろん玉名市が全額負担するわけではございませんので、こういった形の財政計画、いわゆる起債の形を計画、考えておられるのか。いわゆる合併特例債を使えるのか、使えないのかといったようなことも詳しく聞かせていただきたいと思ひます。

それとサッカー場については、つい先だってワールドカップラグビーの大会が福岡県福岡市、熊本県熊本市、そして大分県大分市ですか、九州で3つの地域で開催されることが決定いたしました。サッカー場としてつくるのももちろんですが、ラグビー場としても使用は可能でございますので、サッカー場の財源11億円については、4,900万円ほどは補助があるというところで伺っておりますけれども、それ以外は合併特例債を使うというような報告も特別委員会のほうで伺っております。これに関しては、国・県に働きかけて合併特例債だけでなく、いわゆる国・県の補助を得てそういったラグビーあるいはサッカーの拠点としても使えるような施設ということであれば、つくることも納得いくところでございますが、現計画の中ではそういう計画は全くないと伺っております。これに対しては、ちょっと財政のほうに聞くのは気の毒かなと思いますけれども、県あるいは国に今後働きかけて玉名市の財政負担を減らすような御努力をなさる御予定についてはどう考えておられますか。見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 田中議員の質問にお答えをいたします。

今後の財政見通しはということでございますけれども、本市は行政改革大綱に基づきまして行政改革に取り組み、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでございます。しかしながら、少子高齢化の進展により社会保障費が増大し、公債費も高水準で推移している中、今後公共施設の維持、更新に多額の経費が必要となり、平成33年度以降は単年度で約10億円を越える財源不足のおそれがございます。一方、国におきましては、平成26年度から3カ年をかけて支所に要する普通交付税算定の見直しがされたところです。また合併算定替の特例の期限後も上乗せ額の6割程度を配分する方向で検討を始め、詳細は未定ですけれども平成27年度から平成30年度にかけて段階的に実施をし、最終的には6割程度を確保するというふうにお聞きをしております。

今後の財政運用につきましては、行政改革大綱や公共施設適正配置計画など行政改革関係の既存計画を確実に実施し、市財政全体の規模縮小を図っていく必要があると考えております。

それからサッカー場の関係について、県とか国に今後の要望ということでございますけれども、今のところはその合併特例債を活用して建設ということ考えております。ただ、サッカー場2面つくる予定ではございますし、多目的な活用ができることも考えているということでございますので、国・県に関しましても補助金等もございまして、その辺の検討をしていければというふうには思っているところでございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 玉名市は合併以来、毎年約500人近くの人口減が続いております。全体としてはともかくとして、この間岱明町で会議等がございましたので、そ

のときいただいた資料を見ておまして、岱明自治区人口推移という表をいただきましたのでよく見ておますと、岱明自治区におきましては平成17年から平成26年までの間全体として557人の人口が減っております。男性が282人、女性が228人でございますけれども、これは単なる少子高齢化かと思っ、全国的にどこでもあることだなど仕方ないのかなと思っ見ておりましたら、このうちの年齢別人口を詳しく見ますと、50歳から59歳の男女がこの10年間で582人減っているのであります。それと0歳から9歳、これは岱明町自治区のみの数字です。0歳から9歳児の子どもが113人の減、10歳から19歳の人たちが178人の減、20歳から29歳が378人の減であります。1,400人近くの方がもう減になって、結局557人はどうなっているかということ60歳から100歳までの御高齢の方がプラス836人で穴埋めと申しますか、しているのあります。要するに単なる少子高齢化ではなく、生産年齢人口が大幅にこの岱明自治区だけでも減っている。岱明自治区は玉名市の人口に占める割合は比較的少のうございます。557人ということは10分の1の減少ですから。逆にいうとそれ以外の旧玉名市、天水、横島地区ではもっと大きな人口減が進んでいるということであります。ということを含めて、財源ももちろんでございますが、地方交付税等の減少も今後見込まれている中で、今後玉名市として人口増あるいは自主財源の財源増としての対策はどう考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問の人口増のための政策、施策についてお答えをいたします。

このことにつきましては、本市の定住人口の増加を目的といたします定住化基本構想、いわゆる玉名市スマイル構想でございますけれども、ここに掲げる事項を粛々と推進するということが大事であるというふうに考えております。また、来年度から今回の一般質問の答弁でもいたしておりますけれども、国と地方が一体となった人口減少化問題を克服することなどを旨とする地方版総合戦略を平成27年度中に策定することといたしております。この中で子育て支援策など人口増加に資する取り組みの期限を区切り、確かな成果が得られるよう確実に実施していくということが大事ではないかというふうに考えております。

それから2点目の税収増につながる政策ということでございますけれども、これにつきましては、即効性があり抜本的な解決につながる現実的な政策、施策というのはなかなか難しいものがあるかというふうに考えております。本市のまちづくりや市政運営の最も最上位の計画であります総合計画、中長期的なこの総合計画でありますけれども、この多様な施策を着実に進めていく、推進していくということが大事でありまして、各それぞれの行政分野で掲げますこの目標の実現に向けまして努力していくと、そ

のことが本市の人口減少の抑制であったり、産業の活性化に発展していきまして、ひいては税収の向上につながっていくというふうなことになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） もう市執行部だけではなく議員も含めて、全市民が一生懸命考えてやっていかないと非常に玉名市の前途に不安がある。不安があるところにはまた、ふるさとを出て行って帰ってこようかという人もますます少なくなるし、他の自治体からも家建てて住もうかという方もひよっとしたら少なくなることになると思います。新玉名駅ができ、またバイパスもできてこれから発展していくぞというときに、なかなかこの人口減というものが具体的にどうやって解決するかというのもまだ決まっていなくて非常に残念であります。私の見解としては、この新庁舎の周辺にはたくさんの田畑がありまして、失礼ながらこの田畑から上がる税収というのはさほど多くはございません。簡単に考えればこれを宅地等に変えていけば、それからかなりの税収が見込めるのではなかとと思います。現時点では具体的にどう開発していくかというのは、まだ具体策は出ていないように思いますが、この市民会館であるとかサッカー場建設というのも非常に大事なものではございますが、きのうの一般質問で同僚議員が御提案されておりました少子化対策であるとか、育児対策であるとかを積極的に進めている。市役所や新幹線新玉名駅周辺整備に投資をするということも今後積極的に考えて、既存の方針を必要であれば変えることも必要ではないかと思う次第であります。

あとアサリ、ノリについて。市執行部も国・県と協力してさまざまな対策を立てておられることは理解いたしましたが、結果としてノリ・アサリについては不漁が続いているように思います。つい先日2月26日の新聞にアサリ熊本産と偽証と称して非常に重要な記事が載っておりました。中国・韓国産玉名市業者3,500個を販売。これ県が是正指示をしたということでございますが、玉名ならず有明海の全体のアサリ地元産の品質に対して全国の消費者に不信感を与えてしまったことは非常に残念なことであります。こういったことは基本的には漁協がチェックすべきことであり、また有機酸処理についても先ほど答弁がありましたように地元漁協組合でチェックされているということで伺っておりますが、ただ残念ながら地元漁協ではどうしても顔見知りということもあり、主な漁協の役員たちは海苔業者であります。そこでなかなか自分たち自身での厳しいチェックがある意味できないのかもしれないかもしれません。私が聞くところによりますと、ちゃんときちんとやっているし、どう調べられても何も不安もないとお答えをいただいた漁民の方もいらっしゃいます。こういったことは、ある意味客観的な第三者からのチェック体制を築くことがどんな場合でも大事であると思います。今後玉名市として県と

協力して、現在のチェック体制を玉名市独自の客観的方法として、要するに牛肉とか豚肉の産地偽装をしないようにもう一生懸命にそういった事業者がやっているように玉名市がある意味リードしてチェック体制を築くというようなことはお考えありませんか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

今回のこのような報道等があれば、確かに玉名市全域あるいは周辺部の、特にアサリ関係の生産者、アサリの生産は少ないですけどイメージダウンがあったのかなという思いはあります。そういう中で、当然県の水産課や市のほうでもこういうことが今後ないように県と協議しながら、どういう形で指導あるいはそういうことが起こらないようにするかは検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 玉名市の漁業を育成していく上でも、非常に重要な課題でございますので取り組んでいただければと思います。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） それでは、市役所職員及び周辺施設への通勤者の駐車場状況についてお尋ねいたします。

新市役所が39億6,700万円で建設されましたが、その予算のうちの約2億円程度が合同庁舎北側の職員駐車場に使われたと聞いておりますが、改めてこの場で玉名市職員駐車場の整備費用、利用状況など、また駐車場の使用料の個人負担等の有無についてお伺いしたいと思います。

この件に関しましては、平成24年6月4日の新庁舎建設特別委員会にて、私はそのときには参加しておりませんが、当時の田畑委員の同様の負担の有無についての質問に西川管財課長が先々どうなるのか検討を要するとお答えになっておりますが、検討の経過、結果についてもお伺いしたいと思います。また、今後新市民会館建設予定地である合同庁舎南側の市民広場にもたくさんの車がとめてございますが、今後考えられる駐車場不足にどう対応していく計画なのかお伺いしたいと思います。

そして4番目、今後の農業政策はと題しておりますが、今議会に議第28号、食料・農業・農村基本条例が提案されております。その目的として玉名市の農業及び農村の持続的発展並びに豊かで住みよい地域社会の実現を図るとされております。条例中、基本理念として第3条第2項には農地、農業用水、その他の農業資源及び担い手の確保と収益性の高い農業構造の確保がうたわれ、第4条では市では基本理念にのっとり食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的な施策を推進しなければならないと義務づけています。このことはとても素晴らしいことだと思います。そして、第8条では推進

策として第3項に多様な担い手及び後継者の育成及び確保に必要な施策が掲げられています。そこで御提案ですが、現在ではハウス農家の方は多くの外国人研修生を招いて労働力の助けとされているのがふえてきています。お伺いしたところ、研修生1人当たり月に18万円ほどの費用が年間を通じて必要であり、その受け入れ対策として宿泊施設の準備などにも別途多大な費用がかかるとお伺いいたしました。農業や漁業には繁忙期と比較的暇な時期があり、私は素人ながら1年間ずっと雇用するのは大変な経費がかかり、コスト負担感が大きく経営がとても大変なのではないかと思っておりました。一方、地方では若者の雇用の場が少なく、農、漁業後継者も不足し、従事者の高齢者も非常な問題であります。その打開策の一つが外国人研修生なのかもしれませんが、高齢の農家や小規模の農家では研修生の方をお招きすることができません。そこで玉名市として、今後例えば農業、農業に限らず漁業にも、ある意味人材派遣会社、公社のようなものをつくって繁忙期の人員人手不足への対応、新規就農者への技能訓練、農・漁業の労力とコスト削減などに対応してはどうかと考えますが、執行部の見解を現状の報告とあわせてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市役所職員駐車場に関する御質問にお答えをいたします。

新庁舎建設事業において整備をいたしました職員駐車場の事業費につきましては、用地取得費用の約1億4,200万円、造成、舗装及び外灯工事などもろもろの費用を加えますと合計で約2億2,000万円になります。

次に、職員駐車場の利用状況についてお答えをいたします。本年庁舎がこちらに移りまして1月8日から毎日、平日の実態調査をしております。現在もやっております。その結果、一番少ない日で335台、一番多かった日で388台でございました。今現在駐車区画として線を引いている分が410台分ございます。日によって駐車台数に差がある理由といたしましては、天気であったり、非常勤職員等の勤務体制がまちまちということもありますので、そういったところから台数の差が出てきているのではないかとこのように考えております。また、休日におきましては、先日開催されました金栗杯玉名ハーフマラソンなどのイベント開催時に一般駐車場として開放をしております。市民会館大ホールに限らず庁舎周辺での大俵まつりなどイベントでも、臨時的な駐車場として建設工事期間中から幅広く活用されているところでございます。

次に、駐車場の管理、運営面でございますけれども、この新庁舎に勤務する職員、非常勤職員等も含め全員に駐車許可証を交付しております。駐車する際にダッシュボードに外から見えるように置くように取り決めをしているところでございます。これにつ

きましては、非常時の連絡用だけではなく、無関係車両の駐車抑制を目的としたものでございますが、現在のところそのような事例は発生しておりません。それから、職員駐車場の市道側にあります門扉につきましては、守衛により朝7時に開門し、夜9時に閉門するとしております。駐車場の外灯についても同じく夜9時に消灯をしております。

最後に職員の駐車場の個人負担についての経緯でございますけれども、確かに職員駐車場には当初から相応の費用が必要になるものと承知をしておりました。有料化を含め職員駐車場のあり方を検討する必要があるということで計画段階から検討いたしました。しかし、市内公共交通の状況、それから支所、出先機関、小中学校ほかの公共施設に勤務する市の職員などのバランス、また新庁舎内でも正規職員以外に短時間の職員であるとか週に2、3回勤務される非常勤職員などさまざまな勤務形態の方がおられます。日曜日に開催されるイベントにつきましては開放もいたしますし、そういったことから開業時に職員の有料化ということには至らなかったというふうな経緯でございます。

次に、新庁舎周辺の公共施設の職員駐車場の状況でございますけれども、保健センター、市民会館、博物館、高齢者等就業支援センターなど各施設がおのおのの職員駐車場として今現在十分保有しているわけではございません。施設の周辺であります博物館や市民会館西側の駐車場を利用しているのが現状でございます。このことにつきましては、日常的に問題になるということは少ないものの、行事が重なった際に混雑の一因になっていることは認識をしております。特に福祉センターにつきましては、センター自体の駐車場が狭いことに加えまして、近年業務が拡大し、それに伴う職員数の増加が要因で隣接地であります市民広場公園の駐車場だけではなく公園内にも終日駐車をされているというような状況でございます。センターの一般利用者への影響もありますし、公園という空間のために市民の目に触れやすく、そもそも公園の目的を阻害しているというのは議員の御指摘のとおりでございます。また、休日など市民会館大ホールでのイベントと他の施設の行事が重なった場合、市民広場公園を臨時駐車場として開放しておりましたので、公園としての機能は現在あまり果たされていないという状況が継続をしております。ただ、本年1月にここ市役所本庁舎の完成に伴いまして、駐車場が相当ふえております。そういったことから一般駐車場を初め周辺施設に勤務する職員の駐車場確保についても今後とも各施設の所管課、関係施設との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 農繁期の労働力確保が重要な課題であると思うが、玉

名市とJAの協力のもと人材育成を図っていくべきではないかの御質問にお答えをいたします。

現在、国・県・市の事業として新規就農者や地域担い手の育成を図ることを目的に各対策に取り組んでいるところでございます。その中で国の事業としましては、人材育成について将来農業で自立を目指す18歳から43歳以下までの若者に対しまして、玉名農業協同組合が農業技術の研修期間として平成26年度より新規参加者を受け入れ、トマト、ミニトマト等を地元農家での栽培技術の習得や夜学研修等のプログラムを組み、1年以上2年以内と研修期間を決め事業実施をされております。実績といたしましては、JAたまな管内で6名の相談がっており、1名が研修生として実践されている状況であります。また、県の事業としましては、農の雇用事業が実施されており、農業法人等が就農希望者を雇用し就農に必要な技術、経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対し助成される事業であります。実績としまして、現在事業実施法人が玉名市で10件、研修生が16名となっております。市の事業につきましては、県と連携を図りながら随時経営診断、パソコン教室等の研修会を実施しております。

次に、市内高齢者、若者の雇用を円滑にできるような農業人材バンクを設立してはどうかについてお答えをいたします。

農業人材バンクの設立につきましては、公益社団法人玉名シルバー人材センターが市内の60歳以上の高齢者について就労者登録を行ない、就業ができる体制をとっており、現在登録者数450人中、農作業への従事希望者が10名程度という現状であり、高齢者の労働力の確保については厳しいものがございます。本市としましては、今後も人材育成及び労働力の確保について新規農業事業者等の補助事業を活用しながら県及びJA等の関連機関と協議、連携を図りながら農業技術の習得しやすい環境づくりに取り組んでまいります。また、玉名市ホームページに掲載をされております県の相談窓口及び国の相談窓口であるハローワーク等の利用推進を図りながら、労働力の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） まずは市役所周辺駐車場について再質問させていただきます。

検討はしたけれども今のところ市職員の方々に個人負担はいただく予定はないというふうなお答えだったかと思っておりますけれども、確かに休日等に、イベント等に市職員駐車場を全市民で利用することは今後も考えられますし、使用料的なものを取るとある種権利が発生して、そういったものに利用できなくなるのではないかと懸念ももちろんございますが、もともとつくったのは2億2,000万円をかけて全市民の負担でつ

くったわけでございますから、一般市民がイベント等のときに使うのはもともと当然と言っては失礼かもしれませんが、当然のことではないかと思えます。さらに今後この役所がある限り、30年、40年、その職員駐車場は使い続けられるわけでございますけれども、もうそれこそ現時点での守衛の配置であるとか清掃であるとか、今後は監視カメラ等も防犯カメラ等あるいは防犯灯のさらなる設置とかいうものを考えて、さらに舗装等の傷んだ場合は修復しなければなりません。その維持管理費及びメンテナンス費用として相応分の負担をわずかずつでいいと思えます、少しずつで。4,000円も5,000円も取れとは申しませんので、もちろん正職員の方を中心に集められたらどうかと思う次第であります。そういったことに関してのよかったら御見解を伺いたいと思えます。要するに部長答弁からすると市民広場の件でございますけれども、市民広場にせよ、博物館の駐車場にせよ、本来の目的である広場あるいは博物館においでの方の駐車場としての利用よりも市周辺施設にお勤めの方の駐車場となっているのは現実であります。さらにそこにきのう西川議員も質問されておりましたけれども、新市民会館を建てるとなると、ここを着工した段階で駐車場不足が、せっかく新庁舎ができて非常に利用しやすい新庁舎であり、地域であるところになったのにまた玉名市の施設の駐車場が足りんというふうに前の施設等に逆戻りしたような問題が発生することは予測できるわけです。西川議員は新市民会館の建設そのものを考え直せといった御意見でありましたけれども、私もその辺は悩むところではございますけれども、まずはじゃあ車の駐車場の足りない部分をどこかで補ってから建設に、もしつくとすればですね、着工するというのはお考えはないかお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃったとおり、有料化を実施しなかったその他の理由としまして、旧市役所庁舎、市役所本庁舎ですけれども、そこでも近くにあります武道館に借地料をお払いして職員は無料で駐車しておったと、それから当時は永徳寺駐車場もありましたけれども、そういったことでありますとか、雨の日だけしか車は使わないという職員も当然でございます。それと議員がおっしゃった権利が発生するというふうなこともその他の理由としてありました。それから、今この本庁舎につきましては、最低耐用年数といたしましても60年は利用すると見込んでおります。今後、駐車場に関します維持管理につきましては、舗装の補修であったり、白線をやり直したりとか外灯のつけかえなど想定をされますけれども、職員維持管理費用の分を職員で負担するというふうなことになりますならば、当然この辺の維持管理費用が幾らぐらいになるか、維持管理費用がこの耐用年数などから幾らぐらいになるかというのも算出して検討が必要になってくるのではないかというふうに考えております。

それから最後の市民広場の駐車場の件でございますけれども、これにつきましては、以前の特別委員会の中で御報告させていただいたと思っておりますけれども、現状から市民会館が移転したあとの駐車台数というのを比較しております。現状におきましては、これは一般のお客さん、職員、それから公用車、すべての台数でございますけれども、現在は534台というのを今算定しております。それから市民会館が市民広場に移転したあとの台数の計算といたしましては1,241台というのを現在のところ考えております。当然市民会館につきましては、今から設計をしていくわけですから、といっても今の市民広場に十分な駐車場の確保はできませんけれども、このすべての駐車場で利用の形態を変えながらいきたいというふうに考えております。2倍以上の駐車台数の確保はできると今のところは見込んでおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 要するにこの職員駐車場の負担については、市民の方から強く要望されてきて、きょう質問しているところでありまして。その方は非常に怒っておられました。私は打ち合わせの段階で話を聞いてこれも仕方がないのかなと思いつつも、旧庁舎時代はもうある種の既得権が長年発生しておりまして、さらに新設だったわけはありません。今回は2億2,000万円かけて新設したというところと、また周辺に結果として今後駐車場が足りなくなるということが予測されるわけでありまして、じゃあ市職員駐車場に社会福祉協議会に来られる方、若しくはお勤めの方がとめたときにそれを排除するというようなことになった場合に、それこそ市民目線で言えばいかなものかといった問題もまた発生することになり、玉名市とまた一般住民の方に不必要なあつれきを発生させかねないと思っておりますので、その辺のことは、なかなか担当課のほうでは判断がつきにくいと思っておりますので、いわゆる労使間の話し合いといったことも発生するかと思います。大変イレギュラーでございますけれども、市長、どうかその辺に関して今後検討するという、どういうふうに検討するか、ひとつ市長の見解も含めてお伺いしたいと思っておりますけれども、お答えいただけませんか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 市民の皆さん方の御意見というものも十分にわかるし、また過去の庁舎のときに大麻文化会館の敷地を借りて職員の駐車場を確保したというような状況もございましたし、やはり見方によってはどうでもとれるというような状況でございます。いわば我々の中ではこの市の運営の中で職員の駐車場というのは、いわば会社でいえば社員の駐車場というような状況になります。会社で社員の駐車場の料金を取っているところもあるだろうし、また無料のところもあるだろうというふうに思っていま

す。いろいろあるだろうというふうに思いますので、1回検討はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。考え出すと難しい面もありますけれども、そういった要望もあったということで、十分、今後御検討していただくようお願いを申し上げます。

それでは、農業についてに再質問させていただきます。

現在でもシルバー人材センターで450名中10名ほどの方が農業関係の希望を出しておられる、またハローワークでも農業関係の仕事をあっせんしているということでございますけれども、それこそなかなかハローワークから紹介された方は長期間続かないような、そういった現場の方の御報告を、お話を伺ったところであります。農業の作業に関しましては、それこそ3人でやれば1日かかるけれども10人でやれば半日で終わるといような、そういったある程度人数が確保できればきつい作業も楽にできる、また短時間で終わるといような作業が多くあると思います。ですから、農家が個人的に負担できる人件費プラス行政のほうで幾らか負担して2人いれば十分なところを3人、4人、また御高齢の方だったらもうそれよりも場合によっては多い方を雇用というかですね、招いて作業を簡単に低い能力で終わらせられるようなシステムをつくってはと。ただ単にハローワークとかシルバー人材で紹介するといったような形ではない雇用の形態、研修の仕方というようなものを模索していったらどうかと思う次第でありますので、今後御検討していただきたいと思います。

それでは、私の質問はこの辺で終わらせていただきたいと思いますが、3月議会でございますので、今期をもって定年になり御退職される職員の方もたくさんいらっしゃると思います。1年半ほどお世話になりましたけれども、大変お世話になりました。お礼を申し上げますとともに今後退職されましても意欲を持って玉名市のために御活躍なさいますことをこの場をお借りして申し述べさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 多田隈啓二君。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番(多田隈啓二君) おはようございます。2番、無党派、多田隈啓二です。昨年の、昭和34年から55年間続いた旧庁舎において1年間、一般質問をさせていただきました。また、この新庁舎において、こうやって新しい庁舎の前で初めての私の一般質問できることを光栄に思うとともに、やはり今から半世紀以上ここで議論がなされていく場じゃなかろうかなと思うと責任の重さを改めて思うところでございます。それでは、通告により早速一般質問に入らせていただきたいと思います。

1、本市公園遊具について、公園は子どもからお年寄りが憩い、遊びを楽しむための場所ではありますが、実際私が知っている岱明の睦合公園の遊具、ブランコが腐食し、ゴムテープが2カ所巻かれ、そのまま平成21年から放置されております。そこで質問いたします。

(1) 都市計画、公園等の遊具の管理、修理について。①遊具の管理、点検は。②公園の数また遊具の設置個所は。

(2) 神社の境内、公民館の空き地等に設置してある遊具の管理、修理についてお伺いいたします。答弁よろしくお願いたします。

○議長(作本幸男君) 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長(藤井義三君) おはようございます。多田隈議員の御質問の公園遊具についての都市計画公園等の遊具の管理、修理についてお答えいたします。

建設管理課が管理しております公園といたしましては、都市公園が54カ所、その他の公園が12カ所、計66カ所ございます。公園の施設数といたしましては、全体で約1,200の施設があり、このうち遊具は約200カ所設置しております。現在利用者の安全・安心を確保するとともに利用促進を図る目的で、平成21年度に公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設や遊具等の改修工事を進めているところでございます。また、公園施設の維持管理につきましては、シルバー人材センターの巡回業務による日常の目視点検や2カ月に1回の職員による定期点検により施設遊具の動作確認、腐食、磨耗、部品の欠落等の安全点検を行ない、劣化や損傷の状況を把握し、安全性に問題がある場合には速やかに使用禁止の措置を行ない、部分補修や施設の撤去を実施しております。これからも都市公園の状況を踏まえまして公園施設長寿命化計画に基づく計画的な維持管理及び公園巡回による定期的な維持管理を組み合わせ公園利用者の安全と安心の確保を図ってまいります。

次に、住宅課が管理しております市営住宅の敷地内において公園遊具を設置している団地は現在のところ7団地に15の遊具がございます。遊具の維持管理につきましては、例年定期的に行なう巡回点検によりハンマー打診や目視による腐食等の判定を行な

い、必要に応じて修繕を行なうほか、特に老朽化が激しい場合には遊具の安全性や必要性及び利用頻度等について入居者と十分協議した上で対応を図っております。これからも適正に維持管理を行ない、利用者の安全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） 多田隈議員御質問の都市計画公園等の遊具の管理、修理についての中の農村公園についてお答えをいたします。

当市が管理する農村公園としましては、12カ所あり、そのうち7公園に遊具を設置しております。この農村公園は農村における憩いの場を提供し、また地域住民の健康増進に寄与することを目的としたものであり、整備後の維持管理につきましては、地元をお願いをいたしているところでございます。また修理等については、その都度地元から要望が上がり現地調査を行ない、整備を行なっております。今年度も築地農村公園の滑り台及びブランコなど5基を修繕いたしております。今後も地元と連携を密にし、公園利用者の安全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 多田隈議員お尋ねの神社境内や公民館の遊具についての御質問にお答えいたします。

玉名市内の神社境内や公民館空き地に設置されている遊具については、赤い羽根の共同募金を原資として古いもので昭和44年から設置しており、13校区に51カ所、滑り台40台、ブランコ42台、鉄棒7台、ジャングルジム7基、メリーゴーランド2基、シーソー1基、うんてい1基、スプリング遊具2基が設置されております。現在では赤い羽根共同募金事業は玉名市社会福祉協議会が窓口となっております。その管理、修理については当協議会が行なっているところでございます。議員お尋ねの修理につきましては、地区からの要望をもとに当協議会が赤い羽根共同募金の予算の範囲内で修理、撤去を行なっているところでございます。過去3年の実績といたしましては、平成24年度4カ所、平成25年度6カ所、平成26年度3カ所の実績でございます。なお、公園や公営住宅等の市の私有地に設置分の遊具については市の管理、神社、公園等のいわゆる私有地外の施設分の遊具については社会福祉協議会の管理というすみ分けになっているところでございますが、地域にとりましてはどかが管理しているのかわかりづらい面がありますので、今後は市の担当各課及び社会福祉協議会と情報を共有し、円滑な窓口対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。1番につきましては、都市公園、農村公園等があるということで、やはりそうやって遊具の放置が一番いけないんじゃないかなと思っております。事故、けがのときは市が責任を取るようになるため子供たちが安全に遊べるように点検は確実にこなしてもらえるようお願いしたいと思います。2番の神社境内、公民館の空き地等に設置してある遊具は今回私も調べて初めてわかったんですけど、13校区にわたり51カ所ありまして、校区的には玉名町に10カ所、築山に1カ所、滑石に6カ所、大浜に2カ所、豊水に4カ所、伊倉に4カ所、八嘉に8カ所、梅林に4カ所、小田に2カ所、玉名に3カ所、月瀬に1カ所、石貫に3カ所、三ツ川に3カ所ということで、また13校区、そして51施設、また行政区におきまして49の行政区にですね、やはり設置してあります。昨日の答弁の中で行政区は私もちょっとあれなんですけど258だったかな、あったと思いますので、その中の5分の1ぐらいは、まだ旧玉名だけにあるんですよ。旧玉名にだけあって、ほかの町はもう合併のときに市が管理すると、もちろん市の土地ではありますし、市が管理するということになりました。私もこれなぜ調べたわけじゃなくて地元の区長さんがブランコがもう使えないということをおっしゃって、いやそれは修理せんとだめだなということで、まず建設管理課に行きました。建設管理課の公園係に行って、そして話したわけですが玉名市で管理をしていないということでした。いや、でも玉名市で管理していないといっても公園遊具があるんでどやんか調べてもらえないかということで、じゃあわかりましたということで、調べてもらえるようになり、一応教育のほうにも伊子部長にお伺いして、ちょっとまた教育的に何かしてあるところがあるんじゃないかということでお伺いして、また話をしてもやはりわからないということでした。それからやはり2日間わからなかったですね。区長と話しながら私も地元に戻って区長たちはやっぱり2年とかで交替するもので、なかなかそういう遊具というのは何十年スパンじゃないと修理しないということで区長がわからなかったんですよ。前の区長にも聞いてもらいましたがやっぱりそれくらいじゃわからなくて、どうするかなということで、また企画に行ったら、企画は公園整備だったらあるけど修理はないということでした。でも困ったなと思っていたら建設管理課から電話が2日後にありまして、そしてわかりましたと、社会福祉協議会が管理しているということがわかったんですよ。私も社会福祉協議会に行きまして、そして見たら、やはり修理だったり、いろいろ写真を撮ってあって、お願いしたら即修理をしてもらいました。やはり市としては場所的には市の場所じゃないからそういう感じでわからないところもあると思いますけど、やはりそういった施設があると思いますので、建設管理課の公園係がやはり管理といい

ますか、その辺の社会福祉協議会と情報を共有して橋渡しの窓口を建設管理課の公園係がしてもらわなければ、やはり今から区長たちがこられる修理のときにはやはり何日とわからないときがあると思います。ぜひ部長、再質問ですけど、そういう協議をした上で窓口設置、そしてまた職員の皆さんに引き継ぎ等をできるのかできないのか再質問をしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 多田隈議員が御質問されました市民の方々には本当にわかりづらいことだろうと思います。そのために市内の公園等につきましては、市民の皆さまの相談窓口をわかりやすくするために関係部署と連携してこれから取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ぜひ早急に窓口をお願いし、次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 2番目に雇用促進住宅、また市営住宅について。雇用促進住宅は公共職業安定所の紹介等により、住宅の確保を図る労働者賃貸住宅、また本市市営住宅は健康で文化的な生活を営む住宅を整備し、これを住宅困窮する低所得者に対し、低家賃で貸し出し、市民の生活の安定と福祉の増進に建設されたものですが、昭和30年、また40年代に建設された団地が多数あり、耐用年数で建てかえ時期になるため、そこで質問いたします。

(1) 耐震について。①市営住宅の耐用年数はどうなっているのか、また耐震について調査はどのようになっているのか。

(2) 今後の計画について。①雇用促進住宅の活用について。独立行政法人雇用支援機構との話し合いは。②玉名市営住宅条例（第3条の3、また第3条の5）について。③市内の世帯数に対する市営住宅の割合は、また県下14市の状況は。④過去5年間の入居者募集状況について。⑤築30年以上経過した市営住宅の維持管理について。

⑥今後の計画について。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） 多田隈議員の御質問の市営住宅の耐用年数はどうなっているか、また耐震についての調査はどうなっているかについてお答えいたします。

本市が管理する市営住宅の耐用年数は公営住宅法により木造については30年、補強コンクリートブロック造については45年、鉄筋コンクリート造につきましては70年となっております。

次に、耐震についての調査はどうなっているかについてお答えをいたします。

現在、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建設された市営住宅の棟数は176棟あり、すべての建物において建物荷重を耐力壁で支える壁式構造の建物であり、壁式構造は耐震性に優れ、先の阪神淡路大震災においても倒壊建物は皆無と聞いております。国土交通省から壁式構造である建物については資格を有する技術員が目視による調査を実施してもよいという通知がございましたので、本市におきましては資格を有する技術員による目視調査を実施しております。なお、旧耐震基準で建設され壁式構造でなかった新立石団地につきましては、耐震調査を行ない補強が必要でございましたので、平成19年に耐震補強工事を行なっております。

以上のことから本市で管理する市営住宅はすべて耐震性に問題はないと考えているところでございます。

続きまして、雇用促進住宅の活用について。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との話し合いについての御質問にお答えをいたします。

玉名にございます雇用促進住宅は昭和56年12月に運営を開始された鉄筋コンクリート造5階建ての共同住宅で2棟80戸がございます。平成17年8月におきまして、その住宅を管理しているその当時の雇用能力開発機構より玉名市への譲渡の話がございました。そのときの譲渡価格は1億2,000万円の提示があり、その後雇用能力開発機構から数回来庁され、平成20年10月の来庁時に示された譲渡価格は9,540万円であり、既存入居者をそのまま引き継ぐ場合にはその55%の5,247万円の提示がございました。そのために現地を再度確認し、庁内関係各課と協議を行ないましたが、建設後30数年経過して外壁や設備等が老朽化しており、改修工事や維持管理費に多額の費用を要することや民間賃貸住宅の空き家がふえている状況で、民間の経営を圧迫する可能性が高いこと。また高齢者等の応募が多く、エレベーター設置のない5階建ての住宅に対する需要に不安があることなどから市営住宅としては譲渡は受けられる状況でない旨を回答しているところでございます。

続きまして、(2)番の今後の計画について。その中の市営住宅の条例(第3条の3及び第3条の5)についてお答えいたします。

市営住宅条例第3条の3では、先ほど議員が申されましたように市営住宅等は安全・衛生・美観等を考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備をしなければならない。また第3条の5では、市営住宅の整備にあたってはユニバーサルデザインを導入し、すべての人にとって安全で安心な使いやすいものとなるよう努めるものとする規定されており、ともに安全で快適な住環境の整備について定められたものでございます。建物本体の安全性の確保につきましては、玉名市公営住宅等長寿命化計画に基づく長期的な計画において外壁改修、給排水管改修、電気配線改修などの工事を進め老朽化や劣化による事故や居住性の低下などを未然に防ぐための予防保全的な措置

を講じるとともに、階段手すりや防鳥ネットの設置など入居者の要望を極力反映できるよう利便性の向上に努めております。また、日常的な修繕対応により事細かな部分の改善を行なうほか、入居者みずからが住戸内や入口部分等の改造を行なう改造承認申請、障がい者の方などが上層階から低層階に移転する入戸替え申請などソフト面においても入居者がより安全で快適な居住空間が保たれますよう取り組みを進めているところでございます。

続きまして、市内の世帯数に対する市営住宅の割合は。また、県下14市の状況はについてお答えいたします。

本市におきまして、合併後31団地1,208戸の住宅がございます。平成27年2月末現在の本市の世帯数は2万6,672世帯でございますので、世帯数に対する市営住宅の割合は4.52%であります。県下14市の状況を見てみますと10位の位置を示しており、県下14市の平均は4.34%でございます。本市と県下14市平均の状況から見ますと世帯割は県平均を上回っておりますので、現在のところ妥当な保有戸数であると考えているところでございます。

続きまして、過去5年間の入居者募集状況についてお答えいたします。

市営住宅を希望する入居者の募集は、定期的に行なうものではなく、住宅に空き家が出た時点で随時募集をしております。年間に実施する入居者の募集回数は平均いたしますと4回前後で募集団地や戸数は市営住宅を退去される方の動向に応じて異なります。また入居者の決定につきましては、公平を期するために公開抽選により決定し、抽選会において入居決定に至らなかった申込者の方には申し込み団地につき1年間の入居待機者となります。過去5年間の入居者募集状況でございますが、平成22年度は年間5回の募集を実施し、12団地19戸の募集に対し、応募世帯数211世帯で入居世帯数は58世帯でございました。平成23年度は年間3回の募集を実施し、6団地16戸の募集に対し、応募世帯数101世帯で入居世帯数は47世帯でございました。平成24年度は年間3回の募集を実施し、10団地22戸の募集に対し、応募世帯数110世帯で入居世帯数は49世帯でございました。平成25年度は年間3回の募集を実施し、9団地28戸の募集に対し、応募世帯数96世帯で入居世帯数は49世帯でございました。最後に今年度につきましては、現在のところ3回の募集を実施し、7団地16戸の募集に対し、応募世帯数48世帯で入居世帯数は現在のところ31世帯という状況でございます。

次に、築30年以上経過した市営住宅の維持管理についてお答えいたします。

本市が管理する市営住宅は先ほども申しましたが現在31団地、244棟、1,200戸のストックで形成されております。このうち築後30年以上経過した団地は23団地、199棟、950戸であり、全体の78.6%を占めている状況でございます。こ

のため本市では既存住宅を効率的かつ効果的に活用し、長寿命化にする予防的な観点から修繕や改修の計画を定めた玉名市公営住宅等長寿命化計画を策定し、これに基づき計画的に劣化調査、外壁改修、給排水管改修、電気設備改修などの工事を実施して耐久性の向上を図っているところでございます。また、大掛かりな改修工事以外の対応につきましては、空室修繕あるいは日常修繕により状況に応じた柔軟な修繕対応を行なうことで入居者の安全性及び居住性の確保に努めているところでございます。

最後の御質問、市営住宅の今後の計画についてお答えいたします。

市営住宅につきましては、先ほども申しましたように玉名市公営住宅等長寿命化計画に基づき今後も引き続き改修工事を優先的に進め、安全性及び居住性を兼ね備えたストックの確保に努めてまいります。しかしながら、現在管理している市営住宅の中には耐用年数が既に経過した団地もあり、改修工事による保全的な施工では限界のある中で建替えの必要性も十分認識しているところでございます。今後の社会情勢の動向や市の財政状況並びに財政健全化に向けた市が保有する公共施設の適正配置計画等を考慮し、本市の実情に沿った計画を進めてまいらなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） ただいま多田隈啓二議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時08分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

耐震についてですね、まず木造だったら30年、コンクリートブロックだったら45年、鉄筋コンクリートで70年という耐用年数があるというお答えだったと思います。やっぱり老朽化している施設がたくさんあると思いますので、その辺はやっぱり耐用年数というのはありますので、ぜひ注意してもらいたいと思います。

また、耐震について再質問させていただきたいと思います。

壁式構造である建物に対し目視調査と答弁いただきましたが、本市では技術員はだれが目視されているのか、再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 本市の技術員と申しますのは、現在住宅課におります一級建築士の技術員が目視により調査をいたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 今、答弁で一級建築士ということでしたけど、私は大倉団地
また一本松団地、耐用年数はもう50年ぐらい超えていることもあるんですよね、調べ
ればですね。やはり、それをただ1人の目視調査で耐震で大丈夫です、と。大倉と一本
松が大丈夫です、というそこは、私はちょっと納得はできないんですが、そういう問題
はないということで、もう1回再質問よかですか。すみません。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 確かに大倉団地、それから一本松団地につきましては、耐
用年数を過ぎてている団地もございます。しかしながら、先ほど申しましたように壁式構
造につきましては、耐震性がすぐれているということでございますので、その構造体
につきましては、耐震性が十分あると考えているところでございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます、答弁。

大丈夫ということなんで、大丈夫ではあるということなんで、本市で責任の所在は
だれが取るのか答弁をお願いします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 責任の所在でございますけれども、市営住宅につきましては
は、本市におきまして建設し、管理しているものでございますので、御指摘のようなこ
とがございましたら、管理者である本市が対応してまいりたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

本市が責任を取ると、目視される方は大変重圧があるんじゃないかなと私は思
うところでございますけど、やはり住民の皆さんの命がかかわる重大なことなので、市
営住宅の条例規定を本市でも検討してもらい、やっぱり責任所在も条例に入れるべきじ
ゃないのかなと思います。

2番の今後の計画について。雇用促進住宅の活用、今そこ左側に見えておりますよ
ね、あの緑色の住宅でありますけど、先ほど答弁のように昭和56年12月に建てられ
ており、その奥にあります玉名市営住宅の栗崎団地とどっちが古いのか再質問いたしま
す。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 栗崎団地と雇用促進住宅どちらが古いのかという御質問で
ございますけれども、栗崎団地は昭和55年に建設をしております。それにつきまして
雇用促進住宅のほうにつきましては昭和56年に運用を開始されているということでご

ざいます。建設をした年度はあんまり変わらないですけれども、栗崎団地のほうは4階建てで16戸建ての2棟でございます。それに対しまして雇用促進住宅は5階建ての40戸の2棟でございますので、規模の大きさが異なっておりますので、ほとんど同時ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

やはりあまり変わらないという住宅において、先ほど安く引き受けるのであれば払い下げしてもらえるとということなんで、やはりあまり変わらない団地であればそういう検討をしてもらいたいと思いますし、また、雇用促進住宅というのは、やはり今まで本当に働きたい人がハローワークさんが主体となって受け入れをされております。1年契約ですかね、されておって、やっぱり急に働きたい人のための住宅だと思っております。そういう住宅が2棟80戸なくなる中、何も玉名市として行なわないというのが私は残念でなりません。ぜひ減った分のやはり市営住宅なり何なり考えはしていかなければならないと私は思います。

再質問いたします。

平成33年以降にこの雇用促進住宅が解体され、更地になった場合には市として買い取りか何か計画があるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 雇用促進住宅が解体され更地になった場合の購入の考えはないのかというふうな御質問でございますけれども、今後の社会情勢によりどのようになるかはわかりませんが、現在のところ市営住宅としての用地購入の予定はございません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。予定はないということですが、やはり私は、千葉県柏市に視察に行き、そこはUR都市機構と市が一体となって地域包括ケアモデル拠点として整備されておりますね。やはりここは新庁舎もこちらに来てですね、今近いあの団地、また市営団地もある中でそうやって複合的な介護又当団地を併設して取り組みされている市町村もあるんですよね。やはりそういうことも考えて臨むべきじゃないのかなと思っております。そのサービスつき高齢者向け住宅と申しましても24時間介護だったり、在宅支援だったり薬局だったり、包括支援センターだったり、子育て支援施設が複合的に入ったのも官民一体となって取り組みをされております。ぜひもういらない、いらぬじゃなく、そういった取り組みをされている市もあるんだということでやはり先進地に出向いてもらって視察等を行なってもらい、そういう検討も

してもらいたいと思います。

そして、今後の計画の2番については、安全のためという答えだったと思います。やはり今本当に市営住宅も古くなっているのがありますけど、やはり住んでいる方の高齢化というのも相当考えられます。先ほど答弁にありましたけどぜひ高齢者世帯がふえる中、やはり低層階に移動する対応あたりはきめ細やかにしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

3番については市営住宅の割合、また県下14市とはどうなのかということでしたけど、やはり14市の中で4番目に人口的でいえば玉名市が入るんじゃないかなと思っておりますけど、その14市のうち10位ということは決して高いとはいえない。耐用年数問題ですね、今後一般募集しない市営住宅が玉名にはいっぱいふえてまいります。その中において管理数が増加する中、やはり割合が下がっていくんですね。そうしたら今10位、10位でも平均値ということで、その平均がどうなのかというのを私は思いますけど。やはりもう少し上に行けるような努力、そしてまたやはりそういう耐用年数が古くなった住宅がいっぱい出てくるということを認識してもらい、やはり今後の計画を立てていってもらいたいと思います。

あと5番に関しまして、築30年以上経過した団地が950戸あり、全体の78.6%占めているという答弁だったので、玉名市公営住宅等長寿命化計画に限界があると私は思います。計画の見直しもやはり視野に入れた検討をしてもらいたいと思います。

6番の今後の計画についてですけど、入居者の方がやはり安心・安全に住めるように今後は建てかえ計画、また目標を定めてもらって、計画的に取り組んでもらえるようお願いしたいと思います。

やはり今一番問題なのは、ここを古くなっていく状態の中において建てかえの計画すらなされていない。5年後、5年後といえば長期ですよ、長期計画さえなされていない、10年後どうなるのかわからない状態の中でこのまま住民の皆さんの一番の住まいである、この住宅をやっぱり計画的に建てかえ、そしてまた玉名市にエレベーターのついたお年寄りも住みよい市営住宅を新設されることを切にお願いしたいと思います。

最後に総括といたしまして、今後の市営住宅のことで市長のお考えはどうか質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 多田隈議員のこれからの市営住宅についてどう考えているのかというこの質問にお答えをいたします。

本市が抱えております市営住宅の管理方法並びに管理戸数のあり方について、全体的な見直しをする時期に差しかかっているというふう感じているところでございます。これらの市営住宅の整備につきましては、社会情勢の動向とか財政状況並びに財政

健全化に向けた公共施設の適正配置計画等を考慮した上で慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

やはり計画的にそして目標的に5年後の計画ぐらいいはですね、市長、立ててもらいたいと私は切に願って次の質問に移ります。

[2番 多田隈啓二 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 3、認可保育園について。本市の認可保育園は公立7保育所、13保育園、3認定こども園があり、全23施設あり、4月に本格スタートする子ども・子育て支援新制度で待機児童問題の解消や学童保育の対象年齢を小学6年生までに保育時間を遅くして小1の壁、中1の壁の解消を図るとされています。また、共働き家庭やひとり親家庭が増加している中で、放課後や学校休日に安全・安心な生活を求める声は高まっており、学童保育の整備は社会的な課題です。そこで質問いたします。

学童保育について、①学童の校区、実施場所数、また児童数は。②各学童の入所費用（年）、保険料（月）、おやつ代（月）、送迎代（月）。③学童に対する小学校施設の教室の開放の考えは。④統廃合された学校における図書室を学童保育スペースとして利用されるところもあるが、玉陵小学校（仮称）に学童保育スペースが確保できないか質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 多田隈議員の学童保育についての御質問お答えいたします。

玉名市の学童保育は小学校21校区に現在12クラブで対応をいたしております。平成27年度からは築山校区の需要増加に対応するため1クラブふえまして13クラブで実施するようにいたしております。各クラブの平成27年度での今の入所見込状況でございますけれども、13クラブ、定員445名に対し497名のお申し込みがございます。定員を上回る申し込みですが、これまでも受け入れを断ったクラブは報告はあっておりません。定員数を上回るクラブでは登録していても習い事や部活動等で毎日利用しない児童もおり、運営に支障はないように事業を実施するとの報告を受けております。また学年ごとの人数でございますけれども1年生で171名、2年生で148名、3年生98名、4年生59名、5年生13名、6年生8名でございます。各クラブの利用料金につきましては、入所費用として児童1人当たりが3,000円から1万円、保育料でございますけれども、こちらも2,500円から9,000円という幅になっておりま

す。またおやつ代として別途徴収しているクラブがおやつ代を6クラブ徴収されております。また複数校の受け入れでマイクロバス等による送迎をしているクラブが4クラブあり、送迎代を徴収されております。本市では、条例の基準や事業実施要項に基づき受託事業としておりますので、各クラブの利用料は統一をいたしてはおりません。なお、近隣の自治体においても各運営事業者で料金を設定されており、統一ではございません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 多田隈議員の学童保育に対する小学校施設の教室の解放の考え方についてにお答えいたします。

教育委員会としましても子供たちを取り巻く保護者の労働環境及び地域環境を鑑みますと学童保育の必要性は十分承知しているところでございます。子供たちの安心・安全を第一に考えますと学校の余裕教室や学校敷地内での学童保育を実施できることが一番だと考えております。今後も校長会等の機会をとらえ、学童保育、さらには学校施設の利用につきましても先生方への理解や協力を求めていきたいと考えております。また余裕教室が出てきました場合には学童施設への転換等も含め有効活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、統合された学校における図書室を学童保育スペースとして利用されているところもあるが、玉陵小学校（仮称）に学童保育スペースを確保できないかについてお答えいたします。

平成26年7月31日付で国が示しました放課後子ども総合プランの基本的な考え方に、「新たに放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についてもニーズに応じ小学校の余裕教室等を活用することが望ましい」とされております。また一方、文部科学省の通知において「廃校となったあとも、地域の実情に応じ生涯学習や社会福祉などの学校教育以外の用途にも可能な限り積極的に有効活用していくことが望ましい」とされております。そこで地域の実情やニーズを勘案しながら教育委員会と福祉部局は連携し、学校施設の利用計画、活用状況を考慮して検討してまいりたいと考えております。また、新しい学校内における学童保育スペースの確保についても敷地の確保さらには校舎のレイアウト等を検討する中で関係課、関係機関、それから地域等と協議を行なってまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

まずですね、前川部長、私も引き算を間違えてなければ、やはり引き算をすれば52人足りないんですよ、やっぱりどうしても。申し込みは全部受けたと申しますけど私はですね、52人定員より多いということですよ、行政が足りているという言い方はどうなのかなと思いますね。もう一度再質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 足りているという認識はございません。子ども・子育て支援事業計画、平成27年度からの計画を昨年度から1年かけて、今つくり上げております。この中で、学童保育につきましては、需要量の見込みとしてふえるような見込みが立っております。そのため平成26年度12クラブだったのを急遽平成27年度は13クラブ、これから毎年ふやして行って、最終的には31年度の目標を16クラブというふうに設定をいたしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

16クラブということで答弁いただきましたけど、まずですね、足りていないのは問題なんですよ。そして、それまたあとで出てきますので、先にいきますけど社会福祉協議会が運営されている学童もたくさんありまして、全国にはですね。やはりそういう社会福祉協議会がお願いするような思いがあるのかなのか質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 各市いろいろな形態で運営は行なわれておりますけど、今のところ玉名市におきましては、民間の事業者の方をお願いをいたしているところでございます。社会福祉協議会につきましては、なかなか今幅広く事業をされておまして、その中で受け入れが可能かどうか、そこら辺はちょっとお尋ねしてみないとわからないところでございますけども、今のところは民間の委託事業先を探しながらというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

民間を探しながらということですけどなかなか民間の皆さんも大変今いっぱい、いっぱいできておられるというところがあるんじゃないかなと思います。前川部長が16ふやすというもので、そういうなんかつてがあるのかなのかわかりませんが、なかなかですね、これは簡単にいく問題じゃないと私は思います。実際的に運営状態はもちろん公立公営、もちろん玉名市でもいいんですよ。公立公営にしている割合は38%です、全国で。そして社会福祉協議会が10.4%、地域運営委員会

というのが17.7%、保護者会が6.7%、また法人が25.4%、その他が1.5%となっておりますけど、やはり今からあと3園ふやすと、もちろん平成27年度から12園が13園になるんですけど、なかなかそこから3園また探すというのは難しい問題にもなってくるんじゃないかなんかと思っております。ぜひ社会福祉協議会も声をかけてみて話し合いをしてもらいたいと思います。

また、2番目に今12クラブあると、今度13になるということで前回の平成26年度の玉名市放課後児童健全育成事業実施計画表がありまして、それでいくとやはり平成26年度は12クラブありまして、10クラブが定員オーバーですよ。前川部長、やはり平成26年度には定員が2クラブありますけど、1クラブはギリギリのちょうどということで、本当にいっぱい、いっぱい、ほとんどもう定員オーバーして平成26年度は行なわれたという状況があります。それもですね、そこ1人、2人だったらまだいいですよ、いいという言い方もどうかなと思っておりますけど、ダメなんですけど。16人とか定員40人に54人、平成26年度に14人オーバーされたところもあります。全部オーバーしているんですよ、定員より。その平成26年度に対しての定員のオーバーというのはどうお考えなのか再質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 平成26年度のデータに基づいて今御質問がありましたけど、平成27年度の今の申し込み状況で申しますと定員でクリアできているところが、オーバーが7園です。ですから、6園が定員内という形の状況でございます。地区別で申しますと築山地区と玉名町、こちらの地区がやはり生徒数が多いので学童の数が、希望者が多いということで、平成27年度は築山地区に1クラブふやします関係で築山地区のほうは全部定員内という形のところになっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

部長、でもですね、やはり平成27年度は減ったと。じゃ平成26年度に10園がオーバーしているのに、なぜ小学校6年生まで受け入れると引き上げたのか質問したいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 小学校6年生までの引き上げにつきましては、先ほど申しました平成27年度からの子ども・子育て支援制度、制度自体が大きく今度子育て変わりますので、そちらのほうの中で小学3年を小学6年まで引き上げるということがございましたので、それに準じた形にいたしておりますけども、これはあくまで強制ではございませんので、受け入れをされるところの団体の判断で3年までとするの

か6年にするのかというのは、その運営団体の判断によります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

やはりですね、受け皿がないまま小学6年生までの受け入れを無理やりしたと言わざるを得ない状況じゃないのかなと私は思います。ぜひやはり受け皿をまずつくってもらってそれからの募集じゃなければ、もう学童を行なっている方々がもうどうしようもないと。本当にこの前子育て支援課に行って質問しますと1.65平方メートルあるんですかて、いや、いや、これは5年間の猶予がありますからという答弁でした。やはり部長、1回やっぱり実態を見に行ってもらってそこで感じ取ってもらわなければ、これは何回ここで言っても水かけ論じゃありませんけどそうなるんじゃないかなんかと思っております。ぜひ部長、雨の日に。部長、なぜ雨の日かわかりますか、学童に行くのがです。質問なんですけど、なぜ学童と一緒に連れてもらえないか、そして雨の日に行きたいかというのがわかりますか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） その学童がされているスペースで雨で外では遊べないと。そういうときにどういう状況にあるかというのを見てくれということだと思いますけど違いますか。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） そうです。晴れているときは外で遊ぶんですよ。雨の日はみんなやっぱり入ってくるんですよ。そして先ほど答弁でおっしゃいました部活動もあると言われましたけど、部活動は毎日ありよるわけではないんですよ。やっぱりオーバーしているんですよ。部活動があるから、全員来んから定員に入るとるんだという答弁ですけど、実はそうじゃないんですよ。やはりそういう雨だったり部活がないときにはみんな来るんですよ。だから定員オーバーなんだと言っておきます。これは何遍ここで言っても仕方ないということなんで先に進みますけど、やはりその辺は約束でよかですか、どうですか。見に行きますか。ありがとうございます。ぜひですね、私も行きます。また文教厚生委員会の田中委員長もおられるんで、お願いして一緒に学童保育の今の実態を勉強していきたいと思っております。

また次に、この2番に行くんですけど、高寄市長におかれましても金額のやつは渡しとって来て私はお願いしていたんですけどどうですかね、ないですかね。ないということで残念ですけど、この12クラブがありまして、そして名前は言いませんけど入所費、費用というて年会費がありますね。それがだいたい1万円だったり、安いところは3,000円とか、5,000円するんですね。継続にも5,000円かかると。入所

費はですね。そして、問題なのは保育料というのがもうやっぱり月7,000円がずっとありまして、8,000円、8,700円、一番安いのは2,500円にされております、保育料をですね。これやっぱり保護者の負担になるわけですよね。この保育料の違いというのは一概には言えないということなんであまり多くは言いませんけど、やはりこの運営費というのは運営自体の半分を国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1と、あと保護者料金ということをしているので、なかなかこれはいただければ補助が減額ということになりますので一概には言えないところではありますけど、やはりですね、こうやって安いところは安いところであるんですよね。そして、問題なのはこの一番高いところで言えばですよ、足せば1万1,500円ぐらいあつとですよ、月に。学童にやれば、市長。1万1,500円なつとですよ。それを3人のもし子どもがおったらどうなるかということと、またそれには小学生だから給食代も5,000円ぐらい要ります、1人に。やはりもう預けられんですよ。学童に預けたくてもお金が足りない。やっぱり預けられない人がいっぱいいると私は思います。ぜひそういう単費で補助なりできるのであれば保育料の補助、また別に一般会計から出してしてもらえれば保護者には助かると思いますけど、なかなかできない面もわからないじゃありません。しかしやはりそういう現状だけは知っててもらいたいと思います。その中において、やはり今言われております補助もあるんですよね、やっぱり第3子あたり、またひとり親の非課税世帯には1,000円だけ補助があるんです、1,000円。ひと月1,000円しかないんですよ。そういう非課税世帯だったりひとり親世帯だったりしても1,000円というのはこれはどうなのかなと。もう少しやっぱり引き上げてもらっていかねばならないと私は思います。そして、ぜひ非課税の人だったり、ひとり親家庭の保育料の全額補助はできないのか質問いたしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 現在学童保育につきましては、3人以上の多子世帯、また非課税のひとり親家庭、こちらについて今申し上げましたとおり1,000円の補助をいたしております。新年度から1,000円両方に該当しますと2,000円ということで年額2万4,000円という形で。平成27年度からはひとり親家庭のところの拡充というところでその1,000円の部分を2,000円に拡充するように今議会にお願いしているところでございます。全額補助というようなお話ございましたけども、なかなかそこまではいけないような状況です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

なかなかできないということですけど、やはり非課税の子育て世代、ひとり親家庭

の家庭だけにはやはり全額補助をしてもらわなければ。やはり今聞くのがですね、小学生1年生、6年生までやっぱり学童なったんですけど、小学1年生が鍵を持って歩いて帰るんですよ。なぜかという、このお金が高すぎるんですよ、やはり。兄弟もおって、そしたらですね、親は預けられないですよ、やっぱり。泣く泣く学校の横を歩いて帰っている子どもがいっぱいおるとのことだけわかってもらいたいと思います。ぜひ今からの課題であると思いますが、検討してもらいたいと思います。

③番に移ります。

伊子部長の答弁にありましたけど学校施設ですね、検討はどうかということ、やはり今から学校は町小であったり、玉陵だったり、小学校が2つできます。ぜひ検討をしてもらい、やはりそこは前川部長と話をしながら一体となって取り組みをしてもらいたいと切にお願いいたします。そして、その中で再質問ですが、伊子部長、小学校で今度小1から小6まで学童が引き上げられましたけど、小学校での学童の周知はされたのかなされていなかったのか、再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の小学校6年生までの引き上げといいますか、子ども・子育て支援制度、新制度の周知についてでございますが、学校のほうには周知をしておりません。ただこの制度については、主管課であります子育て支援課におきまして広報たまな2月1日号及び市のホームページを利用して周知を図ってきていただいております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

周知がなされなかったと、そうでしょうね。やっぱり周知すれば、これますます入らんとですよ。やはりですね、そういったやり方はどうなのかな。それは子育て世代がすることだからとおっしゃいますかもしれないけど、6年生まで学童を受け入れるとなっているんだからですよ、やはり学校側としてでもですよ、周知するべきじゃないのかと私は思いますけど、伊子部長はそう思われるということで教育長はどうですか、考えは。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 伊子部長が申しましたとおり、まだ学校に対する周知はいたしておりません。今後検討はしていきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

ぜひ子育て支援課だけでなく、やはり教育委員会もそこは手を握り、ぜひ教育委

員会と健康福祉部が連携し、学校施設の利用の計画を検討してもらうことを強く要望し、またモデル的な学童を含めた小学校の建設をしてもらいたいと思います。

次に、移ります。

[2番 多田隈啓二君 登壇]

○2番（多田隈啓二君） 済みません、さっきここで言い忘れたんで申しわけありませんけど、2番の延長保育についてお伺いいたしたいと思います。

1番、延長保育は何園あるのか、また保育料は。2番、本市運営の保育園の今後の運営計画は、保育料は。3番、延長保育の補助金の考えは。4番、未来を担う子育て世代に対する市長の考えは。について、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 多田隈議員の延長保育についての御質問にお答えをいたします。

平成26年度認可保育所の延長保育実施園は16園でございます。保育料は2園が月額2,000円を徴収されております。1園が補助食代金として1回100円を徴収されております。平成27年度からは子ども・子育て支援制度が始まり、保育の時間がフルタイムの就労を想定した保育の標準時間認定、またパートタイムの就労を想定した短時間の認定になります。保育時間が異なりますので利用者負担額も標準時間と短時間を区分して応益の負担の性質がある自己負担金と位置づけて設定をいたします。延長保育におきましては、通常保育時間を超え延長保育を利用いただくことは特定の利益を享受する人が一定額を負担する自己負担金として設定をいたします。これまでどおり延長保育料は市又は保育所において定めることとなりますが、徴収事務、徴収コストの増大を防ぐためと利用者の利便性、滞納対策の観点から公私立の園長会議で協議いたしましたところ、月額1,000円、また月額2,000円、30分50円、3つの設定で各保育園において決定されております。今後延長保育料の金額や徴収方法については統一するように協議してまいりたいと考えております。また市独自の補助金についてでございますけれども、特定の利益の考えから現在のところ検討はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

[市長 高嵯哲哉君 登壇]

○市長（高嵯哲哉君） 多田隈議員の市長の考え、思いはということでございますけれども、保護者の皆さんには負担をおかけいたしますけれども、新制度での施行に伴いお願ひをいたしたいというふうに思っております。玉名市の子ども・子育て支援事業計画では今後の5年間の計画を策定いたしました。「子どもたちの笑顔を求めて」を基本理念に

子育て支援の充実を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

まず、延長保育が16園ということの答弁がありました。これが21園あったんですかね、20園ですね、20園の認可保育所の中において16園が延長保育をされているということで、延長保育をされていないのはどこかなと調べますと、やはり高道保育所だったり、睦合、豊水、滑石、延長保育があっていないんですよ。これはすごく問題であって、やはりほかの施設は全部延長保育あるんですよ。認定こども園もありますし、ほかの認可保育園も全部あるのに対して公立の保育所だけがないんですよ、今までなされていない。やはり公立の保育園のよさというのはそういう受け皿を金額は度外視してできるんだと、いつもおっしゃっておるのにもかかわらず、今まで一切されていない。やはりこれは相当な問題と私は思います。なぜ延長保育ができないのか、再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 議員おっしゃいましたとおり、公立7園保育所でございます。その中で4園が実施ができていないというような今の現状でございます。実施できない理由ということでございますけども、やはり保育士の確保の問題が一番大きなところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） 答弁ありがとうございます。

保育士が足りないということなんで、これ市がちゃんと調べていたんですよ。公立保育所全園の民営化効果額ということで、平成20年度決算ベースで出されております。これを見ればですね、やはりこのときは平成20年度は10園ぐらいあったんでしょうね、公立保育園が。そのときにこれはどうしても交付金が入ってきてなかなか民間のは補助金が下りるんですけど、公立保育園というのは補助金が下りなくて、交付金で一括して返ってくるんでなかなか比べようがなかったんですよ。これをでも玉名市は平成20年に調べているんですよ。それでいきますと10園で7,000万円弱、効果額として試算されております。そうすると1園当たり700万円弱ですね。だいたい補助金と交付金の違いはそこにあると思います。やはりどっちがお得かというたらやはり民営化にすればもちろん財政的にも1園するだけでやっぱり700万円弱は変わっていくんじゃないかなと思っております。ほかの市町村におきましてもやはりそうい

う補助金が来なくなりましたので民営化に全部されております。玉名市としてみれば、まだ7園ありますけど、やはり人材が足りないのであれば1園民営化にどがんかお願いし、社会福祉協議会がしよるところもあるんですよね、保育園を。されるんですよね。そうやった財政的にもいい、そして人員確保が足りないというのであれば民営化すればその分の人員が出てくるんだと思いますけど、その辺の考えはどうか、再質問します。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 保育所の民営化の問題ですけど、先ほど財源的に言われましたのは、私立のほうは基準額2分の1、4分の1の額が入ってくる。公立の場合は地方交付税で一括で算定されて交付税、あくまで基準財政需要額の中での算入ですので、なかなかほとんど今は消えたような形で入ってこない。その差を言われたのかなというふうに思います。民営化につきましては、もう先行して今5園の民営化が第1次で終わっております。昨年第2期の保育所民営化計画、建議いただきまして、現在残っている7園を4園まで、3園を廃止又は統合という形で進めるという形の提言をいただいております。ただ、平成27年から子ども・子育て支援制度、大きな変革がございます。これに伴って需要予測をどう見るか、それからいろんな制度が変わりますもので、そこら辺でどう変わるかということで一旦保留、動きをとめておりました。子ども・子育て支援計事業計画、第8回の会議で最終が2月に行なわれまして最終が決まりましたので、そこで2月27日に決まりましたので、これに基づいて今後は先ほど申し上げました第2次の保育所民営化計画、3園について順次取りかかりたいという考えであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

今子ども・子育て支援制度ということで、本年度の4月から始まるわけでございますけど、やはり今までなかった延長料金を取られるんですね。今私も子育て世代でありますけど、国がしている子育て支援だったり福祉に使うという名目で税金を上げておられます。もちろん解散だったり何だったりありまして消費税増収分が7,000億円ぐらいを当初予定されていたんじゃないかなと思っております、国がですね。その中において子育て支援のために税金を上げたのに、なぜ玉名市は平成27年度4月から1,000円だったり、2,000円、50円と取られるのか、私はやはり例えば今年度ももちろん子育て世代臨時給付金も来ますね、3,000円、1回ぼっきりのやつで、3,000円もらって我々は何万円払っているんですよ。これは私は子育て世代にしてみれば負担増じゃないのかなと私は思います。消費税も上げて子育て世代にも恩恵がない、そしてそういう政策を玉名市は進めているというとはですね、部長、私はどう考え

ても納得できないところがありますので、答弁よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 国におきましては、今後の消費税の増額分を見込んで7,000億円程度を子育てに充てるというふうな形でございましたけども、延期になりました関係でそこまでは手当てができないという形のあれでございます。ただ料金の問題ですけども、子ども・子育て支援制度、先ほどちょっと申し上げましたけども、フルタイムを想定した11時間、パートタイムを想定した8時間という形の預かりの時間の基準になります。その関係で保育料自体も今度は2本立てになります。そういう利用した時間に応じて受益者はそれに対して負担するという基本的な制度に今度変わっておりますので、延長保育についても利用される時間は別途いただくというような形で今回そういう制度にさせていただいております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

やはりですね、そういう制度といわれても、この国は今、厚生労働省が出されている地方創生に入ってくるんですけど、まち・ひと・しごとの中のひとに待機児童解消だったり、子育て支援新制度のやつだったり、利用者支援だったり、給付事業に関してです。利用者支援だったり、延長保育の支援だったり、放課後児童クラブの支援だったり、病児保育の支援、一時預かりだったり、入っているんですよ、これに。地方創生にも。それなのに玉名市としてしない。この地方創生に今からこの支援をしていくと、ですね。利用者の支援、利用者の支援ですよ、保育の補助だったり、支援をしていく可能性があるというこのくくりの給付の事業の中にそうやって学童だって子育て支援だって入っております。やはり私はその辺はもう一回考えて進めるべきじゃないのかなと私は思います。また、そして新制度に伴う延長保育の根拠は何なのか再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 先ほども申し上げましたとおり、延長保育の性格上、特定の利益を享受した人が負担するという負担金でございますので、そういう形でございます。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） ありがとうございます。

今度、議会の説明等々もあると思いますけど、なされるんですか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 議会への説明。延長保育に対してのですか。そちらのほうは特に予定いたしておりません。

○議長（作本幸男君） 多田隈啓二君。

○2番（多田隈啓二君） やはり先ほども言いましたとおり、この子育て世代の負担がかなりあるんじゃないかなと思うしております。高寄市長におかれましては、きのうの質問で吉田議員、田畑議員がやはり市長の決断が必ずいるんだと。また地方創生も絡めた中で市長の役割は今から増大するものじゃないかなと思うしております。ぜひ市長が旗を振って前に前に進めていってほしいと思います。

また最後になりますが、やはり今、地方創生、まち・ひと・しごとの中でひとづくり、安心して結婚し、子どもを産み、育てられる環境の整備と書いてあります。また、子育て支援制度給付事業の中に地域子ども・子育て支援があり、利用者支援や延長保育や学童が記載されており、今回の学童保育の保育料や延長保育の保育料の負担は全く納得できるものでなく、子育て支援として矛盾していると思わざるを得ません。最後になりますが、玉名市の地方創生に学童保育や延長保育補助を盛り込んでもらうことを強く、強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 先ほど多田隈議員の質問に対して、ちょっと誤りがございましたので、大変申しわけありませんが訂正をさせていただきたいと思っております。

子ども・子育て支援新制度の導入に伴って、学校のほうに周知はしたかという御質問がありましたが、先ほどは学校にはしていないというような答弁をいたしました。正しくは周知のほうは、これは子育て支援課からのほうですが平成26年10月16日の校長会の席で説明をお願いされております。

それから学校から保護者への周知というところが現在のところまでは行なわれていないということですので、大変申しわけございません。

○議長（作本幸男君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問をします。

平成27年度は1市3町が合併しまして丸10年目を迎えます。そして合併10周年の記念行事も予算化してあります。新庁舎が完成して、庁舎の見学に来る人や新庁舎

で要件を済ませたい人など来庁者も多いようであります。新庁舎の華々しさと比べて町のほうは「寂しかな」という声もありました。天水、横島、岱明の市民の中には合併して一つの市になった一体感など全く感じられないというのが率直な意見であり、「庁舎、市民会館、サッカー場、なんでん真ん中に寄ってしまいよる」、「周りほどぎゃんでんよかったろう」、「合併してもいっちょんようならん」など行政や議員に対する不満をあらわにされます。合併当時は痛みが先に来てということがよくいわれました。その痛みにもいつの間にかなれてしまった感がありますが、市政への不満は根強くあります。私は地方自治の本旨である市民の暮らし、福祉の向上に力を尽くし市政発展を求めていきたいと思っております。

1、職員採用について質問します。①平成27年4月1日における正規職員数と臨時・非常勤職員数は何人になるか。②合併後、この間非常勤・臨時職員はふえておりますが、正職員は確実に減っています。その上権限移譲もあり、職員の仕事への負担感は大きなものがあると思っております。合併時と今日における仕事の量や質はどのように変化しているか。③正規職員3分の1採用は、合併後10年間を経過しました。3分の1採用は、10年間ということでありましたから平成28年度からの新入職員数は10年間の採用実績を踏まえた見直しが必要だと思っております。平成28年度から入ってくる新人職員の採用方針をお尋ねします。④職員の悩み、心配事への対応はどうしているか。⑤従業員援助プログラムというのがありますが、この活用状況や休職者数の状況などをお示し願いたい。⑥休職から復職するときの対応はどのようにしているか。

続けて、公立保育所について聞きます。①子育て支援新制度の開始に当たり私立保育園のほとんどが認可定員の拡大をしている中で、公立保育所での定員拡大はゼロであります。私は公立も定員拡大が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。②最近の玉名市における臨時保育士募集に対して応募状況はどうなっているか。③臨時保育士、給食調理士の仕事における責任の度合いは正規の職員と比べて差異があるのかどうか。④保育所の正規職員は、ここ10年ぐらい採用があっておりません。ですから保育所における正規職員の比率がますます下がっております。正規職員をふやすことへの見解をお尋ねします。

続いて3番目、一般非常勤職員、臨時職員の処遇について。①有給休暇は労働基準法どおりに与えてあるかどうか。②交通費の支給はどうなっているか。③報酬、賃金、交通費の引き上げについて見解をお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

〔市長 高崎哲哉君 登壇〕

○市長（高崎哲哉君） 前田議員の職員採用についての御質問にお答えをいたします。

平成27年4月1日における正規職員数と臨時・非常勤職員数についてお答えをい

たします。平成27年4月1日おきましては、正規職員514人予定をいたしております。また、臨時職員につきましては57名、非常勤職員につきましては186人、臨時・非常勤職員合計いたしますと243人でございます。

2番目の合併時と今日における仕事の量や質の変化についてでございますけれども、平成17年の合併時と比較いたしますと既に合併時の職員数の4分の1以上を減員しておりますので、職員1人当たりの事務量は確実に増加しているものと思われております。また、仕事の質につきましては、個々の事務がそれぞれ高度化、多様化してきていることは否めない事実であると認識をいたしております。

3番目の正規職員の3分の1の採用の見直し、平成28年度からの方針についてお答えをいたします。

現在合併協議会での申し合わせ事項でありました合併後の10年間は退職者数の3分の1を新規採用するという方針を踏襲しながら、第2次職員定員適正化計画における平成28年4月1日時点での目標値であります504人の達成を目指しております。事務事業や組織機構の見直し、再任用職員の登用及び任期付職員制度の活用、あるいはアウトソーシング等の積極的な推進及び人材育成の推進を行ない、最小の経費で最大の効果を上げるべく職員の適正配置に努めているところでございます。平成28年度以降につきましても、組織全体の事務量や内容を精査しながら、安定した行財政運営のための定員適正化を推進してまいりたいと考えております。3分の1採用につきましても、先ほど申しましたとおり組織全体の事務量や内容を精査しつつ適正な人員を確保してまいりたいと思っております。

次に、公立保育所についての質問で、正規職員をふやすことへの見解ということでございますが、平成25年度に公立保育園の今後の民営化の方針を検討する玉名市保育所民営化検討委員会を開催し、玉名市保育所民営化について建議を受け、平成29年度に2園、平成30年度に1園を民営化及び統廃合を予定したところでございます。予定どおりに民営化を行なった場合に正規職員数は保育園4園に保育士23人、調理師5人となる予定でございます。今後も公立保育園の状況を踏まえて安定した運営ができるよう職員の採用のあり方を考えてまいります。これからの方向性につきましても、公立保育園の現状や今後の民営化の状況を踏まえながら将来的に問題なく安定した運営ができるように任用や処遇のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤誠君。

〔副市長 齊藤 誠君 登壇〕

○副市長（齊藤 誠君） 職員採用についての4点目の職員の悩み、心配事への対応についてお答えをいたします。

人事課に職員本人や家族、職場の管理職等から相談があれば、まずは人事課で対応いたします。しかしながら相談の内容次第、特にメンタルヘルスにつきましては、その性質上、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家による助言が、より解決に向けての実効性を伴う場合がございます。そこで本市におきましては、メンタルヘルスの先進自治体を参考に、平成24年度より略称EAPと呼ばれる従業員援助プログラムを導入しており、職員の自発的な相談を促すとともに、場合によっては職員の同意を得て、本人とEAP事業者や本人の主治医、職場と連携し、職員のためにより良い方向性を決定するようにいたしております。EAPとは職員のパフォーマンスの低下防止、意義向上を目的とした総合的なカウンセリングサービスで具体的には臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家集団が職員とその家族に対し、電話、Eメールあるいは面談により仕事、健康、法律、金銭等のさまざまな悩み事について原則無料で相談することができるものでございます。今後は予防重視の観点から職員に対しては悩み、心配事等があれば問題が大きくなる前に気軽に利用するよう呼びかけを図ってまいりたいと考えております。

次に、従業員援助プログラムの活用状況と休職者数についてお答えをいたします。

先ほど申し上げましたEAPにつきましては、EAP事業者より3カ月に1回、個人情報及び相談の具体的内容を除いたところの利用状況の報告を受けております。それによりますと延べ件数ではございますが、平成24年度が14人、延べ62件、平成25年度が13人、延べ37件、本年度は12月までの数字で13人、延べ124件でございました。また過去3年間の休職者数につきましては、平成24年度が4人、平成25年度が3人、本年度が3人、現在2人が休職中という状況でございます。

最後に休職から復職するときの対応についてでございますけれども、メンタルヘルスの不調により休職した職員の復職につきましては、必要に応じ本人の復職意欲、病状改善の状況等について人事課、EAP事業者、医療機関及び所属課と十分な連携を取りながら支援を進めているところでございます。特に医学的な面から、現に治療を受けている主治医の診断に加え、さらに1人、市が指定する医師の診断により復職の可否を判断いたしております。なお、復職前に元の職場等に一定期間試験的に出勤することにより、職場復帰の不安を緩和するとともに復職できるかどうかの判断の目安の一つにすることを目的とした試し出勤制度を導入し、円滑な職場復帰あるいは復帰後の不調の再発防止に努めているところでございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲夫君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 前田議員の公立保育所についての御質問にお答えを申し上げます。

公立保育所ですけれども、私立保育園のほとんどが定員を拡大している中で公立保

育所が定員拡大はゼロということでの必要性はないかという御質問でございますけども、平成27年度から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、昨年度より子ども・子育て会議において8回の協議を重ね、子ども・子育て支援事業計画案を策定したところでございます。計画の中に就学前の児童に対して主に幼稚園、認定こども園、認可保育所での量の見込みと確保の方策がございまして、保育利用者は平成28年度までは増加、平成29年度から少子化により減少が見込まれます。各保育所へ協議いたしましたところ平成27年度からは私立の保育園8園で100名の定員をふやしていただいたところでございます。また本議会に提案をいたしておりますが、私立保育所2園の増改築の予定でございまして、平成28年度からはさらに45人の増員を計画しており、安定した確保策を進めているところでございます。公立保育所においては、保育士数から利用者定員の拡大はできておりません。ただ第一保育所において土曜日の閉所時間を5時まで延長いたすようにいたしております。

それから2番目の最近の臨時保育士の募集に対する募集状況ということの御質問でございますけども、臨時保育士の募集は常時行なっているところでございます。玉名公共職業安定所、熊本県福祉人材研究センター、保育所養成学校での求人や、広報たまなどでは保育士登録の案内なども周知しているところでございます。状況といたしまして、平成25年度の臨時保育士の採用は8名、退職者は16名、8人の減、それから平成26年度の状況は採用6名、退職者3月末退職を含めますと6名でございます。臨時保育士の平均年齢は43歳でございます。退職の主な理由でございますけども、私立保育園での正規職員採用や短時間雇用の採用が公立にはございませんので、その点、また出産、家族介護等の原因と聞いております。

それから3番目の臨時保育士、正職員と比べて差異があるかということでございますけども、保育業務は現在正規保育士36人、臨時保育士30人、臨時用務員8人、臨時看護師1人で運営をいたしております。保育士数が不足する状況にありますが、副所長や正規保育士が複数の年齢クラスを担当するなど工夫をして運営をいたしております。職務内容といたしましては、正規保育士と臨時保育士とは同様の内容ではございますが、勤務時間体制や安全運営管理など正規保育士との責任の差がございまして、調理員につきましては、現在7園の正規職員5人、臨時職員8人で運営しております。食材の発注から調理、後片づけ、献立、伝票整理などの事務処理を分担して行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の大きな3番でございます。非常勤職員、臨時職

員の処遇についてについてお答えをいたします。

有給休暇は労働基準法どおりになっているかということをございますけれども、非常勤職員、臨時職員の有給休暇につきましては、労働基準法の規定どおりに付与しているところをございます。臨時職員につきましては、本市の臨時職員任用等取扱要綱で最大5カ月雇用と規定していることから有給休暇を付与する義務はございせんが、御質問の保育所の臨時職員につきましては、継続雇用に近い形になっていることから一定の有給休暇を取得できるように運用が行なわれているところをございます。勤務年数に応じて有給休暇の日数を拡大することにつきましては、今後任用のあり方を含め、他市の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、交通費の支給はどうなっているかとの御質問にお答えをいたします。

交通費の支給につきましては、当該年度1年間の雇用で1カ月の実務日数が10日以上であった非常勤職員及び保育所に勤務する臨時職員の保育士、用務員、調理員が通勤距離2キロメートル以上であり、かつ自家用車等の交通用具を使用して通勤するときに1カ月の実勤務日数に100円を乗じた額、通勤費用相当額分の報酬、賃金として支給しているところをございます。

次に、報酬、賃金、交通費の引き上げについて見解を聞くとの御質問でございます。非常勤職員及び臨時職員の報酬、賃金、交通費につきましては、近隣自治体の状況や近隣の同じ職種の民間事業者と比較し均衡が図られるよう定めております。今後も均衡が図られるよう努めてまいりたいと考えているところをございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 合併してから職員採用で3分の1採用ということによって10年間来たわけですので、もう見直す時期じゃないかということを知ったわけですが、これからは適正な人数を確保する旨の答弁がありました。何しろ合併してから減り過ぎているもので、玉名市が定めている行革大綱も途中で職員数は、前回私が一般質問した中でも答弁がありましたが、行革大綱による職員数の定めというのは途中で変更してあるわけですよ。今、ですから、最新版の行革大綱の中の各年度の数値目標見てみますと平成26年、平成27年4月1日現在で522人に設定してあるわけですが、既にきょう聞いたところによるともう514人になっとなって、目標数値よりも8人も強化達成しているって減り過ぎているというような中で、だいたい適正な人数というのは一体どぎゃん考えておられるのか。私は既に目標値を達成しているわけでありまして、そのことを考慮すれば3分の1採用ということにいつまでも固執せずに、言われたように事務量は確実に増加して、仕事の中身も高度化しているということでありまして、せめて平成28年の4月1日現在は目標が504人になっていますので、これを切るようなこと

があつては絶対にいけないというふうに思うわけですが、市長はどう思われますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） これは合併の当時に3分の1採用ということで、当時約700名の職員がおつたのを300名の職員の卒業ということで3分の1採用の100名を採用するというので500人というような大まかな数字として当時あつたのかというふうに思っております。この職員の適正というのはどこをもって適正かと言われるように、これは市全体を考えておりますと全国的には昔は大体市民の数の1%ぐらいが公務員の数だというようなことが言われておりました。しかし、そういいながらもやはり行財政改革等々によってだんだん減ってきているというような状況でございます。よければ、ほとんどおらんでも業務が間違いなくできるということであれば、これが一番いいことだろうというふうに思いますけれども、これは職員の能力等々もいっぱいいろんな状況が勘案されるだろうというふうに思います。なるべく少ない人数で仕事が任されていけばこれが一番いいことでありますけれども、その辺は仕事が順調にいきながら、また人数につきましても多くないような状況、このバランスというのが非常に難しいんじゃないかなというふうにいつも思っております。適正なというのはどこで適正かという言葉を的確に答えることができませんけれども、やはり適正な人口によってやっていくということが大事でございますので、3分の1採用につきましては、10年間の目標でございましたので、これについて3分の1採用を続けてきたということでございますので、これから先は3分の1になるのか、4分の1になるのか、5分の1になるのか、又は2分の1になるのか、どうなるのかというようなことまではまだ計画をいたしておりませんが、やはり適正な人数というのはそれ相応なりの仕事の量がこなされていける状況じゃないかなというふうに思っておりますので、なるべく少ない人数で多くできるということの目標は常に掲げながらやっていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） ここで、前田正治議員の一般質問の途中ではございますが、間もなく東日本大震災の地震発生時刻であります。午後2時46分を迎えます。

ここで議事を一時中断いたします。

それでは、この突然の地震とその直後の津波等でお亡くなりになりました方々、そして、またこの4年という月日の間に震災に関連してお亡くなりになりました方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げ、あわせて被災された方々の生活再建と復興を願い、地震発生時刻に合わせ黙禱をささげたいと存じます。

いましばらくお待ちください。

それでは、御起立をお願いいたします。

〔全員 起立〕

○議長（作本幸男君） 黙禱。

〔全員 黙禱〕

○議長（作本幸男君） 黙禱を終わります。

着席をお願いします。

〔全員 着席〕

それでは、議事を再開いたします。

前田正治君。

○16番（前田正治君） 適正な人数というのは、これは、なかなか聞こえはよかですけど、おっしゃったとおり何人かと問われれば、いやそれはわからんと。ですから、わかりやすくするために玉名市がつくった行革大綱の中では平成28年4月1日現在で504人と目標値を設定しているから、やっぱりこれを割るようなことは適正な人数じゃなかつたんじゃないですか、私は問うているわけなんですよ。市長、今答弁の中では、何しろ2分の1がよかろうか、あるいは何分の1で、減らす方向にばかり思考がいつているような気がしますけど。実際、平成28年4月1日現在の504人という目標設定、この数値を市長自身はどういうふうと考えられておられるのか、ちょっとお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 先ほど申しましたように適正化というように数字的にこれが適正というような数字はなかなか難しいということだろうというふうに思います。この行革の中で多いほうが良いと言う人もいれば、少ないほうが良いと言う人もいるというのは現実であります。そういうものも含めながら、やはり仕事が潤沢に遂行できるというのが一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますので、その数値につきましては、やはりそのときそのときによって大きな問題を抱えるような状況であればふやすこともできるだろうし、やはり行政改革の中でやっていかなければならないときには減らしていくということも必要だろうというふうに思っておりますので、私は先ほど言いましたように少ない人数で仕事ができればそれがベストじゃないかなということを常々に考えているということでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 従業員援助プログラムも活用されて、それなりの成果も上がっているようではありますが、やっぱり合併して仕事量がふえる中で職員がどんどん減っていくということは、職員に対するストレスもこれはやっぱり多くなっているんじゃないかな

いかなというふうを感じるわけです。そういったことをなくすためにも目標値に掲げられた数値こそ私は適正な人数だというふうに考えますので、その辺はぜひもう何回も言いませんけど、今後の採用計画において、行革大綱に示した人数ということも考慮していただきたいというふうに思います。

休職から復職するときの対応であります。ならし運転みたいなですね、試し出勤があるそうですが、復職がスムーズにいったって元気に仕事に戻れることがこれは何よりであります。そういう意味から一つ気になることがあります。試し期間中のときに通勤途上で事故などがあつた場合、通勤災害の適用がないということでもあります。これはちょっと厳しいことではないでしょうか。試し期間であっても通勤災害の保障は、これは適切に行なうことが安心してスムーズな職場復帰につながると思います。試し期間中でも通勤災害が適用できるような改善を求めたいと思っておりますが見解を伺います。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 前田議員申されますように、現在は公務災害は適用されませんので、休職中の試し出勤を制度化している自治体もかなりあるそうですが、その多くは本市同様通勤中の事故は自己責任であることを本人に伝え、十分注意するような説明がなされております。しかし、中には自治体で民間の保険に加入したり、あるいは本人に加入させたりしているところもございますので、今後検討してまいりたいと考えます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 大至急検討して、通勤災害が適用なるようによろしく願います。

公立保育所の問題で、公立保育園も定員拡大が必要じゃないかということで、部長の答弁では、保育所の数が、数からしてちょっと定員拡大は難しいとそういった答弁だったかと思っております。それで、再質問で市長は、現在公立保育所は私立の保育所に比べて、保育所の開所時間が短いことを認識されておられますか。この原因は、これはやはり公立保育所で正規の保育士が少ないがために起こるものでありまして、保護者から見ればこれは明らかに公立保育所が私立より使いにくい、サービスが悪いこととなります。子育て支援新制度に伴い、保護者の就労の形態に応じて、先ほどもるる答弁がありました。保護者の就労の形態に応じて今までなかったような保育需要が発生することは、これは否定できません。待機児童をつくらないためにこれまで以上の対策が要求されると思っております。そのためにも公立における保育所受け入れの体制を充実させ、定員の拡大や正規保育士や正規の調理師を充実させることが欠かせないと思っております。保育所の民営化が建議されておりますが、これまでも正職員が民営化で残った保育所に順次配置されていきました。しかしながら、正職員は定年で退職をしますから、その補充がない

限り、民営化で残った保育所には臨時保育士、臨時職員ばかりになります。それとも公立保育所はすべて民営化するというような、そういったお考えでしょうか。これほど子育て支援が強調されている中で公立保育所のあり方や正職員の配置について、市長の御見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 民営化計画の中では、全部が全部民営化するというのではなくて、公立保育園も残すというような計画になっておりますので、最終的には全部が民営化ということにはならないというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 公立を残すということでありまして。私、公立が残ってそこに今までの公立の保育園から正規の職員がずっと移ってきて、必然的に残った保育所の正規職員の率はちょっと高くなるかもしれんです。しかし、正規職員は定年退職で辞めますのでいつまでもその人がいるわけじゃありませんので、新しく補充が無ければやっぱりどんどん保育所のいわゆる非正規率というのは高くなっていくというふうに考えるわけです。この問題について、過去の議会で一般質問したら当時の部長は、正規率は高めていきますというような答弁もあっております。だれが言うたとは言いませんが。そういう答弁もあっていますので、ひとつ議会答弁をしっかりと重視していただきたいと。

一般非常勤職員、臨時職員の処遇について再質問します。

有給休暇は労働基準法どおりになっているけど臨時については、任用形態が違うから年休はやっていないと、しかし保育士は継続雇用しているからやっているというようなことでありました。勤務年数に応じて他市も見ながらそこも拡大していくというようなことでありました。ここもやっぱり臨時の保育士も継続雇用で長い人がおります。そういうところには、勤務の実態に応じて他市より先んじて拡大していくというような姿勢を示してもらわんと子育て新制度をスタートするに当たって、ちょっと行政の姿勢を疑わせるようなことになるんじゃないかなというふうに感じておりますので、ここもいち早くお願いしたいと思います。

再質問で、市役所全体の仕事は権限移譲も進み、あるいは介護とか子育てとか医療とか農政など、今めまぐるしく国政変わり、それに伴う市政も変わり、市民要求も多様化して、仕事量は私は激増していると。ところが、職員の人数は平成19年度と平成27年4月1日現在で比較しますと、正職員は平成19年当時の77.4%、非常勤・臨時職員は平成19年当時の138.8%、正職員、非常勤・臨時職員の合計は平成19年当時の90.2%になっています。非常勤・臨時職員が職員全体に占める割合は平成19年時点で20.8%だったのに対して、平成27年4月1日時点では、32.1%に増加しております。正規職員の人数は減少して、非常勤・臨時職員はふえているが正職

員・非常勤・臨時職員の合計はやはり減少しております。そういう中で、職員1人当たりの仕事量と責任は増加して、それを非常勤や臨時職員が補っているとそういう構図になっております。保育所では国家資格を持っています臨時保育士が担任をしたり、臨時調理師が給食に責任を負っているにもかかわらず、また何年も継続して採用されようが有給休暇は6日どまりになっております。非常勤・臨時職員の交通費相当額もわずかばかりで実態に全くそぐわない状況にあります。片や本議会に提案してありますように学校の臨時教員には常勤に相当する待遇を条例で提案してあります。これはあまりにも不公平であります。非常勤職員、臨時職員のやる気にも影響して、サービス低下にもつながるものであり、非常勤職員、臨時職員の勤務実態に応じた待遇の引き上げ、改善が必要だと思います。市長、なぜ本年度から採用する臨時教員の待遇が、今まで継続雇用になって、その多くが恒常的な業務につき、正職員が減った中で行政の重要な担い手になっている非常勤・臨時職員の待遇より格段によいのかどうか答弁を求めます。また、非常勤・臨時職員の待遇改善について市長自身のお考えをお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員の御質問にお答えをいたします。

来年度35人学級を取り入れるために臨時教員を、条例を出しているところでございます。臨時の教員が正規職員並みの待遇となっていることにつきましては、これは県の臨時教員と同程度の待遇でなければ応募がないということが懸念されることからこれに合わせたところでございます。なお、保育士それから調理員、他の臨時職員につきましては、先ほど申し上げましたが、近隣自治体や民間事業者との均衡を図るように今後努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 私は臨時教員の待遇が、待遇を下げなさいと、ごぎゃんよか待遇じゃでけんと言いよるわけじゃないんですよ。先ほど臨時保育士の応募状況、募集状況を聞いたら常時募集しよると。これはやっぱりなかなか来んけん、常時募集せんといかんような状態が出てきているんじゃないかなと。それで臨時教員の待遇を今度条例に基づいて常勤並みに設定するということですけど、やはりこういった時期にですよ、この機会に今まで待遇が悪かった非常勤職員、臨時職員の待遇も併せて改善したらどうかとそういうふうに言うているわけなんです。ここら辺をぜひしっかり受けとめていただきたいと思います。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 次の質問です。4番目の玉名市特別顧問制度についてであります。

実は、ここにこういう名刺があるんですけど、玉名市特別顧問。事務局、玉名市企画経営部企画経営課内。電話は0968-75-1111。これは市役所の代表電話ですけど、そういうふうに書いてあります。後ろには名前も書いてあります。見えんでしょう。私はこの玉名市特別顧問なるものが、玉名市の組織の中に存在するということが全く知りませんでした。それで例規集も調べましたけど玉名市特別顧問などはどこにも載っていません。しかし、このような名刺があるわけですので、これが全くのつくりごとではないかもしれません。そこで一般質問の通告の際、名刺について何の目的で、いつ、何枚作成して、今日まで何枚使用したのかを調査を依頼しておりましたので、その結果をお知らせください。

5番目の一般質問の対応について。

昨年9月議会から一般質問に一問一答が取り入れられまして、議論がより活発になったと感じておりますが、執行部は議員の一般質問をどのようにとらえているのか、一般質問に対する執行部の認識をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市特別顧問制度の存在についてにお答えをいたします。

玉名市特別顧問制度は、専門的な立場から本市の政策や施策の推進に関する助言等を受けるため、平成24年5月10日、玉名市特別顧問設置要綱を告示により定め設置したものでございます。具体的な目的は平成21年度の市長選挙の際に、市長がローカルマニフェストに掲げられた事柄を行政施策として取り組むために、またその具体的な中身を市民の皆さまにわかりやすくお示すために策定した「チェンジ 玉名」の施策について、これをさらに推進するための提言や助言等をいただくためのものでございます。顧問料につきましては、報酬の支給はございませんが、顧問が市長の助言や協議の求めに応じ具体的な活動をした場合に限って、その活動が2時間未満の場合は5,000円、2時間以上の場合は1万円の謝礼を支給すると要綱に定めており、具体的に活動をされた平成24年度においては、顧問に対して11万円を報償費から謝礼金として支出をしております。また、質問がございました名刺につきましては、市の職員と同様に公費では作成はしてございませんが、業務を遂行するに当たって必要な場合には個人の費用負担により作成し、使用することは制限はしてございません。名刺の作成枚数と配布枚数につきましては、先日顧問に連絡を取り、確認したところ、顧問としての委嘱を受けた平成24年度に100枚を作成し、これまで約30枚程度を使用したということでした。

以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 前田議員御質問の議員の一般質問に対する執行部の認識についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、一般質問は議場という公の場において行なわれる市の行財政全般にわたる政策議論であります。また、公式の発言でもありますので、一般質問の重要性は高いものであると十分認識をしておりますし、一般質問に対する市民の関心度も大変高いものがございます。各議員におかれましても質問までに十分に調査等を行なわれ、準備をされて臨まれると推測しますが、それゆえに執行部には質問に対して周到かつ明確な答弁が求められるものでありますし、真摯に対応すべきであると認識をいたしております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 玉名市特別顧問というのは、要綱でつくってあったということで、聞き取りのときにその要綱の存在も聞いておりましたので、ありましたということを持ってきてもらいました。それで、まず再質問の一つ目に要綱に定めていない委員の名前は公表できませんか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけども、委嘱しております委員につきましては、3名おられます。橋本太郎氏、檜山健一氏、坂本健二郎氏、以上、3名でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 御答弁ありがとうございました。

特別顧問による助言があつて、平成24年度は11万円支出したということですが、この要綱の第6条は、市長は顧問の助言が必要であると認める場合は原則として対面により助言を受けるものとする。市長は顧問に助言等を求める場合は、事前に助言等を求める内容、日時などを記載した文書により顧問に依頼するものとする。文書により顧問に依頼するものとする。ただし緊急の必要がある場合、その他特別の事情が認められる場合はこの限りでない。第7条では、助言を行なった場合は先ほどの謝礼を払うということと、顧問は助言等を行なった場合は速やかに助言等を行なった日時及び場所、助言等に要した時間、助言等の内容等を記載した報告書を作成し、市長に提出するものとする。というふうな規定があります。市長の顧問に対しての助言を求める内容、顧問が助言をした内容そういう文書があるはずですので、今すぐはできないのなら後ほどコピーでも示していただきたいと思います。

再質問でお尋ねします。

特別顧問は要綱で定めてあったということですが、我々議員には何の説明もありませんでした。玉名市特別顧問のことは、初耳であります。総務委員会での説明も全く行なわれおりません。なぜ議会に説明もなく、特別顧問制度をつくったのか、市長の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の特別顧問についての御質問にお答えいたします。

先ほど企画経営部長から申しあげましたように市長選挙の際のマニフェストの事柄の政策課題に取り組む、そしてまた「チェンジ 玉名」施策についてこれから推進していくための助言をいただくということで、あらゆる分野からということで助言をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 先ほどの文書はありますよね。それでは、この要綱は現在もあるのかどうか。現在ですね、例規集にはこれは載っておりません。私は大分探したけど見つけることができませんでした。この要綱はつくった当時は例規集に載せてあったのかどうか。玉名市特別顧問制度、これは名称からして非常に重要だなというふうに感じるし、これを聞いたり、見たりした職員が忘れるようなものではこれは決してありません。なぜなら、職員は日常の仕事につくに当たって条例に基づいて業務を行なっていると。ところが玉名市特別顧問制度なるものを知っている職員はほとんどおりませんでした。制定するとき、ここの要綱をつくる時ですね、例規審査委員会にはかかったのかどうか、あるいはなぜかけなかったのか、また例規集に要綱が載っていたのかどうか、あるいはなぜ載せなかったのか答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の今の御質問でございますけれども、平成24年掲示板に貼って告示をしております。ただ例規集には載ってはおりません、現在も載ってはおりません。ただこういった時限立法的な規定であったりするものについては、例えば2年間で終わるような規定、要綱あたりについては、ほかにも載っていない要綱、規定あたりが多分ございます。今後もこの要綱は継続するのかということでございますけれども、平成24年度に会議が開かれております。平成25年度以降については会議は開かれておりませんが、要綱の廃止というのはやっておりますので、現在もそのまま続いているということになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 過去にもこういったことで例規審査委員会にかけなかったこ

ともあるとおっしゃいましたかね。例規集に載せていなかったと。私はこういった大事なことを決める場合には、やはり例規審査委員会を開いてきちんと決めるべきじゃないかなというふうに思います。何で審査委員会にかけなかったのか、その点どうですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 例規審査委員会の件でございますけれども、例規審査委員会通常年間に4回程度開かれます。この例規審査委員会の委員長の権限として、例えば臨時的な、これは4月に起案はされておりますけれども5月から施行というふうになっております。臨時的な、突発的といいますか、1本が途中で出てきたりするときには例規審査委員会を省略していいというふうな例規審査委員会の規定上、そういった格好にはなっております。ですからこれに関しては、例規審査委員会は開かれていなかったと。ただ正規な決裁として回って告示をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 審査を省略したと、委員長がする必要がないと認めたということで、審査を省略したと。今の話では、いわゆる回議、決裁を回してしたということだと思いますけど、委員長はその必要はないと判断したその理由を示していただきたいと思います。私は玉名市特別顧問制度というのは、これはかなり重要な案件じゃないかなと思いますけど、例規審査委員会にかけんでこれはもう省略しようと、ただ決裁ば回してそれで済ませると。告示、張り出しはしたということですけど。審査委員会にかけんでよかと、省略したと、その必要がないと判断した、その理由をちょっと示していただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の議員の御質問でございますけれども、通常例規審査委員会が開催されまして、その中で審査事項につきましては、主に条例提案はして、通常条例のみを審査するというふうな形式で今開かれてはおります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） ですから、こういった大事なことを要綱で規定すること自体が間違っと思ったじゃないかなという思いが非常にしております。今もそしてこれは存在するということですからなおさらです。

再質問で、この要綱設置は「チェンジ 玉名」に関する助言や提言を求めるためのものであると。これは市長の選挙でのマニフェストに対する助言を求めるためにわざわざ要項までつくってこれは進める、まさしく公私混同であると思います。

監査委員にお聞きします。地方自治法第138条の4第3項「普通地方公共団体

は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」としてあります。また、第203条の2第4項では「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」としております。玉名市特別顧問を条例ではなく、要綱で制定して公金を支出したということは、地方自治法に照らせば違法の疑いがかかなり大きいと思います。監査委員の見解を伺います。

○議長（作本幸男君） 監査委員 坂口勝秀君。

○監査委員（坂口勝秀君） 前田議員の質問にお答えいたします。

私就任いたしまして、この特別顧問の会議も開かれておりません。したがって支払いも入っておりませんので、そのことについては認識しておりませんので、そういうことでお答えします。申しわけありません。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） それは私も知っています。それは、この当時は今の監査委員ではなかったということですね。しかし監査委員としてこういった制度を置いて公金を出すことは、地方自治法に定めがある、このことに照らしてどうかと見解を聞いたわけなんですけど。よかです、はい。

市長、大阪の高槻市で市が制定した特別顧問への交付金支出は違法だという判決が出たのを市長は知っておりますか。裁判長は、高槻市が法律や条例に基づかずに要綱で設置した特別顧問について設置は違法と認定しました。判決は特別顧問などが市の諮問を受けて政策などの審議を行なっていることから地方自治法第138条の4が定める附属機関と認定し、そして交付金の支出は地方自治法第203条の2「額並びにその支給方法は条例でこれを定めなければならない」の規定から支出は法令上の根拠を欠いているとして支出差しとめを命じたわけです。「市の諮問を受けて政策などを審議する特別顧問は、地方自治法で条例を定めて設置するように求めている附属機関にあたる。したがって特別顧問を要綱で定めて交付金を支出することは違法とする」、これは判決であります。玉名市特別顧問も高槻市の場合と変わりがない同様だと思います。私は玉名市特別顧問に支払った謝礼の返還を市長に求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

この特別顧問につきましては、高槻市の大阪地裁の判決については承知をいたしております。高槻市の特別顧問に関する違法判決の事例は、本市の特別顧問の件とは異なるものというふうに考えております。大阪地裁の判決では高槻市の特別顧問が当市の諮問を受けて政策などの審議を行なっているということが主な目的といたして、自治法で定める附属機関であるというふうに断じておるということでございますけれども、本市

は特別顧問に対しまして行政執行を前提としての必要な審査や諮問、調査を行なうべくいただくことを求めてはならず、合議制の機関としての役割も想定をいたしていないということをごさいます、玉名市といたしましては提言をしていただくということにいたしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 玉名市の場合も「チェンジ 玉名」を政策化する上で3名の人に助言を求め、高槻市の場合と中身は、ほとんど私は変わらないと思いますけど。それですね、先ほど3名の人を委嘱して、3名の方が名刺もつくったというふうに思われますが、私がこの名刺をさっき出した人は、自分でつくった名刺だから使うのは勝手かと思いますが、玉名市特別顧問の存在をほとんど知らない市民の中に名刺を出しているいろいろ話をされているわけです。これは要綱の趣旨からしてそういった使い方をすること自体は間違いじゃないですか。市長の御見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の質問にお答えいたします。

名刺の使い方につきましては、それぞれ個人的に名刺をつくられてやっておられるということをごさいますので、そのことにつきましては、私たちがどうだということは言えないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 名刺の使い方はどうこうということじゃないわけですけど、実際この先ほど話があった方の1人は現在玉名市の嘱託員、ある区の区長会の会長です。（仮称）玉陵小学校の学校づくり委員会の会長でもあります。そういう方が名刺を出しているいろいろ話をするときによれば、相手はやっぱり構えますよ。「わー、こやん人ばいな」、「偉か人ばいな」と。やっぱりそういった名刺の使い方というのはこれは要綱からして適切じゃないと思います。これは市長が委嘱しておりますので、市長からぜひ名刺の使い方はちょっと考えてくれと、そういった意見も言うてください。よかですか。

次の一般質問の対応についてであります。

議員の一般質問は非常に重要性が高いと認識しているということでありました。12月議会で私は各支所の窓口民営化委託について一般質問をしましたが、企画経営課から各支所にだれが話したかなどの問い合わせがあっております。何の目的でそのような調査をしたか答弁を求めます。一般質問を行なうときは議員が事前にいろいろと調査をして準備をして市民要求の実現を迫る、あるいは市政のあり方について正していく。調

査は当然であります。それをだれが話したかなどを調べることは前田が調査することには協力するなどと言わんばかりの圧力とも受け取れます。支所窓口民営化の問題では、これは主管は市民部にあります。なのに企画経営部から各支所に問い合わせがあつていると。私はこの話を聞いて圧力をかけたなと感じましたが、違いますか。何の目的があつてそのような調査をしたのか答えていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

12月議会の一般質問の内容聞き取りの際に、議員から支所職員の責任者を介さない窓口社員の直接指導の実態、それから各支所が考える業務委託の契約期間満了後の取り扱いについて御指摘、問題の投げかけをいただいたところでございます。そのため議員が投げかけられました、この指摘されました内容について事実確認を行なうために一般質問の答弁前に聞き取りの内容の確認をしたところでした。当然私たちもこの答弁書の中で正確な情報を確認して答弁しなくてははいけませんので、そしてまたその内容が事実であればどういった改善の方法があるのかということまで答弁の中で話す必要がございますので、私たちとしては調査したのは当然であるというふうに思っております。それから圧力をかけるというふうなお話ですけれども、そういうことは全くございません。確認ただけでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 質問と答弁がかみ合うようにと、これは私もそういうふうに望みます。私はですね、私の質問で私の認識が違っているとそういう場合は執行部から的確に指摘をしていただいても構いません。お互いに議場で議論を通して問題の認識がより深まって政策に反映されるためにも一般質問をしているわけでありまして。また、それを次回の質問にもつなげることが出来ますから、それは違うですよ、というような指摘をしていただいても率直に指摘をしてください、間違うとったら。

議員、議会の役割の一つは執行機関を住民の立場から批判、監視し、またさまざまな住民サービスについて具体的な提案をすることでありまして。そのためには議員みずから調査、研究することは、これは当然であります。議員の調査に対して職員がしゃべりたくない、ということだったらですね、無理に答えなくてもいいわけです。調査したことに対して圧力かけたわけじゃないということですけど、圧力をかけたように受け取れるようなことは、これは議員の質問が果たす役割を大きく侵害して、執行部自身が情報公開制では守秘義務を否定することにつながるんじゃないかなと私はこういうふうに考えるわけです。また玉名市特別顧問という重要な制度をつくったとき議会に一言も説明なく秘密裏に事が進んでおります。私は玉名市特別顧問の制定からその運用に大き

な疑問を持っております。また玉名市特別顧問をつくる際に地方自治法や条例制定の手続きなどを知り尽くしている職員がなぜ市長、これはこぎゃんせんとできんですよと、そういう意見をして修正しなかったのか、非常に残念であります。1市3町が合併して10年経過しましたが、職員の資質は向上するどころか、むしろ黙っとうとうのような雰囲気蔓延しているのではないかと心配をします。私は玉名市特別顧問の問題につきましては、地方自治法の百条委員会を設置してさらなる解明が必要と思っております。その節には議員の皆さんに御協力をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

午後 3時51分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） こんにちは。お疲れさまです。大体眠くなる時間なんですけども、きょうは緊迫した質問が相続き皆さんしっかり興奮しておられると思うんですけども気を楽にして聞いてください。

まず、このたび岱明町公民館の支所移転案が他の団体による有効利用を検討してみろという方針に転換されましたことを関係各位に深くお礼申し上げます。地域住民一同大変喜んでおります。また御協力くださいました各議員の方々にも心からお礼申し上げます。

このたび公民館を利用されている有志の方々が中心となって数年振りに公民館まつりが開催されます。多分合併して初めてかと思えますけども、この祭りに参加していただけますと、なぜ公民館が平屋でなければいけないのか、なぜ支所3つの階にわたる公民館移転案を必死になって反対したのかを具体的にわかっていただけたらと思いますので、執行部の皆さんはもちろんのこと議員の皆さまにもぜひ御来場くださいますように御案内申し上げます。3月21日、22日の2日間にわたって公民館まつりを開催いたします。特に21日には一番大きな催し物が相次いでありますので、どうぞおいでください。御案内いたします。

また、この公民館まつりの案内のチラシを見ていましたら関係者、出場する方ですね、この祭りに参加するのは男性約48名、全体の15%、女性275名、85%でし

た。大半がこの公民館活動というのは女性なんです。玉名市の人口の男女比を見ましても女性が多くなっていますが、各行政でもそうですが、地域でも要職は男性が占めておりますので男性中心の市政になりがちです。福祉部門だけでなく企画部にももっとたくさんの女性を配置して女性の視点というものでまちづくりをまた考えていただきたいというふうに思います。

では、早速ですが通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、ミカン農家の窮状、原因、現状、対策についてということです。私はよそから熊本に30何年前に来たわけでございますけれども、本当に最初に冬来まして、ミカンがおいしいのにびっくりいたしました。東京、神奈川で6年おりましたけれども、初めておいしいミカンを食べたというのが熊本に来た感想でございます。私その後も実家、それから友人にいつもミカンを送りますけれども、こんなにおいしいミカンは食べたことはないといつも言われておまして、熊本のミカンのおいしさは本当にどこにも負けないのではないかと。その味と種類の多さにいつも感激しております。

ところで、今年はミカン農家にとって近年にない厳しい年であると聞きました。こんな年はなかったというふうに聞いたわけでございます。岱明にいますとミカン農家はそばにありませんので、そういう情報は入ってこないで平和な日々であったんですけども、本当に非常に厳しい状況であるということを耳にしまして本当に申しわけなかったなど、何かお手伝いできなかったのかなということをこの暮れになって思いました。そこで、今回はミカン農家の窮状について執行部としまして原因や現状、対策をどういうふうに考えておられるのかお伺いしたいと思います。ミカンの生産量は私の聞いたところ最盛期は380万トンあったそうですが、これは多分全国と思っておりますけれども、最近では80万トン前後であるというふうに聞きました。これだけ減ってもミカンが厳しいということは長期的に対策も考えていかなければいけないのかなというふうに思いました。また、そのこともあとでお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

〔産業経済部長 北口英一君 登壇〕

○産業経済部長（北口英一君） 近松議員のミカン農家の窮状の原因、現状、その対策についての御質問にお答えをいたします。

ミカンはイチゴ、トマトとともに本市農業の基幹作物の一つであり、全国でも誇れる産地となっています。平成26年産ミカンにつきましては、8月の日照不足は全国的に品質低下をもたらしました。これに10月の台風や雨が多く熊本県独自の気象条件が加わり、市場においても痛みが多発する結果となり、近年にない価格下落となっている状況でございます。成育状況は3月中旬以降の高温により発芽は平年より2日ほど早かったものの開花は5月上旬の低温により平年より2日遅れとなっており、果実外観につ

いては、6月4日の強風により傷が多く発生し、極わせを中心に日焼け傾向になっております。果実内容についてですが、8月以降の天候不順により糖度、酸度ともに低い状況にありましたが、着果は予想以上に多かったようでございます。また、販売状況におきましては、生産数量は全国的に増加していますが、特に本年度に限っては、ナシ、ブドウ、カキなどの落葉果樹との出荷が重なったことで店舗売り場面積が広がらず、極わせには当初から厳しいものがあつたと伺っております。そして、10月後半からは市場滞荷と腐敗果が多発したほか、極わせからわせへの切りかえが円滑にできず、わせも販売低迷となっております。また市場動向としましても消費増税や景気の先行き不安から果実全体の消費減退となり、今回の価格低迷に拍車をかけた要因の一つになったと考えられています。

次に、ミカン農家の窮状につきましては、JAたまなによりますと共販の農家で手取り収入が平均で3割程度減収、悪い農家では5割程度、比較的影響の少ない農家でも1割程度の減収となっているとのごとでございます。また都市圏の中央市場での売れ残りが地方市場に移り、さらに地方市場で売れないといった悪循環が生じ、地方市場を主に取引されている共販外の農家への影響も大きかったと聞いており、ともに暮らしへの影響が大きく出ているものと思われまます。

続きまして、ミカン農家への支援についてお答えをいたします。

ミカン農家の経営安定に必要な支援としましては、価格下落の影響を受け減収となったミカン農家の運転資金として、JAたまなが平成26年12月より農家経営安定特別対策資金事業の貸し付けを開始し、それに伴い市といたしましては、認定農業者に1%、そのほかの農家に0.7%の金利負担に対する支援を行なうため、3月の補正にて予算の計上をお願いしているところでございます。また、熊本県におきましてもミカン価格下落対策経営安定資金事業の貸し付けを開始されており、市・県・金融機関による無利子化を含めた金利負担軽減措置を行なう予定となっております。そして、改植事業におきましても市場価値が高い品種への転換を積極的に図っていきたいと考えています。さらに販売における支援策については、平成26年8月、これまでそれぞれに活動していました天水地区と旧玉名地区の柑橘協議会を一本化し、玉名市柑橘振興協議会を設立いたしました。11月には当協議会で初めて東京都内においてトップセールスを実施したほか、恒例の渋谷フェスティバルにも参加し、全国に玉名のミカンをPRしてきたところでございます。このたびの価格下落につきましては、ミカン農家には大変御苦労があつたものと思われまます。玉名のミカン振興につきましては、今後も熊本県や農協など関係機関との連携をとりながら支援強化及び販売強化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今部長より答弁いただきまして、共販においても収入の手取りの3割減から5割減、それから1割減の方がいたということで、5割減ということは収入が半分になったということですね。皆さま方が手取り30万円もらっているとしたら今年は15万円で暮らしていかななくてはいけないと。非常に厳しい時代ではないかというふうに思います。対策として運転資金の貸し付けの金利の負担とかそういうことがされているということをお答えいただきましたけども、じゃ生活費をどうしていくのかと。運転資金は貸し付けでいいですけど日々の生活どうしていくのかということが非常に私としては心配するわけでありまして。この5割減の方がどのくらいいらっしゃるのか。一番ミカン農家が多い天水地区のことを一番よく御存じの副市長にこのような現況に対してどのように受けとめておられるのか、全体として5割減はどのくらいいるのか、その方たちの生活はどういうふうにするのか、どういうふうに心を痛めておられるのか、その辺のことをお伺いしたいと私は思います。合併してなかったらこの副市長というのは、今でいうならば天水町の町長みたいなものですから天水町民の方をミカン農家の方の収入が5割減になった方に対してどういうふうに状況を把握しておられるか、どういうふうな心遣いをされているのか。

それからもう一つは、旧天水町においては、過去にこれほどと言いましても私が聞いているところ、こんなことは今までになかったと。そういうふうなことを聞いているわけですけども、1割減ぐらいの方はあまり影響なかったでしょうけども、5割減、収入が半分になった方についてはどうやって暮らしていこうという時代だと思いますけども、過去に非常に厳しい時代があったときには町でどんな対策をとっていたのか、そのことについてもお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 天水、ミカンの産地ということで御質問ということで思いますが、露地物というのはとにかく自然天候に影響が多いというようなことはもう御承知のとおりだと思います。天水町でも過去に非常に栄華をきわめた時期、昭和30年代ぐらいがミカンであれば売れたというような時代からいいミカンである、あるいは品質を求められるようになりまして、量的にも非常にふえたという状況でございます。そういう中で安定経営を行なうためにそれぞれ努力しながら品種改良等されて経済安定を図られてきたところでございますけども、今回につきましても非常に売れないというような状況で、5割も収入が減ったというのが、今ちょっと非常に驚きましたけども、そういう中で産地といたしましては、どういうふうに心を痛めているかということでございますけども、非常に痛めている状況でお答えをさせていただきます。それから、旧天水町時代におきましても経営安定のための利子補給を実施したということで、生活に

つきましては、特に支援はしなかったのかな、あるいはちょっとそのあたりについては記憶がございません。とにかくもう現状を見つめながらやっぱりやっていく以外ないのかなと思ってあきらめずにいいものをつくって自然との戦いをしながら見きわめていくということしかないのかなというふうに思っております。生活につきましては、ほかに何か手立てがあるとすれば考えることもできますけども、現状の時点では私の考えとしてはちょっと思い浮かびませんので御了承お願いいたしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私はミカンの産地で暮らしておられる副市長が収入の5割減の人がいるということを御存じなかったということが非常に残念なことでございます。きっと天水町だけのときはそういう情報というのは執行部のほうに入っていたものだと思うんですけども、合併して大きくなったことで周辺の情報が入らない、周辺で苦しんでいる人の情報が入らないということは、非常にこれは考えていかななくてはならないんじゃないかなというふうに私は思います。この手取りが5割以下だったという農家の方の数がどのくらいかということは部長のほうでも把握はできない状態なんですか。副市長は初めて聞いたというふうにおっしゃいましたけども、ちょっとお尋ねしていいですか。わからないんですしたらわからないで構いませんけども。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

今、手元のほうには数までの資料は私も持っておりません。農協あたりあるいはそういう関係者に聞き取りをすれば大方の数というのはわかると思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 阿蘇で災害があったときにはボランティアがかけついたり、寄附金をしたりそういうことをみんなしたと思います。やはり収入が半分以下になったということは、そのぐらい私として大きなことじゃないかなと思いますので、今後JAさんだけではわからないことあるかもしれないんですけども、やはり今までこんなことはなかったんだと、そのくらいミカン農家にとっては大きな打撃だということを聞いておりますので、どうかこの数がどのくらいなのかということをお尋ねになっていただきたいですし、副市長におかれましては、また地域でこのことを問題にされてどうか現状がどのくらい厳しいのかということをお尋ねしていただきたいなということを思います。また、この状況の中で私は本当に言われたように何をしたらいいかわからないと、どういうことができるかわからないという状況であるかと思っておりますけれども、やはり気持ちを、応援する気持ちというのはみんな市民が持ってほしいと思います。きのうもありましたけども、農業は玉名市の基幹産業だということを語られましたけども、基

幹産業が打撃を受けているときにはみんなで支えよう、応援しようというそういうふうな機運を持ってこそ、「なかよしの日」をやる意味もあるんじゃないかなと思うんですけども。そのことで部長に対してはせめてもの応援で、学校や保育園の給食にミカンを出す回数をふやすように依頼したのか、そして教育長もこのことを考えられたのかお伺いしたいと思います。私は玉名学はここにあるんじゃないかと思うんですよ。玉名市に住んでいる玉名学、ミカンの歴史、そして、今時代がたってミカンこんなに苦しい時代が来て、そして今年はこんなになっていると。それが生活であり玉名学であるとその教材の一つにもなるのでそういうことを考えられたのか、依頼したのかということをお伺いします。そして、また市長には全職員にミカンの消費が、ミカンの価格が下落して非常にミカン生産者の生活に大きな影響が出ているということをお伝えになったのかどうか。やはり公務員というのは公僕で市民のためにあるわけですから、市民の生活がこれだけ厳しい人が今年は出たということをお伝えになったのかどうか。それともこのことも5割減の人もいるということをお伝えになったのかどうか。お伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の質問にお答えをいたします。

学校給食におけるミカンの推奨につきましては、これまで教育委員会のほうには働きかけは行なっておりません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 天水町の小天ミカンの窮状について把握しているかというお尋ねかと思えます。

私もミカン農家の多いところに、天水ほどではありませんけど近くにはミカン農家がいらっしやいます。今年のミカンは非常に厳しい値崩れがして、なかなか収入も上がらないということについては聞いております。天水の状況について収入が5割減であるという具体的な数値については聞いておりませんでした。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校給食についてミカン農家の窮状を受けてのいろいろな取り組みというのはやっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） ミカンにつきましては、昨年11月でございましたか、玉名市の「柑橘振興協議会」というものを設立いたしておまして、これで渋谷におきまして

の渋谷フェスティバルに参加をいたして玉名のミカンをPRしたというような状況でございます。当時玉名のミカンにつきましては、極わせが非常に多いというようなこと、そしてその極わせは例年だったらまともに大体売れているというような状況でありますけれども、今年は8月がほとんど雨の状況でございましたので、ミカンはやはり天候に左右されるということで甘みが足りないというようなことでもございました。ミカンはやはり一番最初にスタートするのは9月ごろの、8月から9月にかけてハウスミカン、そしてまた露地栽培では極わせが一番最初にスタートするという、そのスタートの段階でおいしくないミカンがたくさん出回ったというようなことで消費者離れがそのときに起きたというような話をお聞きをいたしました。本当に現実としては8月の天候不順というようなことで私もミカンは大好きでございますので食べておりますけれども、本当に酸っぱいというような状況でもございましたけれども、そのあと、わせの時代は非常にいいミカンができるので、この辺は売れるだろうというような話を聞いてホッとしたというような状況でございます。この天候不順というのは、本当に我々がどうすることもできないというような状況でございますけれども、やはり売れるためにはトップセールス等々を通じながらミカンの販売について努力をいたしているというような状況でございますので、これからも玉名柑橘振興協議会を通じてミカンの振興あるいはミカンの販売等についても努力してまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） さっき副市長からお答えいただきましたけど、私が随分昔岱明町の職員だったときに天水町の職員から聞きましたのは、ミカンが低迷しているのでなかなか職員の給与を余り上げるわけにはいかないんだということを私は聞きました。そのことでお給料がどうだったのかわかりませんが、この1市3町の中で天水町の職員の方の給料が意外と低かったというのはやはり地域経済を考えてのことだったんだなというふうに思いますけども、そういうことでやはり地域の人々がどういう暮らしをしているのかということや常態を把握しておくということが非常に大事なことなんじゃないかなというふうに私は思っているわけでもございます。ミカンに限らずですね。そういう意味でこんなに5割の人もいると。私は収入が8割ぐらいだったらまだ言いませんけれども5割の人もいる、5割以下の人もいるという現実を市長は御存じでしたかということをお尋ねしたのと、もし御存じでしたら職員に伝えましたか。職員は市民のためにいるわけですね、こんなに苦しんでいる市民が今年発生しましたと、災害だったら言うと思うんですよ、どこ地区が災害で大変だったと。でもこれも大きな災害です。御存じでしたかということと、御存じでしたら伝えましたかということをお伺いしたわけなんですけど、再度お願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） それぞれ私も議会あるいは職員につきましては、庁議等々につきましていろんなそのときのそういう状況等々話しておるといような状況でございます。もちろんミカンがいいとき、ほかの作物が採れたときそういうことも話しながら常にいろんな情報を流しているという状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） はっきりお答えいただけないということは市長も御存じなかった、副市長も御存じなかったんだなというふうに私は受けとめますけど、よろしゅうございますね。私も現実を聞いてびっくりしたわけですけども。私は思いましたのは本当に心を寄せるということなんですよ。保育園で食べてもらっても学校で食べてもらってもその量からいえば知れたるものなんだけど、応援するよと、困っているなら応援するよという気持ちがやはり玉名市が結束していく大事なことなんじゃないかなというふうに思います。そして、なぜ職員に話してほしかったかという御存じなかったということですから仕方ありませんけども、男性はあまりよくおわかりにならないかもしれないですけども、お歳暮みんなそれぞれ何人か送ると思うんです。自分の親のところだったり、兄弟やお友達のところだったり、どうせ何か贈るわけですからそんなに困っているならミカン送ってあげよう。4箱でも5箱でもあるじゃないですか。その気持ちが大事だと思うんです。先ほど市長から今年のミカンおいしくなかったという話ありましたが、私はおかげさまでどのミカンもおいしかったですし、実家にそしてめいやおいに送りまして、今まで食べた中で一番おいしいミカンだと、本当にまた送ってくれというふうに言われました。おいしいミカンいっぱいありました。そういうふうな心遣いが欲しいなと、それが優しい市政じゃないかなと私は思うわけです。運転資金の利子を補給したから対策しましたとそれも一つであるんですけども、やはりこれからどうやって暮らしていこうかと、ミカンで生きていけるだろうかとそう思っている方々に対してできるだけの応援をしましょうという、そういうふうなことができなかったのかなというふうに思っております。これからいろんな産物ありますけども、私はトマト、その年によって違いありますが、ミカンというのは非常に結構厳しいかなというふうに思っております。そういう意味でやたらにミカンの山で品目変更というのは難しい点もあるでしょうから、できるだけの応援をしていこうという、そういう気持ちを、機運をつくり上げてほしいなということに関係者一同に、執行部の方々にお願いいたします。縁ありまして私は福嶋議員のところじゃないんですけども、ある方の山に仲間と一緒にミカン狩りにいきましたけど本当にみんな喜んで困っているならもう手伝うよと、ちぎるの手伝うよと感じなんですよ。そして初めてミカン狩りしたから楽しくて楽し

くてですね。だからもっとみんなに声かけたら手伝う人いっぱいいたのになというふうに思いました。市民の会の活動もいいんですけども、こんなに困っている方、傷はついていて、もうちぎる手間賃も出ないぐらいだから、でもならしておくわけにはいかないということで長く、なかなか収穫されていないミカンがありましたけどもそういうことも窮状を知っていたら手伝う人いっぱい玉名にいたんじゃないかなと思います。そんな優しい心遣いを考えていただきたいなと思います。

もう一つお伺いいたします。

私は先ほど申し上げましたように、今後やはり高齢化してきますとなかなか体冷えていきますので、ミカンの消費というのはこれからふやしていくというのは非常に厳しいかなというふうなこと考えております。その上でまたほかの田んぼと違いまして品目転換していくことも非常に難しいかなと、山ということ。ですけどあの景観ですね、ミカン山の景観を思いますと、何とかあれを生かして、そしてあそこでやっぱり先祖が作りあげたものを大事にして生きていく道というのを考えていかなくはないかなと思いますけども、そういう意味でやはり安心院で取り上げているようなグリーンツーリズムについて研究をしていく必要があるんじゃないかと思います。6次産業について取り組んでいると同じようにグリーンツーリズムについても検討していく、考えていく必要があるんじゃないかと思いますけども、私として考えられる一つの将来像なんですけども、せっかくですので、地元いらっしゃる副市長に今後のミカン農家の将来像、そしてどういことができるかとお考えか、グリーンツーリズムのことも含めてお考えをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 実は私は直接ミカンというかつくっておりませんので、非常に経営というのを実態としてはなかなか知らないところでございます。ただ、つくられている方には非常に自社販売をされたりしながら安定した経営、安定の程度としては、ちょっと私はわかりませんが量販するのか個販するのか、個販で言うていいのかな、わかりませんが、そういうあり方で販売面に非常に努力されておられる方もおります。とにかくいいものをつくらないと売れないというような状況というのは皆さん御承知のとおりでございます。いいものでも売れないという状況もありますけども、そういうところで農家の方を差しおいて私とその品種的なことを言うわけにはまいりませんが、そういう品種というんですかね、そういうのもJAあたりの指導をしながら取り組んでいかれるべきじゃないかなと思っております。それから、以前天水町のとときミカン園ではありますけど、ミカン園の石垣を非常にこういう集団の石垣は少ないんだということを言っておられた当時の議員さんがおられます。そういうことでそうなんだなとその当時は思っておりましたけども、そういうことも含めまして農家に都市圏ある

いは近郊から呼ぶというような形の方策を今後やっていかないかいけないのかなというふうには思います。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） グリーンツーリズムについて研究をしていったほうがいいんじゃないかという質問に対して、お答えをお願いします。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 研究していく必要があると思っております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ありがとうございます。

先ほど前田議員の質問で特別顧問の話がありましたけども3名いらっしゃるということでしたけど、せっかくなら各旧町に1人ずつ選んでいただいたらもっとこの天水の状況というのを、ミカン農家の現状というのが人の耳にも入ったんじゃないかなというふうに思います。岱明はまだ玉名に近いんですけどやはり玉名の中心部から遠くなりますと情報が入りませんので、ぜひせっかくそこにいらっしゃる副市長は地域の情報をつかんで市長のほうにも情報提供して行って安心して暮らせる玉名をつくっていただきたいと思います。何回も申し上げますけども例えば部活している人がどこかに大会に九州大会とか行くとですね、カンパしてくださいとか買ってくださいとか来ますね。そうするとノリ買ったり、ラーメン買ったりするわけですけど、それと同じじゃないですか、ミカンが売れ残って、ミカンがなかなかはけなくて困っているんですよと言ったら市長が職員に、だからちょっとお歳暮のときにみんな買ってくれないとか、市長訓示で言われて職員があちこちお歳暮で送るとか、そういう玉名市の市政であってほしいし、職員であってほしいなということを思います。ミカンに限らず市民のための職員だと、市民のための役所だという、そういうことを忘れないでいただきたいと、このことを受けて思います。あとは5割の方が収入が5割以下で給料が半分になると、そういう方ほどのくらいいるのかという実態はぜひ調べていただきたいなというふうに思います。本当に喜んで私たちはボーナスをもらって、いただいていいのかどうかという、そういうふうな現状じゃないかというふうに思います。私が就職した年は岱明町は1回昇給ストップというのがありました。なんか財政が厳しかったんだと思います。やはりそういうことで市民の暮らしが苦しいと職員もそれに心を、気持ちを合わせていかないといけないんだと。そういうことを合併したからこそ職員にしっかり伝えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） では、市民目線の本気度を伺うということで。

実は、去年の12月議会るとき私は再質問ほとんどしなかったと思うんですけど

も、それはやはり私の思いを熟慮していただきたいという思いで再質問しませんでした。そして、3月議会にもう一度聞いてみようと思いながら12月議会は質問したわけでございます。そこで、次について私が12月議会で述べましたことをどのように3カ月間熟慮して、そして今度4月からの施策に反映されたかということでお伺いいたします。一部ですね、余り質問していないものも含まれているかもしれませんが、改めてお伺いします。

まず1点、定住促進のための新たな施策をとということですが、前回移住希望者から生活環境の利便性が高いことと、一体となる活動の場があることを求める声があるということをお伺いしました。それに対して市としては、交通インフラ、教育、子育て、福祉、介護といった生活全般における利便性の高さをアピールポイントとして玉名への移住、定住を推進しているという回答でした。そこで、補助金を使って転入された方々に玉名に越してきて何がよかったのか、何が不便だったのか、アンケートをとってはいかかかと申し上げたかと思えます。そこでこのアンケートについてお伺いいたします。

2点目は、セルフケア能力を高める健康づくりの施策についてです。

国民健康保険は、10年後も今のサービスを継続できるのだろうかというふうな状況の中で、12月議会では私なりの考えをるる申し上げましたが、このことは国中を挙げて議論していかなければならないことですが、住民は行政頼み、そして行政は国頼み、だれも真剣に議論しようとはしていないというそういう現状ではないかと私は感じております。すべてのことにおいて依存社会、だれかがしてくれるだろう、そういう社会になってきているというふうに感じております。そこで私が12月議会で述べましたことをどのように受けとめて施策化されたかをお伺いいたします。

3番目、親が育つ子育て支援策についてです。

一昔前は「女・子ども」という言葉で一くくりでこういう言葉が使われていました。女性と子どもは半人前ということで、男性社会では一人前に扱われていないそういう時代がありました。ところで、「ヒトが人間になる」という本があります。これは30年以上前に出た本だと思います。その人がいわゆる動物としてのヒトが人間になる道筋を共に歩くのが主に母親です。子育てというよりもこれは人育てと言いかえたほうが価値が上がるのではないかとこのところ思っているところです。そこで、ヒトが人間になる導き手の親が育つ場はあるかとその支援策についてお伺いいたします。

4番目、介護予防について、対策と目標です。

12月議会で私が申し上げたことは、90歳でも95歳でも元気である老人を広報でも紹介して、年をとっても元気で暮らせるのだというイメージを市民に持てるようにしてはどうかということをお伺いいたしました。そして、またやはり介護保険の逼迫した状況を市民にお話していただきたいということも申し上げたと思えます。そして、認

定率を低いところもあるわけですから下げるように努力していただきたいということを3点申しあげました。このことについて新年度はどのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の定住促進のための新たな施策についてお答えをいたします。

議員のお話のアンケート調査につきましてでございますが、実際に本市に移り住まれた方々の意見を施策の参考にすることを目的に定住促進補助金の交付決定者に対するアンケート調査を転入の翌年度に毎年度行なっております。議員もおっしゃられたとおり、12月議会でも一部そのアンケートの内容を紹介をいたしました。今回は別の結果の中身を回答したいというふうに思います。アンケート調査のうち、転入してよかった点という設問では、「人がよい」、「交通の便がよい」、「食べ物がよい」、「生活の利便性が高い」、「自然性が豊かだ」などの意見が多く寄せられているところでございます。常々申し上げておりますけども定住促進に関しましては、本市に住みたいと感じてもらい、そして住んでよかったと思ってもらうことが大切であります。そのためには市の魅力やイメージを高め、全国に発信することが必要でありまして、全庁一体となって取り組むべき施策であるというふうに認識をしております。移住相談窓口であります企画経営課におきましては、現在空き家バンク制度、お試し暮らし事業、定住促進補助金等を通じて取り組みを進めているところでございます。アンケートでの意見を初め、移住希望者からの実際の相談内容を参考にしながら、来年度で終了いたします現在の補助金制度の見直しについても平成27年度で検討してまいりたいというふうに考えております。また今申しましたとおり、現制度の補助制度は平成23年度から来年度平成27年度まで5カ年の制度として今運用をいたしております。12月議会の近松議員の質問の中でもっと突っ込んだアンケートの内容をしたらどうかというふうな御指摘がありました。当然覚えております。その議会後、担当係とその話をいたしましたけれども、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の補助制度でありますので、同じ比較ができるようなアンケートの内容がいいのではないかとこのところ、平成27年度までは現在と同じようなアンケート内容を実施したいというふうに考えております。それから、平成28年度から新たな定住に関する補助制度を考えておりますけれども、それにつきましては、今度は例えばもっと個人情報まで突っ込まない程度の、ある程度の突っ込んだ、定住されて来られた方の突っ込んだ意見をアンケートとして聴取したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 近松議員のセルフケア能力を高める健康づくりの施策ということでの御質問にお答えいたします。

具体的に一つの例でございますが、現在国民健康保険事業特別会計こちらのほうで20年以上続けておりました玉名市健康大学校でございますけれども、この2月をもって閉じ、平成27年度からは九州看護福祉大学、日本健康運動指導会との産官学協力連携によります新規事業として新たにスタートすることを予定しております。具体的には国保運動実践講座と題して、日ごろ運動不足と感じておられる国民健康保険者を対象に生活習慣病や関節痛予防に効果的なプログラムでの内容を企画し、運動、栄養、健康の面からサポートができるように考えているところでございます。また、受講に先立ち一人一人のセルフチェックを行ない、内臓脂肪や筋肉、脂肪バランス、骨量、それから基礎代謝量、身体年齢を知ることから始め、この講座終了時にはどれだけの効果があったか確認を行なうメニューも予定をいたしております。同時に自身が自覚する身体の変化、例えば腰やひじの痛みなど関節痛が軽減されたかなどについてもアンケートを実施し、その効果を評価したいと考えているところでございます。もちろん運動習慣は短期間で飛躍的な効果を上げることは困難な部分もありますので、講座終了後にはそれぞれ自主講座へ移行していただき流れをつくり、長期的な運動習慣の定着によって自分の体は自分で守るという考えを持ち、健康に過ごす方々がよりふえていくことを考えております。

それから、親が育つ子育て支援策ということでの御質問でございますけれども、本市では子育て中の親子が気軽に集い、相談や育児の情報交換をすることで子育て不安の解消や仲間づくりを進める場を提供する子育て支援センターを市内6カ所設置しており、母親の癒やし、教養のための講座、食育に関する料理教室などを開催しております。さらに今年度より県内には先駆けて利用者支援事業を2カ所の支援センターに置いて委託し、子育てコーディネーターを配置して、子ども及び保護者の方が教育、保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように子ども・子育てに関する総合窓口としての機能を持たせております。また今年2月にはパソコンや携帯端末から必要な情報を収集、検索できる子育て応援サイト「たまログ」を開設し子育て情報の環境が整備されたところでございます。今後は玉名市子ども・子育て支援事業計画において質の高い教育、保育や子育て支援等の推進の項目どおり、市内2カ所の利用者支援事業所を核として地域子育て支援拠点事業所や地域の子育て支援サークル、ボランティア団体等とのネットワークを強化し、具体的には親子の講座、親子の癒やし、教養講座、食育講座などの充実を図り、子育ての中の親子の子育てをしている仲間同士みんなが楽しみ、考え、

支え合っている場を提供することで親が育つ子育て支援策を推進してまいりたいと考えております。

最後に介護予防対策と目標ということでの御質問でございますが、現在玉名市では介護状態にならず自立した生活が送れるよう介護予防事業を実施いたしております。一般高齢者を対象とした身近な地域の公民館での1次予防事業「いきいきふれあい活動」や「ゆた〜っと元気体操教室」、また虚弱な高齢者を対象とした2次予防事業「特とく教室」を4自治区で実施をいたしております。平成26年3月末時点の第1号被保険者の認定者数は4,405人となり、認定率は21.6%であります。認定率は県下の20.2%より高い状況であります。平成24年度から平成26年度までの第5期においては、平成24年度21.4%、平成25年度21.5%、平成26年度21.6%と0.2%の微増にとどまり抑制されつつございます。校区別に見てみますと最高の28.9%から最低の17.6%と認定率のばらつきがございます。この校区での認定率の違いを分析いたしてみましたけども、地域で介護予防事業実施率や通所サービスの事業所数、そういう事業所数では校区の認定率との関係性を見出すことはできず、また年齢構成や高齢化率の影響を配慮した過去5年間の新規認定者の発生状況を見ても認定率の高い校区とは別の校区が高い発生状況になっているような状況でございます。さらに要介護3以上の重度の発生状況も違っており、要介護状態になる原因疾患など壮年期から健康状態も関係する上、なかなか認定率を指標としての事業評価が難しい現状でございます。また通所サービス事業の事業所の数は玉名圏域でこの3年間で13事業所ふえ、第1号被保険者10万人当たりの通所サービス事業所の数は県平均を上回っており、介護サービスの利用環境も異なっている現状があります。今後地域での認定率と介護予防事業の効果についてさらなる検証を進め、総合的な分析をしていく必要があると考えております。また、平成27年4月からの介護保険制度改正にあわせ第6期介護保険事業計画において要支援1、2の軽い介護の方々をこれ以上の悪化を防ぎ、さまざまな個人のニーズにあった生活支援、介護予防サービスを提供できるよう、その体制を早急に準備していくこととしております。国は高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することは大切であり、特に社会参加、社会的役割を持つことが生きがいつくりや介護予防につながるという方向性を示しております。従来の介護予防にはなかった「生涯現役」、「社会参加」というキーワードを介護予防に融和させて元気老人が介護予防の担い手となることが想定されているところでございます。介護予防事業にとっても幅広い内容が含まれており、それぞれの価値観を持つ高齢者が自分の人生を謳歌できるよう高齢介護課を初め、社会福祉協議会、生涯学習などさまざまな分野で展開することが必要と考えられます。平成27年度から実施する生活支援体制整備事業において高齢者の実態や不足するサービスをさらに把握

し、さまざまなニーズに対応できる介護予防サービスの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 丁寧に答弁ありがとうございました。

まず定住促進につきましては、平成27年度までは従来と同じ形でしていくけども、その後新たに考えてくださるということでしたので、ぜひよろしく申し上げます。何を選んで玉名に来たのかということ大事なんですよね。玉名に来たら人がよかった、食べ物がよかった、それもわかりますけど、いろんな大牟田でもいい、それから大都市近辺、福岡近辺でしたら便利などたくさんあります。自然が豊かなところも沿線たくさんあるわけですね。非常にそれに勝つ魅力が玉名に何があるかということになりますと、私としてはやはり行政サービスしかないんじゃないかというふうに思っているわけなんですけども、じゃあ補助金受けて来た方は何が魅力で来たのかということがしっかりわかるようなアンケート調査をお願いしたいと思います。熊本に住んでいたけど子どもが学校に行くようになったから親の側に家を建てるというのでそのお金使ってきたような方もいると思うんですね、その辺の違いがはっきりわかるように。これから何の施策をすればいいのかということが見えるような調査をぜひしていただきたいというふうをお願いいたします。

それから、次にセルフケア能力を高める健康づくりについては、今までの自主グループにして、また九州看護福祉大学にお願いして運動実践講座をしていくということですので、またそれを自主グループに立ち上げていくということですので、本当に自主グループをどんどんつくっていくということが行政の効率もいいし、お金もかからないし、一番大事なことですので、ぜひその方面に進めていただきたいなというふうに思います。それとともに医療費の現状というのを、この間は健康大学で話しています、みたいなことでしたけど、やはり区長なり民生委員なり健康大学に来ている人とかじゃなくて、あらゆる場面でもう医療費というのは危ないですよというようなことは危機感をぜひ伝えていただきたいというふうに思います。介護保険についても同じです。

それから親子が育つ子育て支援策につきましては、玉名は子育て支援センターに非常に力を入れておられまして、玉名に住んでいるとこれが当たり前みたいに思うんですけども、荒尾はそんなじゃないそうなんです。だから荒尾の方が結構民間でしている子育て支援の場所に来たりしているので、そういう意味で玉名というのは、非常にこの子育て支援センターの活動というのは活発で非常にいいことなんじゃないかなというふうに私は思っております。さらに加えて今言ったような癒やしですね、なぜ虐待するかといえばやっぱりされているんですね。それは、親と同居していると親の目もあります

し、それから負担も少ないから出ないんですけども、1人で育てていると自分がされたことをそのまましちゃうんですね。じゃ、されたときの苦しみ、悲しみをどうやって取り去っていくかということ、ただおしゃべりしたり何かして楽しいだけでは取れませんが、母親の心の癒やしというのが根本的な解決になりますので、ぜひ根本的な解決にも予算を使っていたらいいと思います。この間保健センターのほうで、赤ちゃんカウンセリングをしている「だっこ法」の講演会がありまして涙流さんばかりにお母さん方感動したと思いますけども、本当に琴線に触れる、本質に触れる事業をぜひそこに今度はさらにお金を使っていたらいいということで私は要望しておきます。

それから介護予防のことですね。どういうことしたら認定率が低いのかかわからないということでしたけども、私が質問したことをきっかけにそこまで詳しく、詳しくいろいろ御検討いただいたこと調べていただいたこと本当にありがたく思います。本当に難しいと思うんですけども、私が前調べたときは高道とか鍋とか少なかったんですよ、この17.6%に入っているのは岱明町でしょう。で言いたいんですけど、やはり市長、公民館活動が活発だからだねと私はこれを思っているわけですが、若いときからの社会参加ということが影響しているのかなというふうに思っていますけども、大変だと思いますけどもこの間の12月議会で前川部長が今日も言われましたけども、やはり従来の介護予防じゃない、やっぱり生涯現役をつくっていくといけないということをおっしゃったけども、他の課と協力してそういうことを考えていただかないかというふうに思います。じゃ、この4つのくくりで市長にお伺いしたいんですけども、先ほど申し上げましたように定住を進めていく、定住化に力を入れていくというときに福岡近辺をいろいろ見ますと、玉名だけが魅力というのは何かというと非常に地理的条件としては、私は現実的に難しいというふうに考えている中で、先ほど申し上げましたように行政サービスならできると、差別化ができると思っているわけなんですけども、市長としてこの行政サービスは他の地区に負けないと、定住促進の目玉になると考えてされている施策がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 定住のための施策は、もうたくさんございますので、どれがというふうに限定づけるというようなことはできませんけども、今補助金を出している部分につきましては、確実にふえている部分じゃないかなというふうに思っております。そして、また福岡等々につきましては、地理的には非常に1時間程度で来られるというふうな状況ですので、非常にそういう面ではいいのではなかろうかなというふうに思っておりますので、福岡からこちらに来るという中ではやはり住みやすいという部分は田舎的なところも持っておりますし、また都会的な機能もあるというような両面が私は玉名の魅力じゃないかなというふうに思っております。そして、またこの新幹線がありま

すし、新幹線の近くには温泉もあるということで、先ほどのアンケートの結果でありましたように人柄いいというようなところも、そういうところも一つは定住のための要素じゃないかなというふうに思っております。いかにしろ、いろいろな施策をしながら定住促進のための要素じゃないかなというふうに思っております。いかにしろ、いろいろな施策をしながら定住促進のためにいろいろやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 市長、私が申し上げましたのは、残念なことにこの新幹線沿線をいろんな町を見ますと自然豊かなところはいくらでもあるんです。新幹線の駅があるところもあるんです。そして、温泉があるところもあるんです。この中で玉名を選んでいくためにはやっぱり行政サービスかなとそういうふうに私は思っているわけなんですけども、住みやすさですね、子育てだろうと介護予防だろうと元気づくりだろうと、そういう面で市長としてはこのサービスは、市民サービスは荒尾に負けないですよ、大牟田に負けないですよ、どこにも負けないですよ、と思って力を入れているところがございますかということでお伺いしたわけでございます。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） よそに負けないようにそれぞれに皆さん各自治体は努力をしているというような状況でございますので、子育てのためには今中学校までの医療無料化にしているということもよそには負けない部分じゃないかなと思いますし、行政サービスもそうですけども、ありとあらゆるところが負けないようにするためには、やはり私はこの住民サービスをよくするというようなことにおいては、今投資的な経費が約40億円ぐらい毎年あると。今年度ちょっと突出しておりますけども、そういうものをこれからも続けていくということは、経済的といいますか、投資的なところではそういう住民サービスができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よその自治体に負けないようにということで、一般質問等々でございますようによその見学をしてきていろいろ勉強されてきて一般質問にも出てくるようによそには負けないような施策はそれぞれに努力は職員ともどもと一緒にやっているということでございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 職員数が限られている中で非常に難しい問題なんですけども、サービスがよそより勝っているか負けているかということは非常に難しいんですけど、子育てで世代に日本一やさしいまちであるとか、それから生涯現役日本一の町だとか、そういうふうなことを打ち出して、すべての課がそれに向かって元気な町をつくっ

ていくと、誇れる町をつくっていくというふうにしていただきたいなと思います。今日のははっきりお答えいただけませんでしたけど、これを機会に全職員の方が考えていただきたいなというふうに思います。では、後半に移ります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） ライフステージごとの生涯学習計画についてです。先ほどの前川部長の回答にダブりますけども、12月議会で前川部長が介護予防についてですけども、社会参加や社会的役割を持つことが生きがいきづくり介護予防につながるというわけであり、従来の介護予防にはなかった「生涯現役」、「社会参加」というキーワードを介護予防に融和させ自立支援に発展させていくことが今後の重要な課題になってくると考えていますと立派な答弁をされております。そして、私は医療費の問題から健康だけが生きがいの人生ではなくて最後の最後まで社会の中で交流を楽しみ、社会貢献して最後の最後まで燃えて生きることができる環境づくりが大事なのではないかと申し上げました。そして健康づくり、そして介護予防、医療費の問題というのは生涯学習の担当者と一緒に考えていくほうがよいのではないかと申し上げたと思います。そこでライフステージごとの生涯学習計画を考えていただきたいと12月議会で発言しております。特に定年後第2の人生を歩むに至っての生涯学習計画というものについてお伺いしたいと思います。

次は、生ごみ堆肥のことですけども、同じように12月議会で硝酸態窒素のことをお伺いいたしました。フランスでは数年後には家庭菜園においては、確か農薬の使用が禁止されると化学肥料もそうだったかちょっと今覚えありませんけども、そういうふうな時代になってきております。硝酸態窒素で地下水汚染しますともうどうしようもない事態になってきます。しかし、家庭の生ごみを使えば無農薬で家庭菜園もできますし、また子供たちがやっぱり微生物という命の循環を学ぶこともできます。そして、またきょう出ました東部の焼却場に対して非常にお金がかかるということでしたけども、私は、生ごみは全部ごみに出されないならあれは東部の分は新たにお金をかけなくてもクリーンパークファイブで済むんじゃないかということを常々考えております。ですから、本当に我が家のこととして考えるのであれば、この焼却ごみの減量、生ごみの減量にやはり全力を挙げないといけないのではないかと思います。そういうことも含めて来年度はどのように進めていかれるのかをお伺いします。

7番、予防接種被害の対策、被害の把握と予防接種を拒否する保護者への反応ということですけども、私もちまたにいますと予防接種についていろんな声が聞こえてきます。インフルエンザの予防接種をしてから非常に具合悪くなって大変だったとか麻疹の予防接種をしたのにすぐはしかにかかってしまって、それも軽く済んだわけじゃなくて大変だったし無駄だったということとか、いろいろ声が聞こえてきます。このような声

がどれだけ行政に上がっているのかなと疑問に思うところです。そして、また12月議会で申しあげましたように、子供への予防接種の種類がどんどんふえてきています。この間お伺いしたところ病気で乳児の死亡はなかったということでしたけど、病気がその死亡があったわけでもないのに何であれだけの予防注射がふえるのかというのが私は非常に疑問であります。また私だけではなくこのような趨勢に対して懐疑的な保護者は非常にふえていまして、今ネットでいろんな裏表の情報が入手できる時代でございますので予防接種は受けないという選択をされる保護者もふえてきております。また、玉名市ではそういうことはございませんけども、そういうネットの中で、他の地域では非常に保健婦が怖いと、受けていないと非常に怒られると、そういうふうな声も聞こえてきますので、玉名市としてはどのような対応をされているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に市民の力を発揮できる環境づくりということで、これはずっと言っていることでございますけども、婦人会もなくなり、老人会も衰退してきており、推進員みたいな地域の組織も合併したことでなくなってきました、身近なところで開催される講座も少なくなってきました。そこで、地域での人と人が分断されてきていることを肌で感じています。婦人会があったならもっと女性議員も出せたんじゃないかなというふうなことも感じています。このような中で時間的にも経済的にもゆとりのある方は地域を越えて趣味の活動で楽しんでいる方もいらっしゃるわけですが、このようなゆとりある年代の方はもっと今まで積み重ねてきた力を発揮できる仕掛けといたしますか、そういうものが地域の活力を生み出す環境として非常に大事ではないかと思っております。そういった意味で市民の力を蓄積してきた力を地域に発揮できる環境づくりとしてどのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 近松議員の市民目線の本気度を伺うの中のライフステージごとの生涯学習計画はということについてにお答えいたします。

昨年の12月議会におきまして、ライフステージごとの生涯学習計画をつくっているのかとの御質問に対し、公民館活動の中で子どもからお年寄りまでの講座を考えることだ第一であると考えておりますと、それぞれのライフステージごとの計画につきましては、策定しておりませんというふうにお答えをしたところです。その後の取り組みについてお答えをいたします。

本市では、玉名市総合計画において「人と自然が響きあう県北の都玉名」という将来像を掲げるとともに、教育分野では人を育むまちづくりを基本目標に学校教育の充実と社会教育の充実など諸課題に対応するため施策を進めており、玉名市教育委員会にお

きましても教育振興基本計画を策定しておりますが、第1期計画が平成22年度から平成26年度までを計画期間としており、本年度をもって第1期計画が終了するため、現在第2期計画の策定作業を進めているところです。第2期計画策定に伴い、平成26年9月に実施しましたアンケート調査、調査依頼数は810人、回答者は472人、回答率58.3%のこのアンケート結果を踏まえ、皆さまの意見を反映した計画づくりを進めているところです。計画策定にかかわるアンケートの中で公民館講座の内容についての質問も実施しております。アンケート回答者472人中159名の方が公民館講座の参加経験があられるということで、その参加者のほうで「おおむね満足」というのが94.3%、「満足していない」というのが5.7%の評価をいただいていることがわかりました。また、公民館等の講座に参加する主な理由としましては、「趣味」が12.2%、「体力、健康づくり」が8.1%、「生きがい」が6.1%、「仲間づくり」が4.4%の順になっており、さまざまな理由で講座に参加されていることがわかります。また、参加してみたい講座の分野については、「趣味や芸術の知識・技能」40.5%、「健康増進や生活習慣予防の知識・技能」34.3%、「家庭生活に役立つ知識・技能」27.5%の順になっており、実生活に直接かかわる知識や技能への関心が高いことがわかります。

次に、講座参加への妨げになっていることということで、その上位3項目は「仕事が忙しい」56.3%、「講座や教室の時期、時間が合わない」37.2%、「希望する講座や教室がない」32.8%であり、また生涯学習環境で不足しているものについての質問では「講座、講演会、イベントなどの開催数」というのが37.1%との回答が最も多い結果となっております。この調査結果を今後の公民館講座に生かし、これまでの趣味、実用講座のほか現在の課題であります健康づくりと介護予防に関する講座や環境問題に関する講座、現在の情報化社会に対応するためのパソコン講座、子どものおやつを考える講座などの開催を計画中であります。また、講座に参加しやすいように土曜、日曜や夜間の講座を設定し、市民の皆さんが参加しやすいように学習時間帯の配慮にも努め、市民のニーズにあった、そしてライフステージに応じた講座を提案し、充実した公民館講座の開校に努めていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） 近松議員の生ごみの堆肥化と家庭菜園づくりをどのように進めるかについて御質問にお答えします。

生ごみ堆肥につきましては、平成27年度も継続して生ごみ処理機補助金の交付を行ない、ごみの減量化による地球温暖化対策の推進や肥料の適正な使用の推進により地下水の保全を図っていきたいと考えております。家庭菜園に関しましては、過剰な肥料

の施用による地下水汚染が懸念されております。県では化学合成肥料や化学合成農薬を削減し、安心・安全な農産物を生産、供給するとともに地下水を初め、自然環境の保全を行なうことを目的とする環境に優しい熊本グリーン農業を実施されており、市といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、水質汚濁防止法に基づき県が実施している水質検査への協力等を今後も継続して行ない、地下水の保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 予防接種被害の把握と予防接種を拒否する保護者への対応についての御質問にお答えをいたします。

まず、予防接種被害の把握につきましては、平成25年3月30日付の厚生労働省からの通知により、定期の予防接種による副反応の報告等の取り扱いに沿って行なっているところでございます。予防接種法施行規則第5条では、予防接種の種類により接種後一定期間内に発生したアナフィラキシーやけいれん等の症状について報告基準が規定されており、それに沿って診断した医師等は速やかに独立行政法人医療機器総合機構へファックスにて報告することが義務づけられております。その後、厚生労働省から県へ、そして予防接種を実施した市へ情報提供が行なわれることになっております。また、予防接種を受けた方や保護者から保健センターへ相談がありましたら、本人や保護者の了解を得た上で医療機関との連絡を取るよう配慮し、被害把握に努めているところでございます。また、予防接種を拒否する保護者への対応につきましては、平成6年の予防接種法により、定期接種においては予防接種を受けるように努めなければならないという努力義務となりました。本市では、保護者に対して予防接種は感染にかからない、もしかかっても症状が軽くて済む、周囲の人にうつさないなどの目的や接種の方法の周知啓発を行ない、接種勧奨に努めているところでございます。しかしながら、保護者の予防接種に関してもさまざまな考え方もあり、保護者の意向を尊重し、実施しているところでございます。今後保護者への対応に関しましては、職員間の意思統一を図り対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 御質問の市民の力が発揮できる環境づくりについてということで、教育委員会の立場からお答えいたします。

これも昨年の12月議会におきまして近松議員より玉名市には経験豊かな人材がた

くさんいらっしゃるので、その力やエネルギーを存分に発揮できるようなまちづくりを行なっていくことができるような学習環境づくりを考えていただきたいということにつきまして、その後の市の考え方につきましてお答えをいたします。

市民の力を発揮するための環境づくりについて、社会教育の立場から申し上げますと公民館活動がございます。公民館は社会教育機関として学びを通じて人と人をつなげ、地域のきずなを深めるというコミュニティづくりの拠点としての役割を担っております。また、個人が学習し、学んだことを発表する場を提供することで大きな励みになり、生涯学習に対する意識を高め、講座への参加を促進するとともにさまざまな経験や知識等が社会の中で循環し、それがさらなる想像を生み出すことにより社会全体が発展していくという「知の循環型社会」を築いていくための礎としての役割がございます。市内にあります4公民館は、公民館の施設管理運営や各種講座の開催、支館を初めとする地域活動団体等の支援や連携調整などの事業を行なうほか、公民館活動に参加された多くの人たちが培ったスキルや経験、人間関係を生かし、ボランティア活動、地域づくりを推進していくための担い手育成の場として地域で活躍していく人材を育てていかななくてはならないと考えております。そのためには、町内各課などと連携し、地域課題や生活課題の解決に向けた学習機会の提供に努め、市民の力が少しでも発揮できるように市民のニーズを把握しながら学習環境の整備、学習の機会の充実、学習情報の提供に一層努めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民の力が発揮できる環境づくりに関する御質問で企画経営課として地域づくり、まちづくり関係の所管としてお答えをいたします。

まず、人材育成基金助成金及び今年度から事業を開始いたしました「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」について、それぞれの今年度の実績をまず申し上げます。人材育成基金助成金の今年度実績は、海外研修参加が1団体2人及び1個人で交付確定予定額が22万7,000円、国内研修参加が3団体51人で交付確定額14万1,000円、研修会の開催が1件で交付確定予定額10万1,000円、年度合計46万9,000円の交付確定予定額となっております。また、「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」の今年度実績は採択事業が23件で交付決定額441万5,083円でございます。

次に、助成金、補助金を利用した人が、その後どのように地域に生かしているのかということについて御報告いたします。助成金、補助金を利用したことが地域にどのような形で役立てられているのかということは、人材育成助成金を利用して研修に参加された方につきましては、国内研修であっても海外研修であってもそれぞれ参加者みずか

らが学んできた知識、技術を各団体や地域に持ち帰り、研修参加に伴う成果発表会を開くなどして広く所属団体や地域住民に伝える活動、情報提供をすることで参加者個人にとどまることなく、新たな知識や技術として活用され、地域の活性化に役立てられています。また、研修会の開催に係る助成金を利用した団体は、玉名市の未来を担う子供たちに学校では味わうことのできない教育の場と社会の流れや予算の仕組みなどについて学ぶ機会を設けることで、子供たちがみずから挑戦する力や考える力を引き出すきっかけづくりに貢献できているものと認識をしております。参加した子供たちにとっても有意義な体験の場となったというふうなことを聞いております。また、「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」は、今年度初めて結成した団体、以前からまちづくり活動を続けている団体、NPO法人などなどさまざまな団体に活用をいただき、幅広いまちづくり事業に取り組んでいただいております。その取り組み事例を数点紹介いたしますと地域コミュニティの活性化を目的とした大浜町青年地域活性化推進ネットワークによる、20年ぶりに復活した大浜ふれあい祭りの事例でありますとか、少子高齢化が進展する中、妻を介護した玉名市出身の詩人坂村真民氏の詩集の編集、配布事業。さらには地域の景観保存を目的とした大浜の松原を実現しよう壮年の会による松原公園の復元事業等がございます。このように「キラリかがやけ玉名づくり応援事業補助金」により、まちづくりや地域の活性化への取り組みの起爆剤となったことともに地域への大きな役割を果たすことができているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 今、企画経営部長からこの補助金を利用した団体の報告がありました。とても興味深いことだったんですけど。これは成果発表会とかされるんですか、それとも冊子をつくって報告をされるんですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今の御質問でございますけど、まだ今年度始めたばかりでございます。それで前回の「21の星」事業、前回はなっていましたまちづくり事業ですけども、そういったときには報告会等検討いたしておりましたけども、そういったところも大事かなと思いますので、ちょっと検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） とても興味深いそれぞれ活動をされていますので、ぜひ報告会なり冊子をつくるなりお願いしたいなと思います。

それから生ごみ堆肥については、処理機を販売するだけでは使い方がわからないん

ですよ。だから講習会というのを開かないとこれふえないんじゃないかと私は思っているんですけども、その辺も今後検討していただきたい。本当の使い方を知っている人はあんまりいないと思いますよ。ただためるだけに使ったりですね、久留米がとてもよくやっていますので、久留米市の環境整備課みたいなところに問い合わせてもいいと思いますし、ぜひ講習会をしていただいたほうがいいんじゃないかと、その販売を施策とするならですね、そんなふうに思います。

それから、予防接種においては努力義務ということですので、強制ではないということですので、ぜひ担当者が一つの気持ちで対応していただきたいというふうに思います。そして、また予防接種の被害についてはなかなか表に出ないものがあるみたいですので、そういうことも結構多いみたいだということをお心において機会あったらそういうことに耳を傾けていただきたいということと、やはりこの間申し上げた添付文書というのはインターネットで簡単に出ますので、インフルエンザ添付文書と出しますとインフルエンザの予防接種でどのくらいの率で副作用が出るかということ、どのワクチンについても出ますので、それをまず各担当者でもう一度きちんと確認していただきたいなと思います。私からしますとインフルエンザの予防接種の添付文書を見ますととても怖くて受ける気にならないとそういうふうな状況でございます。

それから、市民の力が発揮できるまちづくりについては、企画のほうでもいろいろ取り組まれてうまくいっているということでございます。生涯学習も非常に少ない人数の中で頑張っておられるということを私も肌で感じております。ただ、今後市民のニーズが多様化していく中で、そして市の予算はあまり多くできない。多分学習の講師謝礼なんかあまりふえていないと思うんですよ。人がなくてお金がない中でどうしていくかということになるんですけど、私は、今後はやはり市民みずから自分たちがお金を出して勉強するとか、市民みずから企画をするとかそういうふうな形になっていかないと行政ではやっぱりもう限界かなと、この人数と予算でするのは限界かなということも一つ考えております。そういう意味で、市民の力を発揮できる環境として、発揮できる場というのが大事なんですね、場所ですね。何をというものとそれから場というのが大事なんですけど、そういう意味で今また施設に戻りますけども、一番よく回転がいいのが市民会館と、市の直轄ではないですけども、市長もかかわっておられるから御存じだと思いますけども大麻会館なんですね、大麻会館が飛び抜けて利用されているんですよ。だから市民が活動する場として飛び抜けて利用されている。文化センターが近くにありながら文化センターはがら空きでもう大麻会館はなかなかとれないぐらい使われている。これ企画経営部長、御存じですか、こういう実態とか理由とか。もし御存じでしたらお願いします。御存じでなかったらいいですよ、市の直轄じゃないですから。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 大麻会館の件でございます。存じておりません。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 大麻会館と市民会館がどうして飛び抜けて利用が多いか、特に大麻会館が利用が多いかという、大麻会館は有料の催し物でも貸すんですよ。市民会館もそうなんですけども、市民会館は無料の催し物のときには例えば1,000円だけども、お金をとって講演会するときは2,000円になるんですよ。つまり部屋代が倍になるんですけども、大麻会館の場合は有料でも無料でも変わらなくて安いということから大麻会館の利用率というのはものすごい、午前、午後、夜、すごい利用率です。何を言いたいかといいますと、市民が力を発揮できる環境づくりとして補助金を出して、市の予算を出してするのもいいですけども、これからの時代というのはそれぞれノウハウを持っていて自分でパソコンでチラシもつくって、そして自分の能力をいろいろつくったものをわずかのお金でもいただいてこういう講習会もできる人もふえているわけですから、その方たちがやっぱり使える場というのが非常に大事じゃないかなというふうに思っております。そういう意味でこのたび天水町から請願が出されましたけども、岱明町の今後の公民館のあり方にも関係しますけども、やはり公民館機能もありながらある一部は交流センターみたいな、お金をやっぱり扱える、そういうふうな施設をつくるということが私としては市民が本当に力を発揮できる、自分たちでチラシをつくって500円でこの勉強会しますけどどうですかというのが公民館ではできないわけなんです。そういうことがこれからの時代は非常に必要になるんじゃないかなと思います。特別委員会で見学に行ったときも公民館をなくしたところがありましたけども、植木などはこの部分が公民館、この部分が市民会館と1つの建物が2つに分かれていまして、ここを使うときにはチケット代を取っていいですと、ここを使うときはチケット代取ってだめですとそういうふうな仕組みになっていますけども、これからの施設というのはそういうふうな使い方もできないと、これだけのキャリアを持った市民が力を発揮する場所がない、建物がない、こういうことをもう一回御検討していただきたいというふうに思います。この際、天水地区の議員さん方もまたそれも執行部とともに考えていただけたらということをお私は思います。

以上、るる申し上げましたけども、12月議会で取り上げましたことをそれぞれ新年度の施策にできる限り反映してくださるということで、そのことについては非常にありがたいと思っております。また、きょうの発言を少しでもまた時間をかけて熟慮していただけたらと思っております。

これでおしまいにします。

○議長（作本幸男君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 5時31分 休憩

午後 5時44分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自由クラブの松本憲二です。皆さん大変お疲れではあると思いますけれども、きょうの最後でございます。今しばらくおつき合いのほどよろしくお願い申し上げます。

今日先ほどこの議場でも2時46分に黙禱をささげましたけれども、3月11日東日本大震災が発生した日です。あれから4年がたちます。復旧、復興も少しずつは進んでいるようですが、福島原発の廃炉に向けてはいろいろと問題が出ており、地元の漁民の方は憤りを感じておられるようです。一日でも早い復旧、復興を願います。また、熊本では嬉しい出来事がありました。2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップの開催地に熊本市にあります、「うまかなよかなスタジアム」が決定をされたということで、大会を成功させるためにも県民一体となり応援していきたいと思っております。

今年は、日本の戦後70年の節目の年になるということです。しかし、世界各地ではさまざまところで内戦が起こっております。最近ではイスラム国という報道をよく目にしますけれども、罪のない人を殺害したり許せない行為だと思っております。日本では、少年少女による凶悪犯罪の報道があっております。社会情勢が目まぐるしく変化をしていく中で、大人の私たちでさえ対応に戸惑う中に、子供たちはなおさらなのかなというふうに感じております。私たち大人がもう少し目配り、気配りをしなくてはならないと感じるきょうこのごろです。

本市におきましては、本年1月5日に新庁舎開庁式があり、新議場での平成27年第1回定例会が3月2日に開会しました。新議場での初めての一般質問ということで私も非常に身が引き締まっております。

それでは、通告に従い、質問をいたします。

先日の西川議員とちょっとかぶるところがありますけれども、私なりにサッカー場の建設についてお伺いいたしたいと思っております。

昨年8月に検討委員会が立ち上げられ、委員長、九州看護福祉大学副学長の安藤先生のもと5回の委員会が開催され、今年1月26日に建設案が提出をされました。しかし、2月27日に再度検討委員会が開催され、1月26日に提出された建議書から変更がなされ、市民の皆さまも3月5日の新聞で御存じだと思いますが変更がなされました。その変更された経緯を詳細にお伺いいたします。

次に、サッカー場の運営計画についてです。

新聞にも掲載されていましたが、人工芝が1面、それと普通の泥とといいますか、そういうサッカー場が1面、計2面のサッカー場を建設する案ということです。利用の頻度だったり、施設の維持・管理費、利用料金であったり、その辺の運営に関する計画や見通しがどういうふうになされているのかお伺いいたします。

次に、サッカー場の建設の目的についてです。

市長は、選挙時のマニフェストに市民サッカー場の建設を掲げておられました。建設に関しては、市長はマニフェストを実現するためだけに建設をされようとしているのか、それとも何か強い思い、目的を持って建設をされようとしているのか、その3点についてまずお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 松本議員のサッカー場建設検討委員会の建議書の変更についてということで、その経緯も含めてということですので、昨日の西川議員の答弁と重複する部分もあるかと思いますが答弁いたします。

1月26日に市長へ提出されました建議書の内容は、サッカー場を桃田運動公園正面進入道路南側及び桃田運動公園金栗記念広場の位置にそれぞれ1面、計2面を整備し、また桃田運動公園金栗記念広場にサッカー場整備とあわせて400メートルトラック、8コースの陸上競技も整備するということになっております。この建議書の内容は、桃田運動公園金栗記念広場に400メートルトラック、8コースの陸上競技場整備については、現在の広場を北側へ大規模に拡張しなければなりません。このことを市内部で精査する中で屋外トイレの撤去、北側の駐車場がほとんどなくなる、西側園内通路が野球場への通行ができない、広場のメインスタンドとトラック第8レーンとの距離が2.5メートル程度しか確保できないなどの課題が出てきました。これらの課題の中で、特に北側の駐車場はほとんどなくなることが大変重要でございまして、この駐車場は主に金栗記念広場の利用者及び隣接する野球場の利用者が駐車されておりますが、公園内の各体育施設の近くにはそれぞれ一定台数の駐車場があるべきだと考えております。このような課題を解決し、桃田運動公園金栗記念広場を拡張してサッカーグラウンドとあわせて400メートルトラック、8コースの陸上競技場を整備することは極めて困難であると考え、玉名市サッカー場建設検討委員会に再検討を依頼したものでございます。そこで、玉名市サッカー場建設検討委員会が2月27日に開催され、市が提示しました課題について御理解をいただき、検討委員会の検討の過程で示されておりました第2の案であります桃田運動公園正面進入道路南側の位置にメイングラウンドとサブグラウンドの計2面を整備する内容で、建議書変更の文書を3月3日に市長へ提出をいた

だいたところでは。

それから、建設後の運営計画についてということでございます。

まず、利用料金の設定につきましては、利用者に受益と負担の観点から施設の維持管理費の一部負担を求め、適正な利用料を設定したいと思っております。完成1年前ぐらいをめどに設定をしてまいりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の建設の目的についてお答えをいたします。

サッカーは世界各国において多くの競技者やファンがおり、日本代表チームはサッカー最高峰の世界大会でありますワールドカップに近年5回連続で出場をいたしております。日本各地におきましてもサッカーに対する関心が今後さらに高まるものと期待をされております。このような中に玉名市では、子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、競技人口は数あるスポーツの中でもトップクラスといい、今までにも公的なサッカー施設の建設について市民の強い要望がございました。そこで、玉名市が県下でサッカー場の公共施設を保有していない唯一の市であることなども踏まえまして市民サッカー場建設を私の公約に掲げ、建設実現に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

その検討委員会、1月26日に建議書が出される前に5回の検討委員会が開催されているということなんですけれども、その協議の中で今の金栗広場ですよね、それを北側に拡張すると、その会議の中に事務方サイドの方が入っておられたのか、おられなかったのか、もし入っておられるのであればその会議の中でそういう駐車場がなくなります、トイレもなくなります、野球場に行く道路もなくなりますということがどうして検討委員会の委員の皆さま方に理解をしていただけなかったのか、その辺についてちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 検討委員会、5回の開催をしております。その審議の中で金栗広場を拡張して400メートルトラック、そしてそこにサッカー場1面を整備することになると拡張することによって駐車場がなくなる、またトイレの解体、移設が必要になるというような課題については、当然説明をしております。事務局として入っておりますので、そういったところは説明をしております。昨日の西川議員の質問の中もお答えしましたが、その説明が十分にできていなかったということは反省をしている

ところでございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 説明をしましたがけれども、ちょっと説明不足でということなんですけれども、検討委員会の委員の皆さま方はじゃどうやって選定をされるのかというところをちょっとお伺いしていいですか。検討委員会の委員の皆さまがいらっしゃるじゃないですか、その検討委員の皆さま方というのはどのようにして選定をされておられるのかということをお伺いしていいですか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 選定委員会の委員の皆さんをどうやって選んだかということによろしいですか。

まず、学識経験者というところと各種団体、競技団体の代表、それと市長が選定する方ということで、そちらのほうは女性の方を1名と区長会のほうから1名、サッカー協会関係が2名、学校関係が2名、学校関係は校長会のほうからとPTA連絡協議会の方ということで設定をいたしております。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 九州看護福祉大学副学長の安藤先生が委員長ということで、5回の検討委員会をなされて、1月26日に建議書を1回目提出をされて、またどうしてもこっちの執行部サイドというか、市役所のほうで、それではちょっと納得できないということで2月27日にまた再度検討委員会を開いていただいたということなんですけれども、2月27日に行なわれた再検討委員会の中で、委員の中からは今までやってきたことはなんだったんだろうかというような、非常に残念というような言葉も聞かれたというふうにお伺いしております。その検討委員会は学識経験者だったり、市長が任命された人だったりというふうで入っておられますけれども、再検討委員会を開催していただくに当たりまして、市長のほうから、市長はどのようにその検討委員会に対して対応されたのか、市長、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の御質問にお答えをいたします。

今回のサッカー場の検討委員会につきましては、何度も検討いただいて建議をいただいたというような状況でございます。そのいただいたものにつきまして、いろいろ精査する中でやはり不備なところもあるなというような状況がございます。そういうものを考えたときに再度やっぱり検討していただかなければならないというようなことでございまして、当初スタートしたときにはサッカー場の検討委員会ということでございましたけれども、中間の中で400メートルの公式の競技場がよければつくってほしいというのが入りましたので、それも検討委員会の中で検討された結果、やはり無理があった

んじゃないかなというようなどころも考えるところではあります。今回のこういった建議をいただいた中で再度委員会をやり直していただいて、建議していただいたことにつきましては、本当に当局といたしましてもやはり説明不足だったということは否めないだろうということで、その辺につきましては、本当に申しわけないなとおわびせないかなんじゃないかなというふうに思っておりますけども、やはりこのスタートいたしましたサッカー場の建設ということでございますので、やはりサッカー場の建設にふさわしいところを求めているということでございまして、400メートルにつきましては、今回の建議でもありましたようにこれから検討するということで了解をいただいたんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

きのうの西川議員の質問の中で、教育部長の答弁の中にありましたように検討委員会では400メートルのトラックに関しては、どうしてもこれは外せないということで、それだけは残してくれということで、教育部長の答弁の中に400メートルは小学校の統廃合がなされた場合にそういうところにもという事の答弁だったと思っております。そんな中で一応サッカー場建設について、昨年の9月議会で玉名市陸上競技協会から提出された「陳第8号、サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を進める陳情」は、今現在、文教厚生委員会では継続審議というふうになっているわけですよ。陸上競技協会といたしましてもサッカー場を建設するのであれば、サッカー場は陸上競技場の中に1面入るというのは承知をされて陳情をされているわけでありまして、また小学校の廃校跡に400メートルトラックをつくったとしてもなかなか駐車場とかそういう面を考えますと、またスポーツ施設がそんなバラバラにあるというところはどこもないわけですね。そういう面も考慮していかないといけないんじゃないかと思うんですね。だから検討委員会を皆さまもその辺を考慮されてせつかく桃田運動公園に体育館もある、プールもある、野球場もある、そしてまた今度サッカー場を建設するのであれば陸上競技場もよかったら協議をして建設をしていただけないかという思いだったと思うんですね。そういうのを加味してきっちりそこでもうちょっと時間をかけて協議していく必要があると思うんです。何でも一緒だと思うんですね、小学校の建設にしましても、統廃合も時間をかけずにポンポン、ポンポン進めていくから、結局は平成30年の開校にプールが間に合わないだとか、体育館が間に合わないだとか、いろんな不備が出てくるわけですよ。今、議員の方々とよく話をするんですけども、サッカー場建設に対してだれもそんな全然反対じゃないわけなんです。皆さんもう少し時間をかけて、せつかく陸上競技場の中にサッカー場が1面できるのであればそういうことも含めながらも少

し時間をかけて議論をしていきながら建設に当たればいいんじゃないかというような考えをほとんどの方が思っておられるわけですね。だから検討委員会が始まってまだ7カ月余りしかたっていないのに、今回この3月議会で2,000万円の基本設計業務委託を計上されています。小学校建設の二の舞になるんじゃないかというふうに非常に心配をしているわけですね。市民がみんな安心して使える、そして市長が先ほどおっしゃいましたけれども、サッカー人口、ワールドカップ、Jリーグ、非常に今サッカー人気が高いです。それは私も十分承知しております。そういう中で、そしてサッカー場を運営していく、じゃ、市長先ほどおっしゃいましたけれども、市民がみんなで憩えるサッカー場もちろん必要ですし、せっかく11億円もかけてサッカー場を建設するわけですから、もうちょっといろんな方向の使用方法があると思うんですね。これは私ごとになるんですけども、うちの息子がいまして、今大阪の大学のほうでサッカーをやっております。この3月に入りまして、もう今大学春休みに入っております、宮崎のほうで合宿をやっております。宮崎の綾町、ここはJリーグも使うサッカーの練習というか合宿所みたいなものがあるんですけども、そこにうちの息子にサッカー場建設に対してちょっと質問をするだけですけどちょっと教えてくれないかということで電話をしました。そしたら3月に何チームぐらい大学だけで綾町近辺に行くのと聞いたら10チームから20チームぐらい、1チーム大体大学のサッカー部といたら150人ぐらい部員がいるんですね。それが3月いっぱい大体2週間、1チームは大体2週間程度合宿を張らしいんですけど、大体3月いっぱい20チームぐらいの人が出入りをする。すごい人数なんですよ。やっぱりここは玉名、温泉もありますし、宿泊施設もあります。そういう観点からももう少しいろんな検討をしながら進めていってほしいなというのが非常に思うわけですね。それともう1つ、去年の秋口だったと思うんですけども、地元選出の森県議会議員、浦田県議会議員、玉名市商工会議所、玉名市商工会の主催によります「玉名を語ろう会」というのが開催されました。そのときの講師に熊本県の副知事の村田副知事がお越しになって講演をされたわけです。その講演会の終了後に懇親会がありまして、そのときに私ちょっと村田副知事のほうに唐突ではあったんですけども、玉名市がサッカー場建設を計画されているんですけども、県南のほうには県営の野球場、サッカー場が八代市のほうにあります。しかし、県北のほうには県営というスポーツ施設がないから何とか県のほうでも少しぐらいの援助、助成をしていただけないでしょうかというお話を唐突にさせていただいたら、村田副知事の答えは「玉名市のほうから要請があれば、それは県としても検討します」ということだったんですね。県北のほうを考えてみますと、本当に阿蘇、菊池、山鹿、玉名、荒尾、県営のスポーツ施設はほとんどないような状態ですね。そういう中で、やっぱり玉名も自分のところで合併特例債だけを使うという目的じゃなくて、その他もろもろの補助金等が採

せばあると思うんですよ。その点に関して県や国のほうにサッカー場建設に対して援助の要請をなされているのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の御質問の中のまず1点目ですけど、サッカー場建設検討委員会の中で5回検討してきたが、早急に進めなくてもいいんじゃないかというお話でしたが、こちらにつきましては、サッカー場建設ということで当初の目的は玉名市にサッカー場はないということで、市民サッカー場をつくろうというようなところで当初の検討が始まっております。その中でいろいろな御意見が出ております。サッカー競技団体のほうからも参加もいただいておりますので、そういう中で運営について、それから目的についても十分御審議をいただいて、最終的に2案出たんですけど、400メートルトラックを有するサッカー場1面とそのほかに1面、それとサッカー場2面ということで。第1回目の建議には400メートルトラックを有するサッカー場ということで建議が上がりましたが、先ほどから変更の理由については申しておりますが、サッカー場は2面ということで、その辺は御理解をいただいたところでございます。

2点目の補助金を含めた財源についてということでございますが、こちらについてもいろいろな可能性について今調査をしております。現在出ておりますのはt o t oの補助金、こちらのほうは使えるだろうということでございます。ただいま話がありましたように県営のサッカー場の建設とかが可能であるならば、そういった財源についても検討していかなければならないと思っております。財源の可能性については、今後も研究と検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 昨年の8月に自友クラブ4名、新生クラブ3名、それと近松議員、計8名の議員で岡山県の新見市というところに、玉名市がサッカー場建設するというので、サッカー場の建設についての研修に伺ったわけですね。その新見市では400メートルトラックを有する陸上競技場及び芝のサッカー場が新見市にはないということで、陸上競技協会のほうからまず最初に8レーン、400メートルトラックを備えた陸上専用の競技場建設の要望があつて、そのあとに新見市サッカー協会より芝生のサッカー場建設の要望もあつたということで、各関係機関と調整、検討を重ねた結果、スポーツ施設だけではなく防災公園の位置づけとして整備をするということでサッカー場建設がなされていまして。それはもう非常に立派なサッカー場と陸上競技場でした。サッカー場においては、陸上競技場の中に人工芝、それもJFLのロングパイラル、人工芝公認ピッチという非常にいいサッカー場。そして、陸上競技場に関しましては、全天候型、全天候舗装、8レーン400メートルトラック、日本陸上競技連盟第4種公認という非常にすばらしいグラウンド整備がなされていまして。それに観客スタンド、27

0名収容の観客スタンド、それと防災拠点としてのヘリポートであるとか、そういう多目的な広場、敷地面積5.43ヘクタール、事業費15億4,000万円です。安いんですよ、これ平成23年3月に完成しております。事業費の安さに本当びっくりしたんですね。15億円でそれぐらい、もちろん用地も購入されているわけですよ、用地も。用地も購入されていてそれだけの安価でできていると。これは震災前ということももちろんあるかとは思いますが、やっぱりもう少し検討する余地があるんじゃないかなと思います。そして、玉名の陸上競技協会の役員の方々が何でその400メートルのトラックを求めるか、それは多分教育部長の伊子部長もわかっておられると思うんですけども、2020年に県民体育大会がこっちの荒玉地域で開催されるというふうにお聞きをしております。玉名市には金栗広場は300メートルのトラックということで、陸上競技には向かないわけですよ。ほとんど陸上競技といたら400メートルのトラックを使うので荒尾だったり、和水にしかこの荒玉地域では400メートルのトラックはないわけです。やっぱり県民体育祭といっても大体陸上競技場で開会式だったり、行なわれて、陸上競技場が大体メイン会場というふうになるわけなんですよ。そういうことも考慮しながら玉名市陸上競技協会の役員の方々は陳情を上げられたというふうに私は思うんですけども。先ほど岡山県の新見市の例もまた一つ上げたので非常にいいサッカー場です。その辺のことも検討されて、そしてまたこの近くには国見町、長崎県ですね、国見町は本当サッカーの町というぐらい、外灯もすべてサッカーボールの形をしております。そういうサッカーにすぐれた町がすぐそばにあるわけですね。あそこも国見町だけで4面ぐらいのサッカー場、人工芝と天然芝のサッカー場持っているわけです。そういうところももう1回検討をなされる、そういうお考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 私の考えということですけど、私の一存では何とも言いがたいんですけどこのサッカー場の建設につきましては、例として新見市、国見町あたりの例を上げられましたけど、この検討を始める契機としましては、玉名市には公式のサッカー場がないということで競技人口もほかのスポーツに比べれば多いと、そういう中で市民サッカー場を整備したらどうかということで進めております。その目的というところがどこにあるのかということでも変わってくるかと思いますが、整備をする中ではいろいろな条件、それから財源の問題も出てきますので、そういったところは十分に検討しながら、先進事例も参考にしながら進めていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

先ほど私が申しましたこの岡山県新見市のサッカー場も、新見市の市長は市民サッ

カー場と位置づけて建設をされておられます。それを伺ったときに、ものすごくいいサッカー場ですので、市外から県の高校サッカー連盟だったり、社会人とかいろいろ大会を催したいから使用させてくれと、お貸しいただきたいという引っ張り合いがものすごくあったそうです。しかしながら市長は、それは半分に削れということで、あくまでもこれは市民サッカー場として建設をしたんだから、そしてまたサッカーは雨が降っても試合があると、試合をしなきゃいけないということで全天候型の人工芝のサッカー場を整備されているわけですね。今回お聞きしますと人工芝はもちろん1面つくられるわけですけれども、もう1面は普通の土ということで、これは果たして同じ会場に2面あるわけでしょう。そこで、じゃ試合が今回は土、今回は人工芝というふうになるのはいいことなのかなというふうに思うんですね。もちろんお金かかるかもしれませんが、人工芝を張るのに大体1面1億円ぐらいかかるというのは私も承知しております。せっかくですよ、もし1億円使ってつくるのであればあと1億円足して2面にしといたら弊害が出ないんじゃないかなと思うんですね。それはやっぱりどうしてもお貸しいただきたいという人たちはみんな人工芝のほうに集中すると思うんですよ。泥だったらどこでもありますもん。泥を使うぐらいだったらグリーンベルトでやったほうがうんといーと思うんですよ、天気がいい日は。汚れないし、スライディングしてもちゃんとあそこ芝ですから全然怪我もしないし、だからそういうところをもうちょっと考慮をして、やっぱり検討していかないと、せっかくつくって利用が全然ないんで、人工芝のほうはもちろんあると思います。でももう片面の土のほうは全然ないということで、じゃまたあとで予算を組んで、また人工芝にしなきゃならないというような問題が生じるんじゃないかと。早いと思いますよ、それは、多分結果が出るのは、つくったあとで。1年もしないうちに多分出ると思います。小学生ぐらいは何も言わずに試合やるかもしれないですけども、大人の方はほとんど使われないと思います。大人、高校ぐらいだったらほとんど泥のサッカーグラウンドというのは使用されないのかなと思うんですよ。やっぱりそういう中で今一度先ほどは伊子部長にお聞きしまして、伊子部長はこれは私の意見ですということだったんですけども、今度は市長のほうにどうしても今3月3日のほうに上がった建議でそのままサッカー場建設に向かわれるのかお聞きいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

サッカー場建設につきましては、もう既に趣旨等々につきましては、十分理解されているだろうと思っておりますし、今回建議を受けて2面というようなことをございました。今、よそのいろんなサッカー場のお話をさせていただいて、私たちもよそのいろんなサッカー場も参考にしながらすばらしいサッカー場建設に向けて誠意努力をしているような状況でございますので、現在地に2面ということでこれからもよそのいろんな

いところも参考にしながら建設を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

よそのサッカー場も参考にしながらという言葉が入りましたので、建設までには何年かかるかわかりませんが、本当にせつかくつくるのであればいいサッカー場をつくっていただきたい。そして、また集合スポーツ施設、そういうのも本当に頭に入れながらしっかり検討をしていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 次に、これは今3月議会で多くの議員の方々が一般質問をされているわけですが、地方創生についてということで、地方創生に対しましては、今の安倍政権発足後、地方創生に乗り出され、担当大臣までつくられ石破茂地方創生担当大臣が就任をされました。国がめざす地方創生まち・ひと・しごと創生は2008年に始まった人口減少に歯どめをかけ、人口の東京一極集中を是正し、若い世代の結婚、それと子育て、希望を実現し、地方特性に応じた支援をしていくとなっているようです。各都道府県及び市町村は、地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定するようになっています。昨年12月の定例議会で地方創生に対する県内各自治体の要望案の取りまとめで福嶋議員が質問をされたわけですが、熊本県下45市町村のうち玉名市だけがその要望案の提出をしていなかったという話を聞いて非常に残念に思いました。地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定はきのうも質問があつて、企画経営部の原口部長が答弁されていまして企画経営部のほうで取り組んでいかれると思うんですが、どのような体制づくりで取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市がめざす長期ビジョン総合戦略について昨日からの答弁と重複すると思えますけれどもお答えをいたします。

玉名市人口ビジョンの策定につきましては、国の長期ビジョンや県の人口ビジョンを勘案しながら玉名市における人口の現状を分析し、把握した課題を踏まえつつ、地域住民の結婚、出産、子育てや移住に関する意識、希望等を把握し、目指すべき将来の方向を提示した上で出生、死亡などの自然増減や転入、転出などの社会増減に関する見通しを立て将来の人口展望をいたします。また、平成27年度に策定をいたします、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましても国や県の総合戦略を勘案しな

がら人口ビジョンを踏まえ、広く関係者の意見が反映されるよう住民を初め、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成を予定しております推進組織、玉名市総合戦略審議会においてその方向性や具体案について審議検討し、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画として来年度中に策定をする予定でございます。今議会で提案をしております補正予算のうち国の緊急経済対策であります地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型として実施予定の事業12本については、総合戦略の早期かつ有効な策定と施策の推進を図るために実施するものでありまして、先ほど説明いたしました総合戦略の具体的な施策として位置づけ、さらに拡充していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 先ほども申しましたが、昨年の11月に要望案取りまとめのときに、各課に意見を出すようにと指示が出されたが意見が出てこなかったというのが多分12月で西田総務部長が答弁なさったと思うんですけども、日ごろからそういう体制づくり、市役所内の体制づくりをされていないから重要なそういう要望案、45市町村のうちに本当玉名市だけが出ていなかったというのが非常に残念です。私は先ほど前田議員が職員の人数を聞かれたときに500人以上というふうにおっしゃったんですけども500人も職員がいらっしゃるわけですね。何でも今、ずっと私も議員になってもう1年ちょっとがたつんですけども、学校づくりも検討委員会、サッカー場も検討委員会、市民会館も検討委員会、もちろん検討委員会をつくられることはわかります。しかし、その前にせっかく500人も職員がいらっしゃるわけですね。昔からよく言いますよね、1人の知恵より2人の知恵、2の知恵より3人の知恵と。やっぱり500人の人数をもって知恵を出し合えばいい案がいっぱい出ると思うんですよね。500人近い職員の方々いらっしゃいますので、あっと驚くようないいアイデア、意見いっぱい出てくると思うんですけども。サッカー場建設ですとか市民会館、旧市庁舎跡地の利用とかそういういろんな場面、場面で全職員、要するに課抜きです、自分たちが担当課を抜いて、サッカー場だったらサッカー場に関していい意見ありませんか、どういう意見持っておられます、どういうアイデアありますかというような問いかけ、やっぱりそういうアイデアをいっぱい出していただく、意見をいっぱい出していただく、そういう体制づくりが非常に必要だと思うんですよね。そういうことがしょっちゅうあっていたら11月に提出はちゃんとできていたんじゃないかなろうかというふうに思うんですね。そういう今度の地方創生というのは、非常に各自治体の能力がやっぱり問われる、非常に大事な案件だと思うんですけども、11月の失敗を繰り返さないためにも、職員の統括をされている副市長はそのことに関してどういうふうな、私が先ほどから言っ

ていますように職員みんなに対していろいろな意見を聞いていくというような、そういう体制づくりについて副市長はどのようにお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤誠君。

○副市長（齊藤 誠君） 先ほどの自民党からの要望につきましては、玉名市だけ出ていなかったということで市長が会議に出席された折、それを知ったということですので私の方に連絡がありまして体制をとったところでございます。追加ということで出ささせていただいて間に合いはしましたけども、確かに最初の時点で当然上げるべき案件だったというふうには認識しております。そのとき部長を集めた中では、とにかく職員については積極的に、逃げることなく積極的に取り組むような体制をとということで指示をいたしましたし、以前総務部長をしていたとき、あるいは特に新人職員に対しては、そういうふうなお話をさせていただいておりました。今後また、今度新採用の職員も来ますし、そういうことで、新人の新採の時点からそういう積極的に取り組むというような形ではお話をしたいと思ひますし、そういう提案しやすいような形では、組織として今後考えていきたいとうふうに思ひます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 今議会の開会日のあとの全員協議会の場合だったと思ひますよね。宮田議員が企画経営部のほうが非常に忙しいから大丈夫ですかというお話をされたと思ひますよね。そしたら企画経営課長の島崎課長が十分スタッフがそろっておりますのでということでおっしゃったんですけれども、やっぱり市長が掲げられる「キラリかがやけ」、そういうのもだいたい企画経営課の中でほとんど取りまとめをしておられるような状況で、この地方創生も企画経営課のほうで取りまとめをされるというふうには多分なっていると思ひますけれども、本当に先ほどから申しますように職員、本当500名いらっしゃるんで、いろんな知恵を出し合っただきながら、本当に玉名市がこの地方創生でいっぱい案を出していただいて、そしていっぱいお国のほうから支援をしていただくというような格好になれば、玉名市の財政も使わなくていいような面がいっぱい出てくるんじゃないかなろうかと思ひますので、その辺は副市長が統括されておりますので、お願いを申し上げまして、次にですね、私はこの地方創生の中で総合戦略の概要ということで、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというふうには非常に強くうたってあるわけですね。その中できのう宮田議員が言われましたように結婚についてちょっと質問をしてみたいと思ひます。

今の若い世代は結婚をしていない人が多くいるとよくお聞きします。結婚をしたくても異性との出会いがなく結婚ができていないとか、結婚に興味がないとか、結婚が面倒くさいとか、いろいろあると思ひますけれども、社会問題の一つにもなっている

わけですね。私が聞いた話では農業後継者の中ではなかなか女性と出会う機会がないと、強いてあるとするならばJAの職員か夜のお店の女の子ぐらいいしか会わないと、なかなか結婚までは至らないというのが現状と。普通の会社勤めの男の子たちに聞いてみましても二交替や三交替があつてなかなかそんな女性と普通に婚活というかパーティーだったりとかそういうので会うというのがなかなかないというふうに言うわけですよ。そんな中で、以前ラジオで山都町のことを取り上げられていた放送をお聞きしまして、山都町に私の知り合いがいるもんですから、山都町のことをちょっとお伺いしましたら、山都町には結婚を推進する担当課のようなものがあつて、現在でも30数組の結婚の結びつきをされているというふうに友達から聞いたわけですよ。本当にきのうも宮田議員が言われたように昔は世話を焼いてくれるおばちゃんたちが見合い写真を持って来られて「どうね、どうね、結婚相手にどうね」ということが頻繁に多分あつていたんですよ。でも今ではもう本当お見合いという言葉も消えて、言っちゃ悪いですけども、こんな言い方ちょっとよくないかもしれないんですけども「世話焼きのおばちゃん」というのが本当にいなくなったのかなというふうに思います。そんな中でこの玉名市も有明広域行政組合のほうでそういう婚活事業部のようなものがあつているというのは私も承知をしておりますけれども、JAさんの中でもいろいろ婚活みたいなパーティーだったりをされています。産地交流会という名目でですね。しかし、私ももちろん農家でもありますし、JAさんがもちろんそういう女性の職場、病院であつたりとかそういうところにやっぱり訪問をされますとどうしてもJAだったらほとんど農家だろうなというような女性のとらえ方ですね。しかし、やっぱり市の職員とか玉名市でもそういう課をつくつてですよ、その市の職員がそういうところに出向いていって、それはもちろん会社員であつたり、多分市役所の中にもまだ結婚されていない若い方がいっぱいいらっしゃると思うんですね。そういう中で、本当にこの地方創生でももちろん定住化も東京圏の一極集中を避けるということでもありますけれども、今やっぱり少子高齢化、日本の人口は逆ピラミッドになっていると。小さい子は生まれない。やっぱり出生率も低い。目標では1.8にもっていくというようなのがこの概要に書いてあるわけですけども、やっぱりそういうことも含めて、結婚をしなければなかなか子どももできない。結婚をしない若者が非常に多い。そこをどういうふうに打開していくかということで、私はこの婚活課じゃないですけども、そういう課をつくつていただきたいなど。それは山都町に実際あるそうです、その課が。女性の方が2人で担当されているというふうに山都町の友達から聞きました。私もこの3月議会終わりましたら一応伺うように、山都町のほうに伺って話を聞くようにはしているんですけども、そういう課をぜひつくつていただいて、人件費はこの職員じゃなくていいと思うんですよ。ちょっと年齢を召された方でも私がそういう世話焼きおばちゃんになってやるからという方がい

らっしゃれば、そういう人件費というのはもちろんこの地方創生の中で扱っていただけるのかなと、ソフト事業のほうですので、そういうふうになるのかなというふうに思っているんですけども、そういう課をつくっていただけるような検討をしていただきたいなというふうに思っているんですけども、市長はその辺はどういうふうに思われますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 松本議員の婚活といいますか、結婚をできるようにというように部署をということでございますけども、この結婚につきましては、大変難しい問題があるだろうと思います。言われましたように昔はいろんな人がお世話をしとったというような状況の中で、「きもいっどん」というような言葉を私たちはよく聞いておりましたけども、そういう方がおられたので、結婚しない人には、きもいっどんが「どがんかい、結婚せんかい」というような話の中で進んでいたというようなところも非常に多かったんじゃないかなというふうに思います。そういう面では、今はそういう方がおられないということで結婚する人が少なくなってきたということだけではなくて、やはり結婚しない世代というのは、今はどこに行っても結婚しない人が多いということが言われるように今は男性もそうだし、女性もそういう状況じゃないかなというふうに思います。私たちもやはり少子高齢化といわれるように出生率が非常に少なくなっているのは、危惧しているというような状況でございます。やはり結婚をしていただいて、子どもを多くつくっていただくということは本当に嬉しいことですので、こういった結婚するということは大変いいことだろうというふうに思っております。そういう中で、やはりこの結婚について婚活活動ができるようにということでいろいろ話し合っている中で、自治体で一つでやるということになるとなかなか難しい部分がございますけども、大きく広域的な分野になりますとやはり知らない同士も巡り合えるといいますか、そういうことがあるということで有明広域行政事務組合において婚活の部署を設置して、そしてまた専門家による活動をされております。お見合いパーティー等もございまして、今現在では20数組の方が、人数にしますと40数名の方が結婚をされたというような結果が残っております。これはよそからみるとやはりいい部署をつくったなというふうに言われますように、これからも多くの方が結婚できるようにということで、今回は企画経営部においてそういう担当ということでございませんですけども、それぞれの結婚したいという方々が入会しなければならないわけでありますので、入会する窓口を各支所にも設置するというような形で多くの方にそういうチャンスができるように努力をしているというような状況でございます。これからもその部署において予算も計上いたしているわけでありますので、多くの方が結婚できるようにまずはその部署を強化するというようなことございまして、また山都町につきましては、後日行かれるならばどうい

う状況かというようなことも聞いていただければ大変ありがたいなというふうに思っております。当面では、そちらのほうを優先するというのでございますので、職員の中でそういう部署をつくるというようなことも大事かと思っておりますけども、有明広域行政事務組合の中での婚活に力を入れるというようなことで今進んでいるということで御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

有明広域行政事務組合のほうで予算もちよっと計上して、各、有明広域行政事務組合に入っている2市4町の中で、そういう玉名市としては担当課じゃないですけども、そこに予算も少し多くつけてそういう面に力を入れていくということでありますので、私もこの議会終わりました、山都町に足を運んで先ほど市長が言われましたのは、有明広域行政事務組合では26組、山都町のほうではもう30数組というふうに向こうは小さい町ですよ、その中で結婚をちゃんとされていると。それははっきり言った話が農家でも全然規模が違うわけですから、そういう面でもやっぱり勉強していく必要があるのかなと、そうしたら玉名も若者がもっとふえて、もちろん子どもというのは結局金の卵ですから、そこをふやさないと底辺がふえないと、絶対ふえていかないわけですから、やっぱりその子どもをつくるとなると結婚をしていないとどうしてもそこは無理ということがありますので、その辺はしっかり私も勉強をしていきますし、もちろんそれは玉名市のほうでもそういうふう積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

最後に、本当は地方創生はもうこの各地方自治体の能力を本当に試される場ですので、全庁一丸となってこれにしっかり取り組んで、私たちも議員として精いっぱいそこに力を注いで取り組んでいきたいと思っております。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。明12日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 6時51分 散会

第 4 号

3月12日 (木)

平成27年第1回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成27年3月12日（木曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 14番 永野議員
- 2 4番 徳村議員
- 3 1番 北本議員
- 4 5番 城戸議員
- 5 9番 江田議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

+++++

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 14番 永野議員
 - 1 新玉名駅周辺整備及び県市協定について
 - (1) 協定書は現在も有効なのか
 - ア 民間に委ねる際、県との協議はあったのか。その内容を問う
 - イ 今後この協定書内の事業としてはどんなことを計画されているか
 - (2) 協定書内にある第2段階の3.2ヘクタールの整備は玉名市での取り組みを再度要望する
 - (3) 周辺地域（玉名平野）の水路、道路整備について
 - ア 3.2ヘクタール内の水路の整備について
 - イ その下流である玉名バイパス以南の水路の整備の計画について
 - ウ 県道玉名八女線（通称「東西線」）の県道玉名立花線より東の県道稲佐津留玉名線への延伸計画について
 - エ 市道寺町大坊線南への延伸計画を要望する
 - 2 進まぬ新玉名駅駐車場の混雑解消の取り組みについて
- 2 4番 徳村議員
 - 1 地方創生について
 - (1) 市長が考える地方創生のビジョンとは
 - (2) 地方創生を推進するに当たって取り組む12事業について

- (3) プレミアム商品券について
- (4) 「道の駅」を活用した地域活性化について
- (5) 地域おこし協力隊の活動状況について

2 防災無線について

- (1) 同報系防災行政無線、玉名市安心メール、ホームページなどの状況は
- (2) 防災情報自動応答テレホンサービスの検討は

3 1 番 北 本 議 員

1 介護保険事業計画の今後の展望について

- (1) 第5期介護保険事業計画の成果と課題について
- (2) 高齢者のニーズ、社会資源の把握について
- (3) 第6期介護保険事業計画について
- (4) 地域包括ケアシステム構築の課題、実効性について

2 集団フッ化物洗口について

- (1) 玉名市における歯科保健の現状について
- (2) 平成27年度におけるフッ化物洗口の導入、予算について
- (3) 実施したモデル小学校での課題、問題点について
- (4) フッ化物洗口の虫歯予防効果、安全性について
- (5) 学校における集団での実施について

4 5 番 城 戸 議 員

1 公立玉名中央病院建設について

- (1) 玉名地域医療体制づくり検討協議会の状況は
- (2) 県北の拠点病院とまちづくりは
- (3) 病院建設の今後のスケジュールは

5 9 番 江 田 議 員

1 国が進める地方創生について

- (1) 玉名市の取り組みはどうか

2 地域協議会について

- (1) 合併して10年目を迎えるが、そのあり方はこれでよいのか

3 岱明中央公園グラウンド等の条例改正について

- (1) 次の6月議会に提出するようになっているが、どうなっているか

日程第2 追加議案上程

議第45号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋讓治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君
産業経済部長	北口英一君	建設部長	藤井義三君
会計管理者	宮本道之君	企業局長	本田優志君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） おはようございます。

きょうは3月12日、4年前はちょうど九州新幹線の開業日というふうに思います。ちょうど4年前の3月12日が新幹線の開通日というふうに思います。きょうその新幹線の周辺整備について一般質問をさせていただきます。自友クラブの永野忠弘でございます。早速通告に従って、一般質問させていただきます。

新玉名駅周辺整備及び縣市協定について。新玉名駅周辺整備につきましてはたびたび質問をしております。私としては地元でもありますし、今後の玉名市のまちづくり、活性化にも重要な地と考え、議員活動の大きな仕事ととらえているところであります。今回は、新玉名駅周辺整備に関して、平成18年2月に縣市協定書が交わされております。そのことについて質問させていただきます。協定書の内容をかいつまんで紹介させていただきますと、「新幹線新玉名駅を玉名地域において縣市並びに市民一体となって県北の玄関口としての拠点都市づくりと県北全域の活性化に向けて新玉名駅の駅前広場の整備、新玉名駅への道路網の構築等に縣市が協力連携して全力で傾注する必要がある。また、県北の拠点地形成に向けた定住の促進、企業誘致による産業振興等についても、縣市で取り組み、県民、市民の共有財産とも言うべき新幹線をあらゆる分野で生かした地域づくりに努めることが肝要である」として締結されております。協定事項として6項目などがあります。当然、その内容に向かって縣市は努力すべきと考えます。開業までの玉名市は4ヘクタールの整備、駐車場、公園、交流施設等を整備、玉名バイパスも完成させ、県道整備も玉名立花線、東西線等予定の計画に沿った整備に努力されてきたところであります。

県道東西線につきましては、今月の3日全線開通したところであります。県道玉名立花線につきましては、バイパス以南の整備も路線が早い時期に決定するようですので、随時進行していくものと考えます。そういう状況の中で、玉名市はこの縣市協定をどうとらえ、取り組んでおられるのかお伺いします。同時に周辺地域の水路、道路整備につ

いてもお伺いいたします。早速お伺いします。

1. 協定書は現在も有効なのか。民間に委ねる際、県との協議はあったのか。その内容を問う。

イ、この協定書内の事業としてはどんなことを計画されているか。

2として、協定書内にある第2段階の3.2ヘクタールの整備は玉名市での取り組みを再度要望する。

3. 周辺地域（玉名平野）の水路、道路整備について。

イ、3.2ヘクタール内の水路の整備について。

ロ、その下流である玉名バイパス以南の整備計画について。

ハ、県道東西線の県道立花線より東の稲佐津留玉名線への延伸計画について。

ニ、市道大坊寺町線の南への延伸計画を要望いたします。

ホ、開通したばかりの東西線と市道大坊永安寺線の起点である交差点の信号設置を早急の対応を要望いたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） おはようございます。

永野議員の新玉名駅周辺整備及び縣市協定についての御質問にお答えをいたします。

新玉名駅周辺地域等の整備に関する協定書につきましては、平成18年2月9日に熊本県と玉名市の間で締結をされております。協定の中では、県や市が相互に取り組むべき事業といたしまして、周辺の道路網整備を中心とした整備基本計画の概要が定められております。その計画の概要では駅前広場の南側の3.2ヘクタールの土地を休憩所、物産販売所、レストラン等の交流施設予定地と定めておりました。平成21年から同22年ごろにかけては、大型商業施設の進出計画の相談もあっておりましたが、業績悪化等でその施設の進出計画が凍結されたときを同じくいたしまして、整備方針の見直し検討を始め、その後庁内で協議を重ね、平成23年3月議会における永野議員の一般質問に対して、3.2ヘクタールの交流施設予定地は、その必要性、緊急性、市の財政状況等総合的に検討した結果、民間活力による開発を誘導するという答弁において、初めて整備方針の見直しを表明しております。この方針をお示しする前の、平成23年2月に協定書について県との協議を行なっておりますけれども、県からは協定においてはもともと3.2ヘクタールの整備実施主体については、「玉名市等」となっており、「等」には民間事業者も含めたところの協定である。民間事業者で整備を進めることになっても、そのことが周囲の活性化に寄与するのであれば、県としては特に言うことはないというふうな指導をいただいているところでございます。そういったことから協定書は現在も

有効であるというふうと考えております。

協定書内の整備計画における今後の取り組み事業といたしましては、これまでの方針に従い、まず3.2ヘクタールの施設予定地へ民間活力による開発を誘導し、事業者への積極的な支援を行なっていくこととしております。また、道路、水路、上下水道などの各種インフラを先行して整備することにつきましては、現時点では考えておりませんが、景観にも配慮した新玉名駅周辺地域の均衡ある発展を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） おはようございます。

永野議員御質問の周辺地域玉名平野の水路、道路整備のうち、3.2ヘクタールのうちの水路の整備についてお答えをいたします。

お尋ねの水路は、3.2ヘクタールの中央部を南北に蛇行して流れており、現在はまだ土水路の状況でございます。現状のままで整備を行ないますと、この区域が分断され、利用価値が著しく低下すると考えられます。また、新玉名駅横からの排水路が直角に曲がり形状がよくないのも把握をしております。今後、この区域への事業者が進出の際は、水路のつけかえなど検討し、土地の有効利活用に市としても協力してまいりたいと考えております。

次に、その下流である玉名バイパス以南の水路整備についてお答えをいたします。

玉名バイパス以南の水路は、県道玉名立花線と一部平行に流れており、現在、県道の拡幅工事の計画に伴い、水路の整備も待機している状況でございました。今年度末に県道玉名立花線改良工事のルートも決定すると県より伺っております。ルート決定に伴い、今後は工事の工程も明確になりますので、工程に合わせ水路整備計画を県と協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長（藤井義三君） おはようございます。

永野議員御質問の県道玉名八女線、通称東西線と申しておりますが、その起点であります県道玉名立花線より、東の県道稲佐津留玉名線への延伸計画についてお答えいたします。

この計画につきましては、平成18年の新玉名駅周辺地域等の整備に関する県との協定におきまして、新玉名駅から県道稲佐津留玉名線への連絡に必要な道路として位置づ

けを行なっている路線でございます。現在、新玉名駅の東側地域からの連絡道路といたしましては、山鹿方面からの広域アクセスとして、玉杵名大橋を渡って、県道玉名立花線を通るルートや、地域のアクセスといたしましては、新幹線の高架下の道路などがございます。議員御存じのとおり、東西線につきましては、今月の3日に全線が供用したところであり、周辺地域の交通の流れが落ち着くには1年程度かかると思われますので、その後に状況調査を行ない、土地の将来の土地利用の変化などを見据えながら本路線の検討を行なってまいりたいと存じます。

続きまして、市道寺町大坊線の南への延伸計画についてお答えいたします。

現在、寺町大坊線と玉名バイパス交差点につきましては、一部の地権者と用地買収の条件が折り合わず暫定的な整備となっております。このため、交差点付近を一部計画変更する案でこれまで国土交通省や熊本県警と協議を重ねてきたところでございます。しかしながら、先日、供用されました東西線により寺町大坊線への交通量が変化することが予想されるため、その状況を踏まえまして今後対応してまいりたいと存じます。また、玉名バイパスから南側の延伸につきましては、依然、用地の単価で地元との合意ができず計画を断念した経緯がございますが、今後、市役所東側の将来の土地利用の動向も踏まえて検討してまいりたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

〔市民生活部長 北本義博君 登壇〕

○市民生活部長（北本義博君） おはようございます。

永野議員の東西線と大坊永安寺線交差点への信号機設置要望についてお答えします。

信号機の設置につきましては、県公安委員会の所管となっているため、玉名警察署を通じて協議し、要望を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 答弁いただきました。

平成23年3月議会での3.2ヘクタールの交流施設整備予定地は、民間活力を導入するとの政治方針の見直しは、県との協議のもとであるとの答弁でありました。ただ、「玉名市等」とあり「等」には民間も含めてのところの協定であるとのことでありますが、私の持っている協定書の写しには、その玉名市等との文言は見当たりませんというようなことであります。しかし、民間活力誘導で成果が出れば問題はないことと考えるところではあります。

新玉名駅周辺整備につきましては、毎回執行部とやりとりをしているところですが、民間活力を誘導して、各種インフラ整備等を支援していくと、変化のない答弁でありました。私は毎回言っていますが、逆に農地整備もできてない県北の玄関口であるこの地

域には、土地利用整備計画などがあって、その中に民間活力を誘導するということが必要ではないかと考えているものであります。このことは毎回同じで、計画ある土地利用をぜひお願いするものであります。

活性化につきましては、県としても民間業者になっても活性化に寄与するものであればとありました。3.2ヘクタールはただただ、民間の進出を待っているのか、どんな業種の企業でも進出は可能なのか、疑問だらけであります。

再質問になりますが、1. 執行部は3.2ヘクタールの土地利用、方向性等について検討されているのか。2. 積極的な民間業者への誘導活動等あったのか、なかったのか。あれば具体的な内容でお答えください。3. 新幹線を生かした産業振興等についてどう取り組んでいるのかお伺いします。この協定書の中にあると思いますので、よろしくお願ひします。

それと、これは再質問ではありませんが、水路と道路の件であります。ちょっと述べさせていただきます。

3.2ヘクタール内の水路の件は、課題のある水路ととらえておりますが、全体の土地利用が決まれば解決すると考えます。その方向に向かって今後も努力をお願いいたします。道路についての質問は、地元のたつての要望であります。東西線の東への延伸については、県市協定内の項目でもありますし、道路整備による開発発展も願っておられます。調査結果を早く知りたいものであります。市道大坊寺町線につきましては、バイパスとの交差点が交通事故等による課題があり、以前からの要望であります。内容については執行部も認識されておりますので、さらなる課題解決の努力を切にお願いするものであります。

東西線の信号設置につきましては、答弁もいただきましたが、現場を確認の上、早急の対応をお願いいたします。

再質問の答弁をよろしくお願ひします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、執行部は3.2ヘクタールの土地利用、方向性について検討をしているのかという御質問です。

これにつきましては、駅前広場の南側3.2ヘクタールの土地利用につきましては、民間活力の誘導と並行いたしまして、経緯をいたしまして、玉名市民会館の建てかえの候補地の一つであったり、また、さらにはサッカー場の新設候補地の一つとして検討した経緯がございます。

また、2点目の積極的な民間業者への誘導活動等あったのか、なかったのか。あれば具体的な内容で答えてくれということですが、民間事業者への積極的な誘導活動等

については、平成23年3月の整備方針の見直しのあとに、市職員が住宅展示場の借地更新を検討されておりました事業者のもとを直接訪問いたしまして、3.2ヘクタールの土地を紹介した事例もございます。また、全国展開しておりますビジネスホテルの熊本県への出店情報を把握した際にもアプローチをしてございます。その他、玉名市への進出相談事業者に対しても、各種手続き事項の過程において、当市を積極的にアピールしているというふうな状況でございます。

3点目の新幹線を生かした産業振興等についてどう取り組んでいるのかということでございますけれども、新幹線を生かした産業振興としては、新幹線は物ではなく人を運ぶ交通手段ということで、市外からの交流人口をふやすために観光振興策に重点をおいているというのが現状でございます。本市では観光面において福岡県からの誘客活動を中心としておりますけれども、九州居住者のほとんどが自家用車を利用した観光であるという結果も出ておりますので、新幹線利用を促進するために、九州地方だけではなく、中国地方、関西地方にも範囲を広げて県北地域の観光物産PR活動や旅行代理店への訪問を継続して行なっているところでございます。このように観光振興策に重点をおいておりますが、観光物産のPRによる玉名市特産品の知名度アップ、ブランド化への効果による地域産業の振興に果たす役割も大きいものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） この新幹線を生かした産業振興については、これはもう皆さん御存じのように、これを誘致したその当時の4市15町1村の方々にお世話になって誘致したわけですが、この目的というのはやっぱり城北地域の、皆さんの地域の経済振興だと思います。ですから、私が思うんですが、その誘致したときにはお世話になってですね、その人たちと今も連携しながらその地域の人たちと一緒にこの新幹線を利用して、経済振興を図っていったらというふうに思います。特にこの玉名は駅がある地域ですから、要するに誘致した地でありますから、率先して、主導権を握って皆さんにそういう経済振興について、また、一緒になってその当時の4市ですから、今は2市かなんかになるとかなと思います。その人たちと協議といいますかね、そういう場というのはどがんですかね、今でもそのやってらっしゃるんですかね、せっかくそうやってお願いしたんですから、目的はそういうことで経済振興ということでもありますから、その後お世話になったときはお世話になったで、その後は知らんぷりじゃいかなもんかと考えるんです。その辺はどうお考えであるか、何か取り組みなんかあったら教えてください。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の御質問でございますけれども、全く同感でありま

す。誘致に関してはですね、阿蘇、旭志からこちらの菊池、山鹿、玉名、荒尾、一同で誘致しておりますので、全く議員と同感でございます。

現在は新幹線構内に観光協会が入っておりますけども、観光振興策の中では菊池川流域であったり、いろんな阿蘇、菊池、山鹿あたりに声をかけて観光振興策はやっておられます。駅前で行なわれるイベント等にも菊池あたりからも来られて、玉名が音頭を取ってやっているというふうに認識しております。ぜひこれは継続していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） せっかく誘致にはそうやって一緒になって、誘致活動をなさった仲間でありますので、それを生かすように今後も努力をできたらというふうに考えます。よろしく願いいたします。

3.2ヘクタールの整備については、縣市協定にありますように、玉名市が責任をもって整備すべきと考えるものです。熊本県、玉名市並びに市民一体となって、今後この玄関口としての拠点づくりを目指すと思いますし、先人たちの誘致活動等の思いを考えるとぜひ取り組むべきと考えます。この新玉名駅を活用し、玉名市の勢いを発信できる一番の場所であると考えます。ですので、民間の進出を待つような姿勢でよいのかと考えてしまいます。数少ない新幹線駅、新玉名駅を地方創生の精神でしっかり活用を考えるべきと思うところであります。私はこの地域の核となるものとして、私は今、建設計画中であります市民会館をこの駅前に玉名のシンボリックな建物として建設し、玉名市の勢いを発信できたらと考えております。また、縣市協定もありますし、第2県立劇場などを誘致できたらとも考えるところであります。この第2県立劇場の誘致は、玉名市の元幹部の方が強く望まれていたことでもあります。県北には県の施設が少ないので交渉の価値は大であると思います。いずれにせよ、この絵を描きその目標に努力できるかと思えます。私は職員の皆さんの英知を集め、議員も一緒に協力し、玉名力で取り組めば不可能はないと信じるものです。何事もやる気が一番と考えるものです。ぜひ、検討をお願いするものであります。

このことは急なことでもありますので、答弁は要りませんが、また、特別委員会なり、ほかの機会でお聞きすることといたします。

最後に、市長の考え、方針等についてお伺いいたします。

まず1番に、縣市協定書の中にも「県北の玄関口としての拠点都市づくりがスタート」とありますが、新玉名駅周辺のまちづくりを市長はどう描いておられるのかお聞かせください。

2に、任期中にまだ、もう3年切りましたけど、と思いますけど、任期中に何かまち

づくり、整備等に向けた取り組みの考えはありますか、ありませんか。その2点をまずお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 永野議員の新駅周辺にございます3.2ヘクタールの整備についての取り組みということでございますのでお答えをいたします。

新玉名駅周辺の整備エリアにつきましては、民間活力による開発を誘導するという方針は先ほど答弁で述べたとおりでございます。必要性、緊急性、市の財政状況等総合的に検討した結果、決定している経緯でございます。道路、水路、上水道などの各種インフラを先行して整備することといたしております。現時点では考えておりませんが、民間の動向を注視しながら、県北の玄関口にふさわしい都市空間の形成を目指して適切に対応してまいりたいと考えております。

また、3.2ヘクタールを含めての駅前の取り組みは、将来的にないのかということでございますけれども、私にとりましても駅前の開発、そしてまた駅前にいろいろなものが誘致できればというような気持ちはいっぱいございまして、考えもいろいろございますけれども、今現在まだ発表する段階ではないというような状況の中で、これからも駅前の周辺の整備につきましては、民間等にも誘導しながら努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、ちょっとお伺いしましたけど、いろいろその案があるということではありますが、そのいろいろを1つでん、2つでん、聞こごたるけんこうやって質問しよるところであります。どがんですか、1つでんよかけん、2つでんよかけん、いっちょお聞かせ願ひませんか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 土地のことにつきまして、私がいろんなことをまだ構想の段階で申し上げますといろんな憶測を飛び込むというようなこともございます。ですから、完全にこういうものができるのか、そういうものがこれからやっっていかなければならぬというようなことが完全に決まった段階では、皆さんに報告をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、頭の中で構想しているところの段階では、まだまだ、1つ、2つの例をとというようなことでありますけれども、なかなか言えないというような状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） そうですかね、土地利用とかいうことじゃなくてですね、や

っぱり玉名市の全体のまちづくりを考えたときに、玉名平野というのはバイパスの南と北に大きく分けて言えると思いますけど、大きくその2つに分けてとらえたときに、北のほうの周辺についてやっぱりどがんだふうに発展したらよかかなという、ただ単にそんなことですよ。土地利用とか何とかじゃなくてですね。それと南のほうは極端に言うならば、具体的に言うならばこの辺はいろいろ都市計画のマスタープランあたりもありますけど、そういうのはあれですけど、新庁舎付近は行政機能をどうのこうのというふうにありますし、そういうその表現の仕方からしてですね、その新駅方面はどういうふうなまちづくりとか、そういうのはやっぱりこの辺までは言えんですかね、何かやっぱりさっき言いなはるごといっぱいあるて言いよんなはるけんですね、そがんいっちょ、ふたつ具体的に言うたところで何も追求することはない、むしろ市長、玉名駅周辺は私は、例えばこれはさっき私が言ったことですけど、駅前に本当、ほんなこて市民会館の音楽の都玉名づくり、これを表現するような玉名市民会館を駅前に作りましてですね、「おお、よか市民会館だな」と、「何だろか玉名市は音楽のやっぱり力の入ってる市か」と、「これは頑張りよんなはるばいな」というようなですね、そういうふうにしてあの辺を盛り上げて集客を呼び込むと、そういう私そういう小さいことではございますが、そういうことの何か、今言いなはるごつ、どこでんあるて言いなはるけんですね、いっちょぐらい。そしてこうやって玉名駅の周辺は盛り上げて、玉名市を引っ張っていくようなまちづくりをしようと考えているというようなことをですね、私は聞きたいところでありませぬ。何かありませんか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 永野議員の気持ちは重々わかるつもりでございますけども、やはり構想というものにつきましては、ソフト部分につきましてはいろいろ言っても余り影響ない部分ありますけども、ハード部分につきましては、今言われましたように、市民会館をつくるということになると、やっぱりどこにつくるのかというのがやっぱり皆さんも興味を引くというような状況でございます。市民会館につきましては、駅前につきましても構想としては考えをいたしました。しかしながらこの駅前につきましても発掘調査等々を考えますと、やはり合併特例債に間に合わないというような状況を考えてときに断念せざるを得ないというような状況でございます、やはりハード面の構想につきましては、場所は本当に大事なことでございますので、私の言葉から軽々になかなかそういうところが言えないというような状況ですので御理解をいただきたいと思いません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 市長どがんだすかね、私が聞きたいのは、その駅前を今後、

あるいはまちづくりに力を入れて取り組むべきものとお考えですか、そうじゃないですかということですね、それを聞くときに県市協定についてみると、県あたりは今言うごと東西線あたりは着々と予算をつぎ込んでやっておられると思います。今度は立花線も恐らくこの春先には路線の決定をして、粛々とその整備もできると思います。しかし、駅前については、市は民間を誘導するというので、何か開発を民間に任せるとするか、放棄したようなそういうふうにとれるんですよ。県の人じゃないですけど、県の人も、その辺に対しては県と協議という言葉もありますが、やっぱりちょっとがっかりしたような見方をされているというようなことも聞きましたもんですからね、県も一生懸命やるなら、玉名も率先して、むしろ玉名市が率先してあの辺は開発して誘導するのがベターじゃないかと私は思うもんですから聞いているところでございます。

何か市長、別に言うことはなかでしょうか。何かあればちょっとよろしく。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 何度も言いますけども、私は玉名市がいろいろ発展していくことにつきましては常に考えておまして、駅前もそうでありますけども、やはり全市的に、全市的にとらえていながら発展を考えているということでございますので、駅前自体に何にも考えてないということではございませんし、やはり駅前が発展することは大変ありがたいということでございますし、また、いろんなところで発展するような努力をしていかなければならないというふうに思っておりますので、場所によりましてはやはりそういった発展をしなければならぬというところは今後も努力してまいりたいというふうに思っておりますし、全市的にそれができるように、また精いっぱい努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 本当に民間に委ねるんじゃないかとですね、最後まで私の考えとしては、玉名平野は御存じのように農地整備もできてません。水路も本当に土掘りが多くてですね、あれはこの10年ぐらい大きい水害がないから、大雨等がないからですね、何も問題は起きてませんが、恐らく平成17年、18年ぐらいの大きい大雨がくるとよくわかると思いますが、あの辺は水害の地域であります。恐らく新庁舎周辺もそういうふうになると思いますが、そういうのを見ないと本当にわからないとは思いますが、そういう現状のところであることをわかってもらいたいというふうに思います。そういう意味で、整備をして「こぎゃんやって整備をしとるけん、いっちょどがんですか。」というふうな呼び込みをしてもらいたいというのが私の気持ちであります。これはもう毎回言いよりますけん、この辺でやめますが、新幹線を生かしたまちづくり、活性化等、未来への夢、ビジョン等がなかなか見えません。せつかく誘致した新玉

名駅、先人たちの思い、また、未来を担う子供たちのためにも全国につながる、新玉名駅を生かした夢や希望の持てる玉名市の発展を願うものであります。さらなる努力をお願いするものであります。新幹線を生かしましょう。

次にいきます。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番(永野忠弘君) 進まぬ新玉名駅駐車場の混雑解消の取り組みについてです。この駐車場の課題につきましては、多くの議員が何回となく質問されております。開通してはや4年がたちますが、開通が3月12日でしたが、冒頭で言いましたように4年前のきょう、3月12日でありました。ですが、その年の早くも9月議会で駐車場の不足の対応策等を一般質問に取り上げております。あれから4年、乗降客の増加傾向にあるとのことですが、駐車場の混雑解消は以前変わっておりません。その間苦情は続き新玉名駅のイメージダウンは免れない状況であることは御存じのとおりであります。

そこで質問します。1. 開業以来苦情が続き、イメージダウンについてどのように受け取り、対応を考えられるのかお伺いします。2. このまま無料でいくのか、有料にするのか検討はしているのかお伺いします。

以上2点です。

○議長(作本幸男君) 建設部長 藤井義三君。

[建設部長 藤井義三君 登壇]

○建設部長(藤井義三君) 議員御質問の進まぬ新玉名駅駐車場の混雑解消の取り組みについてお答えいたします。

新玉名駅駐車場の混雑につきましては、新玉名駅利用者の方々に大変御不便をおかけしており、大変申し訳なく存じているところでございます。新玉名駅の駐車場は、常設駐車場として257台分を整備して、平成23年3月の開業とともに供用を開始いたしました。当市を初め、県北地域19市町村の熱烈な誘致活動により新たに設置認可された駅であることを踏まえ、県北地域の利用促進を図るために、駐車場使用料を無料として運営してきたところでございます。春や秋の行楽シーズンや福岡市内でのイベント、また、休日や休日前などには利用者が多く、暫定措置として臨時的に多目的広場や駅前広場を開放したり、緊急的に交通誘導員を配置して混雑解消に努めてまいりました。現在、通勤、通学の利用者や駅乗降客の利用者も増加傾向にあり、まず利用者の実態調査を行ないました。新駅駐車場の利用者に関し調査を行ないましたところ、地域別の利用状況では、本市を初め、県北地域の利用者が全体の85.4%を占めております。また、利用目的別の調査では、通勤や送迎などの駅利用者及びたまララ利用者が大多数を占め、待ち合わせなどの目的外利用者はわずかでございました。これらの調査をもとに、混雑解消に向けた案を検討してまいりましたが、利用者が増加傾向にあることも含

めて、新駅駐車場の方向性についてさらに詳細な調査をし、入念な検証を行ないまして、駅利用者がいつでも安心して利用できますように増設等も視野に入れ、熟慮を重ねてまいりたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 私も近所におりまして、本当に混雑の状況というのはいつも見ているわけですが、近所でもありますので苦情も非常に多く来ます。ですからこれ以上、利用者に不便を与えることはできません。検討をしたとありますが、再質問です。済みません。検討したとありますが、その内容がわかりません。昨年、建設経済委員会として有料での試算の要望があっていると聞いております。その内容の結果をお伺いします。また、以前土地を取得し、無料での駐車場拡張の件もありましたが、その方向での検討はあったのかお伺いします。

しかし、何だかんだ言っても結論として何が障害となって前に進まないのか、問題解消が延びているのか、また、この問題解決の時期はいつごろになるのかその辺の目標と伺いますか、その辺はあるのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 永野議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、通勤、通学の利用者や乗降客の増加により交流広場や駅前広場を臨時的に開放して混雑の解消に努めているところでございます。

先の建設経済委員会におきまして、新玉名駅駐車場の混雑を解消するために有料化なども含め、研究調査するように要請を受けたところでございます。そのために利用者の実態調査を行ない、現在のように駅前広場を臨時的に開放して、駐車台数を確保する案、それから自動開閉ゲートを設置して、駅利用者以外の利用者を排除する案、また、駅前広場などを本来の目的である交流広場として活用するために、駐車場を増設して駐車台数を確保する案を検討してまいりましたが、以前に提案いたしました際に御承認をいただけなかった経緯もございますので、さらに詳細な調査や検証が必要であると判断いたしまして、改めまして熟慮することといたしました。今後は、駅利用者の皆さまが安心して利用できるような駅を目指し、さまざまな混雑解消案について入念に検討を重ね、できるだけ多くの皆さまから御賛同をいただけるような案を提案できるよう努めてまいり所存でございますので、しばらくの間時間をいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） ちょっと済みません。わからなかったんですが、結局、何が障害になって延びとつとですか。お願いします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 先ほども申しましたけれども、以前提案いたしました際に

も御承認をいただけませんでした。今度、熟慮して、しっかりした皆さま方に御賛同いただけるような案を今から検討するためには時間が必要でございましたので、これまでもう少し時間をいただきたいと思います。と存じます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 前に提案して、それができなかったというようなことでありますが、あれは1億1,000万円だったですか、120、30台の駐車、土地を買って、要するに120、30台の駐車場をつくって無料でというようなことだったですね、あれはその計画性が不透明だったからということですよ。市長が最初言いなはったのは「北」て言いなはったものですから「ああ、北はどこですか」て聞いたわけ、「いや、北じゃなか、南」て言いなはる。「なら南はどこですか」て、「いや、安かところ」て。そういうことで、何が何かわからんごたる感じで、あれはその当時のほかの議員さんもそういうことでちょっとおかしいというふうなことで、ちょっと待ったというふうになったと思うんです。市長はその後、議員からそういうふうにしてとめられたというふうにおっしゃいますけど、あら提案の仕方が悪かったんですよ。ほんならあれの時に本当に市民の、利用者の不便さを思ってあれを提案なさったつなら、あれから何年たちますか。ですね。それからそれ以上に混雑してますよ。市民の方は不便に感じていらっしゃいます。その時の本当のその気持ちがあれば、もっともっと早い時に解決ができたと思います。それでまた問いかけても、その時期はもうちっと熟慮をさせてくれと言う。これはもうずっと4年間そがん言うてきとんなはるとですよ。それでもまだそういうことでありますからね、それはちょっとおかしかなど、もう少し本当に市民の目線とおっしゃるならですね、市民は本当に困るとですよ。その辺をもう少しそれこそ考えて、早期、一番、早急に解決する今、玉名市政が抱えている課題としては、本当に誘致してあれを生かさないかん、玉名新幹線を生かさないかんと言いながらも、そうやって一番課題である駐車場の問題が解決できない。またここで先延ばし、それも有料か無料にするのか、これもはっきりしない。

もう一つ、だから最後に聞きます。部長、ちょっと聞きましたけど、3月議会前に有料ということで検討なさっていたんじゃないでしょうか。それがなんか急遽3月議会前に取りやめということになったというふうに聞きますけど、それは事実でありますか、どうですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 有料化につきまして検討したのかということですが、すけれども、自動ゲートを設置いたしまして、駅利用者以外の方を排除するような案を検討しております。駅利用者への新幹線を利用される方、あるいは駅の施設を利用される方に対しては、一応無料と、ただ、長期間置かれる方とか、待ち合わせあたりの使わ

れ方、目的外の利用者の方あたりには、このゲートによって排除するというような案は検討したことがございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 検討なさっているようでございますので、しかし部長、これは本当に、何回も言いますが4年間待つととですね、だけんどがんですが、いつごろまでというようなそれは回答できませんか。いかがですか。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 今、いつまでにということでございますけれども、もうしばらく時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、もうとにかく早急にそれは重要課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

最後に、やはりこの件については、行政のトップであります市長にまたお伺いいたします。

1つ、長い間利用者に対し迷惑をおかけしていることに対する感想を、まずお聞かせください。市長は何が問題で解決できないのか、お考えをお伺いします。

まず、その2点をお伺いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 永野議員の質問にお答えをいたします。

新玉名駅駐車場の混雑につきましては、玉名駅を利用する皆さん方に不便をおかけしておりますことに対しては大変申し訳なく思っているところでございます。解消に向けて検討している中で、やはり増設をしようという予算計上が否決をされたということにつきましては、やはり重く受けとめてこれからもそういう意味合いから慎重に皆さんに相談をしながら検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） それともう一つ、市長はJRに「さくら」増設の要望をされておりますが、JRからも駐車場が足りないとの指摘を受けられております。要望の回答にもなる混雑解消は、市民、JRに対しても信頼の問題にもなっておりますので、早急の解決をお願いしたいというふうに思います。市長、JRに要望なさったあとのコメントに、「やっぱり混雑解消には取り組まなきゃいかん」というふうなことが、コメントが載っておりましたが、もうあれは8月の新聞だったと思います。かれこれ半年以上になるんですね、だからそういうこともやっぱり市長の、何回も言ってますように市長の言葉は重いんですよ。公にそういうふうにしてコメントをしていらっしゃることで

ありますから、これも本当に早いとこ混雑解消をお願いするところでもあります。

どうですか、市長。今、部長がまだはっきり時期は言いなはらんかったばってん、市長はやっぱり市のトップですよ、「1カ月後に結論ば出せ」とか強い権限もお持ちだと思ふんですよ。本当に市民は困ってるんですよ。その辺をひとつお聞かせ願います。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 新幹線の要望活動につきましては、年2回JR九州の本社を訪れて要望活動をいたしております。まずは、利便性を考える中で、新幹線の新玉名駅から大阪に直接行ける便の増便をお願いしているというのが主なところでございます、それにつきましては、JRとしては、やはり乗降客の動向というのが一番大事だというふうなことも言われております。といいますのは、やはりお客さんが多ければそういうものも増発するというふうなことに繋がっていくんじゃないかというふうに思っております。そのためにはやはり玉名駅から多くのお客さんが新幹線を利用するというこの状況をつくっていかねばならないというふうな状況であります。そういうためには玉名駅を利用するお客さんが多いということが大切だろうというふうに思います。この新幹線の駅前の駐車場につきましては、当初250数台の設置をいたして、これで大体いだろうというような当初の計画でございましたけども、当時のお話を聞いておきますと、議会でも無料にせいというような言葉もたくさんあったというようなことをお伺いをいたしております。そういう中で無料に開放した経緯の中で、玉名に多くのお客さんが来るようになったと、だんだん、だんだん来るようになって、駐車場が当初の駐車場がいっぱいになったということで芝生広場を開放しようということで開放いたしました。それでもまだまだ足りないということで、駅前の広場まで駐車場をふやして、約300台近くの駐車場にいたしましたけども、やはり5月の連休等につきましてはどうしてもあふれるというような状況があるということもお聞きはいたしております。そういうことを考えますとJRのほうでもやはり駐車場のほうをなんとかしてくださいというような御要望もございましたし、私としても大変心を痛めているところでございまして、そういった予算を計上した中での否決をされたという思いもトラウマ的なところもございまして。しかしながら、今、永野議員言われるように、すぐせれと言われるように、あしたもしたいというような気持ちも当然持っているのもしかりでございまして、これからそういった要望を受けながら、私も早い時期にできるならばなという感じも持っておりますので、皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 本当に早い混雑解消に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

しかし、こう長い間我慢していると、我慢が怒りに変わってきます。こう長い間要望が届かず、不評が続くと市長の言葉である「市民一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政」の言葉がそらぞらしく感じることはありません。誠実な市政運営を切にお願いして私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんおはようございます。4番、公明党の徳村登志郎でございます。

季節柄ちょっと花粉症を患いまして、何かとお聞きぐるしいところもあるかと思えますけれども、御容赦いただければと思います。

本日は、一般質問の最終日ですが、既に多くの議員から地方創生に関する一般質問がなされております。これもひとえにこの地方創生が喫緊の施策であり、行政執行部にお任せではなく、議員みずから積極的にかわり、知恵を出し、提案し、この地方創生をより実り多きものにしなければならないとの思いからだと感じております。

いよいよ4月には統一地方選が行なわれますが、私たち公明党は昨年結党50周年の大きな節目を迎え、そしてその出発はまさに地方議会からでありました。それは一つ一つの声を確実に結果に結びつけていくネットワークづくりであり、今や北海道から沖縄まで、市区町村、都道府県、衆参の国会議員と縦にも横にも広がった3,000人にも上るネットワークとなりました。現在、昨年末の衆院選を受けて、自民党と政権合意を交わした経済再生をしっかり進めること、また、これからの時代、日本の人口は減少に向かい、高齢化、少子化が確実に進んでいくこと、そのためには地方創生をやらなければなりません。人口減少の中でも新しい仕事、地域の仕事をつくり出し、社会保障や行政サービスを市民の手元に届けることができるように地方創生を進めていく必要があると思います。まさに今回の統一地方選は、地方創生を担う人を選ぶ大事な選挙になると思います。

さて、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、まさにこの地方創生であります。この定例会で市長は冒頭にあいさつで触れられましたが、本市の地方創生のビジョンをいま一度詳しくお聞かせくださ

い。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 徳村議員の市長が考える地方創生のビジョンとはにお答えをいたします。

去る1月25日に熊本キャッスルホテルにおきまして開催されました石破茂地方創生担当大臣の講演会に出席し、大臣の考えや熱意を聞くことができました。話の中心は人口減少は今後加速度的に進む、そのため人口減少の克服と地方創生をあわせて行なうことにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すということでした。特に強調されたのは、総力戦で行なわなければならないということ。実現させるためには何ができるかを考えるということ。明確な目標とKPIこれは重要業績評価指数ということでございますけども、この設定及びPDCAこれはPLAN・DO・CHECK・ACTION、というようなPDCAサイクルによる効果検証が必要であると、この3点を指摘されたように感じておりました。

本市では、地方創生の取り組みとして、平成27年度の早い段階で、産、官、学、金、労と、産業界、行政、学識経験者、金融界、労働組合の代表者による審議会を立ち上げ、その中で人口の現状と将来の展望を提示する玉名市人口ビジョンを策定し、これを踏まえて平成27年度中に今後5年間の平成27年度から31年度までの目標や施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしております。また、策定後の平成28年度からは、戦略に掲げた事業推進を図ってまいります。

なお、総合戦略の具体的な中身といたしましては、今の段階では明確ではございませんけども、既に先行いたしております26年度の国の経済対策といたしまして提案いたしております定住促進、そして観光振興に関する事業、また、子育て支援に関する事業等の拡充などが考えられております。これらにより「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」の実現を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

本市のまち・ひと・しごと創生推進の取り組みの中で、ぜひ、市長には人が生きる地方創生をお願いしたいと思います。特に女性、若者に焦点を当てていただければというふうに考えております。

それでは次の質問に移ります。

今回の定例会で提示していただいた地方創生を推進するに当たっての「玉名市まち・

ひと・しごと創生総合戦略」の策定にかかわる経費など、12事業についてお尋ねします。12事業の概要と、どのような経緯と目的で策定されたのかお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の地方創生を推進するに当たって取り組む12事業についてお答えをいたします。

先行的に実施いたします既に国に提案しております12事業につきましては、本年の1月19日に立ち上げました「まち・ひと・しごと創生推進本部」の第3回本部会議の場で決定をし、その後3月2日開催の全員協議会の中で説明をしたところでございますが、まず、定住促進に関しては、定住促進補助事業、おためし暮らし事業、定住相談会参加事業、空き家バンク事業、定住希望者登録事業の5つの事業でございます。また、観光振興分野におきましては、玉名ブランド推進事業、イベント誘客事業、受け入れ態勢整備事業、情報発信事業の4つの事業でございます。その他、6次産業推進事業でありますとか、LED防犯灯推進事業に加えまして、総合戦略策定事業を含む12の事業で、交付金額の合計としまして7,864万5,000円でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

先月成立した2014年度補正予算には、自治体が人口減少対策などに速やかに取り組めるよう地方創生先行型の交付金1,700億円が盛り込まれました。交付金を受け取る自治体は、15年度中に独自の政策と数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、実行に移すことが求められています。12事業はいずれも地方創生が叫ばれる前から存在していた事業でもあって、今後どのように発展させ、また、結果を出していくかが地方創生になり得る事業なのかが問われると思います。

そこで再質問させていただきます。

地方独自の政策づくりに当たり、注目を集めている事例がございます。それは長野県佐久市の空き家バンクです。2008年のバンク開設から昨年2月までに、なんと247件の成約を誇っております。この成約の高さはいろんな要因を含んでいると思いますが、本市の空き家バンク事業とそれに関連する定住促進補助事業等の実情と今後の展望をお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問についてお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、現在、定住促進事業の1つとして実施をしております空き家バンク制度につきましては、登録いただいた空き家を本市への移住希望者に紹介をいたしまして、空き家の有効活用と定住促進を図る制度でございます。本市におきまして

議員の御指摘のとおり思うように登録件数が伸びておりません。成約件数も少ないのが現状でございます。これにつきましては、空き家の情報提供をいただいたり、登録の申し出をいただいても、実際に職員が調査をしてみますと、所有者が既に亡くなっておったり、保存登記がなされていないといった理由などから、登録に至らないケースが多々ございます。また、近年は本市に限らず、全国的に空き家が増加しておりまして、社会的な問題となっております。空き家の活用につきましてはすべての自治体の大きな課題というふうになっているのが現状でございます。このような中に空き家バンク事業に対します他市町村の事例を見てみますと、先ほど議員が紹介された例もありますけれども、空き家バンク制度の運営自体を行政ではなくNPO法人等の移住に関する中間支援団体に委託をしている例でありますとか、また、空き家の登録紹介等の業務について、非常勤職員であったり、今現在、当市でも2人の地域おこし協力隊が来ておりますけれども、この地域おこし協力隊を活用するなどしまして登録件数を増加させているといった例もございます。登録件数をふやすために、成約件数をふやすために、他市のこういった例を参考に、今後は見直しを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今現在の定住促進補助事業について、少し私の感じるところがありますので、ちょっと発言させていただきますけれども、今、定住促進事業で補助金を出すことになっておりますけれども、その申し込み対象者ですね、対象者の要件なんですけれども、その中にどうしても転入1年以内の大体、住宅取得された方に対する補助金という形になっておりますけれども、定住を促進させるという意味では、市外から5年以内ぐらいに転入された方もその対象にされてはどうかかなと、賃貸住宅とかですね、他市、市外からこられて、まずは賃貸に入居される方がすごく多いんですよ、私そういう仕事をしていますので、不動産の、そういう方が子どもさんが大きくなっていくと、だんだん、大体4、5年ぐらいして小学校に上がるとかそういうときに本格的定住を考えられるということが多いいですね、でも既に玉名市にもう住んでらっしゃると、でも改めて玉名市に土地を買って、家を建てようというときには、そういう方には全然補助が出ないと、結局そういうときに「じゃあ、熊本市に行こうか」とか、ほかのところに流出してしまうとか、だからそういう方もしっかり定住させるという目的の中で対象者に入れていただくというのちょっと見直しの中で考えていただければなというふうに思っております。

それと、玉名市の実際不動産の価格もずっとまた下がってるんですね、特に古い中古住宅、家屋に関しては500万円を切って売買をされるなんていうのが、玉名市の市街

地は別ですけれども、郡部の天水町、横島町、岱明町とかというところでは、本当に価格が安いです。そういうところを申し込み対象になっている物件が500万円以上の価格がしないといけないというのも、これも実情から見れば300万円ぐらいに落としていただくというのが現実的かなというふうに思っております。その辺も含めてちょっと答弁をいただければと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今、議員御指摘のとおり、今の補助制度というのは27年度まで5カ年間の最終年度でございます。今、おっしゃったとおりよそから玉名市にまずもってアパートに住むとか、例えば実家にまずおるとかいうふうな事例がございます。そういう方々からこの補助制度の申込みというのがあったということも実際ございます。ただ、今度5年目に入るわけですが、なかなかその辺の大きな課題だと思っております。それと、今おっしゃった500万円、土地と家屋含めて、新築だろうが中古だろうが500万円以上の物件に対して補助をするというふうな今、制度でございますけれども、これについても現実の価格等調査しながら、まずもって27年度はこれを終了させると、というのが当初の、これ5年間に分けて補助金100万円を交付しますので、当初の方々との不公平感が出ないようにというふうなことも考えて、まずもって27年度までこれを完結させて、きのうの答弁でも申しましたけれども、28年度からの定住補助制度については、今議員がおっしゃった期日の問題とか、価格の問題だとかいうふうなことも含めて、新たな定住促進の補助制度を構築したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

不動産業を営んでる者としましても、今後も空き家バンク事業の活性化に寄与したいと思っております。また、不動産の状況を一番知っている私たち、宅建業界の会員各位ともぜひとも執行部の方と情報交換とかの機会を持たせていただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次の質問に移ります。

今回の目玉かもしれませんが、「スーパープレミアムつきキラリかがやけ玉名商品券事業」についてお伺いいたします。

公明党の主張により、国の2014年度補正予算で創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用したプレミアムつき商品券の発行への動きが各地で進んでおります。本市においてもいち早く発行への予算計上が行なわれ大変うれしく感じております。また、本市においては過去にもプレミアムつき商品券の発行を積極的に行なってお

り、今回はまた、過去最高のプレミアム率20%の発行予定と、市民の期待も大きく膨らんでいるのではないかと思います。

そこで確認の意味も含めてお尋ねします。過去のプレミアムつき商品券の実施状況と効果の実証はどうであったのか。また、今回実施予定の「スーパープレミアムつきキラリかがやけ商品券事業」あわせて実施予定の「玉名温泉・小天温泉ふるさと玉名旅行券事業」の費用対効果をどれくらい見込んでおられるのか、事業内容とあわせてお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

[産業経済部長 北口英一君 登壇]

○産業経済部長（北口英一君） 徳村議員のプレミアム商品券についての御質問にお答えいたします。

当市におきましては、合併後2回のプレミアム商品券事業を行なっております。いずれも実施主体として玉名商工会議所、玉名市商工会、玉名市商店会連盟、協同組合玉名スタンプ会で構成する実行委員会形式で行なっております。1回目は平成22年度に九州新幹線全線開業記念としまして「さくら咲く券」の愛称で1割のプレミアムつきで2,000万円、発行総額2億2,000万円の規模で実施をしております。使用期間は12月から翌年3月までの4カ月間とし、314店舗の取扱店で御利用をいただきました。2回目は今年度に市長の公約を具現化した「輝け玉名「戦略21」」にも掲げております地域商品券として、「キラリかがやけ玉名商品券」を1割のプレミアムつきで、1,000万円、発行総額1億1,000万円の規模で実施をしております。使用期間は9月21日から12月31日までの約3カ月間とし、252店舗の取扱店で御利用をいただきました。1回目の反省点としましては、1. 短期間で売り切れ、購入ができなかった。商品券の販売方法について再検討をしてほしい。2. 商品券事業を知らなかった。市民への周知、広報不足であった。3. 使い勝手がよいように500円券の設定を検討してほしい。4. 購入限度額が1人10万円では高すぎ、皆に行き渡らない。5. 取扱店がもっとふえてほしい。などの御意見がございました。2回目の反省点としましては、現在、まだ取りまとめの途中ではございますが、1. まだまだ広報が不足している。知らなかった人が多い。2. 商品券の販売場所と時間が限られていたことが残念。3. 500円券の設定はよかった反面、1,000円券がないのは残念だった。4. 1人当たりの購入限度額が3万円は少なかった。5. 取扱店一覧チラシを全戸配布などして関心を高めてはどうか。などの御意見がございました。実行委員会としましてもこのような反省点を踏まえ、改善できることは改善に努められました。しかしながら今回も知らなかった人が多かった点を踏まえ、広報面をより強化する必要があると認識をしているところでございます。また、このプレミアム商品券の利用結果につきましては、これ

も26年度分は集計の途中ではございますが、大型店舗等での御利用が約26%、一般小売店等での御利用が約74%となっております。そこで今議会に一般会計補正予算として計上しております、スーパープレミアムつきキラリかがやけ玉名商品券事業を計画しております。この事業は国の平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして行なうものでございます。事業の詳細は今後関係団体等々協議を重ねてまいります。概要といたしましては、2割分のプレミアムつきで6,000万円、発行総額3億6,000万円を予定しております。時期的には27年の夏ごろから12月ごろまでを想定しております。

次に、「玉名温泉・小天温泉ふるさと玉名旅行券事業」について御説明いたします。

この事業も先ほどの交付金を活用して取り組むものでありまして、スーパープレミアムつき商品券が地域内の消費喚起を目的としていることに対し、この旅行券事業は地域外の消費喚起を主な目的としております。当市における温泉の宿泊客数の動向は、年間10万人から11万人でほぼ横ばいの状況で推移をしております。地域外からさらなる宿泊客の増加を目指して取り組むものでございます。こちら事業の詳細は、温泉旅館組合等と関係団体との協議を行なってまいります。概要としましては、お2名様以上の御利用で、お1名様当たり5,500円の割引つき旅行プランに、玉名産のお土産つき旅行商品として売出し、玉名温泉、小天温泉の認知度向上を図るものでございます。また、時期につきましてはプレミアム商品券事業と同時期ごろを想定しております。

いずれにしてもこの2つの事業に取り組むことによりまして、当市における消費喚起につなげ、市民の皆さまの生活支援はもとより、商工業事業者等の活性化の契機といたしたいと考えております。

また、波及効果につきましては、今回のプレミアム商品券事業とふるさと玉名旅行券事業につきましては、その財源のほとんどを国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して行なうものであり、その目的である地域における消費喚起策や生活支援策に取り組むものでございます。プレミアム商品券事業につきましては、市内における消費喚起やお店などの認知度アップを促すためにも、多くの業種の方に取扱店として参画していただき、各店舗の魅力を市民の皆さまに強くアピールしていただきたいと考えております。また、ふるさと玉名旅行券事業につきましては、市外の方々に玉名温泉、小天温泉をまず知っていただき、おもてなしの玉名を体感していただくことで、玉名市への再訪問につなげたいと考えております。いずれの事業も活力とにぎわいのある産業のまちづくりに寄与するものと期待をしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

まず、1点ちょっと再質問をさせていただきます。

2回のプレミアム商品券の発券がありましたけれども、最初の加盟店の数から2回目減っていらっしゃいますよね、この原因というものをどのようにお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） やはり最初は商店会の関係者の皆さまもこの商品券事業に対しての思いがあられたのかなと思っております。それから1回目にやった段階でいろいろとお店からの登録あたりの負担とかですね、そういうのもあって2回目は若干件数的には減ったものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 今回は実際、過去最高のプレミアムがついて、当然周知が徹底されれば、市民の注目も相当あると思うんですね、そういう中で、当然それに取り組みうとされる商店の方もふえると思うんですけれども、実際どれくらいの商店を今回、見込んでいらっしゃるのかちょっと数値があれば教えていただければと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

店の数まではこちらのほうも限定はしておりませんが、今回の事業の中では、先ほど1回目と2回目で対応しましたその事務的な経費もこの交付金のほうで対応ができます。それによってお店の方もそういう店の負担分というかですね、そういう軽減もあるので、今回は2回目以上にふえるのかなと期待はしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） そうですね、部長が答弁なさったとおり、私も今回協力していただける店舗がたくさんふえればというふうに思います。また、そういう中で、あと周知のほうですね、実際、市民の方で知らなかった方もいらっしゃったりとか、いろいろあると思うんですけれど、前回のプレミアム発券のときも結構のぼりとかも立てていただいていたと思うんですけれども、またそういうものも今回はしっかりもっと目立つような形でたくさん出していただければと、できれば広報玉名だけではなくて別途チラシの配布みたいなことをなさっていただければというふうに思います。

それと次、もう1点質問させていただきます。

これすごく市民の方からも心配されてますけれども、どうしてもこういう大型のプレミアムがつくとかという商品券に関しては、どうしても買い占めとかそういうものをすごく心配されることがあります。特定の人がたくさん買ってしまっ、実際自分が買お

うかと思っただときにはできなかったとか、もちろん限度額の設定とかもされるかと思
いますけれども、その辺の対策ですね、欲しいと思われている市民の方にきちっと行き
渡るみたいなどをどのように考えてらっしゃるのか、答弁いただければと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

1回目は先ほども述べましたですけど、1人10万円、それから2回目はそういう御
意見もあった中で、今後は3万円というふうな形にした状態です。それぞれに意見が分
かれてはおります。今回は、そういう中でこれはまだ案の段階ですけど、間をとって5
万円ぐらいは考えております。この金額も今後実行委員会のメンバーさんあたりの中で、
今、言われた形のようにお金を持っている人が買い占めるだけでなく、周囲の皆さまに
ある程度公平に渡るような金額を検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） ちょうど間を取って5万円ぐらいというふうにおっしゃって
ますけれども、私も考えるところそれぐらいが妥当な線だとは思いますが、それが
1人当たりということであれば、家族が何人もいれば家族分まとめて、うちは5人家族
だから5×5、25万円というふうな形で、その場で商品券が買えるのか、また1人
が来たら必ず1人の方にしか5万円やらないのか、その辺も含めて細かいことをすごく
事務的には大変になるかと思うんですけど、しっかり検討なさっておかないと、結構こ
れだけプレミアムがつくものというのは、ある意味混乱を招いて、それでそこから混乱
があれば市民の方のまた不満が出てくると、せっかくいいことをやろうとしていて、そ
れが逆に不満のもとになってしまうというようなことがないように、しっかりその辺を
慎重に取り組んでいただければと思います。

以上再質問は終わりますけれども、あと参考になればと思い紹介させていただきたい
事例がございます。

島根県での事例ですが、15年度にプレミアムつき宿泊券とお土産券を発行する予定
になっております。県内の観光誘致と地元産品の消費拡大が狙いとなっております。宿
泊券は県外からの旅行者を対象に額面5,000円を2,500円で販売、つまりプレミ
アム率が100%ということです。協力する県内の旅館やホテルなどで使用でき、ま
た、ここはお土産券を別に発行するみたいですが、お土産券は6,000円分の
商品券を5,000円で販売する予定だそうです。観光は外貨を獲得する有効な手段で
すし、観光資源PRも含め、地方創生につながっていくと期待できるのではないでしょ
うか。本市は本市として、しっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、ぜひ
この部分も力を入れていただきたいと思います切望いたします。

それでは次の質問に移らせていただきます。

今回の12事業の中に盛り込まれておりませんが、道の駅を活用した地域活性化と、それと地域おこし協力隊の活動状況等についてお尋ねします。

道の駅は1993年に制度が開始され、今年1月時点で全国1,400カ所に広がっております。主に市町村が設置し、特産品の直売や観光情報の提供で、雇用創出や地域経済の活性化を狙っています。近年は高齢者の買物支援など特色あるサービスを提供する施設も登場しております。地方創生を進める上で生活サービスを集約し、交通手段を確保して、周辺集落を結ぶ小さな拠点のモデルとしての期待も高まっております。本市において道の駅の新たな構想等があればお聞かせください。また、広報たまなでも紹介されております地域おこし協力隊の活動状況と今後の活用方法についてもお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の道の駅を活用した地域活性化についての御質問でございますけども、本市はトマトやミニトマト、イチゴ、ミカンを初めとした多様な農産物の産地でありまして、海の幸、山の幸にも恵まれております。現在、その総合計画、後期の基本計画でも活力とにぎわいのある産業まちづくりを目指して6次産業化の推進を重点施策と位置づけております。また、消費者ニーズに対応した品種選定や高品質化技術の普及による玉名ブランドの確立を推進しております。地域の物産品特産品の販売拠点としては、現在、玉名市の中で岱明地区の「磯の里」、横島地区の「Y・BOX」、天水地区の「郷〇市」、それと新幹線玉名駅構内にあります「ほっとプラザたまララ」があります。それぞれの地域の特産品を中心に、本市の農産物であったり、海産物等の販売を現在行なっております。今後は、この現在ある施設の充実、拡充とともに市内の豊富な観光物産や交流人口の増加を目的とし、観光資源等の情報発信を充実させたいと考えております。今のところ道の駅等の新たな施設を創設するといった計画はございません。

それから地域おこし協力隊の活動状況についてでございますけども、この制度は総務省の事業でありまして、地方自治体が都市部の人材を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、地域の生活支援など、地域共同活動に従事をしてもらい、あわせてその定住定着を図りながら、地域の活性化に結びつけるというふうな取り組みでございます。本市におきましても、昨年9月から隊員2人を委嘱しております。その隊員につきましても、薬草を活用したまちづくりの提案及び実践をメインテーマに活動しておりますが、現在は市民有志により薬草を活用したまちづくりを行なっております小岱山薬草の会の薬草の植え付けであるとか除草、収穫、それと公民館講座におきまします薬草料理の料理教室の補助作業等にかかわりながら、薬草に関する知識、技術を習得

中でございます。これと並行しまして、薬草の会の拠点再開に当たっての協力、薬草商品の開発等にも今現在取り組んでいるというところでございます。

隊員の活動状況につきましては、毎月広報紙で地域おこし協力隊活動報告と題しまして、活動内容をお知らせしております。またそのほか、隊員みずからがインターネットにおきましてブログ等を活用し、都市住民等に向けた地域情報の発信に現在取り組んでおります。

今後隊員には、将来的には、メインテーマのほかにも都市住民等に向けた地域情報の発信、地域団体が実施する公益活動の支援、定住促進事業に係る支援、地域の行事、イベント等の参加、参画など積極的にかかわってもらいたいことを想定しております。これは最長3年でございますので、まだ1年も終了しておりませんので、今、技術、いろんな研修中というふうな状況です。

最後になりますけども、この制度につきましては、この活動の支援とともに、その任務終了後については、本市に定住してもらいたいというふうなことも目的としておりますので、協力隊員の生活支援でありますとか、就職支援も私たちが行なっていく必要があるのではないかとこのように認識をしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

道の駅に関しては再質問というよりも、私の思い、要望でございますが、いよいよ沿岸道路のほうも本格的に着工して、開通に向けて動き出したということもでございます。そうすると国道501号線がまた大きな九州を一つ結ぶ大きな核となる道路になるのじゃないのかなと考えます。それを玉名市を通過しているということを考えたときに、私はこの玉名市501号線沿いに、ぜひとも本当に県北を代表するようなそういう物産、そういうものを発信する道の駅のようなものをぜひとも設けていただきたいなという思いがございます。なかんずく地元でもありますし、岱明の高道、鍋あたりの国道501号線の沿線沿いにそういうものができれば、それが最近すごく道の駅も注目されております。例えば、萩の「しーまーと」とかですね、すごく繁盛して、各地から視察にも来られているような道の駅もございます。そういう代表するようなものが県北の玉名の地にできれば大きな発信の力、また、地域創生にも大いに役立つのではないかなと思いますので、できればそのようなものも今後検討していただければと思っております。また、とにかく道の駅、あと御説明ありました地域おこし協力隊も地方創生の切り札となる地域ブランドづくりの核になると思います。ぜひともふるさとの名物を地域ブランド化へ進める新事業の創出を考えていただければと思います。

以上で、まずここで地方創生に関する質問は終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君）　ここで徳村登志郎君の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後　0時04分　休憩

午後　1時00分　開議

○議長（作本幸男君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳村登志郎君。

[4番　徳村登志郎君　登壇]

○4番（徳村登志郎君）　休憩前に引き続き一般質問させていただきます。

次に防災無線についてお尋ねいたします。

昨日、3月11日は東日本大震災から4年目となる日でありました。改めて全犠牲者の冥福と被災地復興を祈念してやみません。

さて、災害のとき、また、支援の緊急連絡網として最重要な設備が防災無線ではないでしょうか。ただ、現在の屋外スピーカーでは場所によったり、また、住宅の機密性が増したこともあり、聞き取りづらい、また、聞こえないといった声も多く聞かれます。この対処法として、現在本市においては安心メール、また、ホームページによる告知がなされていると思います。しかし、これは携帯やスマホ、そしてパソコンが必要であり、特に高齢者には不向きなツールと思います。そんな状況をフォローするツールとして、防災情報自動応答テレホンサービスがあります。福井県福井市で実施されておりますが、聞き取れなかった情報を電話で確認することができるというサービスです。また、福井市ではサイレンも併用して災害の状況を伝えるようにしてあります。大変有効な防災無線の補助ツールだと考えますが、いかがでしょうか。

そこでお尋ねします。同報系防災行政無線、安心メール、ホームページなどの状況と先ほど紹介した防災情報自動応答テレホンサービスの検討はいかがなものでしょうか、お答えください。

○議長（作本幸男君）　総務部長　西田美徳君。

[総務部長　西田美徳君　登壇]

○総務部長（西田美徳君）　徳村議員の同報系防災行政無線、玉名市安心メール、ホームページなどの状況についての質問にお答えをいたします。

防災行政無線は、警報発令時や災害発生のおそれがある場合などの緊急時に市民に対して、迅速に警戒、注意を呼びかける情報伝達の有効な手段としての施設です。現在、運用している防災行政無線は、玉名、岱明、横島及び天水の合併前の1市3町でそれぞれ有していた4つの防災行政無線を活用しており、放送も支所ごとに行なっております。ただ、議員御指摘のとおり、放送内容が聞き取りにくいという意見があることは十分承

知をいたしております。今後平成29年度から30年度にかけて、防災行政無線の整備を計画しており、現在、本庁と各支所にある4つのアナログ式親局を1つに統合し、デジタル方式による一元化を図る計画で、防災行政無線の統合デジタル化の整備により、緊急の際には本庁からの一括放送で迅速かつ効果的な情報伝達ができることになり、より一層市民の安心・安全の確保が図られるものと考えております。また、玉名市内外に向けて火災や気象情報等の緊急情報など、防災行政無線で放送した内容を、登録者の携帯電話等メールで文字として情報発信する玉名市安心メールも運用しております。玉名市安心メールは、防災行政無線での放送が聞き取りにくい方のための対応として登録推進しており、現在、約2,480件の登録がございます。今後は玉名市内の携帯電話販売店に、玉名市安心メール登録の協力要請や広報、ホームページでの登録勧誘を図るなど、さらなる登録推進のための啓発活動を行ない、災害情報の重要な伝達手段の1つとして充実を図ってまいります。また、広報やホームページにおいても防災や災害情報について工夫を凝らした周知の方法や内容等を検討し、市民に対する災害情報の提供に努めてまいります。

次に、防災情報自動応答テレホンサービスの検討についての御質問にお答えをいたします。

市から災害情報を伝達する方法の1つとして、今申しあげました玉名市安心メールがございますが、メールを活用したくても携帯電話を所持していないので登録できない。あるいは高齢のため、携帯電話を使えないなどの課題があるのも事実です。それらの問題に対処するため、防災行政無線で放送した内容を電話で確認できるシステムであります防災情報自動応答テレホンサービスを防災行政無線の整備に合わせて導入するよう検討していくこととしており、災害情報の伝達手段の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

平成29年度から30年度にかけて、デジタル一元化へ向けて整備をしていただくということで、今後防災無線がすぐまた一元化されてよりよいものになるのではないかなという答弁をいただいたと思います。

また、防災情報自動応答テレホンサービスに関しては検討していただけると言うことで、これは防災無線が流れていたというのはやっぱり市民の方「あ、今、放送が流れていた」というのはわかるんですけど、「今何を言ってあったのか、緊急なことなのか、緊急じゃないことなのか、自分の身边で関係することなのかどうなのか」というのはすごく気になる部分であったので、それが即電話で確認ができるというのはすごく心強い

部分でもあると思います。

また、安心メールもぜひ、提案しておりましたけど、携帯電話の販売店ですね、特に設定が非通知にならないようにしてないとせっかくのメールが届かないということもあります。基本的に機種交換とかで大体2年おきに皆さん携帯電話かえられるとか、そういう機会が、販売店に行かれる機会があるので、販売店さんのほうでぜひともこの辺を推進していただくような形をとれば、よりまた着信拒否がないような形で高齢者の方にも普及の一助になるのではないのかなというふうに私も考えております。

あと、これに関連して1つだけお聞きしたいのが、当然、耳の不自由な方も存在するかと思います。そういう耳の不自由な方に対する防災連絡措置を実際どのような形でお考えになられているのかという、実際、今やられていることもあればそれもあわせてお聞かせいただければと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

耳が不自由な方の対策としては、まずは防災行政無線にかわる情報入手の手段として、先ほどお答えいたしました、玉名市安心メールを第一に考えております。メールであれば緊急情報の内容を携帯電話で文字として確認できるものであり、その活用、登録を推進しているところであります。

そのほかといたしまして、高齢者の方や障がいをお持ちの方など災害時の避難に困難を伴う方々、いわゆる避難行動要支援者につきましては、災害時に備え名簿の整備や個々人の避難に対する個別計画の登録を進めているところでございます。当然、耳の不自由な方も含まれております。該当される方々も地域の民生委員さんに御相談いただき、御自身の個別計画について登録いただければと思います。また、今年度の玉名市総合防災訓練におきましても、熊本県ろう者福祉協会の御協力のもと、耳の不自由な方を対象とした避難訓練を実施いたしました。御参加いただいた方にも好評をいただいたところで、今後も同様に避難行動要支援者への対応を図っていく必要を感じたところでございます。今後も玉名市安心メールの登録推進を図り、あわせて市民の安心・安全を守るため、防災に対する対応や意識向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今の答弁いただいて、行政のほうもしっかり耳の不自由な方、また、こういう災害のあったとき避難が必要な要支援の方、そういう方のこともしっかり考えていただいているということを確認できて大変よかったですと思います。今後ともその点をしっかりと力を入れて取り組んでいただければというふうに思います。

とにかく、さて大震災から4年たって、本当に私たちはいろんなことをたくさん学ばせていただいたと思います。それから防災の意識も、それに対する備えも意識も大きく変わったのではないのでしょうか。私たちは防災、減災、この教訓を今後とも大きく生かしていかななくてはならないと感じております。

私も最後に、この震災を忘れないというその思いをお伝えして、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。本日は本当にありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き、1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 皆さんこんにちは。1番、市民クラブの北本将幸です。お昼の眠くなる時間帯ではございますが、精いっぱい頑張っていきたいと思います。

昨年で、東北大震災より早いもので4年がたちました。しかし復興への道のりはまだまだ時間がかかりそうです。原発事故の終息もなかなか思うように進んでいないのが現状です。そんな中、今週ドイツのメルケル首相が7年ぶりに来日されました。来日されるのを前に、メルケル首相はドイツが進めている脱原発政策について、日本も同じ道を進むべきだと述べ、エネルギー政策の転換を呼びかける考えを示しました。来日中では原発に対して、極めて高度な科学技術を持つ日本で、福島のような事故が起きたのを目の当たりにし、原発には予測できないリスクが生じることを認識したと述べられています。ドイツは2022年までにすべての原発を停止することを決められています。4年前の原発事故により、全世界に問題提起をしたはずの日本が、今や原発再稼働の流れになっているのに対して、遠く離れたドイツが脱原発を宣言しています。今回のメルケル首相来日での言葉は、日本に対して何か強いメッセージを発しているかのように感じました。また、最近では、福島県の小児甲状腺がんが増加しているとの一部報道も見られますが、原発事故との関連性はないとされています。しかし、通常の何倍もの小児がんが発生しているようです。直ちに影響はないとされていた放射能の影響を必ずしも否定できないような現状が出てきているのかもしれませんが。現在、多くの技術が発達し、便利な世の中になりましたが、それに伴い多くの化学物質、薬物にさらされるようになりました。私たちは生きていく上で、その利用に関してはきちんと責任を持って考えていかなければならないと思います。

それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず初めに、介護保険事業計画の今後の展望についてお伺いいたします。

本年4月より、介護保険の改正が行なわれます。国の介護保険制度見直しに伴い、新制度がスタートし、要支援者の介護予防給付事業である訪問介護、通所介護が市町村事業である地域支援事業に移管され、市町村の裁量に任せられることになりました。さら

に、個人や家庭の自助努力が強調され、市民の介護、社会保障に対する不安は一層高まっている状況にあります。玉名市としては、現行のサービス水準を低下させることなく、しっかりと対応していかなければなりません。最近報道で言われておりましたが、本年4月より新制度に移行できる自治体は、全体の7%どまりと報告されておりました。熊本では4つの自治体だけみたいですが、逆に言うと県内でも4つの自治体は移行して新しい体制をつくっているということになります。今後、2年間の猶予期間が設けられていますが、玉名市もしっかりと対策をとって新制度への取り組みを明確化していき、きちんとしたサービスが受けられるようにしなくてはなりません。

そこで介護保険事業の今後の展望について質問いたします。

第5期介護保険事業計画は、本年度が最終年になっています。市町村における介護保険事業計画とは、介護給付の円滑な実施のため、保険者である市町村が給付分析やニーズ調査などにより、その地域の課題を把握し、住民や関係者の意見を踏まえて3年ごとに策定、実施するものでありますが、簡単に言うと、いわゆる玉名にどのような課題があって、それに対して玉名がどのような目的で事業を進めていくかの計画であります。本年度より新制度がスタートし、第6期の介護保険事業計画がスタートとなります。そのためにもしっかりと第5期の検証をして、課題等を抽出し、第6期介護保険事業計画を策定することが必要になってきます。国は、第6期介護保険事業計画では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年、今から10年先を見据えた計画と位置づけ、要介護状態となっても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を掲げています。そこで質問いたします。

1. 第5期介護保険事業計画の成果と課題について。2. 高齢者のニーズ、社会資源の把握について。3. 第6期介護保険事業計画について。4. 地域包括ケアシステム構築の課題、実効性について。

以上4点質問いたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

[健康福祉部長 前川哲也君 登壇]

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員の介護保険事業についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、第5期介護保険事業計画の成果と課題についてお答えをいたします。

第5期の介護保険事業計画では、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを基本理念とし、重点施策として1つ、健康づくり、介護予防の推進、2つ、皆で支えあい共に生きる地域づくりの推進、3つ、高齢者支援サービスの充実などに努めてまいりました。

1つ目の健康づくり、介護予防の推進では、要支援、要介護状態になるおそれのある

高齢者のための介護予防事業として、一般高齢者を対象とした一次予防では、行政区単位での通いの場を立ち上げ、現在では全行政区258地区の中で、約50%の138地区でいきいきふれあい活動等のサロン活動が実施され、また、登録されたボランティアの協力により、幅広い充実した内容になっております。また、介護予防拠点整備事業を利用し、この3年間で67カ所の身近な地域での介護予防事業ができる拠点を整備してまいりました。また、虚弱高齢者を対象とした2次予防事業では、市内3圏域で、4カ月1クルーのリハビリ筋力アップに集中した通称「特とく教室」を行なっております。

2つ目の皆で支えあい共に生きる地域づくりの推進では、認知症支援対策の充実として、認知症地域支援推進員を2名配置して、認知症サポーター養成講座や忘れ物相談、家族の集い等を開催いたしております。

3つ目の高齢者支援サービスの充実については、地域密着型介護老人福祉施設を1カ所開設し、また、小規模多機能型居宅介護事業所を1カ所整備して、在宅での介護ができるようなサービスの提供と待機者の軽減を図ってまいりました。

第5期介護保険事業計画の課題として、身近な地域での通いの場をふやしてきましたが、虚弱高齢者を対象とした2次予防事業を修了した体力レベルの方の通いの場が十分整備できておらず、このことは第6期介護保険事業計画の中で、生活支援、介護予防の体制整備を一番の重点施策として、不足するサービスをさらに把握し、さまざまなニーズに対応できる生活支援、介護予防サービスの創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者のニーズ、社会資源の把握についてお答えいたします。

第5期の介護保険事業計画の策定に先立ち、本市における高齢者および介護保険居宅サービスの受給者の実態と、介護の今後の介護保険の福祉サービスに関する意見、要望等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的に、計画策定年度の前年度に当たる平成23年3月に玉名市高齢者福祉に関する実態調査を実施いたしております。市内在住の要介護認定者を除く65歳以上の高齢者のうち、無作為に抽出した2,000人及び居宅サービス受給者2,453人のうち、無作為に抽出した1,500人、合わせて3,500人を対象に、郵送による配布回収を行ない、約54%の回収でございました。この調査におきまして、独居老人が15.2%、夫婦2人世帯が38.3%とその合計は半数を超えるなど、少子高齢化が進んでいる状況であることや、介護を受けている人の主な介護者は65歳以上の高齢者が35%を超え、そのうち75歳以上の介護者が20%を占めるなど、介護をする側にも高齢問題が明らかになっております。高齢者の元気づくりについて、関心のある活動や参加してみたい活動をお尋ねしたところ、公民館など身近な集會施設で実施されるふれあい活動や何でも相談できる窓口や気楽に立ち寄り知り合いなどと話ができるサロンのような場所の提供など多くの回答がございました。また、

グラウンドゴルフやペタンク、ウォーキングなど屋外活動や介護予防活動の参加意欲の高さや生活習慣病の予防など、健康維持のための諸教室の参加などが関心の高い事業という分析結果も出ております。このように介護の必要性やその原因、治療中の疾患や介護サービスの利用状況など、さまざまな設問に回答いただき、適切な分析を行ないました。

以上のような結果を踏まえ、平成24年度から26年度までの第5期の事業計画につきましては、適切な運営に努め、おおむね順調に推移しているものと判断いたしております。

次に、第6期介護保険事業計画についての御質問にお答えいたします。

第6期介護保険事業計画につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年を計画期間とし、玉名市高齢者福祉および介護保険運営協議会において、計4回の協議を重ね、委員の皆さまの熱心な御審議をいただき、今月末策定予定でございます。

第6期計画では、介護保険法の制度改正に合わせ、県の計画との整合性を図り、平均寿命の延伸や少子化の進行による若年人口の減少から、高齢社会を取り巻く状況が一段と深刻になると予想される中、団塊の世代が後期高齢者になる2025年をしっかりと見据え、今後10年間を中・長期的な視野に立った計画が重要であると考えております。本市における最上位計画であります第1次玉名市総合計画の中に、福祉に関する基本目標と掲げている「いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を第5期計画より基本理念として継承しており、人口や面積だけではなく、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう北部、南部、西部と3つの日常生活圏を分け、その圏域ごとにおきまして生きがいのある自立した日常生活が送れることができるよう、医療、介護、予防などのサービスを継続的に提供する地域包括ケアシステムの構築、実現に向けて第5期計画から引き続き効果的な医療提供体制の確保など、関係機関と連携し、本格的な準備を進めていく必要があると考えております。

このような中、第6期計画に当たり65歳以上の一般高齢者2,000名、要支援から要介護3の認定を受けられている居宅サービス受給者1,500名を対象に、高齢者福祉に関する実態調査を実施し、約60%の方から回答をいただきました。具体的な取り組みとして、高齢者の日常生活を支える新たな仕組みとして、住民主体の取り組みを含めた、多様な主体による効果的かつ効率的なサービス体制の構築を図るとともに、これまで高齢者福祉施策のさらなる推進と介護保険制度の円滑な運営を推進していくためのものとなります。

本市におきましても、今後高齢化社会はさらに進行していく中、高齢者のニーズ等総合的に把握し、適切な介護保険事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、地域包括ケアシステム構築の課題、実効性についての御質問にお答えします。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供できる地域助け合いの仕組みとなります。今回の介護保険制度改正では、市町村の第6期介護保険事業計画で、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化などが求められています。玉名市では、平成27年度から生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）を社会福祉協議会内に2名配置し、不足するサービスや担い手の創出、養成、活動する場の確保や多様な関係機関との情報共有や連携・協働による取り組みを推進するためのネットワーク協議会の設置など、地域包括ケアシステムの基礎をなす介護予防、日常生活支援総合事業への円滑な制度移行が行なうことができるよう、生活支援体制整備事業に着手する計画でございます。

医療介護の連携や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等については、包括支援センターや医師会と連携協議しながらシステム構築に努めていく予定です。また、地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される生活圏域を単位として想定しており、その地域包括ケアを進めていく中核的機関として、地域包括支援センターが位置づけられています。玉名市は地域包括支援センターを平成25年度から社会福祉協議会に一本化し委託しており、現在、玉名市福祉センター、岱明ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センターに職員を配置しておりますが、平成27年度からは、天水ふれあい館にも職員を配置し、各自治区に包括支援センターの相談窓口を設置いたします。今後は、平成27年度から実施する生活支援体制整備事業を通して、中学校区におけるネットワーク協議会の設置に努め、高齢者の実態や不足するサービスをさらに把握し、さまざまなニーズに対応できる生活支援、介護予防サービスの創出に努めてまいります。

さらに、地域包括ケアシステムの根本には、在宅生活を選択することの意味を本人、家族が理解し、そのための心構え、意識を持つことが重要となってきます。また、介護保険法第4条において、国民の努力及び義務に示されているように、国民はみずから要介護状態にならないための予防やその有する能力の維持向上に努めることが求められており、今後市民の皆さまへのセルフケアの重要性の普及啓発を行ない、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

第5期介護保険事業計画では、玉名の258地区中、半数の138区でいきいきふれ

あい活動など実施されて、ある程度の効果があっているとのことですが、私自身も実際公民館で行なわれているこの活動に、薬の勉強会みたいなやつで参加させてもらったんですけど、やっぱり高齢者の方々もそこに集まることによって、いろいろ話されてて、だれが来てなかった。「だれだれさんは今日来てないね」みたいな、見守りみたいな感じにもなると思うんで、やっぱり地区、地区でやっていくというのはやっぱり生きがいにもなると思っていいと思うんで、まだ50%ぐらいということなんで、もっともっとこれを活発に行なっていつていただきたいと思います。

いろいろなニーズ調査をされて、第5期介護保険のあとにもニーズ調査をされて、第6期の介護保険事業計画を立てられるわけですけど、そのニーズ調査をされて、いろいろ資料が集まってきて、どの地域にどんな課題があって、玉名市としてどのようなニーズが求められているとか、その高齢者の世帯状況とか、買い物難民がいるとか、なんか具体的なこの地域は、この地域はというような何かそういうのはニーズ調査で見えてきたりはしているんですかね。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） ニーズ調査につきましては、アンケート調査が地区を限定しておりません関係で、全体としての把握でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 一応、玉名市も1市3町合併して、やっぱり地域性もあると思うんで、それを地域別に分析していくような形をとると、また新たな課題が見えてきたりするのかもしれないんで、もし今後また調査とかすることがあったらそういう地域性もわかるような調べ方をしていただけるともっといいかなと思います。

第6期の計画は今月末に策定されるということですが、第6期は地域包括ケアシステムをいかにつくっていくかということに向かっていくと思うんですけど、平成27年度から、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会内に2名配置されるとのことですが、その2名の方は、やはり地域の課題とか把握や社会資源の発掘など、より専門性の必要になる人を配置することが必要になってくると思いますけど、玉名市としては今のところどのような方を配置される予定ですか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 平成27年から社会福祉協議会のほうに生活支援コーディネーター、一応、2名配置をする予定でございますけども、生活支援コーディネーターは高齢者の生活支援、介護サービスの体制整備を推進することを目的として、地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートをする役割でございます。コーディネーターの資格要件につきましては、今、国は地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のあるもの、地域でコーディネート機能を適

切に担うことができる者としております。さらに特定の要件の定めはございませんが、市民活動への理解があり、多様な理念を持つ地域サービスの提供者と連絡調整ができる立場にあって、国や県、都道府県が実施する研修をしたものが望ましい。また、公平中立的な視点を有することが適当というような指針を出しております。

玉名市におきましては、先ほど申し上げましたように27年度から2名のコーディネーターを配置する予定ですが、社会福祉協議会への委託の仕様書の中に、先ほど申し上げましたような要項を盛り込みたいと思っておりますし、職務を遂行できる者として、市民活動に携わった経験のある方が望ましいと考えております。

また、コーディネーターの養成講座というのが、26年は国が始められました。県のほうも27年からコーディネーターの養成講座が始まります。養成研修を受けつつ、その専門性を学び、地域で実践体験を重ねていくコーディネーター機能を高めて、市民にあった多様化するサービスの提供や地域福祉や市民活動に熱心に取り組んでもらうというような人材を選考していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり専門性とか、玉名市に活動されてる方とか、玉名市のことを今後よくしていきたいというような人をぜひとも配置されるように要望したいと思います。

その生活支援コーディネーターを2名配置されて、その生活支援体制整備事業を実施していくとのことですが、具体的にどういう事業をされていくとか、今の段階でありますかね。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 生活支援コーディネーターの業務としてでございますけれども、関係機関とのネットワーク化を図るために設置しますけれども、最終的にはその協議体というのをつくりたいというふうに思っております。まずは、地域でのネットワークというのが第一歩でございますので、元気な高齢者の方を初め、地域が、住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、それから支援組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの各関係機関と、顔の見える関係づくりをまずしていただきたいと思っております。その後関係づくりができたあとに、関係機関との定期的な情報共有、連携強化の場として、地域において生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築に向けた協議体を設置するというふうなそういう形で計画をもっていくというふうに考えております。それらを通して、地域の高齢者支援のニーズと資源の状況を把握しながら、生活支援の担い手のボランティア養成や不足するサービスの創出を行ない、生活支援、介護予防のサービス提供の体制を図っていきたく思ってお

ります。最終的には、玉名市全域を、今回のは全域を統括するような協議会のほかに、最終的にはそれを細やかに各細分化した形での、地域の実情に応じたその下部の協議会もつくっていくような形で考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその新制度になって、やっぱり市町村に移行されて、やっぱり市の力量というのが問われてくると思うので、玉名市には民間でもいろいろ事業をやられているところもあるんで、民と官が一緒になって本当にいい介護が受けれるような体制をつくっていただきたいと思います。

平成25年度より、地域包括支援センターを玉名市は一本化されましたが、大体、地域、地域に置くものだと思うんですけど、一本化したメリットみたいなものは何かありましたでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 平成18年度の介護保険の改正によりまして、本市では生活圏域を北部、西部、南部、3つの圏域に分けております。それぞれ地域包括支援センターを設置してスタートいたしました。地域包括ケアシステムを全市的に推進することを目的に平成25年度に社会福祉協議会のほうへ一本化ということしております。高齢者の相談窓口等がサービスの低下にならないよう、地域包括支援センターに支所という形で、先ほど申しました3カ所を置き、それぞれ生活圏域の情報を統括するような形での対応でございます。先ほど申し上げましたように、27年度、来年度からは天水のほうにも支所を、窓口的な支所を設けるといような形で考えております。

包括支援センターを一本化したメリットということでございますけども、地域包括支援センター、地域包括ケアシステムをしていく上の中心的な機関であります相談事業、訪問事業、介護予防事業、認知症の支援事業など、実施推進していく上で職員からの連絡、連携、情報の共有が、今現在、一本化したことによって図られております。また、同施設内にある社会福祉協議会と社会福祉活動を推進する上で、非常に密な関係でございます。そういう点でも連携が図られるというメリットがございます。平成27年度の玉名市社会福祉協議会に配置します先ほど申し上げました生活支援コーディネーター、この連携も地域ケア会議の強化、将来設置される認知症の初期集中支援チームなど、市全体で推進していく必要がございますのでメリットはあったと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 玉名市で今一本化されて、玉名を大きく3つに分けて、それぞれ窓口を設置して、27年度より天水に設置して4カ所になるとのことですけど、結局やっぱり一本化しても、窓口が結局4つつくるとしたら、地域、地域のことをよく知

ってるところにお任せするというのがやっぱりもっとよりよい体制ができる可能性もあると思うんです。地域包括ケアシステムは、先ほど言われたように大体30分以内の単位で国はつくっていかうという方向なんですけど、その30分以内というのが大体、国が定めているのが中学校単位でしたらどうかというような感じで進められているんですけど、今、玉名は3つに分けられているということなんですけど、中学校単位となると、玉名だとしたら6つぐらいに分けたほうが、結局、いい包括ケアシステムの構築ができるのではないかなと思うんですけど、その日常生活圏域の見直しというか、6つぐらいに分けていかうというような方向性ではなくて、やっぱり玉名市はその4つで、27年度からやっていかうという形なんでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 今現在、3つの地域、先ほど申し上げました北部、西部、南部、3つの地域での生活圏域を設定いたしております。この生活圏域につきましては、今度の第6期の計画も、計画は一緒でございます。生活圏域としては3カ所、ただ、窓口を設けるということでございます。もうこの圏域、3圏域に設定しましたのが、第3期の計画のときに、国より高齢者の生活の継続性、介護資源の地域格差の是正、介護資源の拡充するために、人口で2万人から3万人というような位置圏域、というような仕様がございまして、それをもとに3圏域に設定したところです。その後、先ほど議員が申し上げられましたサービスの提供が30分でできるというような中学校単位を望ましいというような方向も出ました。でも、人口や面積だけでなく、今度は高齢者が住みなれた地域で生活を維持できるように、保健福祉や医療関係、そういう施設の等を勘案しますと、なかなか細分化した場合に提供ができないような実態もございまして、3つの圏域での考え方を第6期も引き継ぐというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 玉名市としては、今部長が言われた考えで3つに分けて、今後進められるということなんですけど、やはり27年度4月から新しい制度がスタートして、玉名市としてのやっぱり力量が問われるということになると思うんで、いろいろ進められていく中で、今後2年間猶予あるんですが、本当にいい制度ができるようにしっかり今後も取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、集団フック化物洗口について質問いたします。

この件に関しては、昨年9月議会でも質問させていただきましたが、現在モデル校での実施を経て、平成27年度より全小学校で実施する方向で進められているので、

再度質問させていただきました。

人が生活していく上で、歯、口腔の健康は口から食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、全身の健康保持増進に重要な役割を果たしています。また、近年では、歯や口腔の状態は、糖尿病や循環器疾患などとの密接な関係性が注目されており、歯、口腔の健康づくりの推進に向けた新たな取り組みが求められています。各自治体において80歳になっても自分の歯を20本以上保つ、8020運動を目標に乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた歯科保健医療対策の推進が図られています。これを受け、歯科予防の一貫としてフッ素を用いたフッ化物洗口が推進されています。

フッ化物洗口とは、劇薬を用いてうがいをして虫歯を予防する行為であります。しかし最近ではフッ化物洗口の予防効果、安全性においては賛否両論さまざまな意見があり、世界的にも社会問題となっている公共施策であります。また、学校現場には教師らの負担増になるとの懸念があるほか、保護者らにも有効性や安全性を疑問視する声があります。医薬品を用いた医療行為を教育の場である学校において、しかも集団で実施することに対しては本当に必要性があるのか疑問があります。そこで9月議会と重なる点もございしますが、集団フッ化物洗口について質問させていただきます。

1. 玉名市における歯科保健の現状。2. 平成27年度におけるフッ化物洗口の導入、予算について。3. モデル校での課題、問題点について。4. フッ化物洗口の虫歯予防効果、安全性について。5. 学校における集団での実施について。

以上、5点質問いたします。答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

〔健康福祉部長 前川哲也君 登壇〕

○健康福祉部長（前川哲也君） 北本議員のフッ化物洗口についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、玉名市における歯科保健の現状についてでございますが、まず、乳幼児期におきましては、乳幼児健診時の歯科検診と歯科保健指導を実施をいたしております。平成22年度までの傾向として、1歳6カ月時で虫歯がある子どもの率は、全国や県平均よりも少なく1%前後でしたが、3歳児で虫歯がある子どもの率は、全国や県平均より多く約30%となっております。そこで健診の場やよい歯の広場、食育フェア等で保護者への歯科保健指導を実施いたしましたところ、平成24年度には3歳児で虫歯がある子どもの率は、全国や県平均より少なくなり17.7%で県下では上位4位となりました。また、各保育園、幼稚園、小学校での集団の取り組みとしては、熊本県で平成22年に制定された熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、平成26年度からフッ化物洗口事業に重点的に取り組み、平成27年度には全保育園、幼稚園、全小学校実施の予定で虫歯予防を推進しているところであります。学童期におきましては、12歳児の

虫歯有病者率の推移を他の地域と比較してみますと、21年度玉名市42.5%で少ないほうから4位でした。25年度になると玉名市は36.9%で、県平均46.8%を下回り県下で10位となっております。これらからもわかりますように、本市は学校現場関係者の御努力により、県下45市町村で虫歯の有病者率は県平均よりも少なく、市内の虫歯有病者率は年々減少いたしておりますが、県下での順位を見てみますと21年度、22年度が4位、23年度、24年度は7位、25年度は10位と段々下位に位置している状況にあります。また、本市の国保医療費を見てみますと、平成25年5月分の医療費でございますけども、0歳から9歳までの医療費の病気別順位では、入院外では虫歯が2位、それから入院と合わせても3位となっております。0歳から74歳でも歯科消化器の関係疾患が入院外でも1位、入院と合わせた全体でも3位と上位を占めている状況でございます。

このような状況を背景に、本市の健康づくりの最上位の検討機関であります健康づくり推進協議会でもフッ化物洗口事業の実施について、全会一致で推進するよう決議されておりますし、有明地域歯科保健連絡協議会においても、フッ化物洗口推進事業が強力に推進されるよう示されたところでございます。

それから次に、平成27年度におけるフッ化物洗口導入の予算についてお答えします。

本市におけるフッ化物洗口事業につきましては、平成26年度から重点的に各保育園、幼稚園や小学校へ取り組みの働きかけを行ない、幾つかの保育園や幼稚園で先進的に取り組み、また、小学校では2つのモデル校で実施されております。27年度におきましては、市内の全保育園、幼稚園、全小学校実施の予定で、市内の子供たちの虫歯予防を推進していく方針でございます。この取り組みには、子どもの虫歯予防だけでなく、将来この子供たちが成人し、高齢者になったときに、歯や口腔疾患、消化器疾患の影響が少しでも予防でき、食べる楽しみや栄養状態の改善などの効果も示されており、多くの市民の健康づくりにつながるものと確信し、導入してまいりたいと考えております。

また、平成27年度の予算につきましては、消耗品費としてフッ化物洗口剤や紙コップ、ポリボトルなどを全園、全校実施の予定で、255万4,000円、それと乳幼児健診や乳児相談、総合的な歯科保健事業充実の目的で、歯科衛生士1人分113万4,000円を計上いたしているところでございます。このうち、県から対象経費の2分の1、168万円が補助金として交付されるものでございます。

それからフッ化物洗口の虫歯予防効果、安全性についてお答えを申し上げます。

フッ化物利用による虫歯予防については、既に多くの研究者や研究機関が長年にわたってあらゆる面から確認を行ない、安全かつ有効であるとの結論が出ております。これらの結果を踏まえ、WHO世界保健機構、FDI国際歯科連盟を初め、国、日本医師会、日本口腔衛生学会など、内外の専門機関、専門団体が一致してフッ化物利用の有効性と

安全性を認め、その積極的な活用を推奨しております。特に昭和60年WHOは先進国のほとんどが水道水にフッ化物を入れて虫歯予防対策を推進しているのに対し、日本の歯科保健医療に対し、最も重要な取り組みであるフッ化物の利用が欠けていると評しています。また、フッ化物洗口の予防効果については、うがいができる4歳児から永久歯が生えそろう中学生まで行なえば、フッ化物洗口をしない場合と比べ虫歯を半分以上に減らせることがわかっております。平成25年の新潟県の小学校6年生の調査では、約3分の1に減った報告がございます。玉東町では保育所が平成7年から、小学校が平成19年からフッ化物洗口を実施し、12歳の1人平均虫歯数が、開始前の平成7年は3.88本だったのが、フッ化物洗口後の平成24年には0.26本に減少をいたしております。新潟県の小学校では、昭和45年からフッ化物洗口に取り組み、その成果が波及し、新潟県内に急速に広まり、40年以上もの間継続して取り組まれた結果、12歳児の1人平均虫歯数が、平成12年度以降連続して、全国一虫歯の少ない県ということになっております。新潟県の取り組みは全国に広がり、隣の佐賀県ではすべての小学校で取り組まれるようになりました。また、大人になってからもその予防効果は持続します。保育所、幼稚園、小学校でのフッ化物洗口による虫歯予防効果は、洗口終了後も後々まで持続することが平成16年日本口腔衛生学会において報告をされております。これは新潟における調査で、保育所から中学校卒業までフッ化物洗口を行なった人は、30歳になったときに、フッ化物洗口をしなかった人に比べ、虫歯の本数は約3分の1で失った歯はほとんどなかったというような報告がなされております。この調査研究は現在でも有効な報告として評価されております。また、安全性について追加をいたしますと、我が国において新潟県が40年前から取り組み、佐賀県は10年前から全小学校で実施している中で、事故の報告は1件もないということからも安心して取り組めるものと御理解いただけるものと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 北本議員御質問の中の本年度フッ化物洗口を実施したモデル小学校の課題、問題点についてお答えをいたします。

まず、フッ化物洗口実施の状況や成果について2点お知らせをさせていただきます。

1点目は、当初学校側には心配もありましたが、回を重ねる中で職員やボランティアが一連の準備や指示になれてきて、短時間での実施が可能になりました。導入時は職員の負担増という点において懸念される向きがありましたが、洗口液づくりや各学級用の容器への分注にかかる時間が実施当初に比べて5分から10分程度短縮されております。子供たちや先生方の動きにも無駄がなくなり、スムーズな実施ができております。

2点目は、虫歯予防への児童、職員の意識が高まる点でございます。導入前にうがいの練習を行ないました際、歯と歯の間の食べ物が吐き出したうがい液に出てきて驚いた児童もいたということも聞いております。改めて口の中を清潔に保ち、歯を守ることの大切さを知る機会にもなったと感じております。現在、横島小学校では96%、豊水小学校では90%の児童が実施をしております。また、フッ化物洗口を希望しない児童へ、水うがいなどの配慮も十分なされているところでございます。

次に、フッ化物洗口実施の課題や方向性についてお答えいたします。

1点目は、学校の実情に合わせて最善のやり方を工夫する必要があるという点です。現在、モデル校である横島小学校は、各学級で行なっており、豊水小学校は多目的ホールで一斉にという形態で実施を行なっております。また、職員の実施にかかる役割分担も、学校規模や職員の人数によって、安全でより効率的な方法を考える必要がございます。フッ化物洗口の時間帯をどこに位置づけるのかも各学校の日課表によって異なってまいります。現在、モデル校である横島小学校は業間の時間、2校時と3校時の間に各学級で、豊水小学校は始業時に実施しております。各学校の地域人材の活用を図る上でも実施の時間帯も含めた日課の工夫が必要となるとのことでした。

2点目は、27年度からの全小学校一斉実施に向け、より多くの保護者の御理解と御協力を得られるよう、学校側と連携して説明を実施しているところです。教育委員会としましても、多くの保護者の御参加を得て、先行実施校の事例等を示しながら説明を行ない、フッ化物洗口への協力依頼をしまいたいと考えております。また、ただいま保健部局と協力して、保護者向けのフッ化物洗口の実施についてわかりやすい説明文書も作成しているところでございます。

次に、学校における集団での実施についてお答えをいたします。

9月議会で北本議員にお答えしましたとおり、玉名市の小学校では依然3割の児童が虫歯を保有している状況にあります。保有率には個人差があり、全く虫歯のない児童もいれば、1人で何本もの虫歯を保有している児童もいるというのが現状でございます。議員もお話されていたように、家庭で洗口を行なうことが一番理想ではありますが、すべての家庭がうがい液を購入し、定期的かつ確実にうがいを実施することは、現在の社会状況を考えますと、現実的には困難な面が多いのではないかと考えます。一方、学校における集団での実施は、行政が予算を組み、家庭には負担のない形で行なうことができます。集団で定期的に虫歯予防のためのうがいを行なうことで、将来にわたる歯科衛生に係る意識を高め、その具体的な習慣化、定着化を図ることができます。このことによって、ひいてはすべての子どもの虫歯予防を確実に進めることができる確かな一歩になるものと考えております。事前に保護者への説明会を行ない、希望調査を行なったあとで実施しますので、決して全家庭の児童に強制するものではありません。集団で行なう

ことで、子ども自身の自分の健康は自分で守るという意識づけを行ない、家庭にも関心を高めていただき、連携、協力の上で進めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

答弁でもありましたように、虫歯の数はどんどん減ってきている状況であります。答弁のときは虫歯有病率をパーセントでいわれたんでちょっとわかりにくかったんで、それ以外に大体虫歯の評価するとき、1人当たりの平均虫歯数で言ったりもするんで、ちょっとそっちのほうで説明、こっちから言わせていただきたいと思うんですけど、玉名市は平成24年、12歳児、12歳児だから小学校6年生ぐらいですね、12歳児の1人当たり平均虫歯数が0.77本で、かなりいい状況でした。これよりも下がらないかなと思ってたんですけど、最新の新しいのが出て、平成25年玉名市は1人当たり平均虫歯数、さらに下がって0.62本まで下がりました。これはかなりいい状況です。平成27年度より、保育園、小学校で全部で導入されるとのことですが、そもそも学校で集団でやろうというのが間違っているとは思いますが、虫歯対策として国が、国がですね、方針として虫歯を減らそうと今、目標値を1本以下に定めて進められています。それはわかります。熊本県も平成25年の値だと、12歳児1人当たり、熊本県の平均が今、1.4本なんで、全国平均1.05本を上回っているんで、熊本県として進めていこうというのわかります。玉名市は、国の目標1本以下です。今、玉名市の現状として0.62本まで下がりました。ここまで下がったけど、国がやれというから、県が推進するから、玉名市も薬を使って予防しますということだったら、玉名市でいろいろ議論している地方分権の意味がないような気がするんですけど、この玉名市の現状を見てもやっぱり導入する必要があると思いますか。普通だったら、この玉名市の現状を見たら、玉名は今、薬使わないで大丈夫、今は導入しないで大丈夫と判断するのが普通なような気がするんですけど、どうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 今、北本議員が12歳児の1人平均の虫歯本数のたとえでおっしゃいましたとおり、玉名市1本以下でございます。先ほど例に出された25年度0.88本、県が1.44本、全国が1.05本というような数字で、確かに1本を下回っている状況ではございます。ただ、この虫歯を予防することが先ほど答弁でも申し上げましたように、将来にわたっての歯の健康を守る。また医療費の抑制にもつながる、いろんなメリットがございます。隣の玉東町さんがそれを進められて、玉名市以下にずっとなられて、県下でもいつも1位とか2位とかいうような状況で進められております。この先進県は先ほど言いましたように、新潟県、全国レベルのトップ。佐賀県がこれを追随される形でスタートされておりますので、必要な施策かと思っております。

てもらおうように、今回提案をいたしております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 普通だったら、現状いいなら薬使わないでいいというのが普通なような気がします。答弁でもありましたように、フッ化物洗口の議論になると必ずといっていいほど、行政の方の説明だと新潟県の話が出てきます。新潟県では昭和45年よりフッ化物洗口が実施され、40年以上実施されています。12歳児の1人当たりの平均虫歯数も10年以上全国1位だからです。先ほどの説明でもありましたけど、新潟県がフッ化物洗口をしているから虫歯数が少ないかのような話をされるので、私なりに新潟どれくらいしてるんだらうて調べたんですけど、平成26年の新潟県の資料によると、平成24年の新潟県での小学生のフッ化物洗口の実施率は、どれくらいだと思われませんか。数的事実なことなので、わからないならわからないでいいんで、どれくらいだと思われませんか。

調べたんですけど、小学生の実施率は、あれだけ言われるので100%くらいあると思ったんです。調べたら実施率、小学生全体の人数でしている人をすると49.3%となっており、半数程度というのが現状です。九州で言うと、先ほど出てきましたけど佐賀県が約100%実施されています。そこで平成25年の熊本県が出している歯科保健の現状で、玉名市何本と書いてあるので、これを見て、玉名市とこの2件を比較してみたんですけど、小学生のフッ化物洗口率約50%実施の新潟県は1人当たりの平均虫歯数0.6本で全国1位、100%実施の佐賀県は0.8本1人当たり、0%実施の玉名市はこっちに書いてある値だと、0.62本となっており、何ら差はないです。もう1回繰り返します。50%実施の新潟県が0.6本、100%実施の佐賀県が0.8本、0%実施の玉名市が0.62本。この結果だけ見ると、本当に小学校で集団的に実施されるフッ化物洗口に効果があるのか疑問に感じないですか。教育部長でもいいですけど。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいま、北本議員のほうで虫歯保有本数がいいのということでございますが、先ほども答弁の中で申しましたが3割の子供たちが虫歯を持っているということで、1人当たりの保有数は少ないんですけど、相当その保有数に差があるというような現状もあります。そして、これは虫歯の処理率なんですけど、小学校6年から中3までの虫歯の処理率は64%を超えて良好なんですけど、3歳から小5までの処理率は60%以下で、県平均を下回っております。特にこの3歳から小5までの時期は、永久歯に生え変わる大切な時期でもあり、虫歯予防の必要性、歯の健康の大切さ、これらを指導する必要があると教育委員会では考えております。

それと、虫歯の要因として、歯の質、食べ物、細菌の3つがあるとされておりまして。この3つの要因に対応するためにもフッ化物の応用、それから食品の摂取の制限、それ

と歯磨きの励行、この3つの予防法を組み合わせることで、健康な歯が維持できるというふうなとらえ方をしております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 疑問にある感じかどうかを質問したんですけど、やっぱり普通だったら疑問に感じると思うんですけど、県の職員の方も説明に来られたときに、玉名市は遅れているからいち早く導入しないとイケないと言われてますけど、むしろ玉名市は歯科保健の先進地だと思いますよ。薬を使わないでここまで減らせるんだぞという結果を出してる、すばらしいと思いませんか。全国1位と比較しても何ら遜色もない玉名市が、これだけの結果を出してるのに、普通だったらここで予算かけて、薬使って、学校で集団的に予防していこうというような教育委員会の考えにはならないんじゃないかなと思います。

そこで先ほど言いましたけど、50%実施の新潟県がなぜ、全国1位を取れてるのかなど、私なりに分析したんですけど、フッ化物洗口は50%程度の実施ですけど、それ以外の小学校における歯科保健教育にも力を入れておられており、小学校における歯科保健指導の実施率はほぼ100%、玉名市もこれはほぼ100%だと思うんですけど、それ以外に歯こう染色剤、皆さん歯医者でされたことあると思いますけど、ピンク色に染めて、ここが磨けてないというやつなんですけど、歯こう染色剤を用いた歯磨き評価を小学校で95%以上されていて、そのほかにデンタルフロス、いわゆる歯間ブラシですね、歯間ブラシを用いた歯磨き指導を小学校で約80%実施されてるなど、さまざまな取り組みをされています。ある調査によると、歯ブラシのみでの歯こう除去率を調べてみると60%しか汚れが取れてないのに対して、歯ブラシプラス歯間ブラシ、デンタルフロスを用いて除去すると、約80%、20%汚れを除去できるという報告もあります。やはり新潟県が10年以上連続で、その12歳児平均1人当たり虫歯数が全国1位になっているというのは、こういう取り組みがあつてのことだと思います。玉名市においてはこういう歯こう染色剤を用いた歯磨き指導や歯間ブラシを用いた歯磨き指導など小学校とかで実施されてるのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） お答えいたします。

歯間ブラシについての指導は小学校で行なわれているかどうかについてはわかりません。ただ、歯磨き指導そういったものについては、ほとんどすべての学校で実施しております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりこういう歯間ブラシを用いたりとか、やっぱり薬を使わないでもやることなんてたくさんあると思うんで、そういうことに力を入れていくとも

っといい状態になるんじゃないかなと思います。

やはりフッ化物事業の主体は市町村行政であり、最終的な導入においては、玉名市で判断することになります。将来子供たちのために、また、学校現場で働かれている教職員のためにも、メリット、デメリット考えた上で進めていかなければいけないと思いますが、新潟は昭和45年から開始して、40年以上たっても50%ぐらいの導入率です。玉名市はまだモデル校で1月ぐらいからされて、まだ2カ月程度しかたっていないのに、しっかり検証できたとは言えないと思うんですけど、いきなりこれで全校導入するというのは早すぎるとは思いませんか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） もう何度も繰り返しになるかと思いますが、他県の事例等も勘案して、県のほうもこの実施を進めるということでございますので、玉名市としてもまずモデル事業をしまして、来年度から実施と。実施につきましては、各学校の説明、それから保護者への説明もしながら進めていくこととしておりますので、計画としてはそのように進めたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 導入されるお考えはなかなか変わらないようなので、やっぱりその本当にフッ化物洗口で虫歯が減っているかどうか、やっぱり検証するのはなかなか難しい状況があると思います。そこでしっかり検証がやっぱりされてないのを市が、行政が、教育委員会がやっぱり教育の場である学校に導入していくというのがやっぱりしないほうがいいんじゃないかなという思いがあります。しっかり検証がされないというのもあれなんですけど、学校で薬を使われるということなんで、薬を使うに当たって、使われる薬には添付文書がついてるんですけど、添付文書などはお読みにはなりました。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 直接は読んでおりません。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やっぱり薬を使うんだから一応、添付文書というのはやっぱり薬の説明書みたいなもんなんで、効果とかいろいろ書かれているんで、ぜひ読んでいただきたいと思うんですけど、ここでちょっと今回使われるフッ化物洗口剤の添付文書と皆さんもよく使われたことがある風邪の予防で使われるうがい薬の添付文書をちょっと比較したいと思うんですけど、効能・効果とか、いろいろ書かれています。最初、普通の風邪薬、市販でも買える風邪薬のうがい薬のところに、臨床成績の欄というのがあるんですけど、そこでは公正に比較して、これぐらい効果があったというのを書いてあるんですけど、風邪の予防のほうでは、臨床効果の有効率は389例中342例、87.

9%を示したと、これだけ使ってこれだけの人が予防できたというのが出てますということです。そのフッ化物洗口液、使われるフッ化物洗口液のほうの臨床試験の欄を見ると、「0.05から0.1%フッ化ナトリウム溶液の毎日法又は0.2%フッ化ナトリウム溶液の週1回法に関する臨床試験は実施されていない」となっております。公平に見たときに、やっぱりこの薬が本当に効いてるか、効いてないか虫歯に対する要因がありすぎて、評価できないんだと、なかなか難しいんだと思います。ほかの欄を見ると、もう1個副作用の欄があるんですけど、その風邪の予防のうがい薬のほうだと、「1,166例中、副作用の発現は11で、0.94%であり、その内容は、吐き気4例、口腔内刺激3例、その他」もろもろみたいな、0.1%以下でも書いてあります。フッ化物洗口のほうの副作用の欄を見ると、「本剤は使用成績調査等、副作用の発現頻度が明確となる調査を実施していない」と書かれています。臨床試験は実施していません、副作用の調査も実施していませんと、薬の説明書に書いてあるのに、市がですよ、行政がですよ、安全です、効果がありますと言い切っているのか、疑問に感じるところがあるんですけど、そこに対して何か意見はあられないんですかね。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 今、北本議員のほうから臨床検査と副作用の件ございましたけども、フッ化ナトリウムの洗口剤は、医薬用医療品、ミラノールで46年、オラブリスで17年、今、長年使用されており、これまでの副作用の報告はございません。このため製薬会社では発現頻度の調査は実施しておらず、当該添付書には国の指導に従ってそういう形になっております。また、既に承認された医薬品については、再評価制度があり、その評価においてフッ化ナトリウム洗口剤の安全性、有効性は評価され確立しております。臨床検査についても、0.05%から0.1%のフッ化ナトリウム溶液毎日法、また、0.2%のフッ化ナトリウム溶液週1回法の有効性や安全性については、既にWHOや厚生労働省を初め、世界150を超える医学、歯学、保健専門機関によって合意がされております。また幾多の文献においても証明されております。このため既に有効性が確立されている週1回法の用法、用量の追加を製薬会社が厚生労働省に申請する際にも臨床試験を実施する必要がなかったと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 世界的にも勧められているとのことでしたけど、WHOが1970年代ごろから確かに勧められました。1994年に6歳未満はしないほうがいいというレポートを出されて、そのあと1999年にユニセフが飲料水中のフッ素の安全性について懸念を表すレポートを公表し、そのあと、2002年にベルギーなどがフッ素のサプリメントを販売中止にしたり、フランスもフッ素のリスクの高さを考慮して、フ

ッ化ナトリウムを含む製品を市場から撤去する措置をとりました。また、アメリカでも6歳以下のフッ素洗口はリスクが効果を上回るとして推奨していません。最近で言うとオーストラリアのある州が強制的なフッ素化を中止し、2014年にはイスラエルがフッ素化中止を発表しています。世界的には最近、こういう水道水への添加はもちろんです、フッ化物洗口自体も疑問視されている流れになっているとは思いますが、この世界的流れと日本は逆行していっているようには感じませんか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 国のほう、今おっしゃいましたのは、水道水に既にフッ化物が入っているところで、それに加えてフッ化物洗口をするという形での問題だと思います。日本においては、水道水、玉名市においてもフッ化物は入っておりませんし、そういう問題はないと考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） この世界的にも2000年以降にこうやってだんだん、だんだんやらないほうがいいんじゃないかというような、最近そういう傾向にあるのは事実なんで、世界的流れも視野を広げてみながらするのも必要だと思います。

今、世界の話をしましたけど、日本においても2011年日本弁護士連合会が集団フッ素洗口塗布の中止を求める意見書を国に提出しており、2014年に日本消費者連盟が子どもの健康を第一に考え、虫歯予防として学校等で強制的なフッ素洗口等を推進しないように求める意見書を出しています。国外じゃなくて、国内になっても2011年、2014年と本当に最近です。最近に危険が言われ始めていることに関しては、何かありませんか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 日本弁護士会から出されております集団フッ化洗口塗布の中止を求める意見書についての市の考えということでございますけども、フッ化物を使った虫歯予防については、もう既に多くの国で50年以上という実績がございます。御質問の日本弁護士会からの意見書については、既に日本歯科医師会、日本学校歯科医師会、日本小児歯科医師会、それから日本障がい者歯科学会及び日本口腔衛生学会等の専門機関により、学校、園におけるフッ化物洗口等、フッ化物利用におけるう蝕予防法の安全性及び有効性を一致して支持する旨の見解が示されており、この見解について日本弁護士会からは意見は一切出されておられません。市としても日本歯科医師会の見解と同様に考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 何回も同じようになるんですけど、別に玉名の現状が悪いなら

いいと思います。薬使っても。全国1位と比較しても悪くないんで、世界的にも、国内でもそう言われてるんで、使わなくてもいいんじゃないというのを、しかも学校ですらね、学校で使わないでいいんじゃないというのを言いたいんですけど、現在、国の医療費は39兆円を超えるまでになっており、年々増加傾向にあります。玉名市においても国民健康保険財政は赤字となっており、このまま医療費が増加してしまうと本当に必要なときに、必要な医療が受けられなくなっていくと思います。39兆円までなって、ここ10年で9兆円ぐらい伸びたと言われてるんですけど、そのうちの3兆円ぐらいが、伸びの3兆円ぐらいが薬代がふえたという、いかにも薬を多く使うようになっている時代です。一人一人がいかに健康に生きていけるかをしっかりと考えなければいけない時代だと思います。やはり現代は、その薬を使うことに対して、ちょっとなんか、軽く感じているというか、簡単に使ってしまうような傾向があるような気がします。糖尿病で言うと、血糖値が高いならまずは食事を見直したり、運動をするなりして、それで下がれば薬飲まなくてもいいし、血圧、コレステロールとかが高かったら外食を控えたりとか、そういう生活習慣を改善して、それでもだめなら薬を飲もうというのが普通だと思うんですけど、そんなときに、玉名の子供たちがしっかり歯磨きをして、全国トップクラスの状況なのに、ここにきて大人である私たちがいきなり薬を使って予防しましょうと言うのが、学校現場で行なうべき教育ではないと思います。自分の歯は自分で守るという意識をつけさせるとのことですが、薬物に頼る行為を学校で指導すること自体に問題があると思います。薬に頼ってみずからの健康を守ることが小学校で行なう教育と言えるのでしょうか。

せっかく今、歯磨き頑張っている子供たちが導入したら、薬を使ってるから歯磨きしなくても大丈夫と思ってしまふかもしれないです。教育機関は、歯と口の健康づくりを通して、基本的な生活習慣のさらなる定着、健康づくりの環境整備等を行ない、しっかりとブラッシング、その手段、方法など教育することに力を注ぐべきではないでしょうか。しかも、教職員組合が学校における集団フッ化物洗口実施に反対する特別決議を出しているようですが、現場の意見などはお聞きになっているのでしょうか。先生たちも反対しているような行為を導入するべきではないのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 現場の声につきましては、担当等が説明会等におきまして、聞き取っております。その中の理由の中に、先ほどから出ている負担感というものも非常に強く言われております、主張の中にですね。負担感というものにつきましては、学校が組織として取り組むようにと、例えば教諭、あるいは養護教諭等に負担がかかってしまって、その人の別の仕事ができなくなると、そういうようなことではいけないので、学校を挙げて取り組むと、学校を挙げて取り組むということは、校長も教頭もあるいは

それぞれのものが役目を持ちながら取り組んでいくと、それによって子供たちの歯の健康を支えていきたいと、虫歯というのは御案内のとおり、1回起こったらあとはもうそれを修理していくしかないわけです。処置していくしかありません。その歯を永久歯に生えかわるこの時期に子供たちの歯を守ってやる方法として私たちはこれを考えております。これを無理に皆さんに、すべての家庭の子どもに押しつけるわけではありません。どうしてもそれができないという家庭であれば、先ほど伊子部長のほうから答弁にありましたように、みんながやるときにはうがいをして、うがいによって歯の間に詰まっているもの幾らかでも落としてやると、そういうようにして歯の健康に対する意識を高めていきたい。私自身まだはっきり認識してないところがあるんですけど、フッ化物については、歯磨き粉、ほとんどの練り歯磨き等にも含まれているんじゃないかなと思っておりますけど、その付近はどうか今後また調べてみなければなりません。フッ素でなくて、フッ化物のその適量の処置による有効性というのは、もう証明されていると、私たちはとらえておりますし、玉名市の健康福祉部長が申しましたように、健康づくりの最上位の検討機関であります私たちの市の健康づくり推進協議会においても、医師会あるいは歯科医師会の皆さん方から、それは非常に、強力に推進していきたいというようなことをお聞きしておりますし、学校としてもそういう玉名市の方向性にあって取り組んでいきたいということで、学校に試行を入れながら、結果はじゃあ試行の結果はいつ出るのかとこれは虫歯が1カ月ぐらいでできるわけではないと思いますし、やはり子供たちの長い目で、子供たちの歯を守ってやるとそういう視点で私は考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 効果があるとか、ないとかはいろいろいわれてますけど、実際薬で出ているのは事実なんで、この薬を使ってやりたい人はやっていいと思います。別にしなくてもいいと思う人はしなくてもいいと思います。それをやっぱり学校に強制力の働く学校に持ってくること自体にやっぱり問題があるというのを、本当に一番言いたいんですけど、最後になりますけど、フッ化物洗口に関しては、賛否両論さまざまな意見があります。現在、フッ素の安全性や有効性をめぐっては、述べましたように世界中の学者が論争しています。しかし、日本においては論争というよりは安全というほうが叫ばれ、教育の場において劇薬を用いた医療行為が相変わらず自治体、行政の手で事実上強行実施されているとしか思えません。玉名市においてもその取り組みが今なされようとしています。現在の日本においては、多くの化学物質、薬剤と向き合わなければ生活できなくなってしまうました。私たちは、日々の生活の中でさまざまな化学物質にさらされているのです。当初、それほど問題ないとされてきた農薬、添加物、喫煙などもその原因究明が進む中で、規制が強まってきています。最近では、記憶にまだ新しい子宮頸がんワクチンの問題もそうですが、一時期は国を挙げて接種を推進しました

が、副作用の発現により、ほとんど接種されることはなくなってきました。厚生労働省も積極的推奨をやめると発表しました。しかし、この裏には、接種により運動障がいなどの重篤な副作用に苦しむ多くの子どもや家族がたくさんおり、その方たちの訴えがあつて、この問題は表に出てきました。しかし、このように副作用の問題が発生してからでは遅いのです。また、毎年流行する、今年もはやりましたけど、インフルエンザの予防として学校で行なわれていたインフルエンザの集団予防接種は学校で行なうべきではないとして、中止されています。それでも今、予防接種を打ちたい人は病院に行って打っているし、受けないでいい人は打っていません。そんな中、なぜ、あえて今の時期に虫歯予防の一貫として薬を用いたフッ化物洗口を自治体が率先して教育の場における学校において、集団で行なおうとするのでしょうか。それによって玉名市の子供たちにどれだけのメリットがあるのでしょうか。選択の責任の多くは大人にあります。子どもの健康を守ることもそうですが、最近では危険ドラッグなどさまざまなものがあふれている世の中で、それらとどう向き合っていくか、子供たち自身に学ぶ力を身につけさせることも大切です。薬を使って歯を守りましょうというのが教育の場でやることならそれは間違っていると思います。近年は歯科医や研究者からも、そのフッ素洗口の効果には疑問が出てきています。そもそも虫歯はフッ素でしか予防できないものではありません。メリットを受けたい人はフッ素入りの歯磨き粉を使うこともできますし、使わないこともできます。医療というのはこのように個人に選択の自由があり、強制されるべきではありません。今回の虫歯予防においては、個人でフッ素を用いて予防したいというのであれば、歯医者又は家庭で行なえばいいのであり、歯磨きだけで十分と思うのであればしなければいいのであり、教育の場である学校で集団的に実施するべきものではありません。最終的には、自治体が将来の子どもへの影響をどのように考えるかということになります。世界的にも虫歯予防に対するフッ素の利用が見直されてきている中、集団フッ化物洗口実施者への追跡調査など全く行なわれておらず問題は山積みです。フッ化物洗口は、学校や親から要望があり勧められているものではありません。学校現場はむしろ反対の声が多いと思います。効果、安全性もはっきりとしておらず、世界や日本国内でも議論が活発になっている中、今回の予算化で一度導入されてしまうと、学校の中でその是非に対する議論はできなくなってしまいます。いろんな考え方があり、子どもにとって本当に必要なことは何なのかを真剣に話し合い、学校として何を選択するかを決めていくことが私たち大人の責任だと感じます。いじめ、体罰、登校拒否、子供たち、先生たちの心の病、発達障がいの子供たちの増加など、学校が抱える問題はより複雑に、深刻になってきています。学校現場においては背負わなければいけない責任や問題が山積みです。そんな中、フッ化物洗口でこれ以上その責任と精神的負担をふやす必要はないと私は考えます。県が勧めているからそのまましますではなく、フッ化物洗口

がもたらす問題点など、世界的に視野を広げて、目を向け、しっかりと考え、議論し、進めていくべきだと思います。玉名市はこの歯科保健のいい現状において導入するべき段階ではないと思います。教育現場である学校で子供たちがしっかりと学び又は先生たちが仕事ができる環境をどうつくっていくかを考えていくことが議会、地域、行政の役割なのだと感じます。学校においてやるべきことはまだまだほかにもたくさんあります。私たち議員としてもしっかりと考えていかなければいけないと思います。9月に引き続き同じ質問をいたしました。小中学校という教育の場でのことなので、議会全体でこの問題をしっかりと考えたいと思い質問させていただきました。

最後に1点だけいろいろ述べましたけど、教育委員会、玉名市としてはやはり導入するという考えでしょうか。できれば教育長と市長のほうにもお考えを。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） きょういろいろなお話を前回に続きまして聞かせていただきまして大変参考になった点もあります。私たちは子供たちの、先ほど言いましたように、子供たちにも、さまざまな子供たちが、家庭環境等一人一人の子どもがその環境が違うわけがございます。すべての子供たちが虫歯を「8020」という標語がありますように、それまで子供たちの歯を虫歯をなくしていきたいと、家庭の経済力が足りない子どもはそのフッ化物をできないというようなことでもまた困るというふうに思っています。やはり子供たちすべて同じように守っていくこと、虫歯を守ってやりたいと、そのような思いから学校のほうで予算化も、市のほうで予算化もしていただいて取り組んでいきたいと、そういうふうな思いであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） いろいろ述べさせてもらいましたけど、やっぱり薬を使うということに対してやっぱり慎重というか、重く考えてやっぱり学校教育の場って、学ぶところなんで、その辺をいま一度しっかりと考えていただきたいと要望いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時06分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 城戸 淳君。

[5番 城戸 淳君 登壇]

○5番（城戸 淳君） 皆さんこんにちは。昼からちょっと白熱した戦いでは、なんかそういう感じがいたします。背を伸ばして皆さん、眠いときは伸ばしてください。ゆっくり話して、ゆっくり聞いてください。

それでは5番、伝統ある新生クラブの城戸淳です。よろしくお願いいたします。また、今回、新しい議場ですので、一般質問ですので、気持ちを引き締めて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前中、永野議員のほうが新玉名駅の周辺の整備ということで言われて、私もこの新庁舎は岩崎でございます。私の生まれ育った地域でございます。この周辺の農地がありますけど、私も今でもトラクターを引いて、たまには農作業をしております。そういうのでいつも新玉名駅のほうに目がいくんですね、もう4年たったなという気持ちです。ね、震災のときの次の日で、式典ができなかったという、そういう意味で4年たって周りを見ますと、新庁舎はできました。ただ、新玉名駅の周辺は本当にこれでいいのかなと、やっぱり人口減少、人口減少と言われている中で、あの地は開発をしていただいて、本当に定住化をしていただきたいと、そのためにはそういう民間活力も必要だと思っております。そのためにもインフラ整備も必要だと思っております。そういうのを私も含めて市長のほうには、本当に今から開発を急いでいただきたいと思っております。

それではさて、今、熊本県が公表しました2014年県の推計人口によると、県の総人口は179万4,623人です。34年ぶりに180万人を割り込んでいます。1年間の死亡者も出生者を4,639人上回っております。これは12年連続の自然減となっております。また45市町村のうち、37市町村が人口減少でございます。8市町村が増加をしております。人口がふえたのを言いますと、合志市が907人、熊本市が663人、菊陽町が651人続いております。逆に減ったのは、天草市1,379人、八代市920人、玉名市615人の順で、県内3番目の減少でございます。また、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけることから、今回、まち・ひと・しごとの地方創生が進められています。人口をふやすためにも地方創生は、行政の腕の見せ所でもあります。と同時に今回、私が質問する公立玉名中央病院の建設は、ビジョンをもって進めれば定住化を推進させる重要な鍵になると私は思っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

今回、私も公立玉名中央病院企業団議会議員であることから、いろんな方から「病院の建設はどがんとなるとね」といういろんな市民から聞かれます。そう言う意味では、今回、病院建設を取り上げたのは、市民への説明という意味を含めまして、この公立玉名中央病院の建設について1点だけ質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではちょっと公立病院のことで前置きに説明させていただきます。

現在日本は、前例のない超高齢化社会に迎えており、今後医療に対するニーズはさらに高まり、日本の医療はフリーアクセスを実現し、より多くの国民が受診しやすく供給側も質の高い医療を実現してまいりました。その医療の質の高さは世界と比較してもトップクラスである。その一方で、日本の医療の現場は、医師不足、過重労働や医師偏在等が山積みしています。公立病院の赤字経営もその一つであります。全国で慢性的な赤字経営に強いられている医療機関が多く存在をいたしております。実際、経営破たんし、閉鎖を余儀なくされた病院もあります。データバンクによると2000年から12年間で経営破たんにより公立病院が倒産したケースは100件に及んでいます。このような公立病院における赤字経営は当市による医療サービスの質の向上を阻害する問題を引き起こし、さらに最終的には医療の安定供給を脅かされています。一方、医療保険財政は、悪化の一途をたどっており、医療費抑制が進むと予測されています。現在の医療費抑制政策化においては、公立病院の収入源である医療報酬がマイナス改訂されています。これは公立病院の赤字を招く一因となっています。このような公立病院の赤字の結果、世界トップクラスの医療を提供してきた我が国の医療体制が崩壊しつつあります。現行のままでは、持続的医療供給の安定性が阻害されることでしょう。特に地域医療、政策医療を担う公立病院の地位から撤退は生命の尊厳という医療の原点から考えても避けなければなりません。このような問題意識に基づき、持続可能な医療提供に向けて、国の医療費削減を視野に入れながら、現在の公立病院の赤字経営を解決することができるかどうかを議論しなければなりません。理想とする持続可能な医療提供とは、政府や主要公共団体からの財政的補助に頼らず、公共性を担保しながら、実質的な経営および安定的な医療サービスの提供をすることです。政府の取り組みとしては、平成19年度に公立病院改革ガイドラインを公表されました。このガイドラインの中で、公立病院の地方独立行政法人に移行することを推奨されています。公立病院では、経営責任に所在の不明確さや公務員給与体制による割高な職員給与費の調整の際の硬直性が赤字経営の原因となっています。しかし、これらを包括的に変えることで持続可能な病院経営の実現を目指していきます。このような状況を踏まえて、我が玉名市でも公立玉名中央病院の耐震により病院建てかえが計画されました。そして、平成26年5月に、玉名地域医療体制づくり検討協議会が発足し、現在、10カ月が経過をしています。なかなか進んでいないのが現状だと私も認識しております。

そこで質問いたします。

最初に、玉名地域医療体制づくり検討協議会のこれまでの状況と問題点があれば、お答えをください。

それでは次に、県北の拠点病院とまちづくりについてです。これは当初、計画によると平成26年の9月に基本構想をつくって、建設場所も5カ所ほど候補所に挙げるとい

われました。そして3月には1つに絞って候補地の決定をと言われておりました。その中には、現病院の建てかえ案も入っております。現病院の建てかえ案には、地域の住民や商店街から、現地建てかえ案の要望がなされております。昨年、商店街関係者から市長のほうに要望書を提出されております。商店街の方は、もしかすると現庁舎跡に病院もできないのかなという期待感をあります。そこには、病院を南、北、家が建っておりますので、買収という形もとらんとはいけませんので、なかなか難しいのが事実でありますけど、商店街の今中心市街地の空洞化を考えますと、その近くの商店街の方は、ますます疲弊する状況にあると思って、心配をされているのが今の現状でございます。そこで、病院の建てかえとまちづくり、特に病院は城北の拠点病院という形で考えて、多分検討づくりの中でいっちゃーと思います。それと、まちづくりがどういうふうに市長が考えておられるのか、市長に質問いたします。

3番目に、この建設に関しましてですけど、先ほど建設のスケジュールを言いましたけど、平成30年の4月に開業という形で計画をされておりました。ただ、この今の状態で見れば、間違いなくそれは無理でございます。30年というんじゃなくて、どのくらい延びるんですかね、そういう今後のスケジュールを市長のほうにお答えをいただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

〔総務部長 西田美徳君 登壇〕

○総務部長（西田美徳君） 城戸議員の御質問の玉名地域医療体制づくり検討協議会の状況についてお答えをいたします。

本協議会は、昨年5月に設置以来、これまで検討協議会が3回、専門部会でございます総務企画部会及び施設整備部会の合同部会が8回開催されております。協議内容につきましては、玉名地域医療体制づくりの方向性として、3項目を御協議いただいているところでございます。

1点目といたしまして、公立玉名中央病院の耐震化については、移転新築の方向で協議を行なうこと。

2点目として、将来の玉名地域医療体制づくりについては、公立玉名中央病院、和水町立病院及び玉名地域保健医療センターの経営統合の可能性を具体的に議論すること。

3点目として、県北の拠点病院づくり及び拠点病院を玉名地域全体で支える体制づくりを協議すること。

そして、以上の3項目の進捗状況でございますが、1点目の移転新築は、全国的な建設にかかる資材や人件費の大幅な高騰により、建設コストの削減と将来の病院機能及び効率的な病院経営のあり方について、さらに議論を進める必要があること。

2点目の経営統合の可能性については、各病院の職員や財産の取り扱い等の条件整備の必要があること。

3点目の県北の拠点病院づくりは、拠点病院が担うべき救急及び小児医療等の政策医療の充実のためには、各病院間の機能分化や連携により、複合的かつ一体的な体制を構築すべきこと。また、その体制に対し、玉名地域全体で支援することが重要であり、今後さらに関係団体との協議や協力要請に努めることが必要であること。

以上のような課題点などがございまして、検討協議会の議論において提起され、引き続き鋭意検討が行なわれているところですが、現状といたしましては、結論的な内容に至っている状況ではございません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 城戸議員の県北の拠点病院とまちづくりにということについての質問にお答えをいたします。

住民生活の安心感は、安定した医療の提供にあると思っております。子育て世帯や高齢者世帯を初め、住民が抱える病気になったらという不安は、現在の救急医療や小児医療等の政策医療を充実させて、玉名地域で完結できる拠点病院をつくることによって解消をされます。また、充実した医療の提供は、本市はもとより、その近隣自治体の定住化促進にもつながるものと確信をいたしております。医療体制づくりとあわせて、玉名地域のまちづくりを推し進めていく上で、今回の新病院建設は玉名地域全体のまちづくりの基幹となるものであると考えており、私といたしましても「玉名に住んでみよう」「玉名に住んでよかった」と言えるような病院づくりを目指して取り組んでいるところであります。

そのため、新病院の建設予定地につきましては、今後将来にわたっての核となるものでありますので、市勢の発展を念頭に交通アクセスや周辺環境、経済性等の複合的な観点から検討協議会での意見も考慮して決定してまいりたいと思っております。

次に、病院建設の今後のスケジュールについての質問でございますが、私たちが目指します病院建設を含めた地域医療体制づくりは、玉名地域1市4町の住民アンケートを実施し、そのニーズを念頭に、玉名地域の住民の命を守るという観点から、課題解決に向け検討を重ねてまいりました。しかしながら、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、いまださまざまな課題が存在しているのが実情であります。これは、今回の玉名地域医療体制づくりの協議会が、協議が全国的にも例がないということ。少ないということでございます。民間病院との経営統合を目的の1つとしていること。また、公立病院を中心とする地域医療体制の再編は、病院経営が行き詰まってからやむを得ずに経営統

合や譲渡が行なわれる例は少なくありませんけども、本地域での再編はそういうことではなく、病院経営が比較的順調な中で、よりよい医療体制や拠点病院を目指すための前向きな議論であることから、課題や要望も含め、議論・検討すべきものが大きくなっているものと思っております。

そのような状況のもとに、今後の見通しといたしましては、検討協議開始当初のスケジュールに固執することなく、拙速を避け、議論を深め、関係団体の共通認識を得て、じっくりと検討してまいりたいと。そして、そうしながらも玉名地域の住民の命を守るという観点から、当初計画から大幅に遅れることがないよう、一層、そういった意識をもって協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございました。

市長に質問する前に、ちょっと西田部長に再質問という形で質問させていただきます。今、公立病院の果たすべき役割と、今後期待される機能をわかればお答えいただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 公立病院の果たす役割と期待される機能はということで、再質問でございます。お答えをいたします。

公立病院の果たす役割としましては、手術や高度な管理を要する入院といった、高度かつ濃厚な医療提供が必要な患者さんに対応する急性期医療を担う病院であること、そして日常的なかかりつけ医となる診療所や回復期又は慢性期の入院医療を担うバックアップとして、その地域の中核となる病院であることと思っております。また、採算性等の観点から、民間医療機関による提供が困難な国の定める5事業、つまり災害医療、救急医療、小児医療、周産期医療、僻地医療などの政策的医療を担うこともその役割にあります。つまり公立病院に期待される機能としては、地域の民間医療機関では限界のある高度な医療の提供、不採算、特殊部門にかかわる医療の提供、また、その他研修の実施等を含む医療派遣の拠点としての機能などにあるかと思っております。そして、これらの役割や機能により、地域住民の生命や健康を守ること、また、そのことによる住民の安心感が人口の流出防止、定住促進などにもつながることが期待される効果であると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 答弁ありがとうございました。

この公立病院の役割というのは、やはりその先ほど言われていますように、地域の高

度医療というのも踏まえて、要するに、今、玉名地域では脳外科あたりが荒尾市しかありませんけど、熊本市の済生会とか国立病院に搬送されて間に合わなくて亡くなっている患者さんたちもかなりおられるのが現状だと思います。そういうのを踏まえれば、やはりこの城北の拠点病院というのはまさしく中核病院をつくらないと、その周りの市民、町民の方のなかなかニーズというか、その生命を守るのは難しいんじゃないかなと思っております。

そこで市民の、中央病院の住民アンケート調査をされております。その中で、調査結果の上位3項目をちょっとここで発表したいと思っておりますけど、まず、24時間体制の救急医療体制の充実ですね、これは今よりは、今までの救急医療じゃいけませんよと、もう少し充実をしてくださいよと、特に夜間と休日の医療体制の充実は市民、住民の方はかなり思ってもらってるんですね、それと2番目に、がん疾患、脳疾患、心疾患、小児科疾患の診療科の充実ですね、今、小児科に関しては夜はもう10時以降は地域医療センターでも診られないとか、熊本のほうに行かないと、小児科のほうはですね、診てくれない、夜間の場合ですね、そういうことでアンケートの調査では言われています。それと3番目が、地域完結型医療体制の充実ですね、すべてを完結するというのを、病院をつくってくださいというのが、やはり時間をかけていくんじゃなくて、1時間で行くのを15分で行けば助かるとか、そういうのがやっぱり最終的に完結する病院をつくってほしいというのが住民アンケートの上位項目でございます。

そこで市長に再質問をいたします。

先ほどの公立病院の役割、こういった住民アンケートの結果を踏まえて、市長はこの医療体制づくりの協議会の推進本部長でもあられるわけですので、先ほどちょっと病院のことは言われましたけど、市長が考える病院の規模、それと役割といいたいでしょうか、その城北の拠点病院となるような病院あたりはどのような考えをお持ちなのか、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 病院の規模等につきましては、いわば今、アンケートでも出てきましたように、住民の要望がかなえられるということが前提にあるだろうというふうに思っております。しかしながら、規模等々につきましても、やはり人口の構成、あるいは病院の建設の規模、そしてそこにはやはり病院というのは、病院の先生をお願いしなければいけないというような状況で、そういう先生の規模等々も含めて決定していくというような状況でございますので、住民の要望等については、本当にすべてに整えたいとかというようなところもありますけども、現実問題も踏まえながらやっていかないとできないというような状況もございます。今、玉名市でも中央病院というのが1市1町という形でやっておりますけども、言われておりますように、小児救急につきまして

も10時までというような状況でございますので、こういった要望が強い部分については体制を整えるということは大事だろうと思っておりますし、また、熊本の大きな病院との連携も必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。最終的には、やはり診療科目等々につきましても、十分に検討して実施可能な状況、そしてまた住民の要望に応えられるような、どこまでが応えられるかというようなところを十分に検討して、最終的に決定していかねばならないんじゃないかなというふうに思っております。要は、住民の要望になるべく応えられるようにということと、現実も踏まえて進めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） まさしく、住民の意見を踏まえた形で城北の拠点病院となる中核病院をぜひつくっていただきたいと私は思います。

そこで、再質問にまたなりますけど、この玉名地域医療体制づくり協議会の中で、医師会との合併問題が、経営統合の問題が出ております。先ほど、西田部長のほうから医師会との統合の条件として、なかなか難しい、折り合いがつかないという答弁をされました。医師会からの経営統合の条件という形で私もここに持っておりますけども、まずは1市4町体制が必要だと、それと経営統合による病院運営のシミュレーションが黒字であること、それと玉名地域保健医療センターの患者をすべて受け入れる体制の開放型病床の維持確保ですね、それと経営統合は平等性を持った対等なものであると、この4つの経営統合に対する玉名郡市医師会からの条件がなされております。

まず、最初の1市4町体制の必要性ということで、和水町さんのほうは、町立病院さんは12月3日に協議会に参加をされております。もちろん玉東町は今一緒にやっている玉東町ですので、残り南関町と長洲町が、今のところ不参加という態度を示されております。聞くところによると市長は、最初に南関町、長洲町に協議会への参加の説明ということで行かれていると思います。そのときに、この医療体制づくり協議会と一緒にやっっていこうという、どういう説明をされて町長さんに会われたのか、それと説明したあとに、参加しませんよということであれば、どういう理由で今のところは参加しませんよと言われたのか、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 合併1市4町の町長さんに全部入っていただくということが理想ということで、私も今現在は、1市1町ということでございまして、そして和水町はもちろんこの協議会の中にかたるということでございましたので、南関町と長洲町につきましても協議会で検討するようにお願ひをしまひたわけでありまして、現実的には、長洲町、南関町につきましても、検討を加えた結果、最終的にはこの協議会に

は入らないというようなことでもございました。当初は、1市4町を含めたところでということでもございましたので、なるべく大きな段階でこれを組織をつくったほうがいいということでもございましたので、極力入っていただきますように、お願いをしたというような状況でもございますけども、諸般いろいろあるだろうということでもございますけども、もうこの協議会には入らないというような答えでもございました。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） この協議会に参加をお願いしに行かれたということですけど、恐らく私の聞くところで2回行かれていますみたいですね、その2回行かれています中で、私の想像では、南関町も長洲町も荒尾市、大牟田市方面を、多分住民の方は見ているのかなという、そういう町長さんの判断もあるのかなと私は思いますけど、この医療体制づくりというのは、もちろん玉名郡市医師会は1市4町で構成をされている医師会ですので、もちろんこの1市4町が経営統合をするに当たっては、最低条件だというのはわかります。行かれて、2回目もまた行かれて、恐らく前田玉東町長あたりともちろん準備室長あたり、課長あたりが行かれたと思いますけど、説得するというのは、人というのはただ入りませんかでは恐らくいろんな諸事情もあるけど、入らないというのはやっぱり首長、市長の思いが伝わらないというか、こういう玉名地域で住民の命を守る病院を一緒につくっていきしょうと、それに当たっては、今、小児救急あたりは城北にはありません。そういう意味で一緒にやってみようとか、なんかそういう説得すると言うか、思いを1対1の世界だと思えますけど、そういう思いをこめて話されたのかもちょっと少し疑問が残ります。それと私が思うのは、これは去年の6月でしたか、西川議員が中心市宣言を質問をこれされております。これは県内では八代市と菊池市、天草市、山鹿市、人吉市5市が作成をされております。玉名市も中心市宣言は恐らく今後予定をされていると思います。こういう中心市宣言をまたした上で、そして消防は広域であるわけですので、そういう会う機会、話す機会はあると思います。先ほどまだまだ病院建設には時間がかかると、私もそう思っております。他の病院を見れば10年は間違いなくよそもかかっているんですね、そういう意味ではここは粘り強く1市4町さらには今度荒尾市長選で市長がかわられて、あそこは競馬場跡のほうに病院を移転という形で計画をされて、今の当選された市長は、現病院で建てかえという形で当選をされております。その中で、荒尾市もこの1市4町じゃなくて、2市4町、あそこももちろん病院を建てないとならないと早急にですね、恐らく思われていると思います。ただ、山鹿市も建っております。荒尾市も間違いなく現病院近くで建てられると思います。それは医療の分担というか、そういうのを投げかけて、玉名の中核病院をつくっていただいて、そこに高度医療、特に熊本市に送り込んでいるような患者さんを玉名に引き受け

て、そこに中核的な病院をつくってしまえば、恐らく長洲町、南関町の町長さんというか、行政の方も、これは一緒にしないと、そういう計画であれば、一緒にしないとイケないと必ず思われると思います。この中心市宣言書には、中には県域全体の生活機能の取り組みの中で、医療として、医療体制の充実と地域医療ネットワークの形勢を図るという文章でうたわれております。こういう宣言を玉名市も早くしていただいて、再度南関町、長洲町と一緒にやっていく働きかけをしていただきたい。そうしてこの玉名郡市医師会のほうから、この経営統合により、医療運営のシミュレーションが黒字であることということで言われておるんですね、これは恐らく今、玉名中央病院、恐らく和水町の町立病院、2つが合併したとしてもですね、この将来的に経営は黒字にはならないと思います。その規模だと。医師会の病院ですね、地域医療センターの病院が加わって、3病院が加わればかなり期待される中核病院はできると思います。私が総務省で調べた、これは補助のことですけど、総務省の補助メニューの中で、3病院が統合経営をしたなら30%の補助を出しますというメニューがあります。この病院建てかえはもちろん合併特例債は使えませんし、今後の地方創生ももちろんこういう分野には入っていません。その総務省の補助メニューの中にあるんですね、だとしたら、中核病院をつくるとしたら、恐らく今、高騰をしています機材、人件費ですね、150億円、20億円、150億円の病院をつくるとすれば、国からは30%だと50億円補助が出るんですね、これには3病院が統合経営しなければ出ません。そういう意味ではこれは丁寧に、どういう病院をつくるのかをまずは足元の1市4町ないし、2市4町、これをやっぱり粘り強くして行って10年、20年、30年、この病院でという経営がうまくいく、病院がつくれるのではないのかなと私は思っております。そこで医師会との経営統合の、恐らく市長は今の医師会長さんと話されたと思うんですけど、もちろんこういう条件等がありますけど、感触的には、医師会との統合は、もしこの4つが、条件がのめないのであれば合併は、経営統合はできないんですかね、どういう感じなんですかね、これから先医師会との経営統合のことです。再度質問いたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 医師会との統合につきましては、今回の協議の中ではお互いに今、進めているというような状況でございます。しかしながらこのお互いに経営形態も違いますし、公立病院と民間病院というような状況で違いますので、それぞれがそれぞれ統合するに当たっては、いろんな、いわば突き合わせる事項とかそういうものたくさんございますので、そういうものを突き合わせながら、お互いにそれをどうするかというのをやっていかないとできないというような状況でございますので、まだまだ今初期の段階として、そういう準備に入って、お互いに突き合わせをしているというような状況でございますので、これからそういったものを含めて、一つ一つ解決していかなければ

ばならないものがあるかというふうに思っておりますので、医師会そして菊水町の町立病院とあわせて、統合に向けた協議が今、なされているというような状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 医師会との統合はやはり、もちろんこの独立法人ということになれば、一旦は職員を解雇して、またもちろんそういう財産等もまずは差し出して、新たな独立地方行政をつくるということはもちろんわかっておりますけど、この統合問題には、また、これはほかのところでも本当に珍しい事例でございます。そういう意味ではなかなか難しいところありますけど、これを玉名方式といいましょうか、玉名市が医師会との合併をやったのけたということになればですね、本当にこれ全国からいろんな研修あたりに来られるのは間違いありません。だから玉名方式というのはあんまり、もちろんいろんな法律で網でくくられていますけど、極端に職員だったら解雇する前の1年前に交流で、中央病院と医療センターの交流をすとか、いろんな施策があるのかなと、そういうのを一つ一つ丁寧にしながら医師会と経営統合をぜひ、ここはこれをしないと病院をつくる、そういう中核病院をつくることは無理です。それとさっき言った1市4町、ほかの今の長洲町、南関町の2町を含めないと、地域医療体制をしないと、将来つくった方がいいが経営難ということに十分あり得る話ですので、ここは先ほど市長も言われましたように、時間をかけてでも、今までのスケジュールは別にしてでも、時間をかけてしていただきたいと思えます。

それではその次の、重複するところもありますけど、県北の拠点病院とまちづくりについて再質問をいたします。

先ほど、この協議会でなかなか進まないということで、病院の跡地の候補もなかなか進んでおりません。ただそういう中で、最初の耐震の協議会の中では、先ほども西田部長が言われましたけど、これは移転建設ということで今の協議会の中では、そういう認識でいいんですかね、そこをちょっと質問します。もう移転建設で決定ということですかね、そこだけちょっと質問させていただきます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 城戸議員の御質問にお答えをいたします。

検討協議会のほうに検討事項ということで、拠点病院の場所を一応、検討していただいておりますけれども、その辺も含めてまだ今後の検討が必要かなというふうに考えているところでございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 先ほどから病院の規模とか、そういう建ての規模を話しておりますけど、この中央病院のまわりの商店街の方、住民の方、一旦は移転建設だという認

識でおられました。ただ、その商店街の方たちがやっぱりこれだけ疲弊しているので、再度いろんなアンケートをとられてですね、出されております。その中で、現地での建設をまだ協議の段階と言われますけど、あそこは買収しないと無理なんですね、その辺は市長のほうにも要望は出されておりますけど、商店街のまだまだ、もう移転か、移転かなんかははっきりするでしょうと、だって規模はどういう病院をつくるんですかと、そういう移転の方もいられます。もちろん現病院に改修をしていただいて、建てることのできれば、それがいろんな商店街のまちづくりの方にもいいんでしょうけど、ただ、この城北のこの1市4町を考えればそういう病院じゃないということですね、やっぱりもうそろそろこの地域住民の方、商店街の方にははっきりと言っていないと、商店街の方も次には進まれないと思います。じゃないと、跡地の検討も商店街の商店街連盟の中で、跡地検討委員会もつくられない状態です。もう10カ月たって、1年やがてたとうとしております。ここでもまだ、現地を案の中に残して、病院建設に進んでいくんですかね、もう先ほど私がいろいろ病院の規模とかやっぱりとか言いましたけど、恐らく現地では無理と思います。それを考えれば要望も出されてますけど、そこはもう区切りとして、今3月のもう1年たちましたと、ただこれから先、病院の建設には、いろんな候補地は考えていきますと、ただ、現地ではもう無理という話は、もうしないと我々も議員である以上は、いろいろずっとそんならここはまだ、ここでも可能性はあるんですか、あるんですかてやっぱり言われますね、もう私もその説明はします。病院の規模とかいう、そういうことであれば、まちづくりにかなりかかわってくるんですね、次の段階に進まないといけないんですね、特にあの西部商店街、本当はかなり疲弊が進んでおりますので、そこは病院がなくなれば大変なことなんですね、そこは商店街の方も早い段階で計画を立てて、次は何を持ってくるとか、私の考えは実は、市民病院あたりを考えておったわけですね、市民病院じゃなくて、市民会館。あっちのほうにも移転可能性もあるんじゃないかと、そういう意味では市長、現病院は候補地にはもう移転という考えでよろしいですか、そこだけ1点お願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） この発端といいますか、最初に耐震補強をするというようなことで、検討委員会で検討していただいたというような事でございます。その中でやはり今の病院の耐震をするのに、の諸問題、そしてまた、これをするに当たってというようなことでの検討がなされた結果、最終的には今の場所での新築は無理だというようなことではございました。しかるに答えといたしましては、移転新築というような答えが出たということではございますので、そのことを順調に受けとめながらやっていかなければならないという中で、今、そういう中でこの地域医療センターとの統合問題が出てきているということではございますので、今はそちらのほうを最優先としてやっていかなければ

ばならないということでございますので、今の一番大事なところは統廃合をどうするかということに重点をおきながら、今、計画を進めていかなければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 城戸 淳君。

○5番（城戸 淳君） 今の答弁を聞いてみれば、現病院跡では無理という認識で、恐らく私はいいと思います。これから先は、医師会との統合次第でまたその現庁舎になることはないんじゃないかなという気がしておりますので、商店街の方も本当に頑張られております。今度の地方創生でプレミアムも出ておりますので、少しでも本当に中心市街地が空洞化しないように、今後の子ども、孫のためにもという思いで、頑張っておられますのでですね、その後のことも一生懸命考えなければいけませんので、その辺は進む中でもうそういう先ほどの答弁の中に、新築移転という方法でとらえて、私はおきたいと思います。

それではですね。

○議長（作本幸男君） 城戸議員ちょっといいですか。

○5番（城戸 淳君） はい。

○議長（作本幸男君） 済みません。城戸議員の一般質問の途中でありますけれども、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。よろしく願います。

どうぞ。

○5番（城戸 淳君） それでは、最後の、今後のスケジュールということで、私も病院議員に今ならさせていただいております。1年半経過をしておりますけど、病院議員として、視察研修にもいっております。そしてまた、私たち新生クラブでも研修に行きました。この3カ所のちょっと実例と言いまじょうか、ちょっと御紹介させていただきませう。

最初は、三重の桑名市の桑名市総合医療センターというところに、病院議員で行ってまいりました。ここは病床は400床でございます。玉名中央病院は302床でございます。400床の病院で、ここも自己完結型急性期病院でございます。ここは珍しい、先ほどいわれました民間の病院と統合をされて、3病院で統合されて、地方独立行政法人で、もう運営をされております。ただ、ここまでは10年要しておられます。この特徴な、10年もかかって、何で急速に新しい病院の建設、まだできておりませんがね、今からです。ここは何回か工事として不落というか、入札したんだけど、高騰でだれもない状況が続いてたんですね、だから平成27年度開業だったのが、遅れております。ここは平成24年から急速に病院建設が進んだんですね、この理由が面白いんで

すね、面白いというか、ここの市長さん34歳、若い市長です。もともと市議を、市議会議員をされております。最初、市議会議員のときに病院建設を一生懸命されて、それから市長選に打って出られたんですね、そのときに、市長選に出て負けられたんです。それからまた市議に戻られて、それから次の市長選に向かわれたときが平成24年だそうです。そのときにやっぱり病院建設だけの思いはほかの人には負けないと、そういう思いの中、付託されて当選をされております。それから24年からスピード感が違うんですね、やっぱり市長の思いといいましょうか、市長がやっぱり自分が病院をつくるんだとこの思いの重さですかね、前市長はどうだったのか知りませんが、とにかくこの若い市長が、この病院建設を争点にして打って出て当選された。これが一番、そして独立地方行政法人をつくられたと、この病院はやっぱりすばらしいですね、これはまさしくトップの手腕、見せ所といいましょうか、そういう思いが人に通じたんだなという思いで研修をさせていただきました。多分、来年か再来年ぐらいになると、まだ入札で不調が出ておりますので、そういうことでございます。

そして2点目は、愛知県の常滑市民病院でございます。ここは267床で、うちの中央病院より若干少ない病棟でございますけど、ここも10年かかっているんですね、その間にはもちろん市長もかわっておられます。ここが一番特徴的なのは、市民参加の病院ですもんね、100人会議を何回もされているんですね、100人の意見会議ですね、これはこの病院をつくるに当たっては、我々住民も会議の中の意見を反映させてくださいと、そういう意味で100人会議をずっと会議をされて、この病院建設に反映をされているみたいです。ここの理念が面白いというか、「小さいからできる、コミュニケーション日本一の病院」といううたい文句で、理念を掲げられております。

ちなみに建設費用を先ほども言ってませんが、常滑市で113億円ですね、そして先ほど言いました三重県桑名市で174億円、当初は130億円ぐらいだったのが30億円ぐらい要は高騰して、今は174億円で試算されているみたいです。この常滑病院ですね、ここも先ほど言いましたように、10年かかって、時間がかかるんですね、病院をつくるには、やっぱりその地域の病院でございますので。

そして3件目、これは新生クラブで研修に行ったところでございますけど、愛媛県の宇和島ですね、宇和島病院。ここは大きいんですね、426床あります。ここにはもちろんヘリポートの整備もされてました。そして事業費、なんと194億円です。ここは19年かかるとですね、病院を建てましょうと市民と交わっていったから、そしてここもいろいろ移転で、移転計画で進んでいたんですね、ここは。移転計画で。それが平成13年ですかね、ここも市長選があつて、市長がかわられたんですね、今の市長は移転じゃなくて、現場所を模索しましょうということで始まったんですね、たまたま旧病院があった前が裁判所だったそうです。国の機関の裁判所があったそうですね、そこ

も結構古かったけんですね、そこは市長がお願いをして、移動していただいた。病院建設のために、その市長の思いがあって初めて、その国の機関も移動して、裁判所を建てられたんですね、この市長の思いが移転じゃなくて、現庁舎、道を挟んで目の前でですね、もともと裁判所があったのが、そこに建設をしながら2階を通路で結んで、病院が完成をしたのが21年なんです。13年に市長がかわられて、それからでも8年はかかっているんですね、そしてこれがものすごくすばらしいのは、平成25年度の実績によると、延べ入院患者、1日195人です。これは80%なんです。それと、延べ外来患者562名です1日。もうここは行きましたけど、患者さんがいっぱいです本当。入院患者さんも、そして周りにも病院があるんですね、あるけど、そこはもちろん小児救急もあるし、高度医療があるんですね、周りができない治療を最終的にはこの宇和島市立病院に送るんですね、だから多いんですね。そういう地域の医療の連携がちゃんとできているという実例でございます。

私がこの3病院を視察をさせて本当に感じたことは、やはりこれは市長の思い、これに尽きると私は思いました。本当に我々この城北の地に、病院をつくるということであれば、やっぱり市長の思いを全面的に出していただいて、説得もしていただきたい。このスケジュールに関しましては、もう先ほども言われましたけど、じっくり協議を重ねながら、この建設は進めていくと、市長が言われましたからですね、私も同感でございます。これは丁寧に、そしてちゃんとした機能を持った病院をつくらないと意味がないと思います。そういう意味ではこの病院に関することは今、1年、5月に準備室ができてます。そして今3月でございますけど、決まったのは和が入っただけです。準備室は暇ですよ多分。私はそがん思います。いろんな工夫はされてますけど、進まない状況の中で、いろんな模索をしなければいけないけど、統合できないのに準備室にいてもそこがクリアできないのなら計画も立てられないと、私はそう思います。また、恐らくこのまま玉名中央病院の中に準備室は引き続き市長は置くんですかね、そこだけ1点だけ、はい、お願いします。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○5番(城戸 淳君) もちろんそうですね、置くんでしょうけど、ただ、置くとなれば本当にいろんな課題あたりを職員に与えられて、そのいろんな事例も含めてですね、どういう病院かを本当に考えていただいて、5人出向もされてますので、そこは本当に職員が頑張るところをつくっていただけないと、なかなか職員も厳しいと思いますので、ぜひ、その辺は職員とももちろん玉東町、和水町、南関町、長洲町にこれからいろんな場面の中で会われると思いますので、行政と一緒にやっっていこうという、そういう雰囲気はこの玉名地域で盛り上げていただくのは、私は本部長である市長だと思しますので、その辺は強く、強くお願いをいたしまして、私の一般質問とかえさせていただきます

す。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、城戸 淳君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時10分 休憩

午後 4時26分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番 江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは。9番、無党派の江田です。

最終日の最後です。もうしばらく御辛抱をお願いします。そしていつもながら最後の最後まで傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。

昨日は、東北大震災から丸4年がたちました。犠牲をされた方、そして被災になられた方、御冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

1番目の質問は、国が進める地方再生について。

〔「創生」と呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君） 地方創生につきまして、ありがとうございます。

何せ前の城戸議員と北本議員が大変な熱弁でありましたので、いささか興奮しております。

玉名市の取り組みはどうか。この地方再生につき

〔「創生」と呼ぶ者あり〕

○9番（江田計司君） 創生につきましては、やっぱり玉名においちゃな、再生のごたる気のするたいな。

私を含めまして、6人の議員さん、そしてまた昨日は多田隈議員さんからちょっと触れましたですね。大変な熱心な質問がっております。それだけ皆さんがこれからの玉名市に対して、期待をされているのではないのでしょうか。昨年12月で、福嶋議員からも質問がありました。10月3日付で、自由民主党熊本県支部連合会から、市町村長宛てに、10月23日提出締め切りで、「まち・ひと・しごと創生に関する要望書」の提出に、きょうも、きのうもお話がありましたけど、玉名市だけが提出をされておられません。11月4日に追加要請が来て、それから提出をされたとのことですが、市長として、玉名市の取り組みはどうだったのかお伺いをいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 江田議員の玉名市の取り組みはどうかという御質問にお答えをいたします。

平成26年10月に自由民主党熊本県支部連合会から、「まち・ひと・しごと創生に関する要望書」の提出依頼がございました経緯につきましては、平成26年12月議会で説明したとおりでございますが、最終的には11月5日に開催いたしました臨時庁議を経て、17本の要望を提出したところで、提案したところでございます。その後の取り組みにつきましては、平成27年1月4日に熊本県が開催した国の緊急経済対策であります地域住民生活等緊急支援のための交付金の説明を受け、1月19日に設置した「玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部」での3回にわたる検討、審議を経て、地域消費喚起・生活支援型2本、地方創生先行型12本、それぞれの実施計画の提出に至っております。今後は、平成27年度中に玉名市地方人口ビジョンと、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、国や県との適切な役割分担のもと、まち・ひと・しごと創生を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 答弁をいただきました。

石破地方創生担当大臣が言われているのを聞けば、人口減少もさることながら、要は東京に集まりすぎた人口を地方に戻すための施策であって、要するに国は今回、メスを入れたいのは、毎年16兆円ほどかかっている地方交付税、これまで均衡ある国土発展の理念のもとに、産業が弱く、財源の乏しい自治体を助けるために支出をしてきた財政力調整機能を頑張らなくてもその分の埋め合わせが交付金でおいてくるために、頑張る意欲が湧きにくかったために10数年前から、平成の大合併をさせ、全国の自治体の数を減らし、できる限りの効率化していこうという施策ではなかったかと思えます。

全国で合併が進んだのは、アメとムチをうまく使って合併特例債という交付金を利用したのではないのでしょうか。合併はしたものの、年が過ぎるにつれて自治体の財政は厳しくなるために今回の地方創生の「まち・ひと・しごと」とは、これから自治体ごとに競争をさせて、やる気のある自治体は、国は積極的に応援するものの、そうでない自治体には支援はしないと石破大臣ははっきり言うておられます。

ところで高寄市長は、事務方のトップである副市長に対して、職員一人一人の職に対する意識の徹底を指導するように各部長に指示されたとのことですが、副市長にお伺いします。どのように指示をされたのかお尋ねをします。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

○副市長（斉藤 誠君） 部長を通じてということでもございました。昨日も答弁したか

と思いますけども、地方創生については、自民党県連のほうから通達が来たことについては、本市だけが出していなかったということを経理から受けて、部長を早急に集めて、まずはその事業の洗い出し、それと今まで検案にできるかもしれないという分についてはすべてあげてもらうように指示をしましたことと、積極的に仕事に取り組むと、かねてから積極的に取り組んでいるところではありますけども、さらにということで指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 答弁をいただきました。

昨年10月23日までに自民党チーム熊本に出された44市町村の人口減少克服地方創生に関する緊急要望書は、施策提案（制度創設・改正、規制改革）が304件、個別要望で予算要望等が295件、計599件でありました。主なものは、熊本市が21件、八代市が48件、人吉市9件、荒尾市8件、水俣市9件、山鹿市10件、菊池市29件、宇土市27件、長洲町20件、御船町33件、錦町24件、多良木町47件、湯前町42件、五木村47件、球磨村43件となっております。1件とか3件とか5件とかということもありますけども、大体これを見るとやっぱり自治体が厳しいところ、危機感を感じておるところですね、他の自治体に比べると玉名市は結局はるかに出遅れたわけですね、昨年の12月の議会で福嶋議員からも答弁では、全職員に対してグループウェアの掲示板を利用し照会をしたが、要望の提案がなかったとのことですね。西田部長もこの地方創生に関してはどう思われていたかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 江田議員の質問にお答えをいたします。

地方創生に関しましては、当初提案がされなかったということで、非常に残念といえますか、思っているところがございますし、職員の認識不足といえますか、その辺があつてできなかったということで、今後はこのようなことがないように、副市長の話にもありましたけれども、庁議の中で通達といえますか、お話をいたしましたし、それを受けて庁議のあとの11月5日には追加で17本の要望ができたということがございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） きのう宮田議員のあれだったですかね、人口減少の質問がいろいろありました。八代市は2010年が13万2,266人、これは平成10年ですね、ところが2015年には12万6,326人と15年間で6,000人ほど減少しているわけですね、玉名市と比例的には変わらんわけですね、だから八代市はいち早くプ

プロジェクト、やっぱり危機感があったからでしょうね、早速、八代市も「まち・ひと・しごとプラン」なるものを作成してるわけでありまして。というのはこれにありましたが、こういうやつですね、30ページからあります。これはすぐつくられたんですね、だからそれだけ熱意があったわけですね、だから今、総務部長言われましたけども、ちょっと説明がようと足らなかつたんじゃないかなと思います、それと職員さん自身が恐らく全部に指示ば市長もされているということですけども、またこれは補助事業だけ大ごとたいと、ある部長さんは「あがんとばな」て言わしたけんですね、やっぱり本当に何と言うですか、地方創生というとの意味ば理解しとんなはらなかつたんじゃないかなと思うですね。ですからやっぱり1回目のときは全然出なかつたですね、ところが市長がやっぱり聞かれて、玉名だけ出とらなかつた、市長がやっぱり「おい、何か何しよつとか」というごたるしたふうだったろうと思います。それで慌てて出しなかつたんじゃないかなと思うですね。だから急が急につくっただけじゃああんまりよかあれじゃなかつたはずですね、しかし常日ごろからやっぱりこうしたい、こうしたいとやっぱり思っていれば、みんな企画はあるはずですよ、ですね。きのうの熊本日日新聞に載っておりました。石破大臣の「地方戦略、1年で作成を」としてありました。この中で、全自治体に来年3月までの取りまとめを求めている地方版総合戦略に関して、1年たってもだめなところは2年、3年かけようがだめだと書いてありましたね、見られたのですか。期限内に作成してもらおう考えを改めて示したそうですね、大臣が言われるのは、1年でできないという自治体は、長期計画もどこかに丸投げしとつとじゃなかつたか、その企画書ばどこかに、コンサルとかなんかあるでしょうが、そがんとに出してあるもんだけん時間がかかるわけです。そういうことが書いてありました。そういう疑問を呈し、各自治体が既存の長期計画を見直して対応することも容認する考えを明らかにされております。国の取り組みとして、地方財源の拡充を要望する回答が多かったことには、権限も財源もなるべく地方にという流れは変わらないとした上で、戦略の内容に応じて支援に差をつける考えを強調されたと、こういうことを書いてありました。

だから一応、これはある程度予算を組んだもんだけんですね、国もしょうがない、だから要請をしたのにはある程度大目に見られとつとじゃなかつたでしょうかね。ただ、2016年度予算で、創設する新型交付金は、各省庁の補助金をまとめて財源を捻出するとの見通しと言われております。国としてできる限りのことはやるが、人を引きつけるだけの魅力を持つかは、その地域の努力にかかっているとのこと。

そこで行政のトップである高崙市長に、きのうからいろいろ言われてます。これからの玉名市はどうあるべきか、市長の考えをお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 玉名市の取り組みはどうかという御質問でございますけども、

今回の「まち・ひと・しごと創生」いわゆる地方創生は、我が国で加速度的に進む人口減少について2060年に1億人の人口を確保することを目標に、人口減少克服と地方創生をあわせて行ない、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目指しております。

残念ながら玉名市におきましても、合併以来、人口減少傾向にございます。そこで「輝け玉名「戦略21」」におきまして、「市民が輝き、都市が輝き、夢がひろがる玉名」を目指し鋭意行政運営に当たっているところでございます。このような意味におきましても、今回の地方創生は玉名市にとりましても非常に重要な事業であると認識をいたしているところでございます。当然のことながら、私自身が先頭に立ち、市職員すべての英知を結集して全庁的に取り組んでいくことは当然のことでありまして、先ほど答弁いたしましたとおり、平成27年度に策定をいたします「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、さまざまな分野の方々に組織する玉名市総合戦略会議、戦略審議会による検討をいただくことといたしているところでございます。玉名市におきましてもこの事業の趣旨を踏まえて、また、玉名市にとりましてもまたとない機会ととらえて、着実に効果的な事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） どうもありがとうございました。

この地方創生に関しては、市長が職員一人一人の職に対する意識の徹底と言われていますが、各部長さんせつかくおられますのでですね、各部長さんの思いを言っていたきたいと思います。

まず、総務部長さんから。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

この地方創生の国の基本目標の中に、時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するというようなことを定めてございます。総務部では、危機管理、防災面を担当しているわけでございますけれども、来年度から危機管理係を防災安全課に昇格されるということで、防災については3.11の東北大震災以来市民の関心も非常に高くなっております。具体的施策はこれから考えていきますけれども、平成27年度に策定予定の「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、どのような施策展開ができるか検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 江田議員の思いをということですが、現在、玉名

市の1月19日に立ち上げました玉名市の中でも、「玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部会議」というのがございます。それと昨日から、さまざまな議員の方々から市一丸となって考えていかないかと、2、3の提案も議員さんのほうからありました。そういった提案を伺いながらとかですね、それと先ほど市長が申しました審議会、外部の方々が入って考えていただく審議会、この辺りの意見を聞きながら行政だけで考えるということじゃなくて、ぜひ、江田議員からもいいお知恵をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 北本義博君。

○市民生活部長（北本義博君） 市民生活部におきましては、地方創生先行型の時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域の連携を目標とし、LED防犯灯推進事業に取り組みます。事業の内容といたしましては、先日宮田議員の一般質問でもお答えいたしました。市民の生活道路や通学路において、長寿命で電気料が割安なLED照明を普及することにより、安心・安全なまちづくりを推進し、生活環境を推進します。さらにはその内容をホームページ等で周知することにより、移住・定住につながるものと考えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 前川哲也君。

○健康福祉部長（前川哲也君） 健康福祉部では、先ほど市長が地方消費喚起ということで、2本スーパープレミアムの商品券と旅行のほうの補助の件を言われましたけど、これに合わせたところで、県の事業でございますけども、子ども・子育て支援のためのプレミアム商品券の助成事業、1世帯2,000円、子供がおられる世帯に2,000円のスーパープレミアム券が1万円のところを8,000円で買えるという形の助成事業に取り組みます。

平成27年度以降の問題ですけども、国の基本目標に若い世代の結婚、それから出産、子育てを希望をかなえるという項目が4項目の中の1つの項目でございます。玉名市では、27年度から、子ども・子育て支援計画をつくりあげて、それに添った形で進めてまいりますけども、やはり子供たちが、子育てしやすい環境、こちらの創生を目指して頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 北口英一君。

○産業経済部長（北口英一君） 議員の御質問にお答えをいたします。

平成26年度については、プレミアム商品券等で2件、そのほかに商工観光課関係で、数件上がっております。ただ、平成27年度につきましては、国の基本目標の中に、地

方における安定した雇用を創出する。地方への新しいひとの流れをつくる。時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると大きな項目があります。この中に、うちの部署の中で、農林水産政策課、農地整備課、6次産業推進室、それから商工観光課の業務等が合致するのがありますので、これからはそれに向けて対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 建設部長 藤井義三君。

○建設部長（藤井義三君） 建設部としての対応でございますけれども、現在、建設部が行なっております道路等の整備につきましては、社会資本整備総合交付金、あるいは防災安全交付金などを利用して行なっているところでございます。ただ、すべての事業がその交付金の対象になるわけではございません。そのために、今回「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されますので、その中に「まち・ひと・しごと創生」による事業として、どのような事業が該当するのか、また、どのように工夫すれば該当になるのかなどを精査いたしまして、対象となる事業につきましては、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 教育分野におきましては、「まち・ひと・しごと創生法」の目的趣旨を受けとめまして、学校教育、それから生涯学習、スポーツ振興、文化振興という教育分野において、文部科学省の地方創生に向けた取り組みなどを見据えながら、熊本、玉名という地域特性を生かした取り組みが必要と考えております。

今後は、具体的な施策について検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 企業局長 本田優志君。

○企業局長（本田優志君） 今回企業局といたしまして、「まち・ひと・しごと創生」に関する要望といたしましては、水道事業におきまして、玉名市の水道事業が、古くは昭和36年に整備され、施設の老朽化が進行し、管路におきましても老朽化が進行し、大規模な更新を迎えつつあります。このため、水道施設の更新事業に対する補助採択基準の緩和、補助対象の拡大、補助率の引き上げ等などをお願いしております。また、下水道事業におきましては、インフラ整備は地方経済成長の基盤であり、都市部ではインフラ整備はほぼ完了しているものの、地方部ではいまだに未整備の地域が多い現状にあります。これらを改善するため、インフラ整備における補助対象事業の安定した予算措置を要望しております。これらの要望により、これからの玉名市がだれでも住みやすく、ほかの自治体より移動しやすい環境整備を整え、安心して玉名市で生活、定住できる市を目指し、今後局内におきましても協議を行ない、取り組んでいきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 大変ありがとうございました。

大変すばらしい考えを持っておられます。そしてその熱意も相当なもんだろうと思えますけども、ただ、これがそのずっとこう下のほうに伝わるかどうかの問題ですね、ですからやっぱり石破大臣が言われるのは、この皆さんの熱意が結局、国を動かし、ひいては、最終的にはこれが交付金になって返ってくるわけですね、ですから第1回目のときは恐らく皆さんにその熱意が伝わってなかったんじゃないかなと思うんですね、ですからこの補助事業というのは、書類関係が相当なもんですね、ですから実際、忙しいからそれどころじゃないというところもあるかもしれんけど、これはやっぱり役所自身が、全部が一丸とならんとですね、結局、そのよそと競争させて、それだけの力がないと、能力がない、将来性がないところは、国ももうこれから先は助けていかんというのが現状じゃなかろうかと思えます。ですから、例えば極端な場合が、この新庁舎ができたときはもう最初からわかっただけですね、極端に言うと、そんならばいろいろ皆さんからも話が出てました。旧庁舎跡地の問題、それとか岱明の支所の問題、それとか市民会館の問題とかですね、やっぱりもうちょっと時間をかけて、何も行き当たりばったりじゃなくてですね、もうちょっと計画性を持ってやっていただきたいと思えます。

だから石破大臣は強く言われてるのは、1年でできないのは何年かかってもできないと。だからもう少し長期のビジョンを持って、玉名全体を考えていただきたいと思えます。銀行から、我々小さな仕事をしておりますけども、お金を借りるときに、昔は担保があつとよかつたんですね、例えば土地があつたり、何かあつたらそれで銀行は貸しよらしたんですよ、ところが、貸してさあひっかつたときに、土地は仮に1億円する土地でも、売れんと1億円せんわけですね、なら極端に言うと、1,000万円しか、売れて1,000万円なら結局、1億円の価値はなかわけですね、だから今の銀行の考えは変わってきたんですよ、もう担保よりも最終的には、そこの代表者のやる気、将来性ですね、だから玉名市もいろいろ我々に全員協議会で話があるのは、結局、32年にはがんになります。がんになります。てですね、何かこうマイナスのことばかりでしょうが。しかしその割には基金は残つとるわけでしょう。だから市長はいつも言われてる、やっぱり平成32年にはがんになります。がんになります。しかし、我々は例えば、先のことよりも、足らんなら、足らんごつ、なんなつとふえるこつも考えなんとです。ただ減るこつばかり考えてですね、人口の減る。なら人口の減るならふえるこつならどがんすつとよかろうかと、皆さんいろいろおっしゃってます。だから私たちは選挙運動のときに月瀬あたりまわってきて、やっぱりいろいろ小言言われました。「学校のうなるてちな」て、「こんよかところの」て、そらよかところすたいあそこは。新幹線は今度来て、水はきれいか、しかしあそこも要するに生徒がふえるようなですね、人口のふえるようなやっぱり何かするならば、やっぱりこの学校問題でんまだまだ違つてくつとじゃ

なかでしょうかね、ですからやっぱり定住化促進とかいろいろ言われてますけども、なんかそのもういっちょですね、やっぱり本当に玉名に住みたいというような何かばちょっと考えていただきたいと思います。ですから、恐らくですね、国はこれからは自治体に対しては厳しくしてくるんじゃないかなろうかと思えます。だから今、皆さん、部長さんなんでお伺いしたかと言うとですね、そういうものすごい素晴らしいプランを持っておられます。ですからそれをやっぱり皆さんが一丸となって、やっていけば必ず国も支援してくるんじゃないかなろうかと思えます。だからしっかりした計画性を、将来、そして全職員さん、そしてまた我々議会も一丸となって玉名市を盛り立てていくようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 2番目の地域協議会について。合併して10年を迎えましたが、そのあり方はこれでよいのか、お伺いいたします。

岱明自治区の地域協議会の傍聴に2回ほど参加をいたしました。年に4回開催されるそうですね、そのとき感じたことは、この地域協議会の委員さんたちは、本当にその役割を理解されている人がちょっとおられないような感じがするわけですね、だから果たしてこの地域協議会のあり方、そしてどんなその役割なのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の地域協議会についての御質問にお答えをいたします。

地域自治区につきましては、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民の連携を図り、住民自治の充実強化を目的に合併を、17年10月3日の合併を機に設置されたものでございます。旧市町、1市3町、各自治区ごとに、各自治区の事務所、今の本庁舎、支所でございますけども、その事務所と地域協議会で構成されていることは、議員も御承知のとおりでございます。

それで、地域協議会の役割についてでございますけども、地域自治区内の住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見の調整及び取りまとめを行なうとともに、自治区の事務所と連携をして、地域づくり等の実施に努めるものでございます。地域住民の意見を行政に反映させる機能を持ち、市長やその他機関に意見を述べることができ、具体的には新市建設計画や総合計画等の基本構想等のうち、当該自治区、その自治区に係る重要事項の決定、変更について、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならないといったところになっております。

また、地域協議会のメンバーにつきましては、区長であったり、各種団体、PTA、観光関係、商工会議所、福祉協議会、文化協会、農協、漁協、そういったところから代

表者、代表者といいますか、その団体が推薦する代表者の方に来ていただいて、その自治区の中のいろんな意見を聞いて、取りまとめて協議をしていただいているというふう
に認識をしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 答弁をいただきました。

この地域協議会の役割とは、地域自治区内の住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見の調整及び取りまとめを行なう。地域住民の意見を行政に反映させる機能を持ち、市長やその他機関に意見を述べ、重要事項の決定、変更については、市長は地域協議会の意見を聞かなければならないということになっておりますね、今、部長の答弁がありました。私たちが一部の委員さんたちですね、この地域協議会の委員さんの話を聞けば、例えばいろいろ問題がありました。岱明町公民館の岱明支所への集約化について、委員さんたちが言われるのは、「要望はしたけど全然聞き入れてはもらえなかった。ただ、財政上のことをいろいろ言われて一方的に了解させられた。」というような話も聞きました。また、地域協議会の委員の人たちが、「区長さんになったばかりだけん、ようとわかりません。」て言わす人もおられたんじゃないでしょうかね。その役割を十分理解をされていたのかですね、この玉名の地域協議会の玉名市地域自治区の設置等に関する条例というのがあるわけですね、この第8条に地域協議会を組織する構成員はそれぞれ15人以内とする。そしてこれは市長が選任をするとなっているわけですね、第10条に地域協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選により定めるとなっているわけですね、ということは、15名は市長が選んでよかわけですね、そして選んだ中から互選で会長と副会長、要するに市長の息のかかった人が結構多かもんだけんですね、やっぱり言うとおりに事は進むとじゃなかるかですね、だから全く岱明の公民館の集約化のときは、以外とそういう声のほうが強かったような感じがする。条例の第3条に、設置期間は平成28年3月31日までとなっているとのことですけども、お伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 今、議員は期間のことをお聞きになったんですかね。

○9番（江田計司君） 合併協議会のですね。

○企画経営部長（原口和義君） 合併協議会のですね、合併の当初、平成17年10月3日、一番最初のときの玉名市地域自治区の設置に関する条例、これにつきましては、御存じだと思いますけども、まずもって最初は第3条で、「地域自治区の設置期間は、合併の日から28年3月31日までとする。ただし、総合支所を廃止した場合はこの限りでない。」というふうなところで条例がまずスタートいたしました。それで総合支所

から支所に移行したときに、この条文は改正されまして、合併の日から同じ平成28年3月31日ですけれども、同じ期間、おっしゃるとおりです。そういうことになっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 9番 江田計司君。

○9番（江田計司君） そうすると部長。今度そのこれが協議会がのうなった場合はどがんなつとですか。また、そんなときはそんなときで、この大事な、結局、我々地域に連絡いろいろあるですね、協議会がしよつたですね、それはどがんなつとですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 先ほど、条例改正があったと申しましたですね、自治区があって地域協議会があるというふうなところで、合併時に策定された、制定された条例でございます。それと、支所に以前、移行するときに、そのときも地域協議会の存在はどうするかというふうな協議がなされたというふうに聞いております。それと現在、毎年うちの課で、所管で事務事業、前年度の事務事業の評価をやりますけど、その中で、この地域協議会の業務というのは、大変重要な業務であるというふうな評価、事務事業の評価を出されております。条例上といいますか、当然28年3月31日で地域協議会そのものというのは、もう廃止になるわけでございますけども、今現在、最初に地域協議会の役割を申しましたけども、各自治区の意見をまとめて吸い上げるとか、住民と協働のまちづくりにするとか、そういったところの組織というのは、事務事業で評価されているとおり、重要な組織であると、今後も継続せないかんというふうな評価がされております。そういったところで私たちのところでは、これにかわる何かの組織というのを構築しなければならないというふうには考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 結局今、平成27年の3月でしょうが、残すところ1年しかなかわけですね、そうすると今まで地域協議会があつても、聞くところによると、もう一方的に流れてきて、そして「皆さんこうなりましたけん、こつで承諾ばしてくだはりませ。」というような感じのほうが強かったわけですね、だから、ただ以前、岱明なんかになると結構、岱明で取りまとめたやつが上にいって、また戻ってきて、この前、区長さんが言いなはつたやつが我々は区長で、要するにいろんなこと、極端に言うとか、岱明のことじゃなくて、極端に言うとかこの今の市民会館の問題とかいろいろ言いなはつたですけど、ところがこの地域協議会というのは、極端に言うとか地域のことしか話ばせんわけですよ。例えば全体的なことは、その地域協議会の中では説明ばしよんなはるとですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 原則、やっぱりその自治区に關係する、例えば全体的な条例であっても、その自治区にも關係する条例であったりとか、やっぱりその自治区に關係する施設、例えばいろんな温泉施設であったり、そういったところの指定管理者の諮問であったりとか、その自治区にかかわるようなことが原則主な審議事項となっております。ですから、先ほど申しました新しい地域協議会にかわる組織を立ち上げないかというふうな話をしましたけども、その中では例えば、今の自治区ごとに一つずつその組織が必要なのか、それとも一つの組織として、制度を立ち上げて、各今の自治区から代表者が来ていただいて、そして玉名市全体のことを協議していただく、そして岱明町のことで玉名市、天水町、よその人でも一緒になって考えていただくとか、それは今からの制度のつくり方ですけど、そういった検討を平成27年度でやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 合併して結局、10年になるとですけど、なんか自治区というですかね、これがだんだん取り残されてしもてですね、実際的には何か孤立化しているような声が聞こえてくるわけですよ、ですから市長が常に言われる「市民の一人一人の思いが通じる、市民の、市民による、市民のための市政」なのか、これこそ市長が言われるように、これは実際、住民の一人一人の声が聞こえるようなことも、これから28年後に、やっぱりもう早くから協議をして、28年になってぼすとかかわるようじゃなくて、もう1年しかなかけんですね、その辺は十分検討させていただきたいと思います。

やっぱり地方のこの地域が十分生かされるような、市民サービスが滞らないように配慮をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 最後に岱明中央公園グラウンド等の条例改正についてですが、次の6月議会に提出するようになっているが、どうなっているかについて、お伺いいたします。

先の12月の定例会で、岱明中央公園グラウンド等の使用の有料化についてヒアリングが行なわれているとの質問をいたしました。そのとき、今後、無料制度のある体育施設に係る他の利用者に対して、利用実態調査を行なうとともに、意見要望を聞き、使用料改正案の作成作業を実施し、平成27年度5月まで完了し、平成28年度からの体育施設の指定管理制度導入を考慮し、平成27年10月1日施行とし、平成27年6月議会に条例改正案を上程予定との答弁でしたが、どのような経緯になっているかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 江田議員の岱明中央公園グラウンド等の条例改正についての中で、次の6月議会に提出するようになっているが、どうなっているかということですが、現在、岱明中央公園グラウンドを含む、市内各グラウンドにつきましては使用料の改正案を精査しているというようなところでございます。

また、グラウンド以外にも市内21施設の体育施設もございますので、そちらも使用料改正案を精査しているところでございます。

今後早急に使用料改正案を作成し、関係の皆さまに諮ってまいりたいと考えております。また、江田議員からとりましたグラウンドゴルフ等の高齢者のスポーツ等を楽しまれている方々へは、スポーツを通じて各自の健康を維持し、医療費の削減等に貢献されているということでお伺いしております。その辺につきましてもグラウンド使用料の改訂作業の中で、減免措置等の検討も含めてしていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） グラウンドゴルフをされている方の話を聞けば、何か1人110円とか何とかという話も聞くわけですね、そうするとその人あたりは年間で250日ばかり行くそうですよ。そうすると年金生活でどうのこうのというようなあるけん、その辺はやっぱりどがんしたふうですかね、無料化になるような方向は強いですか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） その辺も含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） この辺が以前は、要するに無料だったわけですね、それが結局有料になるということになると、やっぱりその結局、弱者に対しての思いやりが欠けているとじゃなからうかと思うですね、だから人口減少はいろいろされてますけども、やっぱり今度は年寄りになってから、ならば玉東町のほうがなんでんかんでんよかぞとなってくると、玉東町の息子のところに行こうとかですかね、そういうこともなかとも限らんとですよ。

高壽市長にお伺いしたいと思いますけども、市長はよく広報たままで100歳の方にこっと笑って写真ば写っとなはるですね、100歳までどがんして元気で生きなはったかいたぐらいのことは聞きなはらんとでしょ。ですね。だからそのお祝いのときのその秘訣というですか、だから市長がこの高齢者の方に、どがんしたふうにして長生きするかなんか、市長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高壽哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 100歳のお祝いに行っていることについてお聞きでございますけれども、100歳までに生きられたということは本当に市長としてお喜びをしているというような状況でございます。元気な方、そしてまた話もできなかった方もおられますけれども、今現在、大体年間25名ぐらいの方が100歳になられておまして、元気な方は、当時ですけれども、自転車で買物に行くとかいう方もおられました。そして、お祝いの歌をすらすらと3番まで歌う方もおられました。本当に元気でいいなというふうに思ひまして、いつもお聞きするのは、やっぱり100歳まで生きられたその「何か秘訣がありますか。」ということを探ねております。やはり生活正しく、生きてこられたんだなということを痛切に感じながら、いつも感心をいたしております。やはりPPKと言われるように、元気でころりと死んでいくというようなことを、私もそうありたいなというふうに思っております。お医者さんに尋ねまして、「何かお薬はございませんか。」と言いましたら、「そういうお薬はございません。」ということでもございました。しかしながら、やはり元気でいくためには、健康診断を受けるということも大事なことだろうし、また、元気でいろんなところに出かける、そしてまたスポーツ大会等々にも出るということは大切なことだろうというふうに思っております。そういうことが元気で長生きする秘訣じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ皆さん方もそういうことで長生きされるように、自分を大切にしていだければと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） ありがとうございます。

じゃあ市長は、このグラウンド使用料の減免についてはどうお考えでしょうか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 先ほど言いましたように、100歳まで生きるということは本当に大変なことだろうというふうに思いますけれども、やはり長生きをするためにはそれぞれが元気でいるということでもありますので、今言いましたように、いろんなところに出かける、そしてまたスポーツ等々を通じてやって、医療費の削減に努力されておられることに本当に心から感謝申し上げたいというふうに思います。グラウンドの使用料の減免につきましては、ほかの施設と照らし合わせて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 大変ありがたい返事をいただきました。高齢者の方々のグラウンド使用料の減免措置については、考慮をしていただくとのこと、よろしく願いいたします。

新庁舎ができて大変美しく、また、明るくて、各階がワンフロアで大変見通しもよくなりました。来庁者の方も全体が見渡せるようになりました。私がもう10数年前ですかね、熊本城内の当時はまだ大蔵省の建物に行きました。というのは里道の払い下げに行ったんですね、わからんでですね、3階だったと思うんですけどどうろうろしておりました。そうしたら一番上の偉い人が来られました。「どがんしよんなはってですか。」て、一応、事情ば説明しました。そうしたらわざわざその課まで連れて行って、説明ばしよんなはるです。そうしたらやっぱりその係の人は偉い人が連れてきなはったもんだけんやっぱり丁寧ですね、だから当時大蔵省というと何かつんとしとらした人ばかりのごたったけども、やっぱりここまで大蔵省も変わったんだなど、感心したことがあります。ですから、今回この新しい庁舎になって、恐らくそういうこともあり得ると思うんですね、だからやっぱり一番時間があんなはるとは、部長さんとか課長さんあたりは結構時間のあんなはるけんですね、やっぱりよければですね、今までより以上に、来庁者の方を大事にされて、「わあ、新庁舎ができて、皆さん親切になんなはったばい。」と、そういうことをよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これをもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 5時29分 休憩

午後 6時06分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から議第45号和解及び損害賠償額の決定について、以上追加議案1件が提出されました。

この際、

日程第2 追加議案上程

議第45号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にいたしましたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第2 追加議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第2、「追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出の追加議案を上程します。

議第45号和解及び損害賠償額の決定について、以上議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの議案について、提案理由の説明を求めます。

○議長（作本幸男君） 副市長 斉藤 誠君。

[副市長 斉藤 誠君 登壇]

○副市長（斉藤 誠君） 追加提案いたしました議題45号の提案理由について御説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議第45号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、玉名市岩崎384番地2付近に埋設中の水道管から漏水し、相手方が所有する建物及びこれに付随する構造物に損害を与えたものでございます。相手方への損害賠償額として市は100%に当たる323万5,776円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、公益社団法人日本水道協会の水道賠償責任保険により給付されるものでございます。

以上、追加議案の提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第45号和解及び損害賠償額の決定についてまでの市長提出議案45件、請第1号国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願及び請第2号将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設建設を求める請願の請願2件、陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

- 議第 1 号 専決処分事項の承認について 専決第 3 号
平成 26 年度玉名市一般会計補正予算（第 7 号）
（総則・第 1 表歳入の部、第 3 表 地方債補正 追加）
- 議第 2 号 平成 26 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費・第 2 表繰越明許費補正 追加、②総務費・第 3 表地方債補正 変更）
- 議第 12 号 平成 27 年度玉名市一般会計予算
（総則・第 1 表歳入の部・歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費 12 目臨時福祉給付費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑦商工費 1 項商工費中 5 目消費者行政推進費、⑨消防費、⑫公債費、⑬諸支出金、⑭予備費・第 2 表債務負担行為（1）（2）・第 3 表地方債）
- 議第 22 号 玉名市名誉市民条例の制定について
- 議第 23 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の制定について
- 議第 30 号 玉名市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31 号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32 号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 34 号 玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 35 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 36 号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

請第 2号 将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設建設を求める請願

建設経済委員会

- 議第 1号 専決処分事項の承認について 専決第3号
平成26年度玉名市一般会計補正予算(第7号)
(第1表歳出の部、⑥農林水産業費・第2表繰越明許費、⑥農林水産業費)
- 議第 2号 平成26年度玉名市一般会計補正予算(第8号)
(第1表歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費、⑩災害復旧費・第2表繰越明許費補正 追加、⑥農林水産業費、⑦商工費、⑧土木費)
- 議第 6号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 7号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 8号 平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第 9号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第10号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議第11号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)
- 議第12号 平成27年度玉名市一般会計予算
(第1表歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費、⑩災害復旧費・第2表債務負担行為(3)(4))
- 議第16号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
- 議第17号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
- 議第18号 平成27年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算
- 議第19号 平成27年度玉名市水道事業会計予算
- 議第20号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計予算
- 議第21号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計予算
- 議第28号 玉名市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 議第37号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第41号 玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を

改正する条例の制定について

- 議第 4 2 号 あらたに生じた土地の確認について
- 議第 4 3 号 字の区域の変更について
- 議第 4 4 号 市道路線の認定について
- 議第 4 5 号 和解及び損害賠償額の決定について

文教厚生委員会

- 議第 2 号 平成 2 6 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
（第 1 表歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 9 目男女共生推進費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費、⑩教育費・第 2 表繰越明許費補正追加、③民生費）
- 議第 3 号 平成 2 6 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議第 4 号 平成 2 6 年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 5 号 平成 2 6 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 2 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計予算
（第 1 表歳出の部、③民生費〔1 項社会福祉費中 7 目隣保館費 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費 1 2 目臨時福祉給付費を除く〕、④衛生費 1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 2 目予防費 3 目母子衛生費、⑩教育費）
- 議第 1 3 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 1 4 号 平成 2 7 年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 1 5 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計予算
- 議第 2 4 号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の制定について
- 議第 2 5 号 玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について
- 議第 2 6 号 玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定について
- 議第 2 7 号 玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定について
- 議第 2 9 号 玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議第 3 3 号 玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 38 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議第 39 号 玉名市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について
議第 40 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
請第 1 号 国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願

議会運営委員会

陳第 1 号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明 13 日から 26 日までは委員会審査のため休会とし、27 日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 6 時 10 分 散会

第 5 号

3月27日 (金)

平成27年第1回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成27年3月27日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 1 議会運営委員長報告
- 日程第4 委員長報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第2 質疑・討論・採決
- 日程第3 委員長報告
- 1 議会運営委員長報告
- 日程第4 委員長報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 日程第5 議員提出議案上程
- 議員提出第1号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）
- 議員提出第1号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 決議案上程
- 決議案第1号 新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について
- 日程第8 提案理由の説明
- 決議案第1号 新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について
- 日程第9 決議案審議（質疑・討論・採決）
- 決議案第1号 新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について

日程第10 決議案上程

決議案第2号 玉名市特別顧問の調査に関する決議の提出について

日程第11 提案理由の説明

決議案第2号 玉名市特別顧問の調査に関する決議の提出について

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

決議案第2号 玉名市特別顧問の調査に関する決議の提出について

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	北本義博君	健康福祉部長	前川哲也君

産業經濟部長
會計管理者
教育委員長
教育部長

北 口 英 一 君
宮 本 道 之 君
桑 本 隆 則 君
伊 子 裕 幸 君

建設部長
企業局長
教育長
監查委員

藤 井 義 三 君
本 田 優 志 君
池 田 誠 一 君
坂 口 勝 秀 君

午前10時00分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第45号和解及び損害賠償額の決定についてまでの市長提出議案45件、請第1号国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願及び請第2号将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設建設を求める請願の請願2件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情、以上陳情1件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

今期総務委員会に付託されました案件は、議案11件、請願1件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

執行部から、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億952万6,000円を追加し、予算の総額を313億3,956万4,000円とするもので、歳入、地方債補正追加についてそれぞれ説明がありました。委員から、新規就農総合支援事業補助金は、今まで何名の利用があったのか、補助金額は幾らかとの質疑に、執行部から、単身で23名、夫婦で10組の利用があり、補助金額は、単身で150万円、夫婦で225万円であるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分については、原案のとおり全員一致により承認するものと決しました。

次に、議第2号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

執行部から、予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,575万2,000円を減額し、予算の総額を306億8,381万2,000円とするもので、繰越明許費補正、地方債補正の説明、歳入歳出についてそれぞれ項目ごとに説明がありました。

委員会から、空き家バンクの登録者は何名で、定住に結びついた方はいるのかとの質疑に、執行部から、登録者は15名で、売買で2件の契約に結びついているとの答弁でした。

次に、委員から、地元から防火水槽建設の要望が上がっているが、予算が残っていれば早急に対応してほしいとの要望に、執行部から、入札残での対応は予算項目が違ふし、また時期的にも間に合わなかったもので、平成27年度で予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、地方債が減額になっているが、これは合併特例債か。12月定例会で合併特例債をすべて使い切るといっていたが、事業に応じて発行すべきであり、きちんと精査して使ってほしいとの質疑に、執行部から、減額の方はすべて合併特例債である。合併特例債は、他の起債と比べて財政的に有利である。計画や歳入歳出のバランスを考え、有利な起債を有効に活用してくとの答弁でした。また委員から、旧玉名市だけ合併特例債の恩恵が集中しているようだが、旧町のことも考えた上で事業はされているのかとの質疑に、執行部から、合併後の玉名市として、新市建設計画の事業に沿って合併特例債を活用しているとの答弁でした。

次に、委員から、地方バス路線維持費等補助金が追加されている。トータルで幾らになるのか、原因は燃料の高騰とのことだが、その算出方法は。補助金額は全体的に上がっているのかとの質疑に、執行部から、トータルで6,598万8,000円、国の算定方法があり、1キロメートル当たりの経費を統一された計算方法で算出される。補助金額は乗り合いタクシー等の導入もあり減少傾向であるが、今回は燃料費の高騰もあって上がっているとの答弁でした。

次に、委員から、防犯灯設置等補助金の内訳、交付順位、現在LED変更は何灯ぐらいされているのかとの質疑に、執行部から、補助の内訳は支柱ありが10灯、1灯当たり3万5,000円、支柱なしが580灯、1灯当たり1万5,000円を予定。交付順位は申請順であり、防犯灯の補助申請は平成26年度で新設62件、建てかえ、修繕221件の申請があり、うち9割がLEDとの答弁でした。

次に、委員から、新庁舎の調整池は何をしているのか。新庁舎の建設費はトータルで幾らか。あとどのくらいの工事が残っているのかとの質疑に、執行部から、調整池は土をコンクリートに張りかえている。新庁舎の総事業費は約39億6,500万円、今、防鳥対策等を行なっているとの答弁でした。また、委員から調整池をコンクリートにする

目的、駐車場にはどうかとの質疑に、執行部から、目的は維持管理費の軽減、調整池なので駐車場にはできない。また、職員駐車場も十分足りているとの答弁でした。

次に、委員から、選挙投票率の向上のため、大学、大型ショッピングセンター等で期日前投票所の設置は考えられないのかとの質疑に、執行部から、期日前投票所は現在は4カ所設置している。ふやすには、人員配置等課題もあるが検討していく必要はあるとの答弁でした。

次に、委員から、今年度の定年退職者、勸奨退職者は何名か。国の退職手当よりも、市の退職手当の支給率が高いが、国と統一すべきではないのかとの質疑に、執行部から、定年退職者11名、勸奨退職者5名で、退職手当の支給率は来年度の退職者から同一になるとの答弁でした。

次に、委員から、廃屋の解体補助はないのかとの質疑に、執行部から、個人の財産なので十分検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、総合戦略審議会委員の目的と人数はどの質疑に、執行部から、総合戦略をつくるための人口ビジョン策定と総合戦略策定のため、人数は10人以内との答弁でした。

次に、委員から、消防団の条例定数と実数、市職員の加入数は、消防団への加入促進をとの質疑に、執行部から、定数は1,694人、実数1,587人、市職員の加入数は62人、市職員も含めたところで加入促進に努めていくとの答弁でした。

委員から、男性で育児休暇を取得されている人はいるのか、推進はされているのかとの質疑に、執行部から、平成24年に1人、平成27年に1人予定です。組織としてカバーし、男性も育児休暇が取得できるよう推進していくとの答弁でした。

次に、委員から、臨時福祉給付金は皆さん受給されたのか。高齢者等には書類記入等が難しいところがあるので、フォローしてほしいとの質疑に、執行部から、対象者1万6,426人、申請受付者1万5,519人、認定支給者1万5,278人、支給率98.4%、申請が困難な高齢者と把握できたところは自宅訪問して説明に当たっているとの答弁でした。

次に、委員から、県との人事交流は2名ずつなのか、こちらから要望は言えるのかとの質疑に、執行部から、通常は1名だが今年は2名、県職員と市職員をお互い入れかえる交流と、県への派遣という形の2通りを行なっている。交流の内容によって県と打ち合わせを行なうとの答弁でした。

委員から、住宅用太陽光発電システム設置費補助金が残った理由と前年度の実績はどの質疑に、執行部から、平成21年度から補助を始めたが、平成25年度までは全額消化している。平成25年度は220件で、3,000万円を消化、今年度は300件を予定し、上限10万円で157件の実績との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

執行部から歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302億800万円と定め、平成26年度当初予算に比較し、0.5%、1億3,704万8,000円の増となる。債務負担行為、地方債の説明、歳入歳出について、それぞれ予算項目ごとに説明がありました。

委員から、入湯税には創生関連事業の効果は加味されていないのかとの質疑に、執行部から、創生関連の事業は今年2月3日に決定したので、予算を積算する段階で予想するのは無理であり、加味していないとの答弁でした。

次に、委員から、認定こども園は何園になるのか、国・県の補助率はどの質疑に、執行部から、認定こども園は平成27年度で5園、補助率は県が4分の1、国が2分の1との答弁でした。

次に、委員から、認定こども園についての措置費は出るのか。保育費の保護者の負担はどの質疑に、執行部から、認定保育園に措置費は出ている。保護者の保育費負担もあるとの答弁でした。

委員から、老人会は何団体で人数は、子育て強化事業補助金は、施設に対しての補助金かとの質疑に、執行部から、91クラブ、5,600人、子育て支援強化事業補助金は、子育て支援事業に対しての補助金との答弁でした。

次に、委員から、一時借入金の平成26年度の実績はどの質疑に、執行部から、例年3月末に支払が集中し、資金不足が生じるときに行なうものであるとの答弁でした。

次に、委員から、政府は地方交付税の特例分を7割確保するといっているが、市民等への説明はどの質疑に、執行部から、詳細にわかっていないが6割程度と聞いている。平成27年度から30年度まで、段階的に実施されるので、詳細がわかり次第説明していくとの答弁でした。

次に、委員から、多子世帯子育て支援事業補助金は、どういう補助金かとの質疑に、執行部から、18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯で、第3子以降の3歳未満児の保育料を補助するとの答弁でした。

次に、委員から、自動車取得税交付金の減の原因はどの質疑に、執行部から、自動車取得価格に対する税率が下がったためとの答弁でした。

次に、委員から、家屋の新築状況、宅地と雑種地の税率はどの質疑に、執行部から、平成26年度分は木造新築で270棟、増築で25棟、非木造新築78棟、増築2棟、雑種地の評価は宅地の約7割から9割程度との答弁でした。

次に、委員から、民生費県補助金で、1億800万円の増だが要因はどの質疑に、執

行部から、保育所関係の子ども子育て制度が新設されたためとの答弁でした。

次に、委員から、地方消費税交付金が昨年と同額だが、昨年4月消費税が上がったのは反映されていないのかとの質疑に、執行部から、消費税が上がることで、平成26年度当初予算で多く見積もりすぎたので、平成27年度と同額になったとの答弁でした。

次に、委員から、新庁舎の自動販売機の公有財産使用料は、旧庁舎のものをそのままか、新庁舎になって新たに業者を設定したのか。売店は使用料を取っているのかとの質疑に、執行部から、自動販売機は旧庁舎のまま引き継ぎ、売店からは年間14万7,000円の使用料を取っているとの答弁でした。また、委員から、自動販売機の設置条件で、売上に対しての割合はどの質疑に、執行部から、行政財産使用料として1平方メートル当たり月額250円、電気料に関しては、原則別メーターを設置して実費をいただき、売上に対しては契約で割合を決めており、約20%であるとの答弁でした。

次に、委員から、固定資産税の増額は考えているのかとの質疑に、執行部から、アップは考えていないとの答弁でした。委員から、平成26年度の自主防災組織の実績と補助金は、今後の組織率は向上するのかとの質疑に、執行部から、平成26年度に18の行政区が新たに結成され、組織率は61.7%までに上昇した。資機材には5万円、活動費に1万円の補助をしている。今後の組織率に関しては、行政区の総会等で承認され結成されることとなるが、さらに組織向上に努めていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、ふるさと納税で、年度ごとの寄附金の総額、また、玉名市民が他の自治体に納税された実績はどの質疑に、執行部から、平成20年180万4,100円、平成21年276万7,500円、平成22年160万2,600円、平成23年140万1,205円、平成24年170万6,345円、平成25年223万7,750円、平成26年290万9,690円、玉名市民がほかの自治体へ寄附をされた分は、平成26年度申告分で10人、20万7,000円との答弁でした。

次に、委員から、静光園に入園者の市外と市内の人数。市外の人には負担金が大いのかとの質疑に、執行部から、市外は12人、総勢34人、負担金は同じとの答弁でした。

次に、委員から、団体営農業農村整備事業補助金について、詳細をとる質疑に、執行部から、3事業あり、農業基盤整備促進型補助金は、暗渠排水の補助、今年度300ヘクタールを予定、10アール当たり15万円の補助、農業基盤整備促進事業は、排水路整備補助金、集落基盤整備事業は、排水路整備及びため池の整備補助等との答弁でした。

委員から、広報紙が月に1回になるが、経費は減るのか、2回が1回になった経緯、広報紙と一緒に配付される資料の仕分けもシルバーに委託できないのかとの質疑に、執行部から1日号と15日号のページを合わせた経費を要求している。情報量は一緒なので、どれだけ削るかわからない。1回になった経緯は、区長協議会での要望や県下の状況、議員からの指摘等々も鑑み、協議を行ない決定した。資料の仕分けは、今後研究す

るとの答弁でした。

次に、委員から、玉名警察署沿岸警備負担金とあるが、活動の状況はとの質疑に、執行部から、事務局が玉名警察署の警備課で、会員は市役所と玉名市内の4漁協の組合長などで、活動としては沿岸を警備する広報活動、特に夏場には海上パトロールでの広報活動を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、電子入札の負担金の内訳、運用、メリットはとの質疑に、執行部から、システム開発費245万8,000円、運用費280万4,700円、Aランクとコンサルタントは4月から開始、その他は10月をめぐりに登録していただき開始したい。メリットは、業者の方は閲覧、入札に出向かなくてよい。市はファックスで通知していたが、電子メールでできるので、経費節減ができるとの答弁でした。

また、委員から、入札締切日前に入札してもいいのか。情報は漏れないのかとの質疑に、執行部から、締切日前でも結構である。セキュリティーがしっかりしているから情報漏れはないとの答弁でした。

次に、委員から、電子入札の導入が遅れた理由。入札方法はとの質疑に、執行部から、県が担当しているが、最初は参加団体が少なかったことで状況を見ていたことと、地元業者の対応を心配していた。入札方法は一般競争入札も、指名競争入札も行なうとの答弁でした。

次に、委員から、今後も公平、公正な入札に心がけるようにとの要望がありました。

次に、委員から、有明広域行政組合の清掃施設等についての質疑に、執行部から、清掃施設建設負担金は、施設維持管理・修繕費の負担金、東部清掃費負担金は、ごみ処理費用の負担金で、玉名市が3億2,392万4,000円、玉東町が4,409万7,000円、ごみの量は平成25年で玉名市が1万3,140トン、玉東町1,115トンとの答弁でした。

次に、委員から、市制施行10周年記念行事の内容、参加者等は考えているのかとの質疑に、執行部から、今年の10月3日に式典を予定している。内容については、今から詰めていくが、市政功労者の表彰などのほか、一般市民が参加できるようなイベントも検討してく。また、友好都市の受け入れも想定しているとの答弁でした。

次に、委員から、財産管理費の委託料の詳細をとの質疑に、執行部から、庁舎警備、旧庁舎警備、清掃、ごみ収集等で主にシルバー人材センターに委託しているが、清掃は市内業者と長期継続契約をして、常時2人で日常清掃を行ない、ガラス、カーペットは定期清掃で契約しているとの答弁でした。

次に、委員から、特別顧問の費用はどこに組まれているのかとの質疑に、執行部から、計上していない。平成24年設置で2年の任期であった。要綱も廃止したとの答弁でした。

次に、委員から、地域おこし協力隊の活動内容はとの質疑に、執行部から、今年度は研修を中心に行なって、今、薬草を使ったお菓子類の開発等を行なっており、今後もよい方法で活動して、情報を広報紙、ホームページを使って発信していくとの答弁でした。

次に、委員から、ホームページが新しくなって、「市民の広場」がなくなったが、それにかわるものはとの質疑に、執行部から、投稿内容が個人の誹謗中傷が多くなったために廃止した。各課のアドレスをホームページに表示しているので、提言する課がわかれば担当課、わからなければ広報広聴係に送っていただくとの答弁でした。

次に、委員から、防犯灯電気料補助金はどれくらいの補助率かとの質疑に、執行部から、年間1,680円になり、50.3%との答弁でした。また、今後も2分の1に近い補助率でお願いするとの要望がありました。

次に、委員から、農業委員の任期と人数、委員の選任についての質疑に、執行部から、任期は平成27年7月31日、定数は30人、昨年6月の閣議決定の資料によれば、選出方法を議会、団体推薦を廃止し、議会の同意を要件とする市長への選任に一元化し、定数は現行の半分程度となり、それにかわる組織として、農地利用最適化推進委員を設置するとあるが、具体的な実施時期等などはわからないので、政府の動向を見守っていくとの答弁でした。

次に、委員から、非常備消防費の減の原因、自主防災組織育成補助金の内訳はとの質疑に、執行部から、消防費の減の原因は、職員1名減によるものである。補助金の内容は、新たに組織される自主防災組織に1団体5万円、補助制度ができた平成25年度よりも前に組織されていた団体にも、資機材の補助として5万円、それと活動費として1万円補助するとの答弁でした。また、消防積載車についても、オートマチックにしてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、国際交流協会、グレンミラー音楽祭の活動状況はとの質疑に、執行部から、国際交流協会は、玉名市に住んでいる外国人との交流会、中学生を中心とした韓国との相互交流、国際セミナー、料理教室を行なっている。グレンミラー音楽祭は、平成25年6月に資金不足で実行委員会が解散されたため開かれず、平成26年2月に有志が集まり復活された。平成26年度は準備が整わず音楽祭は開催されなかったが、平成27年度は開催される予定との答弁でした。

次に、委員から、支所窓口委託で問題は出ていないかとの質疑に、執行部から出てはいない。問題が出てきた場合は、その都度解決して市民に迷惑がかからないようにするとの答弁でした。

次に、委員から、政務活動費の情報公開制度を利用した公開は、あっているか。政務活動費の実績はとの質疑に、執行部から、情報公開の制度を利用して政務活動費の公開がされている。政務活動費の平成25年度の実績は、改選があっているので、前半が4

月から11月まで、1人当たり12万円の25人分、交付額300万円で212万6,449円の実績、後半が12月から3月まで、1人当たり6万円の24人分、交付額144万円で、117万5,630円の実績、平均すると74.4%の実施率との答弁でした。

次に、委員から、八嘉第4支部への補助金は住民監査請求を受けられて、使途等の改選は行なわれたのかとの質疑に、執行部から、だれが見てもわかるように、明確にするように指導を行ない、申請も実績報告も問題なく処理されているとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第22号玉名市名誉市民条例の制定についてであります。

執行部から、広く社会文化の向上発展に寄与し、市民が郷土の誇りをもって尊敬する者に対して、玉名市民名誉市民の称号を贈ることについて必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。また、旧市、旧町の規程により、名誉市民又は名誉町民の称号を授与されたものは、それぞれの条例に基づき名誉市民となるとの説明がありました。委員から、名誉市民の推薦、選定はどうするのかとの質疑に、執行部から、規則で選定委員会を設置し、選定を行ない、議会の同意を得るとの答弁でした。

次に、委員から、合併前に旧市、旧町で認定している5名の方は10周年の記念式典のときに、新たに授与式等をされるのか、功績を知らせるために何らかの方法はとるのかとの質疑に、執行部から、合併時から引き続き名誉市民との考えなので改めて授与は考えていない。功績の周知は何らかの方法を考えるとの答弁でした。

次に、委員から、庁舎等に写真の掲示の考えは、今の時点ではだれか候補者はいるのか。叙勲授与のときのように調査をするのかとの質疑に、執行部から、写真の掲示は検討する。今の時点での候補者はいない。候補者がいる場合、選考委員会での精査を行ない決定するととの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第22号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第23号玉名市附属機関の設置等に関する条例の制定についてであります。

執行部から、地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条に基づき設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するもので、本来、地方公共団体の執行機関の附属機関については、地方自治法の規定により条例で定めなければならないとなっているが、現行では条例以外の規則や要綱で定めているものがあるので、このような適切でない規則や要綱などで定められている附属機関を、今回、条例で定めている附属機関と合わせて統括的に一つの条例として制定するものとの説明がありました。

委員から、委員の選考の実態はとの質疑に、執行部から、それぞれの目的にあった適切な方や専門的知識を有する方などを主管課において選任しているとの答弁でした。

次に、委員から、国、県からの指導があつて制定するののかとの質疑に、執行部から、国、県から直接の指導はないが、本市は条例のほか規則や要綱などまちまちに規定していた。例規担当者会議などで協議されたこともあり、条例で定めていないものもあるという好ましくない状況で、このまま続けることはいけないと判断した。また、違法であるとの裁判所の判例もあることから、今回の提案となつたとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第23号については、原案のとおり全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第30号玉名市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、第5条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改めるものとの説明がありました。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第30号については、原案のとおり全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第31号玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、行政手続法の一部改正に準じて、条例の整備を図るもので、内容としては、行政手続法と同様の改正を行なうもので、第33条第2項を新たに加え、また、第34条の2第1項から第3項までを新たに加え、さらに、第4章の2と第34条の3を新たに加える。あわせて目次の改正と文言の整備を行なうものとの説明がありました。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第31号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第32号玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、独立行政法人通則法の一部改正に伴い条例を整備するもので、内容としては、第7条第2号エ中の「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」にそれぞれ改めるものとの説明がありました。

委員から、情報公開の年間件数と審査会の回数はとの質疑に、執行部から、情報公開開示件数は、平成26年度32件、平成25年度110件、審査会は、平成26年度6回、平成25年度5回開催との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第32号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第34号玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります。

執行部から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、題名を玉名市教育長の給与に関する条例に改め、根拠規定を地方自治法第204条とし、教育長の給与を給料、通勤手当及び期末手当とし、給料月額を59万2,000円に引き上げ、期末手当の支給率を市長等特別職に準じたものとし、第4条を削るものとの説明がありました。

委員から、何かの指導のもとに改正するのかとの質疑に、執行部から、教育委員会の制度改革に伴い改正するとの答弁でした。

次に、委員から、教育長が一般職から特別職になったので、給与の改正かとの質疑に、執行部から、特別職は勤勉手当が出なくなるので、その分を毎月に振り分けるものとの答弁でした。

次に、委員から、教育委員長も常勤になるのか。教育長の任期はまだあるがとの質疑に、執行部から、教育長と教育委員長は一緒になり、現在の教育長の任期中はそのままであるとの答弁でした。このあと、教育委員会から教育委員会制度が変わるポイントの説明が行なわれました。

審査を終了し、採決の結果、議第34号について、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第35号玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

執行部から、国家公務員の給与改定に準じて、単身赴任手当及び再任用職員に係る手当の改定を行なうため、条例の整備を図るもので、内容としては、第1条において単身赴任手当の月額を3万円に、職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じた加算額を7万円にそれぞれ引き上げ、再任用職員に支給していなかった特殊勤務手当、単身赴任手当及び宿日直手当を支給できるようにし、臨時職員の給与の規定から、玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例に規定する臨時教員を除外する改定を行なう。次に第2条で平成18年4月1日施行の給与構造改革における経過措置としての差額支給、いわゆる現給保障額を平成27年度は3分の1、平成28年度は3分の2を減じた額を支給し、平成29年3月31日をもって廃止するよう改正するものとの説明がありました。

委員から、現在単身赴任者はいるのか、その条件はどの質疑に、執行部から、現在の適用者はいない。適用条件は子どもがいるとか幾つかの要件が必要になってくるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第35号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

次に、議第36号玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてであります。

執行部から、車賃及び日当の支給基準の見直しに伴い、条例の整備を図るもので、内容としては、自家用車を使用した場合の車賃を1日当たりから片道当りに改める、金額「700円」、「1,000円」、「2,000円」を、それぞれ「350円」、「500円」、「1,000円」とし、また、市有の自動車及び自家用車を使用し宿泊を要する旅行をする場合の日当を、熊本県内外を問わず、半日当支給するものとの説明がありました。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果議第36号については、原案のとおり全員一致により可決すべきものと決しました。

最後に、請第2号将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約施設建設を求める請願についてであります。

事務局から請願の内容の読み上げがあり、委員から、合併していろいろな施設が廃止される中で潤いがなくなっている。財政的にも厳しい面も出てくるだろうが、こういった要望は望むものである。この請願は、天水町の区長27名を中心に6,394名の署名を伴うもので、天水町の方々の将来を思う一心である。御理解をお願いするとの委員からの発言があり、審査を終了し、採決の結果、請第2号については、原案のとおり全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） ただいま各委員長の報告の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設経済委員長 福嶋讓治君。

[建設経済委員長 福嶋讓治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋讓治君） こんにちは。今期、建設経済委員会に付託されております議案22件について、委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議第1号専決処分事項の承認について、専決第3号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）中付託分についてであります。

歳出の部、6款農林水産業費が1億952万6,000円の増額。そのうち主なものは、地域農業経営安定推進事業の新就農総合支援事業補助金において、国の緊急経済対策による補正分の4,050万円と平成26年度予算残の2,062万5,000円との差額1,987万5,000円が増額となります。また、経営体育成支援事業の農業機械

等整備補助金では、国の緊急経済対策による補正分で、26経営体が行なう、41件の機械整備に対する交付金4,529万円と全額不採択となっていた事業の平成26年度予算分の37経営体が行なう、47件の機械整備に対する交付金8,744万6,000円との差額4,215万6,000円が減額であります。また、大正開の深淺測量業務委託や滑石漁港の泊地及び航路のしゅんせつ等を行なう水産物供給基盤機能保全事業で1億3,200万円の増額であります。また、国の緊急経済対策の経営体育成支援事業と水産物供給基盤機能保全事業の補正増額分につきましては、平成27年度に繰り越すものであります。

以上執行部の説明を受け、委員から、水産物供給基盤機能保全事業の財源についての質問に、執行部から、国が2分の1であり残りが市である。県からは交付金で150万円があるとの答弁。これを受け委員から、市の財政が厳しい状況であるので、県からもっと補助を受けられるような市長による働きかけをお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から、このほかの漁港についてはどうするのかとの質疑に、執行部から、計画性を持って順次やっていくつもりであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第1号中付託分については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第2号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳出の部4款衛生費で3,503万円の減額。6款農林水産業費が1億2,571万1,000円の減額。そのうち主なものは、施設園芸緊急再生対策事業補助金で、1組合3戸の不採択による4,252万円の減額。生産総合事業補助金で1組合3戸の不採択による6,861万円の減額などによるもの。また、団体営農業農村整備事業農村基盤整備促進型補助金で、暗渠排水整備60ヘクタール分の9,000万円の増額であります。7款商工費は1億7,256万9,000円の増額で、まち・ひと・しごと創生に関する交付金によるもので、主なものは、スーパープレミアムつきキラリかがやけ玉名商品券事業で6,660万円、玉名温泉・小天温泉ふるさと玉名旅行券事業7,085万円などであります。8款土木費は6億422万8,000円の減額で、主なものは、道路新設改良事業に関して、契約に至らなかったことによる減額5億8,802万6,000円などによるものであります。11款災害復旧費は600万円の減額であります。また、繰越明許費として団体営農業農村整備事業やスーパープレミアムつきキラリかがやけ玉名商品券事業など、まち・ひと・しごと創生に関する事業、合わせて10事業の追加であります。

以上執行部からの説明を受け、委員から、祭りの補助金がなぜ補正で上がっている

のかとの質疑に、執行部から、毎年一般財源で行なっておりますが、今回交付金があるということで、こちらで対応したとの答弁でした。

また、委員から、事業の不採択が多かった理由についての質疑に、執行部から、国、県のポイント制により不採択となった農家の方がいるとの答弁。

さらに委員から、不採択にならないように市でチェックできないのかとの質疑に、市では内容はチェックするが、審査は国で行なわれるためポイントのランクなどは、市ではわからないとの答弁でした。

また、委員から、団体営農業農村整備事業補助金についての質疑に、執行部から、今回追加される暗渠配水整備60ヘクタール分については、現在約900ヘクタールの申請がある中で、玉名市、岱明町、横島町、天水町で同じくらいの進捗率になるよう配分で考えており、申請順をもとに割り振りしていく。今も随時受け付けは行なっているが、優先順位は下がるため、できるとの約束はできないことを伝えているとの答弁でした。

また、委員から、6次産業の成果についての質疑に、執行部から、平成26年度から28年度についての玉名市6次産業推進計画第2期を策定し、有識者、農業団体による活性化委員会や1次産業者のための勉強会、四半期に1度の、1次、2次、3次業者の交流会、新規6次産業参入者への相談会などを開催している。成果としては13事業者が開発した58の商品があり、そのうち48品から、17品が玉名市6次産業推進品として承認されている。これらは事業者みずからが売り込み、商談に奮闘され、たまララなど地元の物産館や県内外の大手百貨店、生協の共同販売、カタログ販売やネット販売などで販売されており、販路も広がってきており事業者それぞれの目標に向け着実に進んでいる状況である。販売実績は、全体で平成24年度は1,900万円、平成25年度は5,200万円、平成26年度は5,800万円となっている。特に売上が多いのは、明るい農村てんすい、ななみかん工房、池端うずら園、ハバネロ工房などであるとの答弁でした。

また、委員から、スーパープレミアムつきキラリかがやけ商品券について、周知が行き渡らなかつたり、買い占めなどが心配されるが、販売方法はどうするのかとの質疑に、執行部から、購入申し込みつきのチラシなどを全戸に配付するなど周知に努め、販売は原則1人につき5万円とし、販売窓口に来た本人にのみ販売するよう考えている。実行委員会で過去2回の商品券事業の反省を踏まえながら、一部の買い占め等が起こらない仕組みを考えていきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第6号平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につ

いてであります。

これは、歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ336万8,000円を減額し、総額を2億3,387万円とするもので、主なものは、配水池等清掃業務委託等の減額によるものであります。

委員から特段の質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第6号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第7号平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これは、歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ959万3,000円を減額し、総額2,761万4,000円とするもので、主なものは、事業確定に伴う不用額によるものであります。また、浄化槽整備事業債は、事業確定に伴い限度額を1,050万円から800万円に減額するものであります。

委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第7号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第8号平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これは、歳入歳出予算について、歳入歳出それぞれ1億3,811万1,000円を減額し、総額を3億1,101万9,000円とするものです。

主な内容は、玉名トンネルの水をポンプにより汲み上げている。三ツ川立抗の送電線の地中化工事が予定されていましたが、地元との調整、九州電力との協議に不測の期間を要したため次年度の施工になるということです。これに伴い関連工事である道路内の配水管布設及び舗装工事も次年度施工となる。また、石貫トンネル横坑湧水を利用して、三ツ川地区に送水するポンプ室の建築工事を予定していたが、ポンプ機械設備及び電気設備の一体化を図って工事するよう施工時期を見直したことによるものなどであり、また、債務負担行為の変更については、石尾地区1号ため池建設に伴い、三ツ川立抗の水だけを流入させて貯水する計画をしていたが、地元から山から流出する貴重な雨水もため池に導入したほうがよいとの意見があり、計画を変更し、金額も5,000万円増額となったものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第8号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第9号平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的支出で1,700万円を減額し、総額を8億4,209万3,000円とするもので、主な内容は、水道施設管理業務委託の入札残などの減額によるものであります。

また、資本的支出では、150万円を減額し、総額を4億4,938万5,000円とするものであります。

委員から、特に質疑はなく審査を終了し、採決の結果、議第9号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第10号平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入で2,284万7,000円を減額し、総額を16億3,822万7,000円とするもの、収益的支出で1,470万円を追加し、総額を15億3,725万8,000円とするものであります。資本的収入で1億3,190万2,000円を減額し、総額を6億4,497万1,000円とするもの、資本的支出で、1億4,284万3,000円を減額し、総額を10億2,442万7,000円とするもので、主なものは、補助事業の内示及び入札に伴う減額によるものであります。また、企業債の補正として、公共下水道事業債の限度額を9,800万円減額し、2億6,010万円とするものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第10号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第11号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入で1億37万6,000円を減額し、総額を5億1,163万2,000円とするもの、収益的支出で841万5,000円を追加し、総額を6億2,971万8,000円とするものであります。資本的収入で1億3,494万1,000円を減額し、総額を2億7,026万7,000円とするもの、資本的支出で、1億3,700万円を減額し、総額を3億7,967万9,000円とするものであります。また、企業債の補正として、農業集落配水事業債の限度額を6,350万円減額し、1億1,470万円とするものであります。

以上、執行部の説明を受け委員から、横島地区の機能強化事業などで1億3,700万円も減額になる理由はとの質疑に、執行部から、施設の全面改修を予定していたが、国の補助金額の確定に伴い、予定した事業ができなくなったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第11号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算、その中の付託分についてであります。

歳出の部、4款衛生費8目水道費は1億391万6,000円、9目浄化槽設置整備費は9,739万7,000円、6款農林水産業費が32億1,991万5,000円で、

そのうち主なものは、6組合、32戸、1法人が7.4ヘクタールで実施する耐候性ハウス及び集出荷施設の整備に対し補助する生産総合（強い農業づくり交付金）事業補助金の6億147万7,000円、自動開閉装置、省力化防除機の整備に対し補助する経営体育成支援交付金7,714万7,000円、小浜など5カ所の農業基盤整備促進事業が1億8,000万円、元玉名など7カ所の集落基盤整備事業が1億7,000万円、暗渠排水300ヘクタールを整備する団体営農業農村整備事業補助金などであります。7款商工費は4億5,740万1,000円で、主なものは、中小企業振興預託金などで1億2,700万円、誘致企業の用地取得等に対し補助する工場等設置奨励費補助金9,479万円などあります。8款土木費は29億1,015万3,000円で、主なものは、岱明玉名線道路新設改良事業に係る工事費等で7億3,854万2,000円、小浜繁根木線道路改良事業に係る工事費等で1億2,212万円などあります。11款災害復旧費は200万1,000円あります。また、債務負担行為として、食料・農業・農村基本計画策定業務が平成28年度までで671万8,000円、裏川水際緑地花しょうぶ管理業務が、平成28年度までで272万4,000円が上がっております。

以上、執行部からの説明のあと、委員から、新規就農総合支援事業補助金についての質疑に、執行部から、平成27年度は単独33名、夫婦15組が対象で、8,325万円を予定しており、平成26年度の国の緊急経済対策により4,050万円は前倒しで支払い、平成27年度当初予算は、残りの4,275万円となっているとの答弁でした。

また、委員から、食料・農業・農村基本計画作成の委託先について、農業・農村の問題は非常に難しく、受託できるところがあるのかとの質疑に、執行部から、先進地の事例等を検証して、経験のある事業者6社程度を指名して入札を行なっていきたいとの答弁。また、委員から、無駄な言葉の入っていないわかりやすい計画を作してほしいが、構想はあるかとの質疑に、執行部からは、いいことばかりを羅列するのではなく、玉名市の農業に着目して整理していきたいとの答弁。さらに委員から、計画策定する審議会のメンバーには、いろんな立場の人を、そして女性を多く入れて食にも目を向けてほしいとの意見に、執行部から、審議会は20名ほどの構成を考えており、公募も行うし、また、女性の登用も考えているとの答弁でした。これを受け委員から、担当者にも女性を入れてほしいとの意見がありました。

また、委員から、いろいろ団体への負担金を出しているが、この負担金の使われ方について把握はしているのかとの質疑に、執行部から、構成メンバーとして市も入っており、所期の目的を達成する計画から、実績報告も受けており、内容は把握しているとの答弁でした。

また、委員から、農業機械等整備事業補助金の補助率についての質疑に、執行部から、補助率は25%以内で、防油堤は30%以内との答弁。これを受け委員から、実績はどの質疑に、執行部から、平成23年度が72件で補正をして補助率13.2%、24年度が69件で補正をして18.89%、25年度が47件で補正をして25%であるとの答弁。これを受け委員から、申請がふえても補正をして25%の補助ができるようにしてほしいとの意見がありました。

また、委員から、工場等設置奨励費補助金の対象についての質疑に、執行部から、奨励金の対象になっているのは、製造業の工場、試験・研究施設、情報サービス事業施設、観光施設の4種に限っているとの答弁。これを受け委員から、この補助金の対象にならないが、商工業などで土地を探している企業に、市として積極的に関与するかとの質疑に、執行部から、市が関与するのは基本的に対象となる4種だが、誘致企業を初めとして地元経済の活性化につながる見込みがあれば、いろいろな状況を見ながら土地探しのお手伝いはしたいとの答弁であった。さらに委員から、土地に農振がかかっている、水道もない、下水道もない、この現状で、実際企業が来れる状況になるまで何カ月も何年もかかるような条件では、誘致活動の際もほかの自治体に対抗できないのではないか。特に新玉名駅周辺は企業誘致の一等地と思われるが、市で整備して企業がすぐ来れるようにしないと、補助金などはあっても話にならないのではないかと。実際、誘致活動に当たってどう感じるのかとの質疑に、執行部から、用地があるのとないのでは訪問先の企業の受け方も大分違うと感じる。実際用地さえあれば何とかあったと思うものもあった。今後も新玉名駅前に限らず、企業に紹介できる用地を確保できるよう動いていきたいとの答弁でした。

また、委員から、夏まつりの補助金の見直しについての質疑に、執行部から、天水夏まつりは自主財源として協賛金を集めているが、岱明夏まつりと横島夏まつりは自主財源がなく、また、予算の繰越があったため、その半分の額を従来の補助金から減額したとの答弁でした。

また、委員から、公園長寿命化計画についての質疑に、執行部から、この計画は5年に1度見直しを行なうこととしており、前回は平成21年であったとの答弁でした。

また、委員から、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金についての質疑に、執行部から、市内で現在事業を行なっているのは、天水の穴の口において、延長300メートルの擁壁工の計画で、平成27年度は延長50メートルが予定されている。また、横島の大園地区においては、全体計画250メートルで、平成27年度は測量設計が予定されているとの答弁でした。

また、委員から、岱明玉名線の平成27年度の計画についての質疑に、執行部から、交差点から240メートル北側までと線路の北側の文化材調査が終わっている部分

の140メートルほどを計画しているとの答弁でした。

このほかにも、6次産業の推進、排水機場の管理、磯の里の現状、浮田ため池の整備事業など、多岐にわたる質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第12号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第16号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,092万円であります。

歳出の主なものは、八久保地区の配水管布設の工事請負費などであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第16号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第17号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,337万7,000円であります。

以上、執行部からの説明を受け、委員から浄化槽設置附帯工事補助金は市町村設置型浄化槽についても利用できるのかとの質疑に、執行部から、市町村設置型は市が浄化槽を設置するもので、附帯工事補助金は利用できないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第17号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第18号平成27年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億451万7,000円あります。

そのうち主なものは、石貫・三ツ川地区の漏水対策工事10本分の工事請負費6億5,812万円あります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、漏水対策工事はいつぐらいまでなのか。基金残はどれくらいかとの質疑に、執行部から、工事は平成29年度で完了予定である。基金残は現在、約27億400万円との答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第18号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第19号平成27年度玉名市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は8億7,940万2,000円、収益的支出は7億7,402万円、資本的収入は150万円、資本的支出は3億1,584万6,000円あります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第19号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第20号平成27年度玉名市公共下水道事業会計予算についてであります。

収益的収入は15億3,617万円、収益的支出は14億9,911万6,000円、資本的収入は12億7,542万6,000円、資本的支出は17億6,864万9,000円であります。また、債務負担行為として浄化センター長寿命化支援事業が平成28年度までの期間で、4億5,800万円などであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、浄化センターの改修の予定についての質疑に、執行部から、浄化センターは昭和56年竣工で、機器類については長寿命化計画を立て、改修年度を取り決め計画的に更新している。施設については、1期5カ年程度をめどに1つの施設の改修を行なっているとの答弁でした。

さらに委員から、建てかえなど長期的な計画はないのかとの質疑に、執行部から、建物の改築などになると財政的な問題もあり、市の全体的な計画の中で考えていかなければならないが、今の段階では、機器類の交換で延命してやっていけるので、その中で検討していく。建物については、今後改築や補強、耐震対策などが出てくると思うが、現状下水道の稼働をとめるわけにはいかないの、機器類を優先して更新していく。また、機器類の更新は仮設の機器や配管を変えるなどして短期間で行ない、水質に問題がないように対応していくとの答弁でした。

また、委員から、再生可能エネルギー計画についての質疑に、執行部から、浄化センター内に汚泥をためているタンクがあり、その処理の過程でメタンガスが発生する。これは、今はセンター内でボイラーとして使っているが、ボイラーの燃料ですね、ボイラーとして使っているが、もっとほかのことに使えないか検討するとの答弁でした。

さらに委員から、汚泥の堆肥化はしていないのかとの質疑に、執行部から、市の汚泥は産業廃棄物処分業者に出しているが、そこで堆肥化されているとの答弁でした。

また、委員から、下水道整備の計画はいつまで続くのかとの質疑に、執行部から、現在平成34年度までの計画であるが、そこまでは終わらないと考えられる。そのあとも継続して取り組んでいくことになるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第20号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第21号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計予算についてであります。

収益的収入は4億6,155万9,000円、収益的支出は4億6,460万3,000円、資本的収入は1億8,851万1,000円、資本的支出は3億1,038万1,000円であります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第21号については、原

案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第28号玉名市食料・農業・農村基本条例の制定についてであります。

これは、食料・農業及び農村に対する理解を深め、引き続き農業を市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため条例を制定するものであります。

以上、執行部の説明を受け、委員から、市民アンケートの対象についての質疑に、執行部から、アンケートは地域を考慮した無作為抽出で、1,000人を対象に行なうとの答弁。

また、委員から、水産業は含まれないのかとの質疑に対し、執行部から、今回はあくまで農業ということを予定しているが、6次産業とのかかわりで入ってくる部分は考えられるとの答弁。これを受け委員から、同じ1次産業ということで考慮してほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第28号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第37号玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、農地法の一部改正に伴い、農地台帳記録事項要約書の公布及び農地台帳の閲覧にかかる手数料を徴収するため、条例の整備を図るものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第37号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第41号玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、伊倉南方地区配水管布設工事に伴い、隣接する天水町竹崎の一部が給水可能となることから、給水区域に追加するため、条例の整備を図るものであります。

委員から、特段の質疑はなく審査を終了し、採決の結果、議第41号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第42号あらたに生じた土地の確認についてであります。

これは、玉名漁港について、漁業者の就労環境整備のため、平成10年から公有水面を埋め立てて、漁港施設の増築を行なっており、その竣工に伴いあらたに生じた土地の確認を行なうものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第42号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第43号字の区域の変更についてであります。

これは、議第42号のあらたに生じた土地について、玉名市大浜字大栄に編入するため、字の区域を変更するものであります。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第43号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第44号市道路線の認定についてであります。

これは、圃場整備事業により玉名市へ換地処分が完了したことなどに伴い、14路線の市道を認定するものであります。

委員から、特段の質疑はなく、審査を終了し、採決の結果、議第44号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第45号和解及び損害賠償額の決定についてであります。

事故の概要は、平成26年1月9日、家屋の解体業者から漏水ではないかと連絡があり、水道課で調査したところ水道管からの漏水とわかり修理を行なった。その後、損害賠償の相手方から3年前くらい前から地下水と思われる出水があっていたが、この修理後に出水がとまった。水道管からの漏水だったのではないかと連絡があったので、水道課で当時の給水台帳、工事設計書等を調査したところ、この水道管は昭和41年に埋設していたことがわかり、その管からの漏水が原因で、相手方の所有する建物及びこれに付随する構造物に損害を与えたものであることがわかったため、今回損害賠償するものであります。この漏水の発見が遅れたのは、水道管が民地の中を通っており、家を取り壊されるまでははっきりわからなかったこと。相手方が地下水による出水と考えていたため連絡が遅くなったことなどが理由でした。

また、漏水がわかってから和解まで時間がかかったのは、漏水にかかる損害保険は事故の発生の時点で保険の対象となることから、当時加入していた保険会社から対応してもらえないといけないことと、保険額の算定に時間がかかったからであるとの説明でした。

委員から、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第45号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

このほかに、付託案件以外の質疑として、委員からのアサリの偽装に関する質疑に、執行部から、中国、韓国産のアサリを熊本産として売っていたもので、現在、業者に対して県から指導が入っているので、今後、業者からの改善計画書が提出されると思われる。市としても再発防止策はなかなか難しいところがあるが、県の指導を仰ぎながら何ができるのか検討・模索していきたいとの答弁がありました。

以上をもちまして、建設経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 委員長報告の途中でございますが、ここで議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開き、委員長報告を行ないます。

文教厚生委員長 田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案17件、請願1件及び継続審査となっておりました陳情1件について審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第2号平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳出について、まず、国の補正予算のまち・ひと・しごと創生関連事業の地域消費喚起・生活支援として、子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業を計上、そのほか3款民生費は1億5,092万8,000円の追加で、障害者介護給付訓練等給付事業の増、4款衛生費は1億515万2,000円の減額で、予防接種事業の減などによるもの、10款教育費の玉名中学校武道場改築事業については、平成25年度国の補正予算で事業採択されたことによる減額です。

執行部からの説明の後、まず、3款民生費、4款衛生費について委員から、静光園老人ホーム太陽光発電機修理に係る工事請負費の減額補正について質疑があり、執行部より、現在、機器が故障しており発電できない状態であるため、修理費用を予算計上していたが、発電した電力を売電することができなくなったことから、節電のためだけの修理ならば修理費に対する費用対効果が望めないとの検討結果により、修理をせず通常電力での施設運用としたものとの答弁。

また、委員からの子育て支援のためのプレミアム商品券助成事業の対象についての質疑に、執行部は、対象は就学前の子どもがいる2,500世帯で本年1月下旬に県からの提示で予算計上したものであるが、直近になり世帯ではなく、就学前児童数で交付金を考えている旨の連絡があり、就学前児童数で考えると、約3,300人になる。まだ県から実施要綱等が来ておらず、詳細な点は伝えることができないが、対象児童に行き渡るよう関係機関と協議し、効果的に助成していきたいとの答弁でした。

そのほか、障害者介護給付訓練等給付事業の対象者の推移、老人クラブ数の推移、医師修学資金貸与事業の実績、公立玉名中央病院への派遣職員人件費、老人福祉費における緊急通報装置の通報先、高齢者住宅改造給付費の対象者への周知方法などについて確認がなされました。

また、10款教育費について委員から、伝左山古墳出土品の保存に関する委託料減

額についての質疑に、執行部は、伝左山古墳の出土品については、現在、1,071点あり、出土品保存の委託をしているところだが、平成26年5月に県から市へ譲渡される予定が、平成26年10月にずれ込んだため、保存処理期間の短縮に伴い委託料の減額をするもの。発掘時期は平成元年11月及び平成3年3月で、これまで保存に関して、市内の高校の考古学部に頼っており保存場所が複数箇所に分かれていたため保存作業が遅れたもので、今後はより早く処理したいと考えているとの答弁。

また、委員から、文化振興におけるアウトリーチ事業についての質疑に、音楽の都玉名の推進事業として位置づけしており、保育園、幼稚園、小学校に希望を取り、委託した5団体からの派遣を行なってもらい、生演奏に触れてもらっている。また、中学、高校にはスクールバンドコンサート、一般の方向けには市民音楽祭を開催し、音楽に触れ親しむ機会を提供しているとの答弁。これに対し委員から、事業に賛同し推進を望む意見が上がっております。

そのほか、小学校建設費の委託料減額などについて確認がなされました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第2号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第3号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ2億4,153万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98億8,771万7,000円とするもので、主な内容は、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる増額及び6款介護納付金の決定による減額とこれに伴う歳入の調整となっており、平成25年度の赤字分については、今回、一般会計から繰り入れを行なうもの。委員からの平成25年度に1億700万円の赤字となったが、今現在の財政状況と今後の見通しについての質疑に、執行部は、今回、歳入の補正で約9,000万円を不足分として計上している。平成25年度の赤字分は、今回の一般会計からの法定外繰入により解消。平成26年度は、3月補正後の予算で約2億4,000万円の赤字になる見込みである。今後の対策として、これから出納閉鎖を迎えるまでには、今後の対応を財政部門と協議していきたいとの答弁。これに対し委員から、基金も底をつき、今後も赤字がふえていくと考えられる。国民健康保険加入者は市民の3割程度であるため、一般会計からの法定外繰入については、不平等感があることは否めないが、市民に慎重に説明して実施すべきではないかとの意見が出されました。

その他、退職被保険者国民健康保険税における現年課税分の増額補正、特定健康診査の受診率、また、財政調整交付金の増額見込みについて確認、質疑がなされました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第3号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第4号平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ1,904万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,818万4,000円とするもので、主な内容は、歳入の1款後期高齢者医療保険料の決算見込みによる減額と、これに伴う歳出の調整です。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第4号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第5号平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

第1表歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ6,346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億7,666万円とするもので、主な内容は、歳出の2款保険給付費の決算見込みによる増額と、これに伴う歳入の調整です。

委員からの家族介護慰労事業扶助費の減額と、今後の介護に対する見通しについての質疑に、執行部は、支給件数はここ数年あまり変わりはないが、要介護度4及び5の方の在宅介護を行なう方が対象であるため、今後被介護者はもちろん介護者も高齢となっていくことから、在宅介護より介護施設利用が増加すると考えるとの答弁。

また、委員から、障害者控除認定証の検討状況についての質疑に、執行部は、現在、特別障害者控除認定証は発行しているが、障害者控除認定証については、関係各課で協議している段階との答弁。これに対し委員から、他の一部自治体で発行しているように、特別障害者以外の普通の障害者控除もできる体制づくりを早急に進めてもらいたいとの要望が上がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第5号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算中付託分についてであります。

歳出の主なものとして、3款民生費は対前年度比4.2%増の108億4,541万7,000円が計上されており、臨時福祉給付費1億2,149万2,000円、子育て世帯臨時特例給付費3,118万6,000円、子ども医療費2億380万円など、4款衛生費は、対前年度比2.5%減の22億9,239万8,000円が計上され、主なものは、公立玉名中央病院事業負担金2,536万3,000円で、これは玉名地域医療体制づくり推進協議会への派遣職員3名分の人件費などであります。10款教育費は、対前年度比44.0%増の29億1,907万5,000円が計上され、学校規模適正化事業3億184万3,000円、小中一貫教育推進事業3,825万5,000円、35人学級編成事業503万円、そのほかサッカー場建設基本設計業務委託料2,000万円などです。

執行部からの説明のあと、まず民生費について委員からの社会福祉費におけるシステム改修委託料についての質疑に、執行部は、個人番号を発行し、住民基本情報や税関係、社会保障関係等の情報を一元化する番号制度導入に当たり、システム改修を行なうもので、番号制度の今後の運用スケジュールは、平成28年1月までに地方公共団体のシステム改修を終え、その後情報提供ネットワークシステムとの連携、総合運用テストを実施し、平成29年7月から情報連携の運用開始となっているとの答弁。これに対し委員から、この番号制度に自治体独自の内容を入れることはできるのかとの質疑に、執行部は、当初は住民基本情報が主体となり、税情報、保険関係や子育て支援関係などの福祉関係の項目が入ることになると想定しているとの答弁。委員からは、現在、住民基本台帳カードの普及も進んでいない状況のため、この運用についてはスタート時点から住民サービスに漏れがないように留意してほしいとの意見がありました。

また、委員からの自立支援医療費の更正医療についての質疑に、執行部は、更正医療は人工透析やペースメーカー植え込み術、人工関節置換術などの手術等の治療により機能改善の効果が確実に期待できるものに適用するもので、対象者や支給額は年々ふえているとの答弁。これに対し委員から、生活習慣病防止など健康維持に努めていれば、増加を防ぐ要因となり得る。いきいきふれあい活動など、身近な公民館での活動にもっと参加してもらえるよう、例えば弁当を提供することで人を呼び込むなどの工夫も検討してほしいとの意見が上がっております。

また、委員からの各保育施設への延長保育料に違いがある。また、延長保育を実施していない保育所もある。市がきちんとした運営をなすべきではとの質疑に、執行部は、27年度から子ども・子育て支援新制度になり、利用者負担の原則に伴い、延長保育料を徴収するもの、これは保護者の就労時間などに合わせ、保育標準時間と保育短時間を設け、保育料にも差があることからの理由により、公立保育所は30分50円の設定で、月額上限なし、私立保育園は一部保育園では月額2,000円で、多くは月額一律1,000円、認定こども園は月額1,000円と30分50円の併用となる。この料金の違いは、延長保育を行なう各施設が設定することから生じるもの。新制度であるため上限のある、なしなど、今後運営をしながら精査し、しない保育施設において統一に向けた方向性を出したいとの答弁でした。

また、委員から、保育料についてこれまで14段階の階層で保育料を区分していたが、国の基準では8段階になる。また、これまでの所得税から、市・県民税による算定になることにより、保護者の負担はどのようになるか。また、これまで年少扶養控除後の税額で計算していたが、新制度でもこの方式を継続していくのかとの質疑に、執行部は、国の階層区分では18段階だが、当市は従来どおり14段階の区分で変更せず、各区分の保育料も今までどおりだが、算定基礎が市・県民税になり、平成27年度の保

育料を試算すると、平成26年度保育料と同額の方が23.9%、下がる方が31.3%、上がる方が32.1%と見込んでいる。また、平成22年度税制改正により、年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行なわれたが、当市はこれまで控除を入れた時点での税額により保育料を算定してきた。来年度からの新制度移行に伴い、廃止するものとの答弁。これに対し、年少扶養控除等の上乗せ部分は廃止になっており、市で経過措置を設けた場合、新規利用者については国からもそれを補う補助金は出ないだろうが、市単独予算でつけてでも継続していくべきではないかとの意見がありました。

そのほか、子育て世帯臨時特例給付金の給付額、待機児童の現状などについて確認がなされました。

また、教育費について委員から、学校給食センター3カ所での食材購入先の選定方法について質疑があり、執行部は、各学校給食センターで運営委員会を組織し、その中で審議いただいております。食材ごとに業者が異なるため、各センター当たり約20業者ほど選定している。食材の値段より、食の安全・安心を第一に考慮しているとの答弁。委員から、ぜひ、地元の業者を選定してほしいとの要望がありました。

また、委員から、仮称玉陵小学校建設予定地の地権者同意と農振除外について質疑があり、執行部は、用地取得に関して、取得金額は議決後に提示となるが、説明はしておりおおむね同意を得ている印象。また、農振除外については、昨年8月臨時会での決議後申請を行ない、本年7月から9月くらいには許可の見込みであるとの答弁。委員からは、地元としては、立派な学校をつくってもらいたい。今後も地元と協力し、地権者ともよく協議し、前に進んでほしいとの意見。

また、委員から、エンジョイ・イングリッシュの今後の拡充計画と実施方法、目指す目標について質疑があり、執行部は、平成27年度に小学校1年生から小学校6年生で実施、平成28年度に中学校1年生を加え、その後順次中学校2、3年生と積み上げをし、将来的に小学校1年生から中学校3年生まで実施する予定。実施方法としては、主に朝自習の時間帯に約10分間、子供たちに作成したDVDを見てもらい、担任の先生がガイドブックを活用しながら実施する。ただし、先生が子供たちに日本語で解説しながら英語を教え込んでいくような指導をするのではなく、ずっと楽しく続けていけるよう配慮してもらい子供たち自身でよく見て、聞き取って、英語になれ親しんでもらうことを目的としており、継続した学習の結果、義務教育終了時には英語により玉名の歴史や産業、魅力などを紹介できる力を身につけてもらうことを目標としている。英語に親しむ機会を多く設けるため、1年間に53レッスンを2回、54レッスンを1回、合計で160回実施する計画である。なお、今年度研究指定した鍋小学校でのアンケート結果によると、1年生から6年生までの子供たちで、英語であいさつ、自分の名前を紹

介できる子どもが約8割、自分の好きなものを紹介できる子どもが約6割、自分ができることを紹介できる子どもが約4割を占めた。また、保護者のアンケートの結果によると、エンジョイ・イングリッシュが話題になる家庭が8割、また、子どもが学校で覚えた英語を使っているという家庭が8割を占めているとの答弁。これに対し委員から、小学校の取り組みにより保育園、幼稚園でもずいぶん英語に力を入れるようになってきたと思う。これから先も前向きに進めてほしい、期待しているとの意見がありました。

そのほか、学校給食センター調理運搬委託料の費用対効果、新しい学校づくり委員会での協議進捗状況、いじめ防止対策の推進、いちごマラソン及び金栗杯玉名ハーフマラソン並びに熊日郡市対抗駅伝への補助、学校図書の実充などについて多岐にわたる質疑や確認がなされております。

続いて、新年度より小中学校で実施されるフッ化物洗口について委員から、虫歯予防のために県下ほとんどの自治体が行うが、当市はそれほど悪い状況ではない。行政として予算をつけてまで実施する必要があるのかとの質疑に、執行部は、当市において12歳児の虫歯保有率36.9%、つまり3人に1人以上が虫歯を持ち、さらに以前に比べ虫歯に関する自治体での順位も明らかに下がってきていることから、市としては実施するべきと考えたとの答弁。これに関連して委員から、全小・中学校で実施することについての教育委員会議での議論についての質疑に、執行部は、全国的に、また、県下全域で行われており、当市としても子供たちの将来を考えたときに必要な取り組みとして委員に提案し、了解を得ているとの答弁でした。

次に、玉名町小学校校舎等改築実施設計について、一般的には昭和56年の新耐震基準以前に建設された建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断し、その結果、構造耐震指標が一定数値未満の場合、地震の振動及び衝撃に対しての倒壊又は崩壊する危険性があるとされており、このような建物については補強する必要があるとのこと。そこで執行部より、耐震補強は文部科学省からできる限り平成27年までに実施するよう通達があり、それを受け、玉名市においては平成22年度から24年度まで小中学校校舎、体育館の耐震補強を実施したとのことである。玉名町小学校校舎の耐震補強についても、平成22年度繰越事業で、平成23年度に実施したとの説明があり、委員から、耐震補強を終え2、3年しか経過していない。また、玉名市学校規模適正化基本計画で、玉名中学校区は玉名中学校と築山小学校、玉名町小学校の1中2小で構成し、滑石小学校は再編について検討事項として残されているが、この時点で校舎等の改築を行えば、滑石小学校の位置づけが曖昧なものになりはしないか。今回の実施設計は早すぎるのではとの質疑に、執行部は、国の方針で平成23年に耐震補強を実施したが、北校舎、南校舎とも築41年から49年が経過し、老朽化が進んでおり、耐力度調査を行なったところ基準に満たないとのことから、昨年9月議会で議決いただいた基本設

計、そして今回実施設計を行なうもの。同校は600名を超える児童数であるため、小学校の規模を考える中で単独校として存続できるため、統廃合の必要性はないと考えるとの答弁。これに対し委員から、統廃合については理解できるが、滑石小学校の位置づけを一番心配する。実施設計は滑石小学校区で説明をしてからでも遅くないのではないかとの意見。また、この件に関し、将来小中一貫教育の施設一体型と分離型を進める上での整合性、現在地での基準面積を満たす運動場の確保について質疑がありました。

さらにサッカー場建設基本設計について委員から、サッカー場建設検討委員会での5回の検討を経て、建議された内容を市から課題があったため見直された結果、隣接した2面のサッカー場に変更されているが、1面は土舗装のグラウンドであり、他のサッカー場の現状を見る際に、ほとんど利用されていない実態がある。また、陸上競技場400メートルトラックも再検討となっている。陸上競技場を今後検討していくならば、人工芝グラウンド1面でもいいのではないかと考える。今回の基本設計委託料については、削除すべきではないかとの意見に、執行部は、上がってきている建議内容をもとに基本構想を策定しており、これを公共施設等建設特別委員会に示し検討してほしい旨を説明している。基本構想を策定しないと基本設計に移ることができないとの考えから、基本構想を策定し、特別委員会にお示しし、特別委員会等で検討していただいたあとに基本設計の発注を行なう考えである。この基本構想は、今年度末までに策定する計画としていたので、当初予算での計上も行なったところであるとの答弁。委員から、特別委員会でもこの建議内容や基本設計がそのまま100%通ることはないと思う。さまざまな意見も出て検討の結果、変更することもあり得るわけなので、今回の予算はこのままでその都度検討し、変更していけばよいとの意見が上がる一方で、建議を見直したこと、建議内容については前回3月5日の公共施設等建設特別委員会でも全員とは言わないが、大方賛成できないとの意見が出た。また、このまま予算を通すと検討課題が多い現在の案を了承したことになる、そのまま建設が進んでしまうおそれがあるため、今回の予算計上は時期尚早である。建議の重みはわかるが、特別委員会の検討結果も踏まえて予算計上すべきではないのかなど、具体的なサッカー場建設案への同意がないままの今回の予算計上に反対の意見が多く出されました。

以上、さまざまな事業に対する活発な意見交換がなされた後、今回計上されているサッカー場建設関連予算及びフッ化物洗口事業関連予算並びに玉名町小学校校舎等改築関連予算を減額する修正案を付した修正動議がそれぞれ委員から提出され採決へと移りました。

まず初めに、サッカー場建設に関連する予算の修正案の提案理由として、今回の建議書の再提出は、これまでの検討委員会での検討や決議は何であったのかと疑問を抱かざるを得ない。また、再建議された建設案の建設場所及び2面のうち1面を自然土で整

備することは長い間活用されることを考慮すればもっと検討が必要である。また、陸上競技場についても、今後検討していくとされておりフィールド2面の必要性も疑問であるとの説明がなされた後、挙手により採決の結果、サッカー場建設に関連する予算の修正案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、フッ化物洗口事業に関連する予算の修正案の提案理由として、玉名市の子供たちの歯科保健の状況は良好であるにもかかわらず、劇薬を用いた医療行為を自治体主導のもと教育の現場において集団で行なうべきではないと考えるとの説明がなされた後、挙手による採決の結果、フッ化物洗口事業に関連する予算の修正案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、玉名町小学校校舎等改築に関連する予算の修正案の提案理由として、玉名市学校規模配置適正化基本計画の中で、玉名中学校区は2小学校1中学校となっており、滑石小学校は学校再編を検討するとなっている。より詳しく玉名中学校区全体に対して説明をした後に、実施設計に入るべきであり時期尚早と考えるとの説明がなされた後、挙手による採決の結果、玉名町小学校校舎等改築に関連する予算の修正案については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議第12号中付託分の修正議決した部分を除く原案について挙手による採決の結果、修正議決した部分を除く原案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第13号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額を107億3,460万6,000円とし、これは前年度に比べ12億3,925万9,000円の増、率にして13.1%の増で、まず、歳入について1款国民健康保険税は、対前年度比3.3%減の18億5,690万3,000円、3款国庫支出金は、対前年度比10%増の23億6,645万4,000円で、療養給付費等負担金16億5,511万4,000円が計上されています。5款前期高齢者交付金は、対前年度比4.5%減の22億1,000万円。7款共同事業交付金は、対前年度比86.7%増の23億9,197万1,000円。

歳出については、2款保険給付費は、対前年度比4.5%増の66億5,493万9,000円を計上、これは医療費の伸びを勘案し、2億8,685万4,000円の増となっています。

委員からの国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証の発行についての質疑に、執行部は、保険証発行日の平成26年8月1日現在において、資格証明書354世帯、短期保険証655世帯、通年保険証を91%に当たる9,956世帯に発行している。前年度資格証明書を発行した方に対しては、納税状況を見て、分納などの相談

に依っていると答弁。これに対し委員からの臨時福祉給付金等の差し押さえについての質疑に、執行部から、そのような給付金等の専用の銀行口座については、差し押さえはしていない。いろいろな出入金がある口座の中の給付金等については、給付日に注意を払い、給付からある程度の期間が空けば差し押さえの可能性もあるとの答弁でした。

そのほか、国民健康保険の県との共同運営、健康大学校にかわる国保運動実践講座について質疑がなされました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第13号は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第14号平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は8億1,364万1,000円で、これは前年度に比べ640万8,000円の増、率にして0.8%の増です。

まず、歳入について、1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.5%減の5億1,568万9,000円、これに関連して、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金は7億7,750万2,000円が計上されています。

委員からの高齢化が進む中での鍼灸・あんま助成費委託料の推移についての質疑に、執行部は、市から1回1,000円分の受療券を、被保険者1人当たり年間15枚を上限として交付するもので、委託料の実績額として、平成22年度237万5,000円、23年度227万2,000円、24年度223万円で推移しており、平成27年度も前年度と同額を予算計上しているとの答弁でした。

ほかにも後期高齢者医療の人間ドックに対する後期高齢者医療広域連合からの補助について確認がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第14号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第15号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出の総額は74億8,437万4,000円で、前年度に比べ4億1,555万4,000円の増、率にして5.9%の増です。

歳入について、1款保険料は、第1号被保険者の保険料率の改正により、対前年度比23.4%増の14億2,039万円、7款繰入金は、一般会計からの繰入金など11億561万8,000円が計上、また、歳出については、2款保険給付費において、介護サービスの利用状況などを勘案し、前年度に比べ、3億9,528万2,000円増の71億9,439万円が計上されています。

委員からの第1号及び第2号被保険者の負担割合の変更以外で、介護保険料が増額

した理由についての質疑に、執行部は、第6期介護保険事業計画3カ年の中で、地域密着型と小規模多機能型の2施設の計画によるもの。また、高齢者や被保険者の自然増からの理由と考えるとの答弁。

また、委員から、基金の取り崩しについて介護保険料の増額を抑えるため、より多く取り崩すなどの検討は行なったかとの質疑に、執行部から、平成26年度末で基金残高は約2億4,200万円で、第6期介護保険事業計画3カ年の中で、2億円の取り崩し実施を検討した結果、今回の4,900円から5,800円への保険料増額となったとの答弁。これに対し委員から、一般会計からの法定外繰入について、住民の介護保険料の負担を抑えるために、玉名市独自で繰り入れることは可能と考える。これ以上の介護保険料の引き上げは納得できないとの意見が出されました。

そのほか、介護予防住宅改修費と居宅介護住宅改修費、総合相談事業や権利擁護事業等を行なう社会福祉協議会の体制について質疑がなされました。

以上、審査を終了し、挙手により採決の結果、議第15号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第24号玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の制定についてであります。

これは、玉名市立小学校において35人学級編成事業を実施するに当たり、臨時教員の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるため条例を制定するもので、臨時教員の給与の種類、給与の支給、旅費等について必要な事項を定めるものです。

執行部から、35人学級編成事業における目的、期待される効果などについて説明があり、委員から、35人学級にすることによるメリットについての質疑に、執行部は、期待される効果は、先生が一人一人の子どもと向き合う時間が増加し、きめ細かい指導が可能になるなどの点が考えられることから、少人数による指導を通して確かな学力と生きる力の育成、子供たち一人一人のニーズに対応したより質の高い教育指導の実現を目指すことができるとの答弁。これに関連して委員から、これから35人学級編成を進めることは非常に評価できる。ただし、将来的に子どもが少なくなる中で、30人学級や25人学級での編成も視野に入ってくるのではないかと。例えば、20人のクラス編成になるときにも学校再編を優先するのではなく、市独自で予算措置してでもこのような教育環境を整えるほうがよいと思うという意見。また、子どもが減っていく中、学校間でもっと交流をふやすことで、社会性を身につけることができるような取り組みも進めてほしいとの要望が上がりました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第24号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第25号玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定め

る条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法及び関係法律の施行に伴い、子どものための教育・保育給付にかかる利用者負担額を定めるため条例を制定するもので、子どものための教育・保育給付にかかる利用者負担額、減免等について必要な事項を定めるものです。

委員からの新制度における利用者負担額の今後の改正についての質疑に、執行部は、5カ年にわたる子ども・子育て支援事業計画を策定したばかりであるので、今後計画の検証と見直しを毎年行なう中で、利用者負担額も検討したいとの答弁。これに対し委員から、第4条に利用者負担額の減免についても定めてあるので、負担額については見直しをする中で十分検討してほしいとの意見。また、これに関連して委員からのこれまで減免を適用したことはあるかとの質疑に、執行部は、ここ2、3年は適用していない。主に災害や被災された方に適用する。それ以外の事情がある方には相談してもらえれば、負担増とならないよう配慮するとの答弁。これに対し委員から、保護者の倒産や失業、病気などでの収入減の場合も減免に該当すると考える。事情がある方には、減免申請書なども準備し、きちんと対応すべきであるとの意見が上がっております。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第25号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第26号玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定についてであります。

これは、第3次一括法の施行に伴い条例を制定するもので、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準について必要な事項を定めるものであります。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第26号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第27号玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定についてであります。

これも議第26号と同様に第3次一括法の施行に伴い条例を制定するもので、地域包括支援センターの運営及び職員の基準について必要な事項を定めるものです。

執行部からの説明のあと、委員から、第3条にある主に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置について、それぞれ適正と思われる人数と現状について質疑があり、執行部は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員については、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに、常勤の職員を原則として1名置くこととなっており、当市の場合、本年4月から保健師は3名、社会福祉士は7名、主任介護支援専門員は3名配置する。理想的な人数配置はそれぞれの職種で4名程度と

考える。今後の地域包括支援センターの充実のため、平成27年4月から可能な限り増員できるよう、社会福祉協議会と協議中であり、第6期介護保険事業の計画の中でも検討していくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第27号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第29号玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

これは、玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるための条例の制定並びに教育長の職務に専念する義務の免除については、条例事項とされているため必要な事項を定めるもので、経過措置として、平成27年4月1日の施行の際に、玉名市教育委員会の教育長の職にある者が、玉名市教育委員会の委員として在職する間は、この条例の規定は適用しないものです。

委員から、新教育長はこれまでの教育委員の中からの互選ではなく、市長が任命することになり、独立した立場である教育委員会に対する市長の権限が非常に強くなったという印象を受ける。また、この制度の大きなポイントであり、市長が招集する総合教育会議において、教科書の採択や教職員の人事などは、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、議題として取り上げるべきではないとする一方、市長が策定する教育に関する大綱には、教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、市長が大綱に記載することも考えられるとしてある。新教育長となっても、これまでどおり毅然とした態度で教育行政に当たってほしいとの意見が出されました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第29号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第33号玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、教育委員会委員長、教育支援委員会委員及び土地改良事業換地委員会委員の報酬についての条例の整備、また、特別職の職名において就学児童委員を教育支援委員会委員に、県営土地改良事業換地委員を土地改良事業換地委員会委員にそれぞれ改めるものであります。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第33号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第38号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法及び関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例の整備を図るもので、公立保育所での保育や利用者負担額の徴収について規定を改

めるものです。

委員から、条例の適用範囲と利用者負担額に関する記載について質疑があり、執行部は、この条例は公立保育所での利用者負担の徴収について、地方自治法の規定により条例で定めるもので、議第25号は、公私立保育所保育料も新制度に移行した施設型給付の幼稚園・保育料も同じ条例、規則で定めることとしたもの。この条例には利用者負担額そのものの定めはなく、議第25号及び規則で定めるものとの答弁。これに関連して委員から、子ども・子育て支援法に基づく今後の利用者負担額算定時における年少扶養控除等の上乗せ部分の継続について、再度確認がなされており、年少扶養控除等の廃止に伴う影響を考え、市で経過措置を設けた場合、国の補助金も減ることになるが、この部分は市単独でも予算措置し、利用を軽減を図るべきであるとの要望がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第38号については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第39号玉名市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法及び関係法律の施行により、条例で定めることとされた保育所における保育が必要な事由が、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に規定されたことに伴い条例を廃止するものであります。

この件について、委員から特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第39号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第40号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、平成27年度から平成29年度までの保険料率を7段階から9段階へ階層をふやし、保険料については各段階とも増額するもの。また、介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定を制定し、附則に追加するものです。

委員から、第9条は要支援1、2の対象者を2年間の経過措置期間において介護保険事業から外すものと解釈するが、市としてはどのような体制を整えるかとの質疑に、執行部は、平成29年4月に移行することを計画し準備を進めるが、これまで実施している通所サービス、訪問サービスの枠組みを自治体で固める必要がある。民間事業者を含めたところで、本年4月から社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを2名配置し検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、介護保険料率の改訂に伴う保険料増額について異議が出ておりません。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第40号については、賛成多数で

可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査について、請第1号国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願についてであります。

請願の趣旨として、国指定重要文化財に指定された旧玉名干拓施設は、文化財としての認識も高まり、より一層適切に活用されることで、本市の教育行政、文化財保護行政がさらに充実することはもとより、観光面でも大きく寄与されることが見込めることから、保護、保存体制を強固にし、かつ十分な管理体制を構築できるよう保存管理計画の策定及び整備活用計画の策定を要望するものである。

この件について、委員から、国から重要文化財に指定されている旧玉名干拓施設や国・県指定の梅林天満宮などに対し、市で管理計画や整備計画をつくることは可能かとの質疑に、執行部は、管理・保存を行ない、文化財を公開し、活用していく上で、整備計画をつくることは必要なことと考える。また、これに加えて文化行政を後押ししていただく内容の請願で、このことを真摯に受けとめ、期待に応えられるよう努力していきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第1号については、願意妥当と認め、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっておりました陳情について平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情について報告いたします。

委員から、陳情内容に今回のサッカー場建設計画に伴う陸上競技場整備とあるが、将来的に陸上競技場は必要と考えるため、今回の部分を次回以降ととらえ、採択していいのではないかとの意見が出る一方、先ほどサッカー場建設に関連する予算を減額する修正案が当委員会でも可決となった。陸上競技場単独の整備を求める陳情なら賛成もできるが、この陳情はサッカー場建設に伴う整備を求めているため、現時点で採択とするのはいかなるものかとの意見が上がっております。

このように、陸上競技場の整備の必要性については、おおむね委員の賛同を得ているものの、サッカー場建設に関する検討課題が山積している点を考慮した結果、継続審査が妥当であるとの声が上がりました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、サッカー場建設の今後の検討推移を見守りながら、もうしばらく熟慮すべきとの結論により、平成26年陳第8号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時53分 休憩

午後 2時23分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第12号平成27年度玉名市一般会計予算に対しては、お手元に配付しております修正動議が提出されております。

前田正治君ほか2人から議員提出修正案第1号が、西川裕文君ほか1人から議員提出修正案第2号が、西川裕文君ほか1人から議員提出修正案第3号が、それぞれ提出されております。

よって、これらを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

16番、前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 修正動議の提出について、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出いたします。

平成27年3月27日。

提出者、玉名市議会議員 前田正治、玉名市議会議員 北本将幸、玉名市議会議員 永野忠弘。

玉名市議会議長 作本幸男殿。

それでは修正理由について述べます。

今回虫歯予防対策事業予算として、フッ化物洗口事業予算が計上されておりますが、玉名市の子供たちの歯科保健の状況は良好であるにもかかわらず、劇薬を用いた医療行為を自治体主導のもと、教育の場において集団で行なうべきではないと考えます。よってフッ化物洗口に関連する予算の修正をするものであります。

また、先だつての文教厚生委員会修正案第1号と予算上の整合性を図るものであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） こんにちは。修正動議の提出について説明をいたします。6番、西川裕文です。

議第12号平成27年度玉名市一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成27年3月27日。

提出者、玉名市議会議員 西川裕文、玉名市議会議員 城戸 淳。

玉名市議会議長 作本幸男殿。

修正理由を述べます。

サッカー場建設検討委員会（以下「検討委員会」と言う）において、建議書の提出がなされたあと、市のほうより再建議を求める議案が検討委員会に提出され、一度閉会した検討委員会を特別招集し、建議の再提出がなされています。これでは検討委員会での検討や決議は何であったのかと疑問を抱かざるを得ません。

加えて、再提出された建議書での建設案であるサッカー場の建設場所及びフィールドをメイン、サブの2面とも人工芝にせず、サブを自然土で整備するとの計画に対しては、今後、サッカー場が長い間活用されることを考慮すれば、もっと検討することが必要である。

また、陸上競技場についても、今後検討していくとされており、フィールド2面の必要性も疑問が湧いてきます。

したがって、サッカー場建設事業についての関連予算を削減すべく修正をするものであります。

また、文教厚生委員会修正案第2号、これにつきましては、歳出削減の修正案が、委員会で可決されておりますけれども、予算上の整合性を図るものである歳入削減の提案をいたします。

続きまして、議第12号平成27年度一般会計予算。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出いたします。

平成27年3月27日。

提出者、玉名市議会議員 西川裕文、玉名市議会議員 内田靖信。

玉名市議会議長 作本幸男殿。

それでは修正理由を述べます。

今回、玉名町小学校校舎等建築の実施設計の予算が計上されています。しかし、玉名市学校規模配置適正化基本計画の中では、玉名中学校区は2小学校、1中学校となっており、滑石小学校は学校再編を検討するとなっております。滑石小学校校区には、何の説明もなく実施計画に入ることに疑問があり、より詳しく玉名中学校校区全体に対して説明をしたあとに、実施計画に入るべきであり時期尚早であると考えます。

よって、玉名町小学校校舎等建築事業の関連予算、歳入歳出の削減を求め予算の修正をするものであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 以上で、議第12号に対する議員提出修正案（第1号）から（第3号）までの説明は終わりました。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第2、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出の各修正案の説明について、質疑はありませんか。

15番、宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 15番、宮田です。

先ほど前田議員のほうからフッ化物洗口について修正が出されてますが、その中で、フッ化物は劇薬とおっしゃいましたが、フッ素は劇薬だと思うんですよ。これを何%か薄めたやつは劇薬ですか。

そういった似たようなやつで、例えば、塩素は劇薬だと思うんですよ、でもこれは何%か薄めたら、これ劇薬ですか。その辺のハイターですよこれは。その辺のところ我々は来年度から保育所とか幼稚園、そのほかの県・国あたりのあれで、子供たちにフッ化物洗口を行ないますが、そういうふうにしてくれということで我々もいろいろ研究もしました。その中で劇薬飲ませてるというあれはないわけですよ。フッ化物洗口なんですよ。だからその辺のところでちょっとお聞きします。

○議長（作本幸男君） 16番、前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） フッ化物は劇薬ではなくて、フッ素は劇薬だけど、フッ化物は劇薬じゃないと、薄めてるからと、我々の認識は、フッ素が劇薬でだからこそそれを薄めてですね、今までも使っていたかと思います。それでそういった劇薬に当たるからこそそれを保存する場合もですよ、学校においてもその管理をきちんとするというようなことがなされているというふうに認識をしております。したがってそういった劇薬に当たるフッ素の化合物を使った洗口がですね、果たしてこれからの成長期に当たる子供たちに必要であるか否か、私は、それは否というふうに考えることであります。

○議長（作本幸男君） ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

16番、前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してある議案の中で、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算、議第15号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算、議第25号玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について、議第38号玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、議第40号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上の5議案の原案について反対をします。

平成27年度玉名市一般会計予算につきまして、文教厚生委員会ではフッ化物洗口事業に関する予算及びサッカー場建設事業に関する予算が削除修正されて可決をしました。また、玉名町小学校校舎改築事業に関する予算についても予算の修正が提案され、委員会では否決をされました。

私は、それぞれの提案理由に同意して、3つの事業に関するそれぞれの修正案に賛成をいたします。また、平成27年度玉名市一般会計予算の原案には、保育料に対する年少扶養控除の影響が反映しないように、平成26年度まで考慮してあった経過措置が打ち切られて、保育料の増加や延長保育料の新たな負担などが含まれています。

また、桃田運動公園体育館の管理を民間に委ねる関係予算や支所窓口の民間委託予算などが含まれており容認することはできません。

さらに、学校図書館図書の整備について、国における5カ年計画では、学校図書館図書の整備予算措置がなされているにもかかわらず、玉名市においてはその予算化がなされていません。

以上のようなことから、平成27年度玉名市一般会計予算原案について反対をします。

また、介護保険料の引き上げが提案をされています。アベノミクスで物価は2.3%上昇し、その上消費増税がありました。介護保険料は今議会の提案で、基準額で18%の上昇であります。年金受給額は0.9%上がるとはいえ、年金生活者を追い詰める介護保険料引き上げの予算及び関係条例の一部改正には反対であります。

以上です。

○議長（作本幸男君） 1番、北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 1番議員、北本将幸です。

私は、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算の玉名町小学校改築等実施設計予算の修正案について反対の立場から討論いたします。

滑石小学校区には何の説明もなく、玉名町小学校の実施設計に入ることには疑問が

あり、玉名中学校区に対して説明をしたあとに実施設計に入るべきで、時期尚早ということですが、平成24年10月に策定された学校規模配置適正化基本計画では、玉名町小学校は1学年4学級程度、築山小学校は1学年3学級であり、適正化の必要がないとされています。しかし、滑石小学校は、規模基準1学年2から3学級を下回り、今後も減少傾向で推移するため、校区の変更を検討する必要があります。本計画期間内では児童推移を見守る校区とし、有明中学校区や岱明中学校区の学校再編進捗にあわせて検討を進めるとされています。

また、平成24年6月7日の玉名中学校区学校規模配置適正化基本計画説明会においても同様の内容で、有明中学校区や岱明中学校区の学校再編進捗にあわせて検討協議を進めると、教育委員会は説明しているもので、玉名中学校区全体に対して説明を行なっているものと考えております。

耐震補強については、老朽化を是正するものではなく、地震に対する安全性を構造力学上診断し、構造耐震指標が一定数値未満の建物については、補強を行なう必要があるものであり、玉名町小学校校舎については一定数値未満だったため、耐震補強を平成23年度に実施したと聞いております。期成会も平成23年3月に玉名町小学校校舎建築並びに運動場整備期成会が発足しているとのこと聞いており、メンバーとしては、区長会、支館、PTAの代表、学校の先生方などであり、地域、保護者、学校等の理解も得られているものと考えております。

よって、私は議第12号平成27年度玉名市一般会計予算の玉名町小学校改築等の実施設計予算の修正案について反対するものであります。

次に、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算のフッ化物洗口関連予算を削除する修正案について賛成討論をいたします。

この件に関しては、昨年の9月議会、今回の3月議会と一般質問させていただきましたが、平成27年度より玉名市におけるすべての幼稚園、保育園、小学校においてフッ化物洗口を導入されることでした。しかし、最近ではフッ化物洗口の予防効果、安全性においては賛否両論さまざまな意見があり、世界的にも社会問題となっている公共施策であります。予防目的とはいえ、劇薬を用いた医療行為を保育・教育の場において、しかも集団で実施することに対しては、本当に必要性があるのか疑問があります。そもそも玉名市における児童の虫歯数は、毎年減少傾向にあり、他の市町村と比較しても決して悪くはない状況です。むしろいいほうだと思います。これは今までの家庭、歯科医、あるいは教育現場における歯科保健に対する取り組みの成果だと思います。国は「健康日本21」では、12歳児における虫歯の本数目標を1人当たり平均1本以下としているが、玉名市は平成25年において0.88本となっており、目標を達成しています。

現在、フッ素の安全性や有効性をめぐっては世界中の学者が論争しています。しかし、日本においては論争というよりは、安全というほうばかりが叫ばれ、保育、教育の場において劇薬を用いた医療行為が相変わらず自治体行政の手で事実上強行実施されているとしか思えません。玉名市においてもその取り組みが今なされようとしています。希望者だけに実施するとのことですが、選択性をとるような行為はいじめの原因にもなりかねません。進める側は安全、有効と言いますが、慎重論があるのも事実です。最近では記憶にまだ新しい子宮頸がんワクチンの問題もそうですが、一時期は国を挙げて接種を推進していましたが、副作用の発現によりほとんど接種されることはなくなってきています。厚生労働省も積極的推奨をやめると発表しました。この裏には接種により運動障がいなどの重篤な副作用に苦しむ多くの子どもや家族がたくさんいます。また、毎年流行するインフルエンザの予防として、学校で行なわれていたインフルエンザの集団予防接種は学校で行なうべきではないとして中止されています。このように集団医療は教育の場では廃止されている流れになっています。近年は、研究者からもフッ素の安全性には疑問が出されています。世界的に見てもWHOは1994年テクニカルレポートで6歳未満の就学前児童を対象としたフッ化物洗口は禁忌であると発表しました。これは日本において、4歳から実施されていることとは相反することになります。ユニセフも1999年に飲料水中のフッ素の安全性について懸念を表すレポートを公表しています。また、ベルギー政府はフッ素の過剰使用が骨粗しょう症のリスクを増加させ、神経系統を阻害する可能性もあるとして、2002年虫歯予防のためのフッ素サプリメントの販売を禁止にしました。また、フランス政府もフッ素が長期接種された場合のフッ素症のリスクの高さを考慮して、2002年にフッ化ナトリウムを含む製品を市場から撤去する措置をとりました。このようにヨーロッパではほとんどの国がフッ素化に反対を示しています。また、フッ素応用を国策としているアメリカですら、最近ではフッ素制限の動きがあり、6歳以下のフッ化物洗口はリスクが効果を上回るとして推奨していません。アメリカでのこの通知の背景には、予想を超える斑状歯の出現があります。歯の斑状歯はフッ素症の一種で、歯が変色したり、黒ずんだり、まだらに白くなったりするのが特徴であります。これは、歯が発育している子どものときに、過剰なフッ素に暴露されたことが原因で起こるとされています。このほかに、過剰フッ素を慢性的に摂取すると骨や関節が変形する骨フッ素症になることも報告されています。強制力の働く教育の現場において、世界各国でも安全性が疑い始められているフッ化物洗口を一律に全員対象に行なうことには疑問があります。また、日本国内においても日本弁護士連合会は、2011年集団フッ化物洗口塗布の中止を求める意見書を提出し、フッ素洗口における危険性や安全性、また、虫歯予防効果についての疑問などを発表しており、2014年には日本消費者連盟が子どもの健康を第一に考え、虫歯予防方法として学校等での強制

的なフッ素洗口等を推進しないよう求める要望書を提出しています。

このように日本国内でも危険が言われ始めています。そもそも虫歯はフッ素でしか予防できないものではありません。メリットを受けたい人はフッ素入りの歯磨き粉を使うこともできますし、使わないこともできます。医療というのは、このように個人に選択の自由があり、強制されるべきではありません。今回の虫歯予防においては、個人においてフッ素を用いて予防したいと思うのであれば、歯医者又は家庭で行なえばいいものであり、歯磨きだけで十分と思うのであればしなければいいものであり、保育教育の場で、集団的に実施するべきものではありません。現在、国の医療費は39兆円を超えるまでになっており、年々増加傾向にあります。玉名市においても国民健康保険の財政は赤字となっており、このまま医療費が増加してしまうと本当に必要なときに必要な医療が受けられなくなります。一人一人がいかに健康に生きていけるかをしっかり考えなければいけない時代だと思えます。そんなときに、玉名の子供たちがしっかり歯磨きをして県下でもトップクラスの状況なのに、ここにきていきなり薬を使って予防しましょうというのが、行政が行なうべきことではないと思えます。自分の歯は自分で守るという意識をつけさせるとのことですが、薬物に頼る行為を保育・教育の場で指導すること自体に問題があります。教育機関は歯と口の健康づくりを通して、基本的な生活習慣のさらなる定着、健康づくりの環境整備等を行ない、虫歯予防の必要性、しっかりとしたブラッシング、その手段、方法などを教育することにこそ力を注ぐべきではないでしょうか。最終的には、自治体が将来子どもへの影響をどのように考えるかということになります。フッ化物事業の主体は市町村行政であり、最終的な導入においては、玉名市で判断することになります。世界的にも虫歯予防に対するフッ素の利用が見直されてきている中、集団フッ素洗口実施者への追跡調査など、全く行なわれておらず問題は山積みです。世界や日本国内でも議論が活発になってきている中、今回の予算化で一度導入されてしまうと、その是非に対する議論はできなくなってしまいます。いろんな考え方があり、子どもにとって本当に必要なことは何なのかを真剣に話し合い、何を選択するかを決めていくことが私たち大人の責任だと感じます。県が勧めているからそのままですではなくて、地方分権化が重要視されてきている現在において、玉名市でもう1回、フッ化物洗口がもたらす問題点など、世界的に視野を広げて、目を向け、しっかりと考え、議論し、進めていくべきだと思います。

まだ玉名市は、この歯科保健のいい現状において導入すべき段階ではないと思えます。保育、教育の場で子供たちがしっかりと育ち学べる環境をつくっていくことを考えることこそが、議会、地域、行政の役割なのだと感じます。

よって、私は、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算のフッ化物洗口関連予算を削除する修正案について賛成いたします。

○議長（作本幸男君） 6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） もう玉名町小学校の建設のことだけですけども、私も昨年まで3年間玉名中学校の学校運営協議会のほうに参加をさせてもらっておりました。そこでは、玉名中学校のPTAも校長先生もですけども、玉名中学校、それから滑石小学校、築山小学校、玉名町小学校の校長先生も含めたところでの役員さんたちが、いろんな中学校を含めたところでの話し合いをしておりました。その中で、耐震等々の話はございましたが、建てかえについての話はなかった。それから1つだけですけども、玉名町小学校については、もう長い間玉名町小学校内部でですね、学校運営協議会がなされてまして、いろんな面で、町小内ではいろんな話ができておったと、それ以外の小学校は4年前に始めてできたというようなところがあったと思います。そういう中で、町小ではそういうことで詳しくやっぱり議論がなされてこういう結果がなっていると思いますけども、ほかの小学校といいますか、滑石小学校等々もそういう機会を設けて、具体的にやっぱりもっと話をして、そのあとに実施設計にすべきではないかというところでの提案です。

以上です。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

11番、横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 私は議第12号平成27年度玉名市一般会計当初予算のフッ化物洗口に対する修正案について、反対の立場から討論をいたします。

一般会計当初予算でのフッ化物洗口事業の修正案が出されましたが、今回の修正理由について誤解があるように思いますので、市民の健康と幸せを守るため、議員の努めとしては、正しく理解した上での判断が大事だと思っております。

まず、玉名市の子供たちの歯科保健の状況が良好とのことですが、虫歯を持っている子どもの割合は、県下での順位が毎年落ちてきているのが現実です。現在、玉名市の12歳児の4割近くは虫歯をもっており、このままの状態が続けば、大人になってほとんどの人が虫歯にかかり、歯を失うリスクを抱えていることになります。それを何もせず放っておいていいのでしょうか。

県下の他の自治体では早くから実施したり、ほとんどは取り組みを始めている今、玉名市はこのままでいいのでしょうか。また、フッ化物洗口は大人になってからも効果が続くことが実証されています。40年前から実施している新潟県では、フッ化物洗口を行なった人は30歳になったときに、しなかった人に比べ虫歯の本数は3分の1で、失った歯は1本もなかったという報告があります。しかも、40年の間実施して、これ

まで事故や副作用の報告は全くないとのことであります。

また、修正理由に劇薬を用いた医療行為を行なうべきではないと表現されていましたが、これも誤解があると思います。確かにフッ素洗口製剤は劇薬で、施設の責任者の正しい管理が必要です。しかし、それをいったん水で溶かすと普通薬となり、子供たちがうがいをしている洗口液は、市販の歯磨き粉に入っているフッ素と同じ濃度であると私は理解しております。

また、フッ化物洗口は医療行為ではないとのことであり、それで現在、市民のボランティアさんにも手伝っていただいているのです。私たち市民の代表である市議会議員は、変に不安をあおるのではなく、正しい理解をし、正しく判断することが議員としての努めではないでしょうか。

私は、学校は学問を教える場であるとともに、子どもが健やかに育つために自立する力を育む場でもあると思うのです。現在、フッ化物洗口は熊本県内の保育所、幼稚園ではすべての市町村で実施され、小中学校においても平成27年度中にはすべての市町村で開始されます。同じ未来ある健全な子供たちすべてに対して、虫歯を予防する機会を平等に設けるために、フッ化物洗口は集団の場で積極的に推進していく必要があると考えます。

また、今回の修正案では、今まで実施してきた保育園や幼稚園のフッ化物洗口事業まで削除されることになるのです。10年以上実施してきた保育園もその事業が削除されてしまうのです。これは各保育園や幼稚園で子どもの健康を願い、また、保護者もほとんど100%に近い方が希望をされております。長い間実施されてきたものを否定することになります。仮に、継続して実施されとしても園や保護者の負担になることは予想されます。現実には今回の修正案を聞きつけ、今まで実施してきた保育園から反論や不安の声が現場からも上がってきております。先日、ある学校の校長先生からも、「今度のPTA総会するとき、保健所から来てもらい保護者の皆さんに説明を予定しているのですが、議員どうしたらいいでしょうか。」という不安の声も聞かれております。今、ここで修正案がもし通ったとしたら、議員の責任をどうお考えでしょうか。議会の責任で削り、これまで実施してきた保育園に対しての説明責任をどのようにとられるおつもりなのか、私は、これらのことから議第12号平成27年度玉名市一般会計当初予算の修正案について反対するものであります。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

7番、嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 私は、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算のサッカー場建設事業の文教厚生委員会修正案について反対の立場から討論をいたします。

サッカー場建設検討委員会の再建議の経緯については、西川議員、松本議員の一般質問の中で執行部から詳しく説明がっておりますが、金栗記念広場を拡張して、サッカー場の建設とあわせて400メートルトラック8コースの陸上競技場を整備するという当初提出された建議書の内容では、北側の駐車場がほとんどなくなる。屋外トイレの撤去をしなければならない。西側園内通路から野球場への通行ができないなど、多くの課題が出てきたということで、サッカー場建設検討委員会へ再度説明を行ない、再検討をしていただいたということですので、何ら問題はないと思います。

実際に私も金栗記念広場を400メートルトラック8レーンの陸上競技に拡張した説明資料を見ましたが、敷地に全く余裕がなく、駐車場の不足や日常行なわれている練習、試合さらには野球場の利用者にも影響をもたらすと考えられ、非常に利便性の悪い施設となることが心配される内容でした。担当の事務局がサッカー場建設検討委員会に対し、改めて丁寧な説明が必要と考えたのも当然と考えられますし、検討委員会も再検討をされて、その後、再建議書の提出となったということは、検討委員会に出席されてる委員の皆さんに理解を得たものととらえております。また、フィールド2面の整備についてであります。サッカー場建設検討委員会の委員からも小学校、中学校、高校、一般と、それぞれの分野ごとに年間を通じて数多くの試合が行なわれており、大会運営上にも最低でもフィールド2面の整備が必要との意見が出ていると聞いております。また、サッカー競技を行なう上で、玉名市内の拠点となる施設にするためにも、フィールド2面の整備がぜひ必要ではないかと思う次第です。

よって、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算のサッカー場建設事業の文教厚生委員会修正案について、私は反対をいたします。

最後に、このサッカー場建設事業は、公共施設等特別委員会の審査の中の1つの事業となっておりますので、建議書を尊重した基本構想を策定され、特別委員会においてサッカー場基本設計に向け、検討いただく必要があると思っております。

○議長（作本幸男君） 10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 10番議員、田中であります。

私は、議第12号平成27年度玉名市一般会計当初予算の修正案（第1号）フッ化物塗布に関する修正案に対して、反対の立場から討論いたします。

先ほどから、北本議員からも劇薬であるからフッ化物洗口は妥当ではないというような意見がありましたけれども、我々薬物に対してさほど知識のない者に対して、薬剤師の免許を持つ方が、劇薬と称してまるで恐怖心をあおるような言い方をされることは、その薬剤師としての職業倫理に対しても背くようなことではないかと思えます。先ほど横手議員の討論でもありましたように、十分に安全性を考慮した上で使用されるフ

ッ化物は劇薬等ではありません。また、我々文教厚生委員会では、モデル地区として横島小学校を視察し、また県の保健所からも時間をとっていただき、十分な説明、質疑をした上で、このフッ化物洗口に関しては、十分な審議、勉強、研究をしたことでもあります。その上で十分に安全性があると、また、安全性と効果があることを確認した上で委員会に望んだわけですが、数名の委員の方には、個人的には賛成なのだが事情があって賛成できないというようなこともお伺いしております。ある意味、政治的な取引としてこのフッ化物洗口が利用されたことに対して、大きな憤りを感じているところでもあります。我々、玉名市議会議員は、7万市民の代表としてこの場にいるわけですから、玉名市民の安心・安全、また、今後の玉名市の発展を十分に検討した上で、正義をもって判断していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

12番、近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） ただいまのフッ化物に関して予算の削除の件に関して、私の考えを述べさせていただきます。

この問題は、北本議員のお話を聞きますとそうだなと思い、横手議員のお話を聞きますとまたそうだなと思い、非常に難しいことだというふうに私も思っております。ただ私の経験から考えますに、そもそもなんで虫歯になるかということなんですよね、そこがやっぱり抜けているような気がします。虫歯の予防はフッ素じゃなくてもできることがあるんです。例えばよく噛むということ、この間、文部科学大臣賞を受けた香川県の仁尾小学校ですね、給食のとき最初の一口は100回噛むというのをしてるんですね、研修に行きましょうというお誘いしましたけども、同意してくださった何人の議員さんが一緒にそこに見学に行ってもらいましたけども、よく噛めば唾液が出てきて流されるんですよ。だからこういう基本的なことを指導してくださいというふうに私は以前申し上げたと思うんですけども、そういうことはされてないと思うんですね、当たり前のことがされてなくて、そしてこのフッ素を使うということ、フッ化物を使うということがどうかなと私は思うわけです。フッ素がいいのか悪いのかということは、それは本当に難しいことなんですけど、まずは当たり前のことから、当たり前のことをまずするのが一番じゃないかと思えます。

それから砂糖を減らすということです。今この最近知りませんが、ゼリーは何か1個20円ぐらいするらしいけど、よく給食のデザートみたいに出来ますね、なんでデザートが必要なのかと、学校に限らず病院の給食でも出来ますけど、砂糖を減らしてほしいと、これほど虫歯のことを思うなら砂糖を減らしてほしいと。私は非常に思います。

それと私が虫歯の予防で聞いてますのは、なぜ虫歯になるかということ、いろいろ原

因がありますけど、ストレスで食いしばるとですね、エナメル質に亀裂が入るわけですね、一番硬いエナメル質に亀裂が入るとそこから菌が入ってしまうということで、エナメル質が非常に強い子どもの場合は虫歯にならないけども、そのあとで歯茎がやられて歯槽膿漏になっていくわけですね、ですからこれもいいのかもしれないけども、先生が苦勞していろいろして、「はい、並びなさい。」「あれしなさい。」「これしなさい。」というそういうふうな会話をする時間を、もっと外で走り回ってストレスを発散したら、心身ともに元気になるんじゃないかと思うんですよ。私は、これは本当に難しい問題だと思うんですけど、これほど虫歯を減らそうとするんなら基本的なところを基本に立ち返って、薬を使わなくても子どもが元気に育つ当たり前の生活ができているのかどうかということを、私はまず基本の「き」をしてもらいたい。食育ずっと言ってきましたけども、学校教育においては、それは地域の問題だということで、鼻にもかけてもらえなかったと、今までの一般質問そうでした。当たり前のことを、より自然なことを力を入れていただきたい。それから考えてもいいんじゃないかと。それを当たり前のことをしてどのくらい虫歯が減るのかと、私はそれを先にしていただきたいと思いません。簡単なことです。昔から言われたよく噛んで食べるということ。私、鍋小学校で、小学校4年生から5年生させてもらいました1カ月。最初の1口100回噛むだけで、子どもがぐんと落ち着いてくるんですよ。いわゆる交感神経が落ち着いてくるんですよ、噛むことによって。そして消化もよくなります。精神も落ち着いてきます。唾液がよくなるから口の中が洗い流されます。私はやはりできるだけより自然を大事にして、自然の摂理にあった生活ができるように整えていくということをまず考えていくべきであって、それをまずしてほしいと、そのために修正案について賛成いたします。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

3番、松本憲二君。

[3番 松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） 3番、自友クラブの松本憲二です。

私は、議第12号平成27年度玉名市一般会計予算のサッカー場の修正動議に賛成の討論をしたいと思えます。

私、今回一般質問で3月の議会でサッカー場を取り上げてやったわけですけども、先ほど嶋村議員おっしゃいました1回目の建議で、その金栗記念広場を400メートルに広げるのは非常に狭い、それは私も理解するんですね、それは私も十分理解します。あそこに400メートルをつくるべきではないというのは、私も普通見てわかるんですよ。だからサッカー場を結局、つくる。じゃあ300メートルのあそこのトラックにサッカー場を1面できるわけですね、だから下にわざわざ2面つくらずに、400メートルを下につくって、その中にサッカー場を1面つくれば、2面サッカー場は上と下で

できるじゃないですかというような、そういう一般質問で僕はお話をさせてもらったと思うんですよね、だからやっぱり今回、まだその一応、その建議書の中でも、検討委員会の中でも400メートルのトラックは十分協議をしてくださいよということで、まだ残されてるんですから、それをまた2面つくって、また陸上競技場をまた費用をかけてまたつくるといのは、非常におかしいことだと思うんですね、だから今回、1回ここは削除をきっちりして、そしてまた検討をし直して、400メートルのトラックの中にサッカー場が1面できるわけですから、その面もきっちり含めた中で、今回は削除をしていただきたいということで討論させていただきます。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、専決処分予算議案の採決に入ります。

議第1号 専決処分事項の承認について 専決第3号

平成26年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

以上、専決処分予算議案1件について採決をいたします。

ただいま採決に付しております議第1号に対する各委員長の報告は承認であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、予算議案の採決に入ります。

議第12号 平成27年度玉名市一般会計予算

議第15号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算

以上、予算議案2件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第2号 平成26年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第3号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

議第4号 平成26年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 平成26年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議第6号 平成26年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議第7号 平成26年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

議第8号 平成26年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第3号）

議第 9号 平成26年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）
議第10号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
議第11号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
議第13号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算
議第14号 平成27年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算
議第16号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計予算
議第17号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算
議第18号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計予算
議第19号 平成27年度玉名市水道事業会計予算
議第20号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計予算
議第21号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計予算

以上、予算議案18件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案18件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案18件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、議第12号 平成27年度玉名市一般会計予算について採決いたします。

本案について、文教厚生委員長の報告は修正であり、文教厚生委員会修正案（第1号）及び（第2号）のとおりであります。また、前田正治君ほか2人から議員提出修正案（第1号）が、西川裕文君ほか1人から議員提出修正案（第2号）が、西川裕文君ほか1人から議員提出修正案（第3号）がそれぞれ提出されております。この場合、会議規則第77条第1項の規定により、議員提出修正案を委員会修正案より先に採決することになっております。また、会議規則第77条第2項の規定により、同一の議題について議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決め、その順序は原案に最も遠いものから先に表決を取るようになっております。したがって、初めに議員提出修正案3件について、第3号、第2号、第1号の順にそれぞれ採決いたします。

次に、文教厚生委員会修正案2件について、第2号、第1号の順にそれぞれ採決いたします。

最後に、修正案のいずれかが可決ならば、修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば、原案について採決いたします。

初めに、まず第12号に対する西川裕文君ほか1人から提出された議員提出修正案（第3号）玉名町小学校校舎等改築事業費歳入歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する議員提出修正案（第3号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第12号に対する議員提出修正案（第3号）については、否決されました。

続いて、議第12号に対する西川裕文君ほか1人から議員提出された議員提出修正案（第2号）サッカー場建設事業費歳入予算の削除について、起立により採決いたします。議第12号に対する議員提出修正案（第2号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する議員提出修正案（第2号）については、可決いたしました。

〔「暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） それでは、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時54分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 4時03分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、第12号に対する前田正治君ほか2人から議員された議員提出修正案（第1号）フッ化物洗口事業費歳入予算の減額について、起立により採決いたします。

議第12号に対する議員提出修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 可否同数であります。よって地方自治法第116条第1項の規定により、議長において議第12号に対する議員提出修正案（第1号）について、可否を採決いたします。

議第12号に対する議員提出修正案（第1号）については、議長は否決と採決いたします。よって、議第12号に対する議員提出修正案（第1号）については、否決され

ました。

次に、議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）サッカー場建設事業費歳出予算の削除について、起立により採決いたします。

議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第2号）については、可決いたしました。

次に、議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）フッ化物洗口事業費歳出予算の減額について、起立により採決いたします。

議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）について、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第12号に対する文教厚生委員会修正案（第1号）については、否決されました。

次に、ただいままで修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

議第12号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第12号の修正議決した部分を除く、その他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま修正議決されました議第12号平成27年度玉名市一般会計予算について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

議第15号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第15号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第15号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第25号 玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について

議第38号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議第40号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第22号 玉名市名誉市民条例の制定について

議第23号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の制定について

議第24号 玉名市立小学校臨時教員の給与等に関する条例の制定について

議第26号 玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の制定について

議第27号 玉名市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定について

議第28号 玉名市食料・農業・農村基本条例の制定について

議第29号 玉名市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議第30号 玉名市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議第31号 玉名市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議第32号 玉名市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議第33号 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 玉名市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議第36号 玉名市一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第37号 玉名市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第39号 玉名市保育所における保育に関する条例を廃止する条例の制定について

議第41号 玉名市水道事業の設置等に関する条例及び玉名市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 17 件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案 17 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案 17 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第 25 号 玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 25 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 25 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 38 号 玉名市保育所条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 38 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 38 号については、原案のとおり決定いたしました。

議第 40 号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第 40 号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第 40 号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第 42 号 あらたに生じた土地の確認について

議第43号 字の区域の変更について
議第44号 市道路線の認定について
議第45号 和解及び損害賠償額の決定について
以上、議案4件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議案4件に対する委員長の報告は可決であります。
各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第1号 国指定重要文化財旧玉名干拓施設の整備活用に関する請願

請第2号 将来展望がひらける支所・公民館・保健福祉センター・図書館等の集約
施設建設を求める請願

以上、請願2件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請願2件に対する各委員長の報告は、いずれも採択
であります。各委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、請願2件については、採択す
ることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

平成26年陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

文教厚生委員長より、平成26年陳第8号について会議規則第111条の規定により
お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。平成26年陳第8号については、委員長からの申し出のとおり閉
会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、平成26年陳第8号について
は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第3 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第3、「委員長報告」を行ないます。

議会運営委員会に付託中の陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情については、会
議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出が
ありますので、この際、これを許します。

地方自治法第117条の規定により、田中英雄君の退場を求めます。

[10番 田中英雄君 退場]

○議長（作本幸男君） 議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 嶋村 徹君。

[議会運営委員長 嶋村 徹君 登壇]

○議会運営委員長（嶋村 徹君） こんにちは。議会運営委員会に付託されました陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

陳情の趣旨については、事務局から読み上げられ、委員会審議における委員からの意見は次のとおりであります。

議員が政治倫理に反すると疑義を持たれたときは、議員みずからが疑惑を晴らすよう努力する以外にない。また、今回の陳情が玉名市議会として、二親等規制に対しての議会の対応を望まれているのか、それとも議員本人に対しての疑惑や不信感に襟を正し、厳正、適切な対応をとられるよう求められているのか、曖昧なところがある。前回の陳情は、二親等規制に強制力を持たせるようなものであり、不採択となった。それはもともと政治倫理条例が努力目標を前提として作成されており、現実的な形の上ではやはりそれぞれの議員が政治倫理条例の趣旨を尊重して、努力をしなければならぬためである。二親等規制については、議員のみならず、二親等以内という制約により、議員でない市民一般まで影響があるので、ゆっくり時間をとって協議をしたほうがよいのではないのか。また、政治倫理条例は、議員がみずからを律すべくつくった条例であるので、議員が政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれたときには、議長等から疑惑解明に努めるように求めていただきたいなどの意見が出された。

以上のような意見により、委員全員が、もっと十分な協議が必要であるとの見解の一致を見て、陳第1号については、継続審査にすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

次に閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情、議会運営委員長より、陳第1号について会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

陳第1号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって陳第1号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

田中英雄君の入場を許します。

[10番 田中英雄君 入場]

日程第4 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第4、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

[公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） お疲れさまです。もうすぐ終わりますので、よろしくお願ひします。

こんにちは。去る2月12日と3月5日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず最初に、公共施設適正配置計画に関する項目の中で、岱明支所への公民館及び図書館の施設集約化について執行部から、11月に開催されました住民説明会の報告がなされました。代表的な意見として、「公民館建てかえは合併時の約束事だ。」「地域協議会等へ説明したとあるが、移転ありきの説明に感じた。」といった反対意見。逆に賛成の立場から、「合併時の約束事にこだわるより、将来を見越して借金をつくらなかったことに賛辞を浴びるべき。」「旧岱明町のシンボルである立派な支所は有効活用すべき。」との意見が出され、また、そのほかにも「図書館については、だれも反対していない。」「3階には公民館ではなく、有明広域行政事務組合事務所の利用も考えられるのでは。」また、「現在の公民館をできる限り使用すべき。」「なぜ、急いで支所集約を進めるのか。」といったさまざまな意見が出された報告がありました。これらの意見を踏まえ、執行部から、さまざまな可能性を探りながら、これらの施設が将来にわたり負の遺産とならないよう、公共施設適正配置計画の趣旨を十分に踏まえた検討を、今後も続けていくとの説明がなされております。

次に、天水地区の施設集約化について2月5日に区長会、地域協議会、各種利用団体を対象とし、地元議員の参加のもと開催した説明会で、現時点での市の計画案を説明したところであるが、その中で、さまざまな方から岱明や横島にある同様の施設面積と比較し狭すぎるとの意見が出され、このようなことから、天水支所周辺施設の集約化に

についても、公共施設適正配置計画の趣旨を踏まえて、さらなる慎重な検討を行ない、天水自治区の皆さまと協議を重ねていきたいとの説明がなされました。

執行部からの説明のあと委員から、岱明、天水地区施設集約化に関する予算計上時期について質疑があり、執行部は、岱明地区については、平成27年度当初予算の計画は考えていない。また、天水地区についても施設集約化の素案が説明したばかりであるので、時期については未定であるとの答弁がっております。

次に、市庁舎跡地利活用に関することについて執行部から11月20日に、本庁舎跡地等活用検討委員会からの答申を受けた。その基本方針は、新たなにぎわいを創出し、中心市街地の活性化に資することを念頭に、他世代交流機能と居住促進機能を備えた施設の整備を図ることと内容であった。また、今後は、答申等を踏まえ、旧庁舎跡地等の活用にかかわる基本構想の策定について、旧本庁舎、玉名第1保育所及び玉名市文化センターの土地、その他関連施設の一体的な活用を図るために、平成27年度に庁内職員による玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会を設置し、基本構想及び関連施設の配置計画を策定予定としている。このため、平成27年度当初予算として、基本構想策定支援のため、専門的な知識や技術の提供を受けるため委託料を計上。また、旧庁舎の解体については、財源的に効果が高い方法で早い時期に解体する必要があるため、平成27年度の当初予算で準備段階である解体設計委託料の計上を考えているとの説明がなされました。

この件に関して委員から、解体について効果が高い方法とは合併特例債を予定しているのかとの質疑に、合併特例債の活用を計画している。もし、活用できない場合には、公共施設等総合管理計画に盛り込んだ上で、起債を活用したいとの答弁。また、委員から、跡地活用について、不動産業者へ募集をかける考えはあるかとの質疑に、執行部は、答申中の活用方法に、居住促進機能を備える施設整備が記されているが、これは、例えば、単に高齢者マンションを建てるだけでなく、周辺地域を含めた居住を促す土地利用が望ましいという趣旨。市全体の財産として考える必要があるため、答申に基づき基本構想の策定を進めていきたいとの答弁でした。

次に、市民会館建設に関することについて、執行部から、基本設計について、基本設計予算は平成26年度当初予算と平成27年度債務負担行為分を合わせた2,290万円で、条件付一般競争入札を行なった結果、8社の参加申し込みがあり、株式会社大建設福岡事務所が637万2,000円で落札し、落札率は29.6%であった。これは原材料費がかかる土木工事や建築工事と違い、設計業務は柔軟性がある点と、業者が他自治体での入札時のために実績をつくっておきたいとの理由からと聞いている。大建設福岡事務所については、1級建築士24名をかかえ、同様の業務では、三重県桑名市の市民会館の実績があるとの説明がなされました。

執行部からの説明のあと、当特別委員会で約1,300席の大ホール及び小ホールを備えた施設の行政視察を実施した点を踏まえて、質疑がなされました。まず、委員から、座席数の基本設計の反映と民間会社の管理運営委託について質疑があり、執行部は、平成23年9月に作成した市民会館整備基本計画書の中で、座席数は大ホール800席程度と小ホール300席程度とあるため、基本設計への反映についても、この座席数にて進めているとのこと、このことは検討委員会委員及び執行部でも視察を行っており、その際、例えば1,500席クラスのホールは、当市では大きすぎる。もてあますとの印象を持ち、800席クラスが管理していくのに適当であるとの判断からでもある。また、管理運営体制について、今後5年間は自治振興公社を指定管理者としている。この期間中に市民会館が建設されることになるが、次回の指定管理者選定のときは、民間業者や自治振興公社を含めたところで、公募によって選定する可能性がある。なお、現在でも自主事業の充実を図るために自治振興公社へ指摘、指導を行なっているところだが、次回、選定までの期間中も継続して指導を行なうとの答弁。

また、委員から、市民広場公園には、現在目いっぱい駐車がしてある状況のため、広場は絶対に必要と思う。安全の面も含めて建設場所を再考してほしいとの意見が出されています。

ほかにも委員から、余裕のある座席幅について、また、音響を考慮した設計、広いホワイエや喫茶スペースの設置などの要望が出されています。

次に、サッカー場建設に関して執行部から、サッカー場建設検討委員会での5回にわたる建設方針、規模などの検討の結果、1月26日に市長へ建議書が提出された。主な内容としては、桃田運動公園正面進入路南側に人工芝のグラウンド、また、桃田運動公園金栗記念広場を土舗装で整備し、400メートルトラック8コースの陸上競技場の整備をするもの。ただ、この陸上競技場整備には課題もあり、屋外トイレの撤去や駐車場の廃止、西側園内通路から野球場へ通行不能、メインスタンド中心とグラウンド中心のずれ、トラックとメインスタンド間との余裕スペースが取れないといった問題が生じてくるとの説明がありました。この件に関して委員から、桃田運動公園進入路南側用地のかさ上げと水はけについて質疑があり、執行部は、県道レベルまで高いところでは6メートルから7メートルをかさ上げが必要と考える。水はけについては、グラウンド下に調整池をつくり、大雨時に対応したい。また、建物と違いフィールドであるため、万が一水につかったとしても心配ないと考えるとの答弁。また、委員から、サッカー場の位置づけについての質疑に、建議書の基本方針にもあるように、市町村レベルの公式試合が開催できる規模を考えているとの答弁。これに対し委員から、小中学生にとっては、建設位置と学校からの距離を考えた場合、利用しにくいのではないかと。また、近隣自治体にもサッカー場があるならば、年に数回しか利用されない場合もある。1面でも

よいのではないかといった意見が上がっております。

なお、このサッカー場建設については、検討委員会として建議書を提出してあるものの、陸上競技場整備に関する課題を解決することは極めて困難との判断から、2月27日に再度検討委員会を開催し、建議書の見直しを行ない、3月3日に市長への提出がなされたことを受け、先般、3月5日に当特別委員会を開催いたしました。執行部から、建議書変更について、主な変更内容は、金栗記念広場への陸上競技場整備を取りやめ、検討委員会での第2案であったサッカーグラウンド2面を隣接する形で、桃田運動公園進入路南側に設置するもの。あわせて要望が上がっていた陸上競技場整備については、公認競技場を整備するよう建議書の中に盛り込まれている。今後は、この建議書をもとに基本構想策定を進めていきたいとの説明でした。この件について委員から、建議書の内容が簡単に変更できるのであれば建議の重みがなくなってしまう。サッカー協議も協会も玉名市サッカー場建設についての署名運動をされていると聞く中で、大きな大会が開催でき、高い経済効果が期待できるものを希望している。この際、新たに検討委員会をつくり、位置や規模等について最初から協議してほしいとの意見。また、新聞報道では、市が建議書に課題があるということだったが、建議に縛られることはないはず、サッカー場2面で約10億円かかるが、岱明地域の施設集約化の問題や、待機児童の問題など優先すべき課題はほかにもある。大会を年に何回開催できるかという懸念もあるため、負の遺産とならないためにも1面でグラウンドゴルフなどにも使える多面的なサッカー場にすればよいとの意見が上がりました。

そのほかにも委員から、大会誘致の見込みとか稼働率、予定している財源、人工芝グラウンド、土舗装グラウンド、それぞれの維持管理費、小中学生の練習利用時の利便性や使用料についての確認や「2面の必要はない、1面で十分である。そのほかにも野球場整備の要望もある。」「建設予定地は水はけの心配がどうしてもつきまとうと桃田運動公園西側広場付近であればその心配もなく、費用も安く済むはず」との意見。また、別の委員からも桃田運動公園周辺にこだわるのではなく、いろいろな候補地の比較表を提示していただき、規模や場所などについて当特別委員会独自にでも、より一層慎重な協議を行なっていくべきとの意見が出されております。

以上の4つの調査項目に関する質疑、応答の後、最後に今後の調査事項の進捗状況等について引き続き調査をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4時39分 休憩

午後 5時29分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第5 議員提出議案上程

議員提出第1号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議員提出議案審議

議員提出第1号について

日程第7 決議案上程

決議案第1号 新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について

日程第8 提案理由の説明

決議案第1号について

日程第9 決議案審議

決議案第1号について

日程第10 決議案上程

決議案第2号 玉名市特別顧問の調査に関する決議の提出について

日程第11 提案理由の説明

決議案第2号について

日程第12 決議案審議

決議案第2号について

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第5 議員提出議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第5、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより議員提出議案を上程いたします。

議員提出第1号 玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出第1号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議員提出第1号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を省略いたします。

また、議員提出第1号については、委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しないことになっております。

よって日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第6 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第6、「議員提出議案審議」を行ないます。

これより、議員提出第1号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議員提出第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第1号玉名市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

日程第7 決議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第7、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第1号 新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第8 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第8、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

14番 永野忠弘君。

〔14番 永野忠弘君 登壇〕

○14番（永野忠弘君） 皆さんこんにちは。お疲れのところもうしばらく我慢ください。自友クラブの永野でございます。決議案第1号の提案理由について申し上げます。

決議案第1号新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成27年3月27日提出。

玉名市議会議員 永野忠弘、城戸 淳、福嶋譲治。

玉名市議会議長 作本幸男殿。

今決議案は、新玉名駅駐車場混雑問題の早期解決のため、議員の総意として駐車料金の有料化を強く求めるべく決議を提出するものである。

それでは、決議案の文面について読み上げます。

新玉名駅駐車場の有料化を求める決議

本年3月12日、新玉名駅を開業してはや4年が経過した。熊本県県北の玄関口として、また、併設する観光交流施設の情報発信拠点として開業以来、多くの方に御利用いただき本市を初め、県北地域の経済や観光にさまざまな効果をもたらしている。しか

しながら、この新玉名駅の北口、南口広場自動車駐車場（以下、「新玉名駅駐車場」と言う）については、開業後の早期より慢性的な混雑が続き、駅利用者からの不平不満の声が非常に多く、大変迷惑をおかけしているところである。新玉名駅駐車場の混雑解消については、これまでも議会において多くの議員が幾度となく一般質問でただしたり、要望を行なってきた。この間、市により多目的広場や駅前広場への駐車場の拡張等で対応はなされたが、いっこうに問題の解決には至っていない。

駐車できなかったことによる新幹線への乗り遅れ、また、乗り遅れないがためにやむを得ず駅敷地外の周辺地や路上に駐車されたであろう車両の数も目に余る状態であり、駅利用者の迷惑、不満は極限に達していると感じるところである。新玉名駅駐車場は、開業当初から駐車料金無料で供用されてきた。これにより新玉名駅の認知度は向上し、この4年の間に駅利用者の誘客の促進に十分な成果を上げ、その目的を果たしたといえる。しかしながら、これ以上、駐車料金無料での供用を継続し、収容能力を超えて車両の受け入れを仰ぐことは、もはやサービスの域を離脱した弊害と言わざるを得ず、市民を初めとする駅利用者の安心を犠牲にしてまで継続されるべきものではない。駐車場の目的外利用の入場の制限、枠外や通路への迷惑駐車の撤廃、そして何より駅利用者への駐車を担保させるためにも、新玉名駅駐車場は有料化されるべきである。4年の歳月を経過しながら、未だに解決しないこの新玉名駅駐車場の問題をもうこれ以上留保することは許されない。早急に対応を検討し、解消を図ることこそが本来の市民の、市民のための市政と考える。

市民の代表である議員の総意として、新玉名駅駐車場問題解決のため、駐車料金の有料化を強く求める。

以上、決議する。

平成27年3月27日、熊本県玉名市議会。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

決議案第1号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行いません。

日程第9 決議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第9、「決議案審議」を行ないます。

これより、ただいま議題となっております決議案第1号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第1号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。決議案第1号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。決議案第1号新玉名駅駐車場の有料化を求める決議の提出について、本件は起立により採決いたします。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、決議案第1号については、否決されました。

日程第10 決議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第10、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第2号 玉名市特別顧問の調査に関する決議の提出について

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第11 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第11、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） それでは、提案理由の説明を行ないます。

玉名市特別顧問設置については、議会への説明はなされておらず、また、玉名市例規集にも載せてはなく、その存在は明らかにされていませんでした。玉名市特別顧問の設置は秘密裏に行なわれて、説明責任が全く果たされていません。今議会の一般質問や委

員会での質疑で、玉名市特別顧問が平成24年5月10日に要綱で設置、施行されて、平成27年3月16日には廃止されたなど、その一部が初めて説明されました。玉名市特別顧問は、その設置要綱の条文からして、地方自治法第138条第4項に規定する附属機関の性格を有することは明白であります。したがって玉名市特別顧問を条例ではなく、要綱で定めて公金を支出することは極めて違法性が高く、他市においての裁判では、違法の判決が出ています。

以上のようなことから、公正で適正な市政運営、事務執行の観点から、特別顧問が玉名市に必要であるか、否か、特別顧問設置の妥当性、特別顧問を要綱で設置した妥当性、特別顧問への公金支出の妥当性、説明責任、情報公開など、玉名市特別顧問設置に関する事項を調査、検証する必要があります。よって地方自治法第100条第1項の規定により、玉名市特別顧問の事務に関する調査特別委員会の設置を求めるべく決議を提案するものであります。

それでは、決議案を述べます。

玉名市特別顧問の調査に関する決議案

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり玉名市特別顧問の事務に関する調査を行なうものとする。

1. 調査事項、玉名市特別顧問設置に関する事項。
2. 特別委員会の設置、本調査は地方自治法第109条及び玉名市議会委員会規則委員会条例第6条の規定により、委員10人で構成する玉名市特別顧問に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。
3. 調査権限、本議会は1に掲げる事項の調査を行なうため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条の第1項の権限を、玉名市特別顧問に関する調査特別委員会に委任する。
4. 調査期限、玉名市特別顧問に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行なうことができる。
5. 本調査に要する経費は、本年度中においては20万円以内とする。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

決議案第2号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行いません。

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第12、「決議案審議」を行いません。

これより、ただいま議題となっております決議案第2号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

ただいま提案されている決議案に対して賛成の立場から討論を行いません。

私はこの玉名市特別顧問問題を考える上で、3つのポイントがあると思います。

まず第1、特別顧問はその設置要綱で、玉名市の施策推進について助言、提言、協議を行なうものであり、助言、提言、協議の対価として、公金から謝礼を支出すると定めています。これは大変重要な問題にもかかわらず、特別顧問設置に当たっては、議会に全く説明がありませんでした。説明責任が全く果たされていない。これは議会が持つチェック機能を奪う、議会軽視に当たる問題です。

2、特別顧問設置要綱があるにもかかわらず、例規集には掲載せずに、特別顧問の存在は非公開の状態でありました。特別顧問を隠蔽した中で、特別顧問の名刺が市民の中に出回り、市民からは特別顧問の制度に対する疑問の声が出されていました。

3、特別顧問は、地方自治法が定める附属機関に当たるか、否か、その判断におけるポイントは、玉名市特別顧問設置要綱の条文そのものにあります。他市における裁判の判例や行政運営における、行政実例集に玉名市特別顧問設置要綱を照らせば、附属機関に当たることは明白であり、違法の疑いがあります。

以上のようなことを調査検証して、間違いがあれば是正をする、これは議会に与えられた大きな役割であります。特別顧問設置について、全く問題がないというなら、百条委員会の中で十分な説明をして、理解を得ることこそが問題なしと決定づける唯一の方法であります。

したがって、百条委員会設置を求める決議に賛成をいたします。

○議長（作本幸男君） 13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 福嶋譲治です。

玉名市特別顧問設置要綱というのが出されまして、私は前田議員の出されたことに對して賛成の立場で討論いたします。

要綱をここに今日いただきましたけれど、今までこういうことは議員が知らなかったことであります。また、特別顧問がいらっしゃったことも知らなかったことで、民間の一般の市民の方から、こういう名刺が出回っているようだというような話を聞きまして、ようやく探し当てたのが、その名刺でありました。それには、事務局を市に置いてある、企画経営課に置いてあるということで書いてあります。市役所の電話番号も書いてありました。

本当に必要な制度であるならば、当然、その時点で議会に報告すべきであり、議会の我々も知っておくべき問題ではなかったかと思えます。そういう中で報酬が、予算にも上げられず、どこから流用されたのか、11万円何がしかを、どこからか流用で与えられてあります。

他市、高槻市でそういうのは違法であると、判例が出ておりまして、玉名市の場合は、それには該当しないということで説明がありました。今日の朝の全協でも説明ありましたけれども、本当に違法でない、清廉潔白であるのならば、この百条委員会であつて、百条委員会の中でこうこうですよというのが市長のこれからもっとすばらしい、今もすばらしい市長ですけれども、すばらしい市長になるための道順じゃないかと思えます。本当に市長のことを思っている議員、私どもも思っているんですけど、玉名市のことを思っているんですけども、そういう議員さんもこの場できちっと清廉潔白を証明していただいて、それから次に進むのが道じゃないかと思っております。

そういう意味で、この特別委員会の設置に賛成いたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

20番 田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 田畑でございます。

百条委員会の設置というのは非常に重いものだと私は思って、今まで議員活動をしてきました。しかし、こうして提案された以上、何かの自分の考えを申し述べないとやはり気の済まない分がございますので、私は提案に対して反対の意味で一言申し上げます。

議員の一般質問の場におかれまして、議員の質問に対して執行部の答弁は非常に明快に答弁されました。特別顧問の設置要綱の趣旨、それからそれを委嘱された相手方の名前、支払基準、2時間以内は5,000円とか、2時間以上は1万円とかですね、そして支出された金額まで明快に答弁されております。これ以上何も不透明な部分はないわけですよ。すべてが明快に答弁されております。何をどのように調査するのか、私ちょっと理解に苦しむわけです。私の考え、政治理念じゃないですけどね、そういう面から考えますと、ちょっと百条委員会の設置というのは、重きがないというような感じがいたします。明快になった部分をどのように解釈するか、議員それぞれの立場あると思えますけども、私は百条委員会設置には反対でございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。決議案第2号玉名市特別顧問の調査に関する決議について、本件は起立により採決いたします。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、決議案第2号については、否決されました。

以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成27年第1回玉名市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 森 川 和 博

玉名市議会議員 高 村 四 郎

玉名市議会会議録
平成27年第1回定例会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男

編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

電話(0968)75-1155